

みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭

～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～



第3期 旭市総合戦略

令和7年3月
旭市

計画期間:令和7年度～令和11年度

ごあいさつ

本市は、平成17年の合併から20周年という節目の年を迎えます。これまで、一体感の醸成を図りながら新市建設計画に基づくまちづくりを進めるとともに、東日本大震災からの復旧・復興やその教訓を生かした災害に強いまちづくり、人口減少に歯止めをかけるべく、少子化対策や生涯活躍のまち構想、シティプロモーションの推進など、市民の皆様や事業者等と力を合わせ、さまざまな取組を横断的に進めてまいりました。



しかしながら、国全体における人口減少、少子高齢化の流れは本市も同様であり、今後、地域経済の縮小やさまざまな産業における担い手不足、コミュニティ機能の低下などが一層懸念されます。

このような中、人口減少を緩やかにし、将来にわたり持続可能な地域を維持していくためには、「ずっと住み続けたい」、また、さまざまな理由で本市を離れても「いつかは帰ってきたい」と思ってもらえるまちをつくっていくことが重要です。

本市には、温暖な気候による暮らしやすさや、全国トップクラスの農業産出額を生み出す豊かな自然環境をはじめとして、国道126号沿線を中心に発展した商業及びその周辺の工業、道の駅や文化・スポーツ施設、そして地域の宝である旭中央病院や、充実した子育て支援を含めた医療・福祉環境など、自然、都市機能の両面でさまざまな魅力にあふれ、乳幼児から高齢者まで安心して暮らせる環境があります。

この度、この豊かな旭を次世代へつないでゆくべく、デジタルの力などを活用し、地方創生を加速・深化していくため、第3期旭市総合戦略を策定し、新たな将来都市像を「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」としました。

本市の持つさまざまな魅力を生かし、人口減少社会の中でも、市民一人ひとりが健やかで幸せに、満足した暮らしを送ることができるよう、引き続き全力で取り組んでまいりますので、皆様のご支援・ご協力を賜りたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を頂きました旭市総合戦略推進委員会、旭市国土強靱化地域計画検討委員会、並びに旭市行政改革推進委員会の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7年3月

旭市長 米本 弥一郎



市章



市の花
ツバキ



市の木
クロマツ

目次

第 1 編	序論	1
	第 1 人口ビジョン・総合戦略の目的と位置付け	3
	1 人口ビジョン	3
	2 総合戦略	3
	3 旭市総合戦略と各種計画との関係	4
	4 国土強靱化について	5
第 2 編	人口ビジョン	9
	第 1 旭市の人口の現状	11
	1 人口・世帯の推移	11
	2 人口増減の推移	14
	3 転入・転出の動向	17
	4 昼夜間人口及び通勤・通学の動向	21
	5 産業別就業者数の動向	24
	第 2 将来人口の推計と行政経営に与える影響	26
	第 3 目指すべき将来の方向	31
	1 人口戦略の方向性	31
	2 将来人口の目標	32
第 3 編	総合戦略	33
	第 1 基本的な考え方	35
	1 計画の役割・特色	35
	2 計画期間	35
	3 進行管理	36
	4 SDGs を踏まえた計画の推進	37
	第 2 旭市が目指す将来の姿	40
	1 将来都市像	40
	2 土地・空間利用の基本的な考え方	41
	3 基本目標	43
	第 3 重点プロジェクト	46
	1 旭ブランド創出プロジェクト	47
	2 こども・子育て応援プロジェクト	50
	3 つながる地域づくりプロジェクト	53
	4 “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト	56

第4	基本施策	59
施策 1	農水産業の振興	63
施策 2	商工業の振興	67
施策 3	観光の振興	70
施策 4	雇用の確保	73
施策 5	スポーツの振興	77
施策 6	子育て支援の充実	80
施策 7	学校教育の充実	84
施策 8	生涯学習の充実	87
施策 9	芸術文化の振興・伝統文化の保存	90
施策 10	青少年の健全育成	93
施策 11	互いに認め合う社会の形成	95
施策 12	生涯活躍のまち推進	98
施策 13	移住・定住の促進	100
施策 14	交流の促進	102
施策 15	安全で快適な道路の整備	105
施策 16	公共交通網の整備	108
施策 17	安全・安心な水の供給	111
施策 18	公園の充実	113
施策 19	居住環境の充実	115
施策 20	協働・共創の促進	118
施策 21	広報・広聴・情報公開の充実	122
施策 22	保健・医療の充実	126
施策 23	地域福祉の充実	131
施策 24	地域包括ケアシステムの推進	133
施策 25	高齢者福祉の充実	135
施策 26	障がい者福祉の充実	138
施策 27	消防・防災力の強化	140
施策 28	防犯対策・交通安全の強化	144
施策 29	消費者の保護	147
施策 30	廃棄物の減量化と資源の有効活用	149
施策 31	自然環境の保全	151

第4編

行政改革アクションプラン

155

第1	基本的な考え方	157
1	計画策定の目的.....	157
2	基本方針.....	158
3	計画の推進期間.....	160
4	計画の推進体制.....	160
第2	実行すべき重点戦略	162
施策 32	人と組織の育成戦略	162
施策 33	自立のための財政戦略	163
施策 34	資産マネジメント戦略	164
施策 35	進行管理マネジメント	165
	アクションプラン取組項目.....	167

第 1	国土強靱化の基本的な考え方	179
1	国土強靱化の理念	179
2	基本的な方針等	181
3	旭市が担う国土強靱化の役割	182
4	地域防災計画との関係	183
5	国基本計画における国土強靱化の基本的考え方	183
第 2	国土強靱化の推進目標	186
1	基本目標	186
2	事前に備えるべき目標	186
第 3	脆弱性評価の実施	187
1	想定するリスク	187
2	起きてはならない最悪の事態	187
3	施策分野	189
4	評価の実施手順	189
第 4	脆弱性評価の結果	191
1	ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化	191
2	地域の特質を踏まえた施策の推進	191
3	横断的な取組と関係機関・民間等との連携	191
4	プログラムごとの脆弱性評価結果	192
第 5	各プログラムの推進と重点化	207
1	各プログラムの推進と PDCA サイクル	207
2	プログラムの重点化	207
第 6	各プログラムの推進計画	208
第 7	計画の進捗管理と見直し	233
1	プログラムごとの脆弱性評価の実施	233
2	各プログラムの推進計画の見直し	233
3	リスクシナリオの見直し	233

資料編

1	アンケート等調査結果	237
	市民アンケート調査結果<ポイント>	237
	若者世代アンケート調査結果<ポイント>	244
	転出者アンケート調査結果<ポイント>	246
	転入者アンケート調査結果<ポイント>	247
	事業所アンケート調査結果<ポイント>	249
	「旭市のまちづくり」市民意見交換会 開催結果	252
	「旭市のまちづくり」事業者意見交換会 開催結果	260
2	策定組織	265
3	今後の財政見通し	271
	用語解説	272

「旭市総合戦略」の全体概要

市をあげて目指す「将来人口のチャレンジ目標」

短期目標 令和12年(2030年) 60,000人
長期目標 令和42年(2060年) 48,000人

(達成条件 国民希望出生率1.8
移動均衡(社会増減^{注1}±0))

— 令和42年に48,000人を達成するため、直近の令和12年時点で60,000人以上を目指す —

将来都市像

みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭

～ 健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”^{注2}の向上 ～

基本目標

- ① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり
- ② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり
- ③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり
- ④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

デジタル技術による
地域課題解決

重点プロジェクト

1. 旭ブランド創出プロジェクト

- 地域特性と交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成
- 若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化

2. こども・子育て応援プロジェクト

- 結婚希望と出産希望の実現に向けた強力なサポートと出生数の増加
- 妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実

3. つながる地域づくりプロジェクト

- 旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進
- 市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進

4. “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト

- CCDプロジェクト^{注3}との連携と市の特性を生かした「住んでいるだけで“健幸”^{注4}になれるまちづくり」の推進
- 豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進

デジタル技術による
地域課題解決

基本施策

基本目標① 4施策

基本目標② 7施策

基本目標③ 10施策

基本目標④ 10施策

行政改革
アクションプラン 4施策

合計35施策

デジタル技術による
地域課題解決

(注1) 社会増減: 転入した者の総数から転出した者の総数を引いた数

(注2) ウェルビーイング(Well-being): 世界保健機関(WHO)憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。

(注3) CCDプロジェクト(Cities Changing Diabetes): 旭市と千葉大学医学部附属病院、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究。

(注4) 健幸: 健やかで幸せな生活。

第 1 編

序論

1 人口ビジョン

旭市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、旭市総合戦略を策定するにあたり、これまでの人口動態や現状の課題、将来の推計人口を踏まえ、将来に向けた持続可能なまちづくりのための効果的な施策を企画立案するうえで重要な指標とするために策定したものです。

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても人口減少対策は喫緊の課題であり、総力を挙げて取り組む必要があることから、取組にあたっては、長期的な視点に加え、定期的に対策効果を検証しながら進める短期的な視点も重要となります。このような観点から、第3期旭市総合戦略の策定にあたっては、最新の国勢調査結果に基づいて将来人口を推計し、長期的な人口見通しを踏まえた目標設定を行うとともに、短期的な目標設定を行うこととします。

2 総合戦略

旭市総合戦略は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中で市民が健やかで幸せな満足した暮らしを送ることができるよう、急激な人口減少に歯止めをかけるとともに地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会とウェルビーイング（Well-being）[※]の向上を目指して市全体で取り組む計画です。

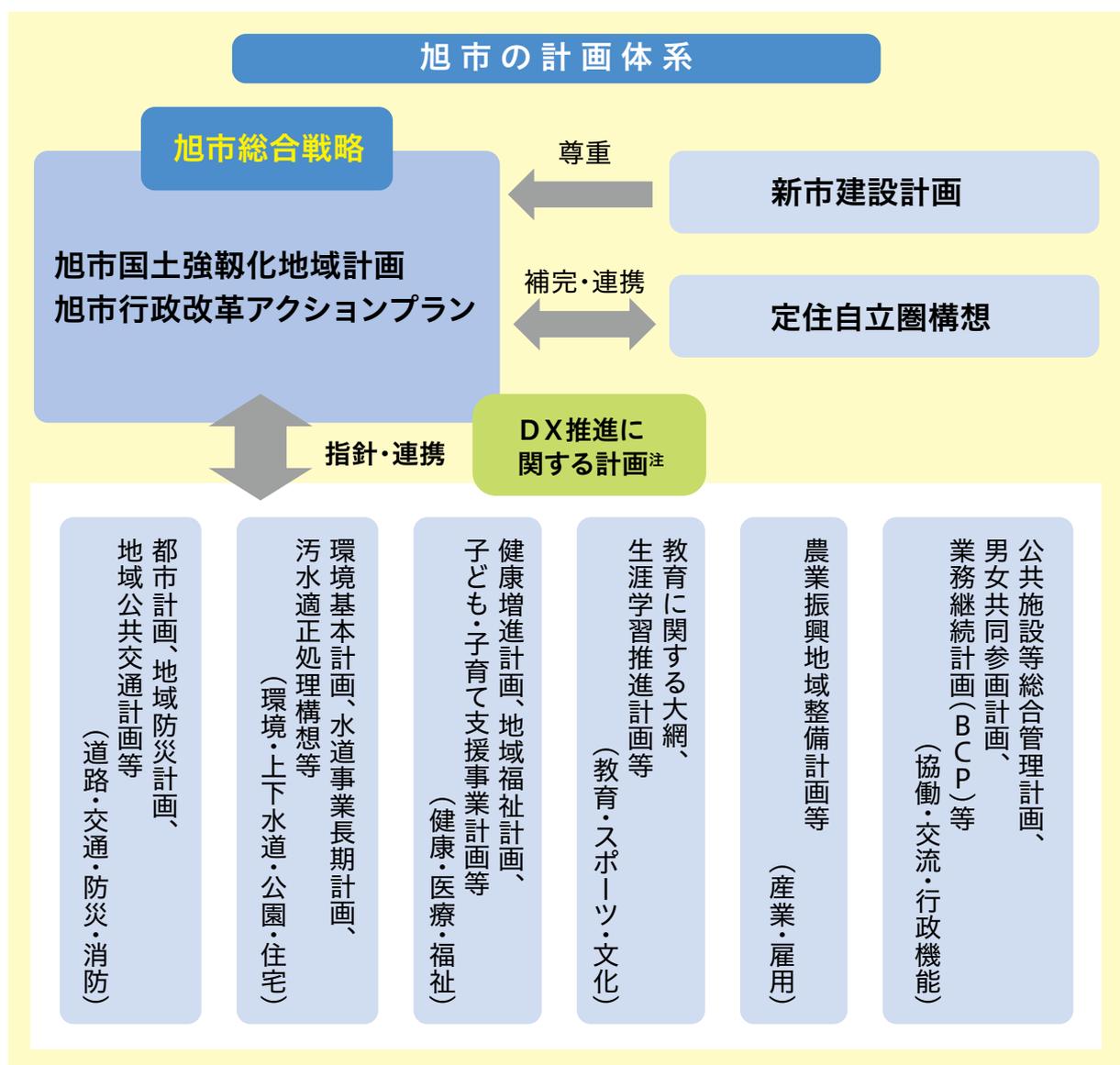
本戦略は、このような持続可能なまちづくりに向けた基本目標や施策の基本的方向等を定め、第2期（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））に引き続き強力に推進していく必要があることから、令和7年度（2025年度）からの5年間のまちづくりの指針として策定しました。

3 旭市総合戦略と各種計画との関係

旭市（以下、「本市」とする。）では、東日本大震災で甚大な被害を経験し、平時から備えのできたまちづくりを行うために策定した旭市国土強靱化地域計画を市の最上位計画として位置付け、さらに、まちづくりの総合的な指針とするために旭市総合戦略を策定して将来都市像の実現に向けて取り組むことで、「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してきました。

第3期旭市総合戦略は、第1期と第2期の策定方針を引き継ぎ、行政改革アクションプラン、国土強靱化地域計画を一体化させた総合的かつ最上位の指針として策定するものです。

■計画の位置付け



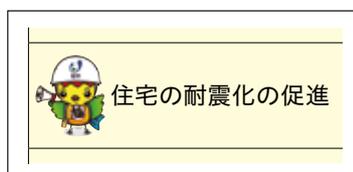
(注) DX推進に関する計画：デジタル技術の活用により市民の利便性向上及び行政の効率的かつ持続的な運営を目指すための推進計画（令和7年度策定予定）

4 国土強靱化地域計画について

① | 国土強靱化に位置付けられる取組

第3編「総合戦略」の各施策のうち、第5編の「国土強靱化地域計画」に関連した取組の示し方は、以下のとおりです。

このあさピーマークは、国土強靱化地域計画としても位置付けられる取組を示しています。



141

施策の展開

1 防災体制の充実

- 旭市国土強靱化地域計画等に基づき、関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化・充実を図るとともに、防災意識の高揚や共助組織の育成強化と公助体制の充実・整備に取り組みます。
- 耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、継続的に周知、啓発を行うなど、将来の大地震を見据えた住宅の耐震化を促進し、市民が安全・安心・快適に住み続けられる住宅環境づくりを進めます。
- 東日本大震災の記録を展示した防災資料館の活用、防災訓練や出前講座等の機会を通じて自助・共助の重要性を伝え、防災意識の更なる向上と自主防災組織の結成及び育成を促進します。
- 関係各課との情報共有により、災害時要援護者名簿の効果的な運用を進めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
住宅用火災警報器等の普及啓発	住宅用火災警報器等の普及により、防災意識の高揚を図ります。
住宅の耐震化の促進	昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を助成します。あわせて住宅・建築物耐震化の促進に向けた普及・啓発を行います。
防災体制強化事業	防災訓練や防災教育等により防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築し、災害に強いまちづくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値（令和11年度）
自主的に防災について学ぶ者の人数（防災訓練参加者、防災資料館来場者、出前講座出席者等）	令和5年度	4,380人	5,050人

2 防災施設の整備

- 避難道路の整備のほか、海岸地域の保安林等の整備・維持管理とともに、津波避難タワー・防災井戸・防災倉庫などの防災施設や、防災行政無線等の防災資機材の適正な維持管理・運用を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線）

② | 各施策の強靱化に向けた取組

総合戦略における施策（重点プロジェクト及び基本施策）と、第5編「国土強靱化地域計画」における脆弱性評価で設定した28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係を整理すると、次ページのようになります。

横軸が総合戦略における施策、縦軸がリスクシナリオとなっており、リスクシナリオ回避に資する取組が含まれる施策については「●」を記しています。

取組の詳細については、第5編「国土強靱化地域計画」の「各プログラムの推進と重点化」に記載しています。

国土強靱化マトリクス表

総合戦略 国土強靱化		重点プロジェクト				魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり				結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり					
		① 旭ブランド創出プロジェクト	② 子ども・子育て応援プロジェクト	③ つながる地域づくりプロジェクト	④ “健やかで幸せな暮らしを守る”プロジェクト	施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7	施策8	施策9	施策10
						農水産業の振興	商工業の振興	観光の振興	雇用の確保	スポーツの振興	子育て支援の充実	学校教育の充実	生涯学習の充実	伝統文化の保存	芸術文化の振興・
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生			●				●		●	●			
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			●				●		●	●			
	1-3	異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			●				●		●	●			
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生			●				●		●	●			
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●	●	●						●	●			
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			●										
	2-2	旭中央病院の医療機能の麻痺			●										
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	●		●						●				
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			●	●	●		●						
	2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下			●										
必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発													
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下													
経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下	●					●	●	●					
	4-2	有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響						●							
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	●					●							
	4-4	農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	●					●							
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		●											
	5-2	電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止													
	5-3	都市ガス・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止													
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止													
	5-5	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止				●									
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	●	●	●	●					●		●	●	●
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	●			●			●				●		
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態													
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態													
	6-5	液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態													
	6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●	●	●	●		●					●	●	
	6-7	風評被害等による市内経済等への甚大な影響	●		●				●	●	●				

第 2 編

人口ビジョン

第2編 人口ビジョン

第1 旭市の人口の現状

本市の過去から現在に至る人口の推移を把握して、その背景を分析し、講じるべき施策の検討材料を得ることを目的に、時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動の分析を行います。

1 人口・世帯の推移

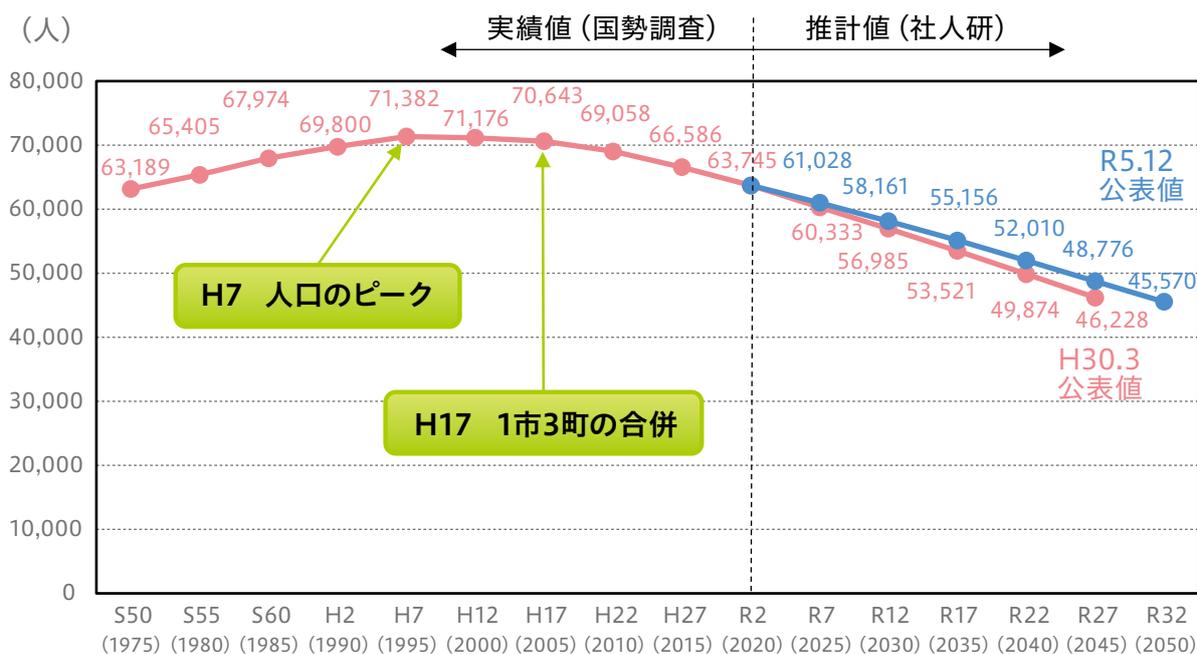
① 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は、平成7年（1995年）の71,382人をピークに減少を続け、令和2年（2020年）の国勢調査では63,745人と、昭和50年（1975年）とほぼ同程度となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする。）の最新推計（令和5年12月公表値）によると、本市の将来人口は令和32年（2050年）には45,570人となり、令和2年（2020年）の約7割となることを見込まれています。

なお、社人研の平成30年3月公表値と比較すると、転出超過傾向の緩和が見られたことから、将来人口の減少幅が縮小しています。

■ 総人口の推移



(資料) S50～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)12月公表)

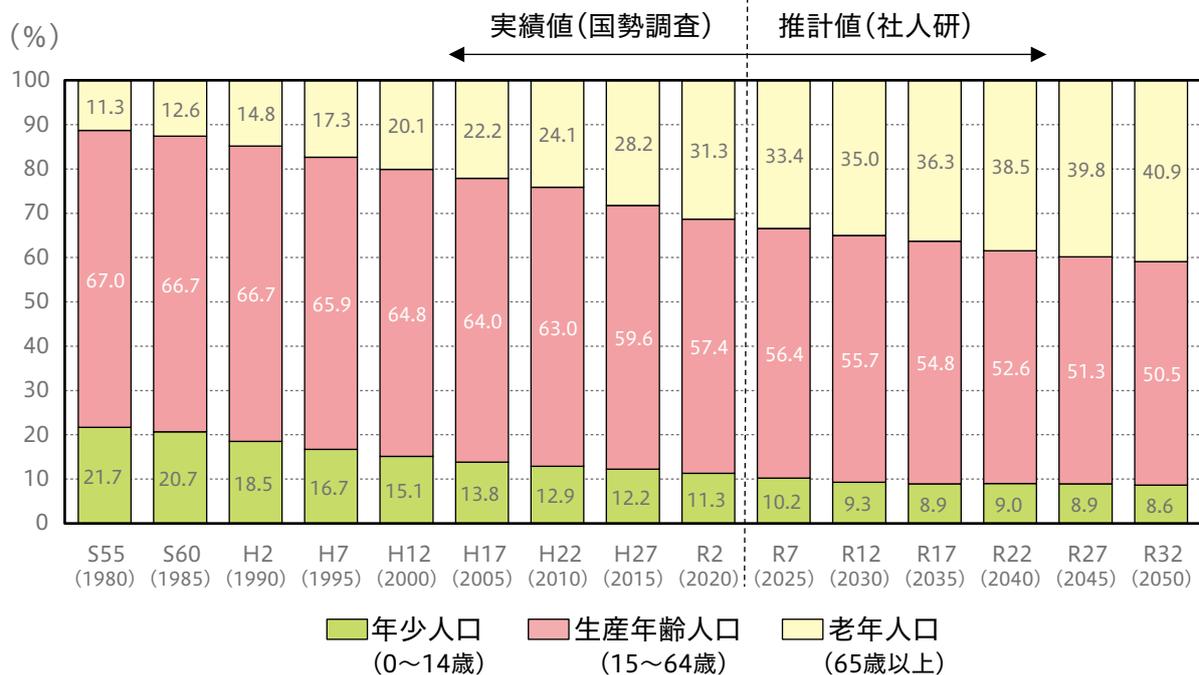
② 1 年齢3区分別人口割合の推移

人口の年齢構成をみると、出生数の減少や平均寿命の延伸により、少子高齢化が長期的に続いています。

年齢3区分別人口では、令和2年（2020年）時点の年少人口（0～14歳）の割合が11.3%、生産年齢人口（15～64歳）が57.4%、老年人口（65歳以上）が31.3%です。

老年人口（65歳以上）の割合は、昭和55年（1980年）に約1割、平成12年（2000年）に約2割、令和2年（2020年）に約3割と高まり続け、将来的には、令和32年（2050年）に約4割へと拡大することが見込まれています。

■年齢3区分別人口割合の推移



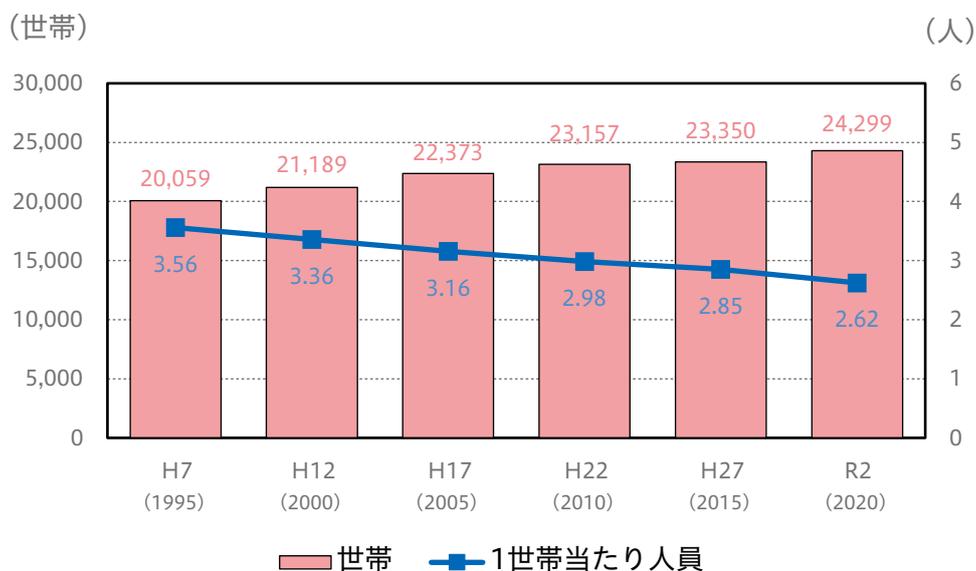
(資料) S55～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)12月公表)

③ 1世帯数と世帯別人口の推移

本市の世帯数の推移をみると一貫して増加傾向となっています。令和2年（2020年）の1世帯あたり人員は2.62人と減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

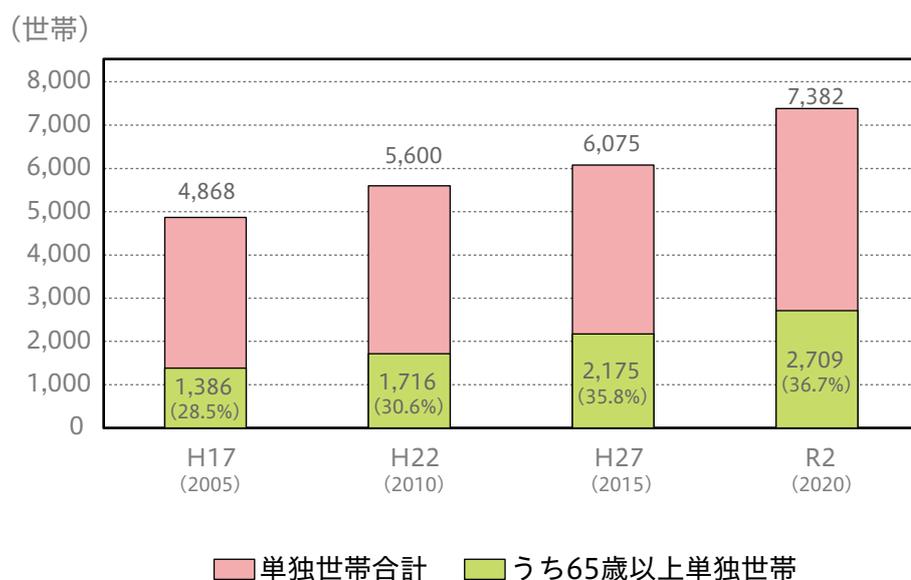
単独世帯数の推移では、単独世帯数は毎年増加しており、中でも令和2年（2020年）の65歳以上の単独世帯は2,709世帯と平成17年（2005年）の約2倍となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員



(資料)総務省統計局「国勢調査」

■単独世帯数の推移



(資料)総務省統計局「国勢調査」

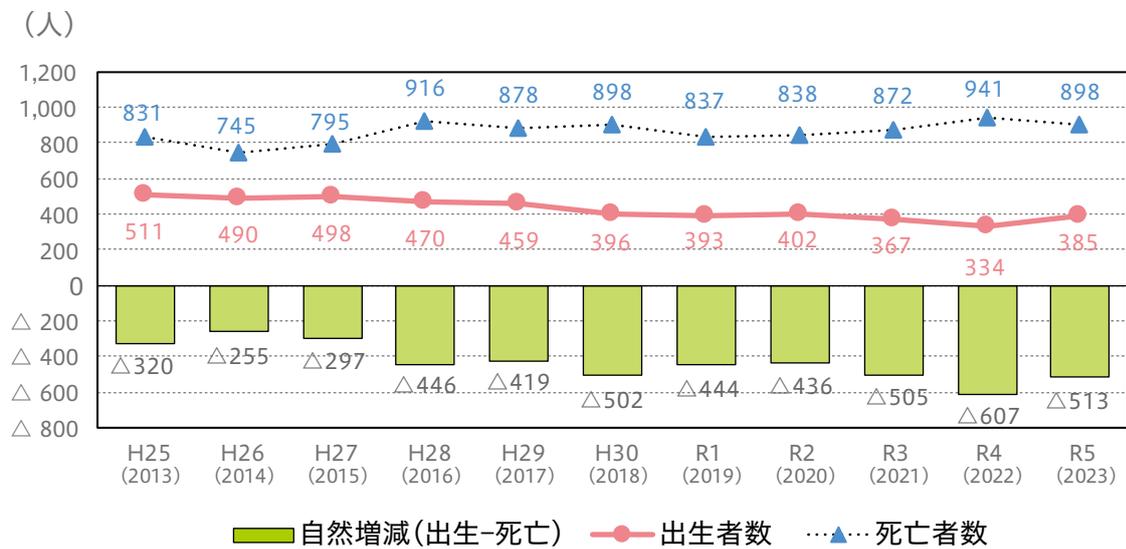
2 人口増減の推移

① 出生・死亡（自然増減^注）の推移

本市の出生・死亡（自然増減）の動向については、少子高齢化の影響を受け、出生数の減少と死亡数の増加が少しずつ見られましたが、令和4年（2022年）から令和5年（2023年）にかけては、出生数が334人から385人、死亡数が941人から898人となり、前年までの動きから反転しました。特に出生の増加数（+51人）は、県内市町村の中で最も多い人数となりました。

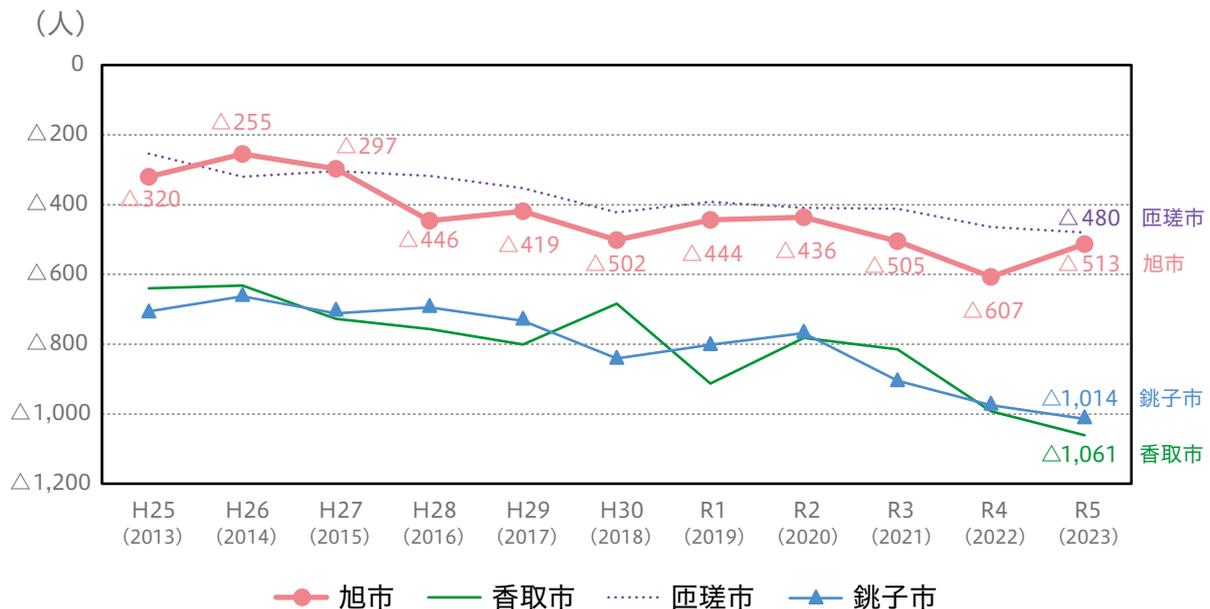
（注）自然増減：生まれた者の総数から亡くなった者の総数を引いた数。

■出生・死亡（自然増減）の推移



(資料)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(1月1日～12月31日)

■近隣市との自然増減（出生-死亡）の比較



(資料)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(1月1日～12月31日)

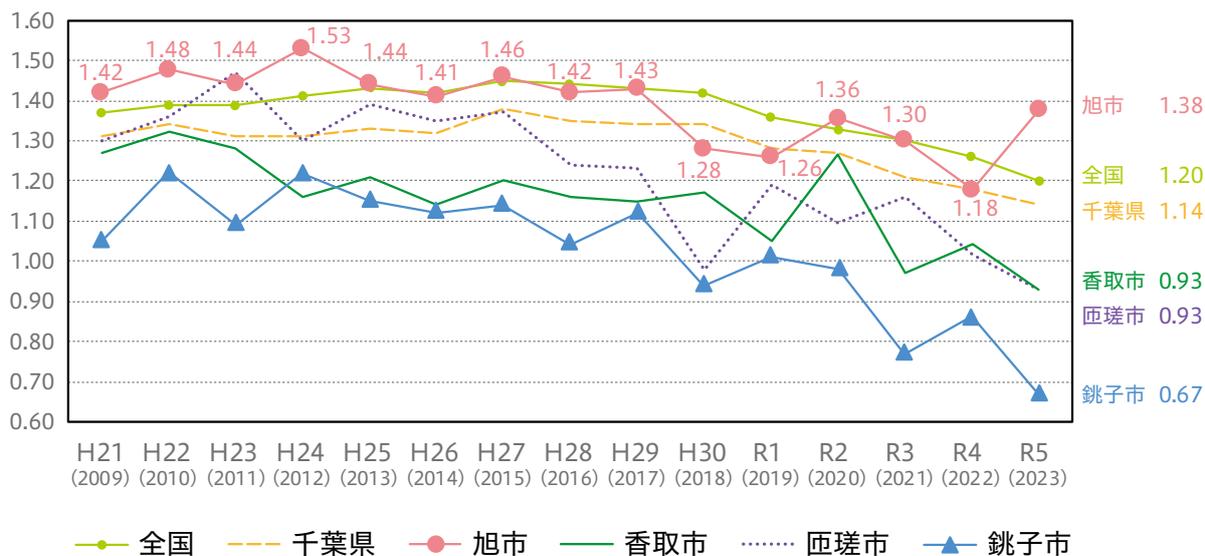
② 合計特殊出生率^注の推移

令和5年（2023年）における本市の合計特殊出生率は1.38となり、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあった令和4年（2022年）の1.18から上昇しました。

本市の水準は千葉県及び国を上回っており、近隣市でも最も高くなっていますが、人口を維持するための人口置換水準である2.07には大きく及ばない状況となっています。

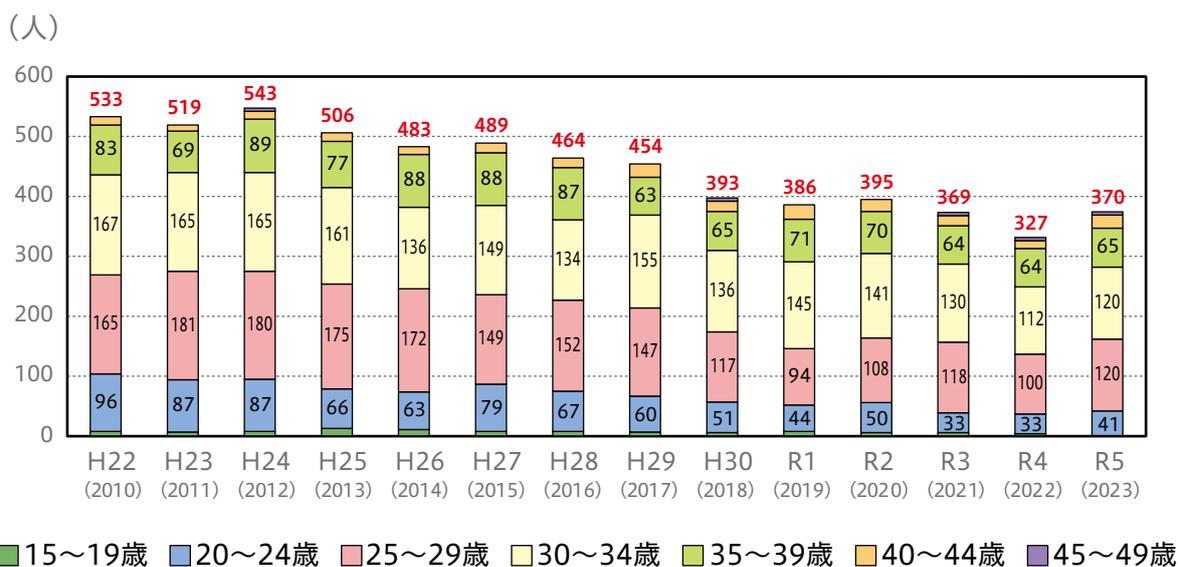
（注）合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

■合計特殊出生率の推移（全国、千葉県、本市、近隣市）



（資料）千葉県参考資料「市町村別5歳階級合計特殊出生率」

■母親の年齢階級別出生数の推移



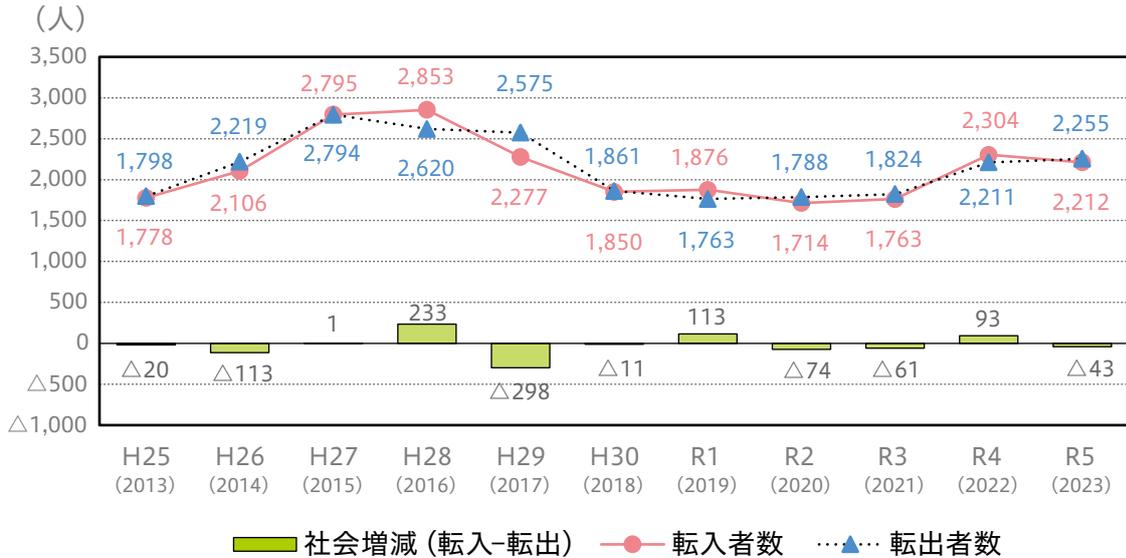
（資料）千葉県参考資料「市町村別5歳階級合計特殊出生率」

③ | 転入・転出（社会増減^注）の推移

本市の転入・転出の推移については、転出が転入を上回る「転出超過」の差はそれほど大きくありません。また、令和2年（2020年）と令和3年（2021年）に緊急事態宣言が発出された新型コロナウイルス感染症の流行により、外国人の転入者数が一時的に減少しましたが、感染症の影響が緩和した令和4年（2022年）になると、外国人の転入が再び増加しています。

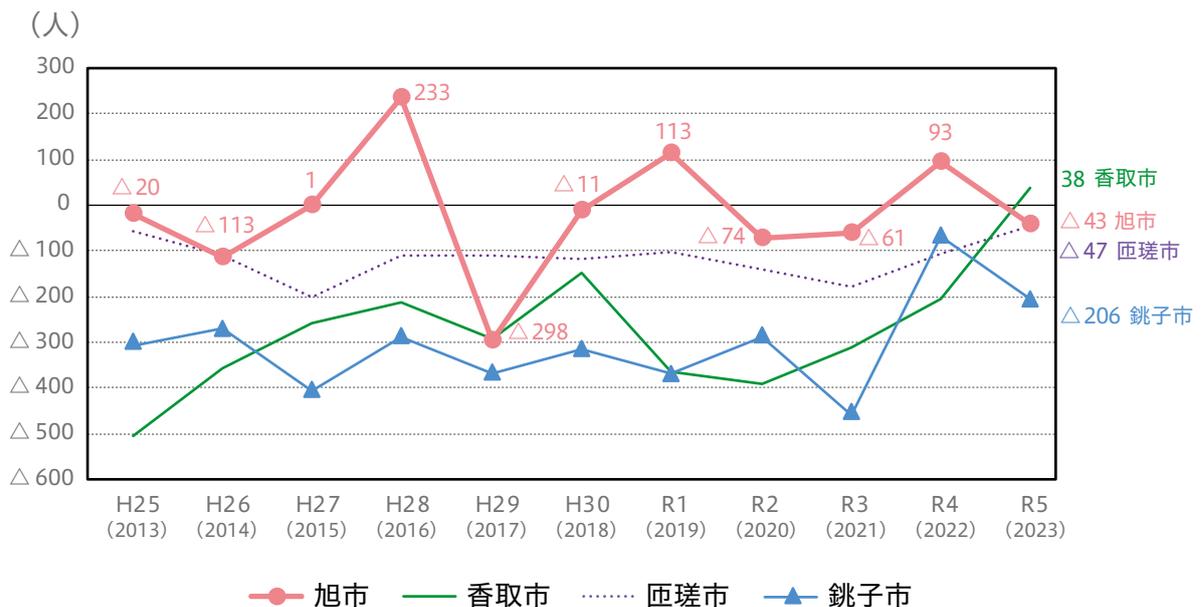
（注）社会増減：転入した者の総数から転出した者の総数を引いた数

■ 転入・転出（社会増減）の推移



（資料）住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（1月1日～12月31日）

■ 近隣市との社会増減（転入-転出）の比較



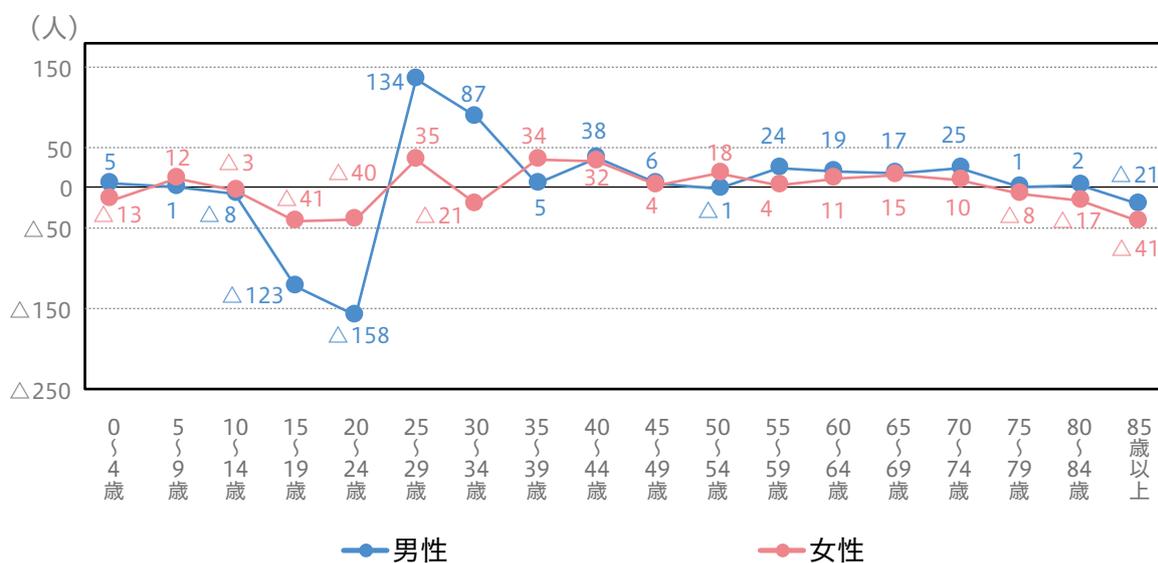
（資料）住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（1月1日～12月31日）

3 転入・転出の動向

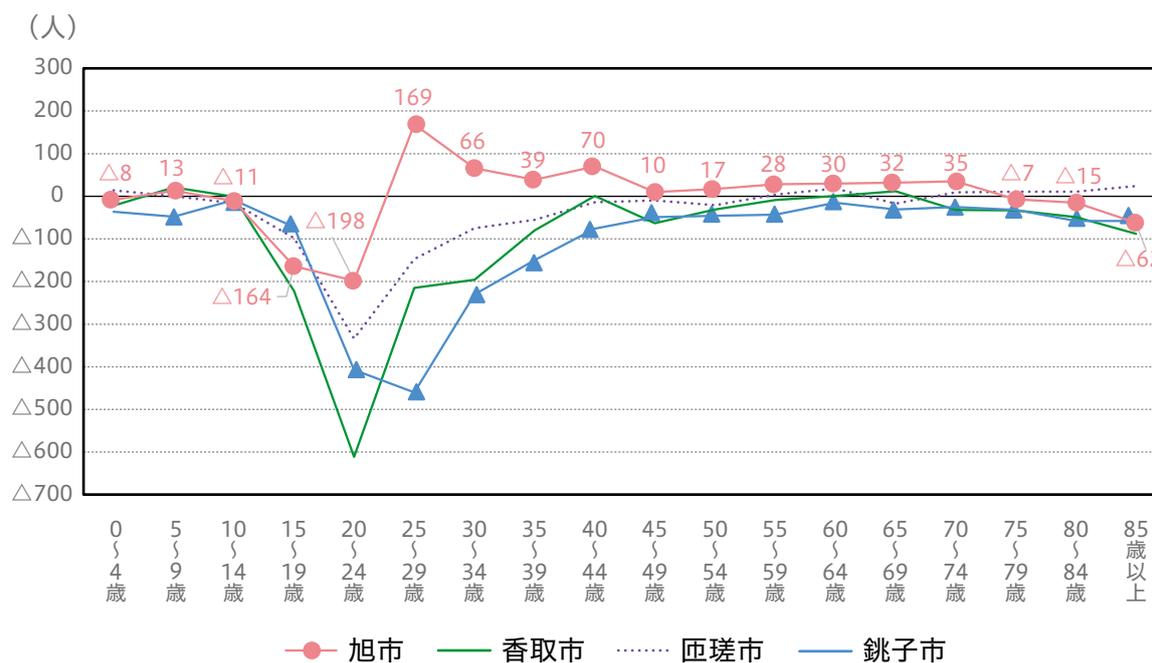
① 1 年齢区分別の転入・転出の推移

本市の転入・転出状況について5歳階級別にみると、男女ともに、10～14歳が15～19歳になるタイミング、15～19歳が20～24歳になるタイミング（進学・就職期）で転出数が転入数を大きく上回っています。特に男性は、女性と比べて転出超過数が多い状況です。しかし、男女ともに20～24歳が25～29歳になるタイミングでは、再び転入超過となりますが、女性の転入超過数は男性に比べ少ない状況です。

■ 5歳階級別転入超過数（国内のみ）（5年前の常住地から変化があった人）
平成27年（2015年）→ 令和2年（2020年）



■ 近隣市との転入超過数の比較（男女合計） 平成27年（2015年）→ 令和2年（2020年）

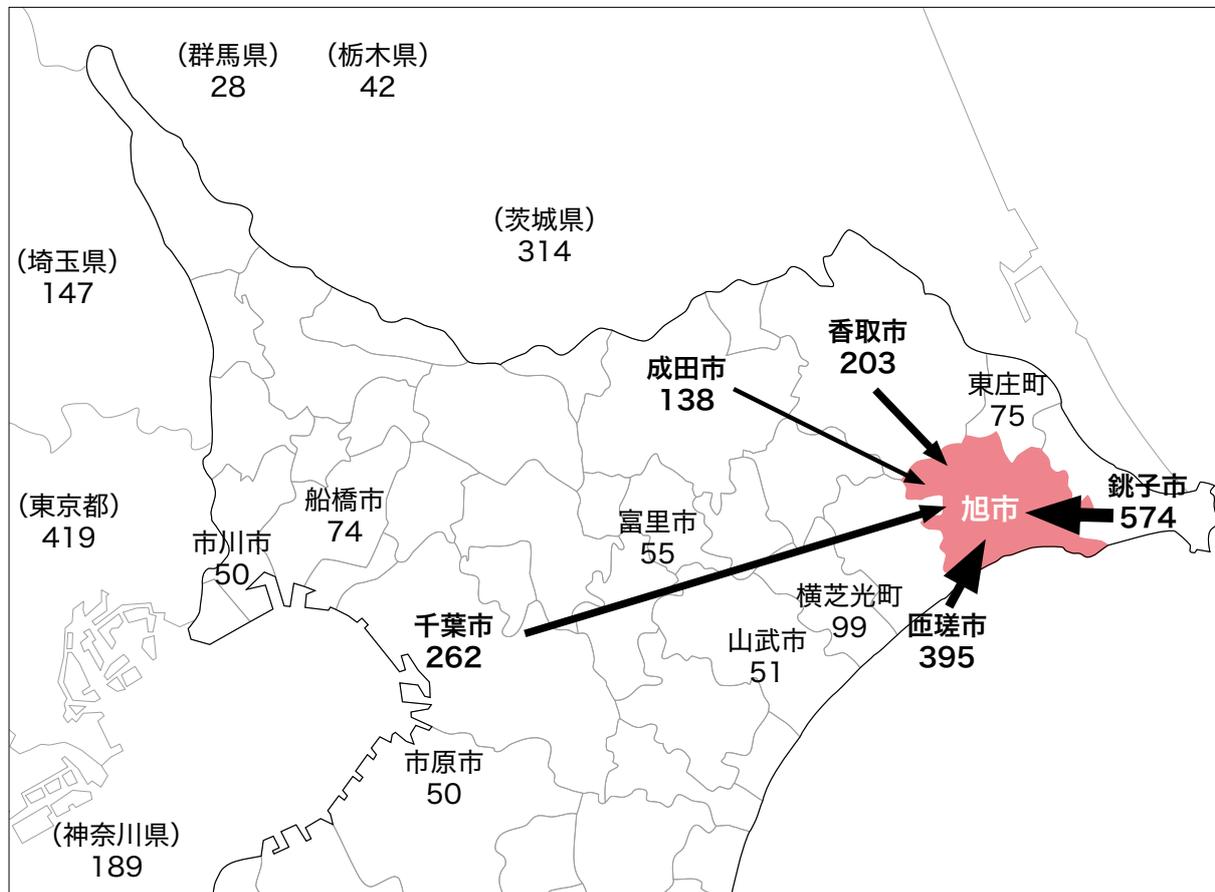


(資料)総務省統計局「国勢調査」

② | 転入元・転出先

転入元をみると、銚子市や匝瑳市、香取市、成田市など、近隣市町からの転入が多く見られます。

■平成27年(2015年) → 令和2年(2020年)の転入



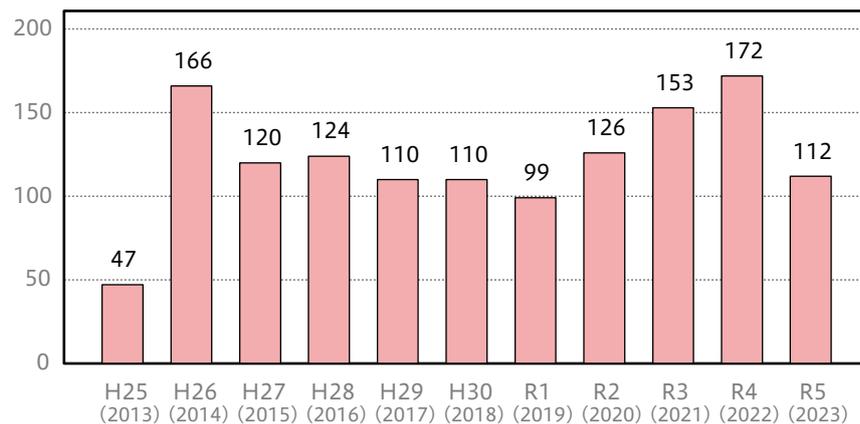
(資料)総務省統計局「令和2年国勢調査」を基に作成
(転入数が上位5位の市町村に矢印を表示)

③ | 移住の状況

3年以上続けて市外に居住していた方が、本市に転入し住宅取得した場合に交付される「定住促進奨励金」の利用者は、令和5年（2023年）に112人と前年比60人減少していますが、依然、100人台を維持しています。移住相談件数については、令和5年（2023年）で176件となっており、令和元年（2019年）以降年々増加しています。

■定住促進奨励金を利用した転入者数

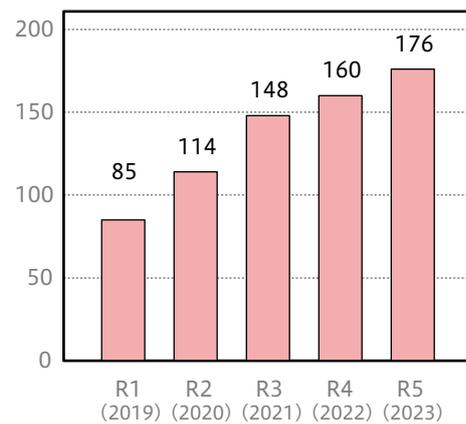
(人)



(資料)行政評価シート(定住促進奨励金は平成25年度(2013年度)開始)

■移住相談件数

(件)



(資料)行政評価シート

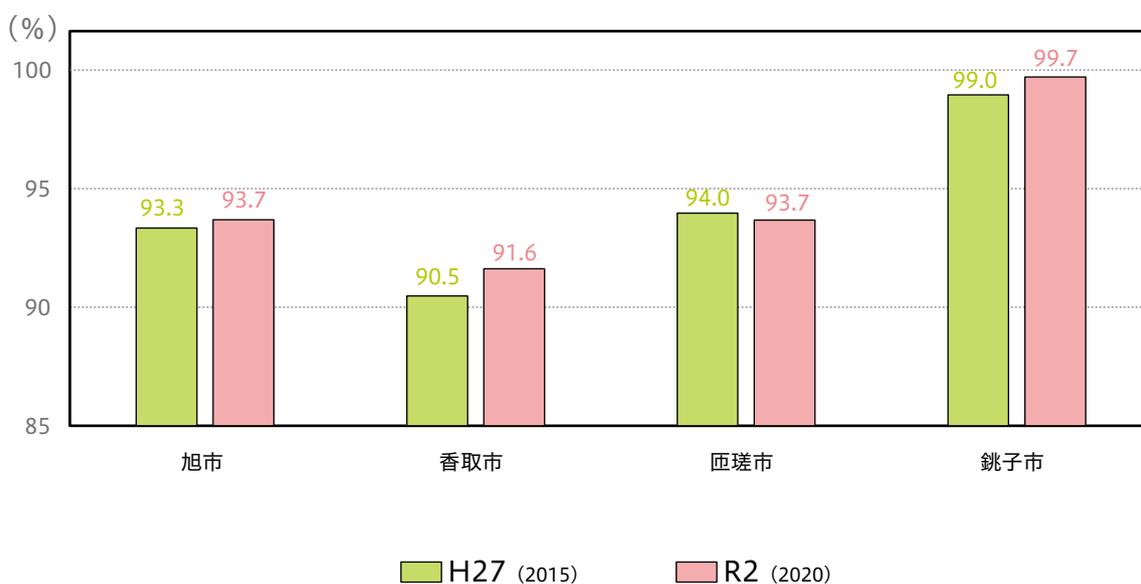
4 昼夜間人口及び通勤・通学の動向

① 昼夜間人口の動向

昼夜間人口比率^注は、流入人口の増加と流出人口の減少が相まって、平成27年（2015年）の93.3から令和2年（2020年）の93.7へと高まっています。

（注）昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100人あたりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

■ 昼夜間人口比率

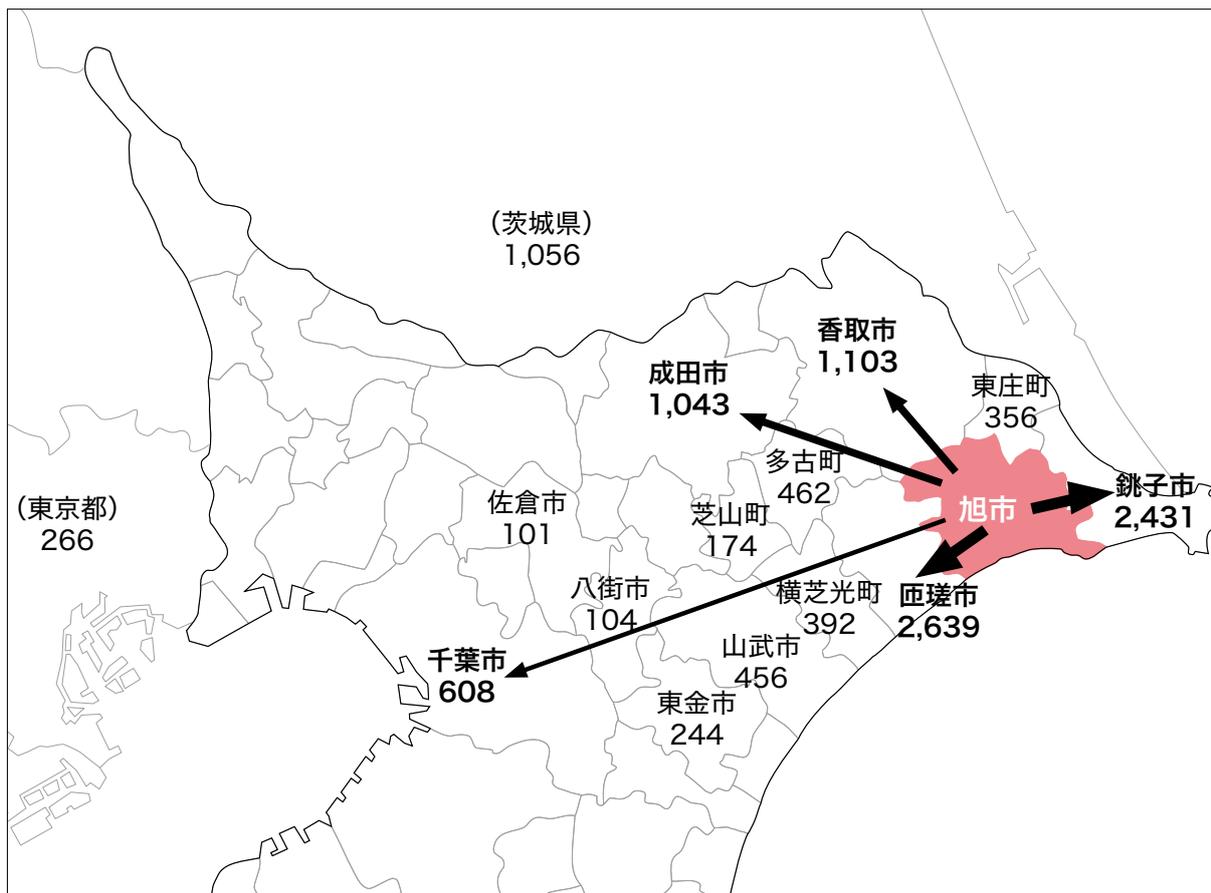


（資料）総務省統計局「国勢調査」を基に作成

② | 通勤・通学の動向

本市に住む人の通勤・通学先は、市内が68%（うち自宅就業17%）、県内他市町村が27%、茨城県3%となっています。市内就業率は県内で4番目に高い水準で（第1位 鴨川市、第2位 館山市、第3位 銚子市）、隣接する匝瑳市（2,639人）や銚子市（2,431人）へ通勤・通学する人も多く見られます。市外への流出人口は合計12,004人です。

■本市常住者の通勤・通学先

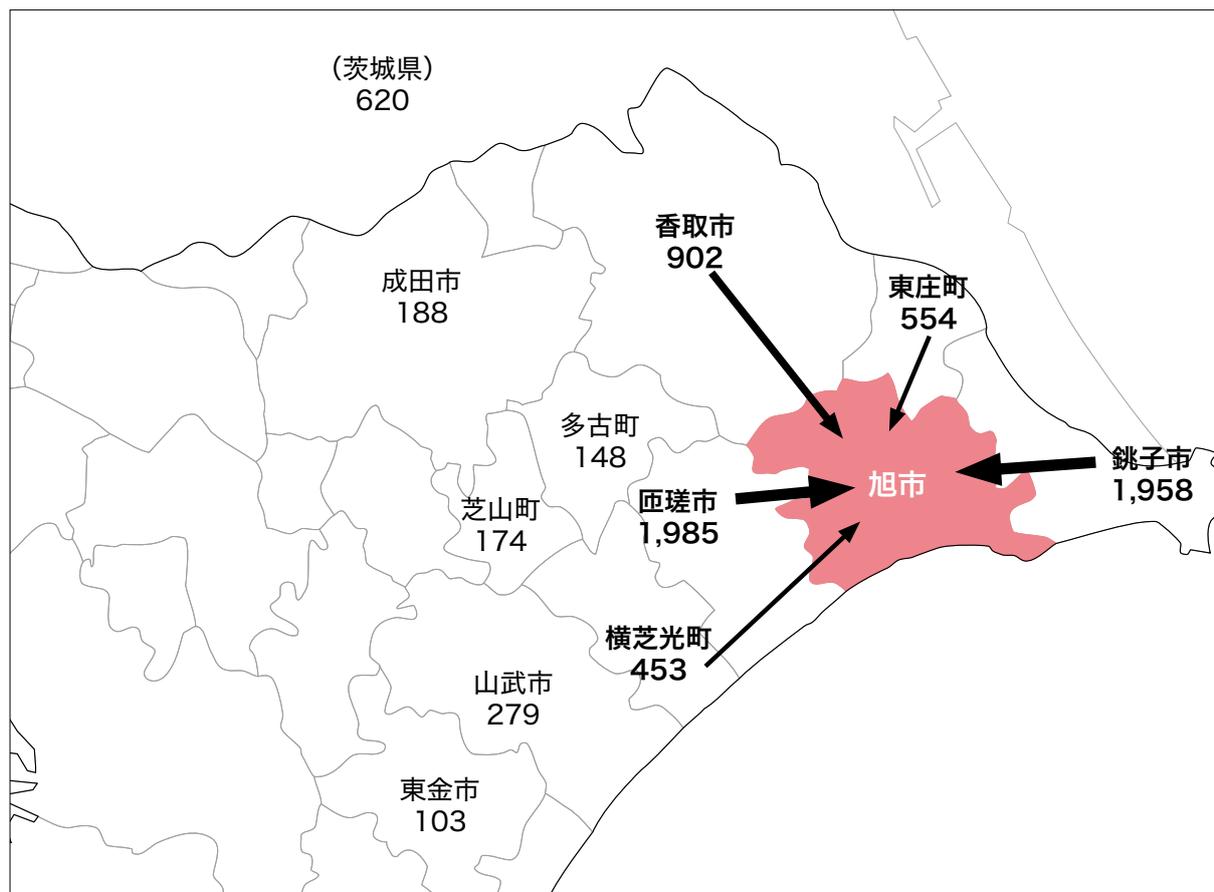


(資料)総務省統計局「令和2年国勢調査」を基に作成
(通勤・通学者数の上位5市町村に矢印を表示)

他方、本市への通勤・通学者が住む市町村は、本市内が75%で、市外からは匝瑳市（1,985人）や銚子市（1,958人）からの通勤・通学が多くなっています。先に見た本市常住者の通勤・通学先と比べると、範囲は狭くなっています。

市内への流入人口は合計8,025人で、流出人口（12,004人）との差し引きでは3,979人の流出超過となります。

■本市通勤・通学者の常住地



（資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」を基に作成
（通勤・通学者数の上位5市町村に矢印を表示）

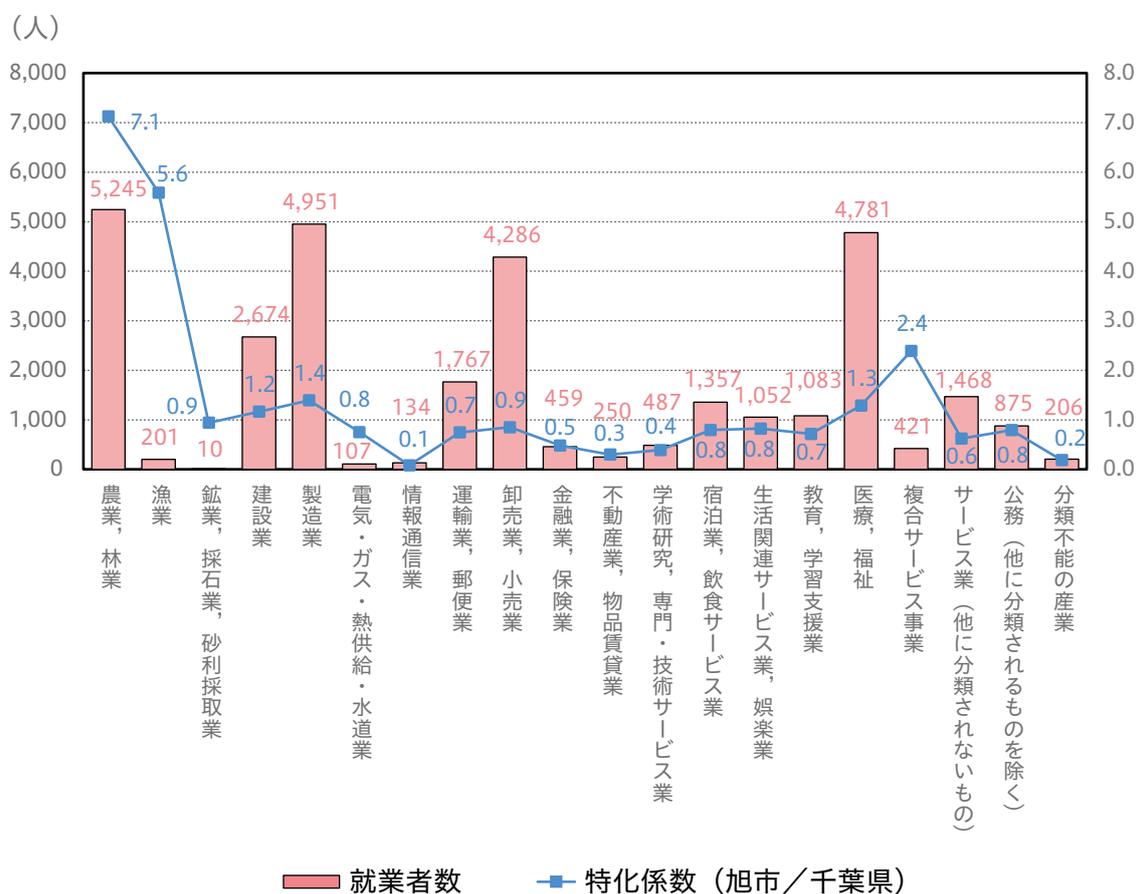
5 産業別就業者数の動向

産業別就業者数は、「農業、林業」（令和2年（2020年）5,245人）の就業者が最も多く、次いで「製造業」（同年4,951人）が続きます。また、「医療、福祉」や「卸売業、小売業」の就業者が多く見られます。

就業者数の集積規模を表す特化係数^注は、第1次産業について、千葉県を1.0とした値で7.1、全国を1.0とした値で5.0と高く、本市の基幹産業となっています。

平成27年（2015年）と比べると、産業全体で就業者数が2,564人減（7.5%減）となり、多くの産業で就業者数が減っている一方で、「医療、福祉」については203人増（4.4%増）となりました。

■産業大分類別就業者数・特化係数（令和2年（2020年））



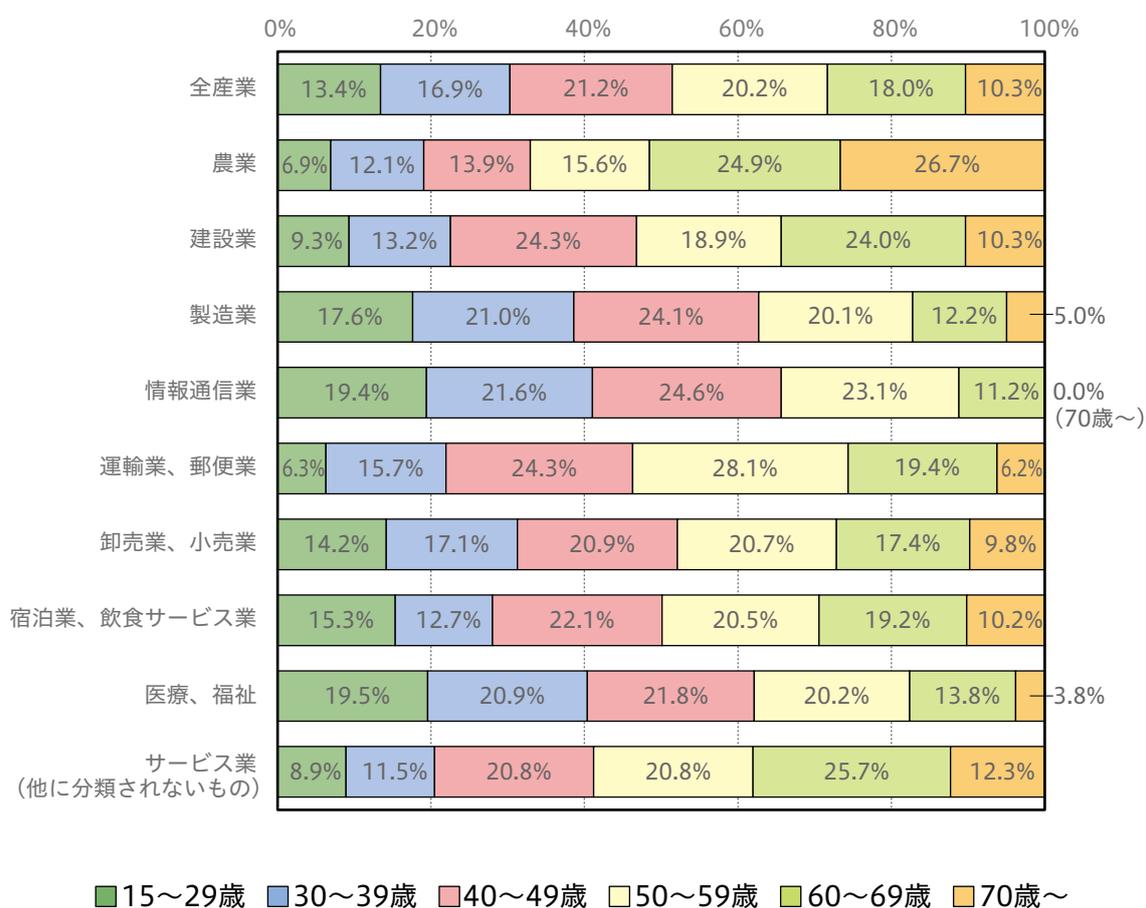
(資料)総務省統計局「国勢調査」を基に作成

(注)特化係数は、(本市の当該産業の従事者数÷本市の全産業の従事者数)÷(千葉県の当該産業の従事者数÷千葉県の全産業の従事者数)

主な産業について就業者の年齢構成をみると、本市の基幹産業である農業の就業者については、60歳以上の割合が5割以上を占めており、若年層の就農促進が課題となっています。

また、30代以下の若い世代の就業が進んでいるのは、主に「医療、福祉」や「情報通信業」、「製造業」などとなっています。

■産業別年齢構成の状況（主な産業：令和2年（2020年））



(資料)総務省統計局「国勢調査」を基に作成

第2

将来人口の推計と 行政経営に与える影響

① | 将来人口の推計

本市では、将来人口の目標を今回設定するにあたり、まずは従前の戦略（第1期、第2期）と同じ条件（時系列更新）で人口の推計を行いました。

社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）12月公表）」に準拠した推計と、本市独自の推計それぞれの結果は以下のとおりです。

【現状維持パターン（グラフ内A～C）】

社人研に準拠した推計結果では、令和2年（2020年）の国勢調査による人口が、第2期の推計よりもわずかに上回ったこと、5年前と比べて出生率の低下が認められるものの移動率^{（注）}が改善したことから、令和42年（2060年）の推計人口は、第2期の35,965人から39,208人へと増えることが予想されました。

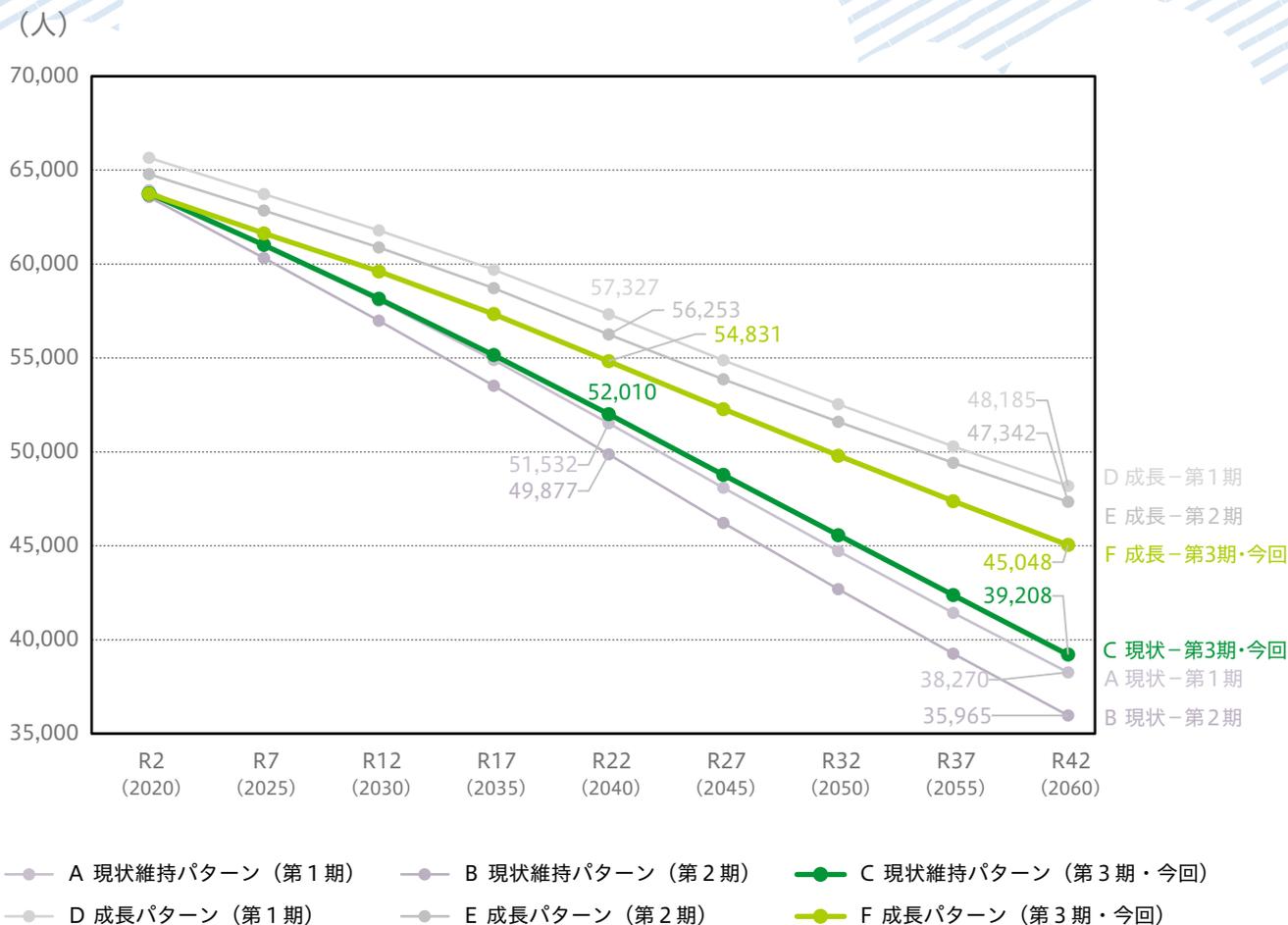
（注）移動率：5年間隔で行う人口推計の場合、5年間の男女年齢別の純移動数（転入超過数）を5年前の男女年齢別人口で割った値。

【成長パターン（グラフ内D～F）】

本市独自の推計では、令和2年（2020年）の国勢調査による人口が、第2期の推計を下回ったこと、特に出生数につながる20～44歳の女性人口の減少が一層見込まれることから、出生率や移動率を一定としたとしても、令和42年（2060年）の推計人口は、第2期の47,342人から45,048人へと減る見込みです。

このため、同じ条件で今回推計した場合、前策定時と比べて厳しい状況となっています。

■ 総人口の推計（第1期・第2期との比較）

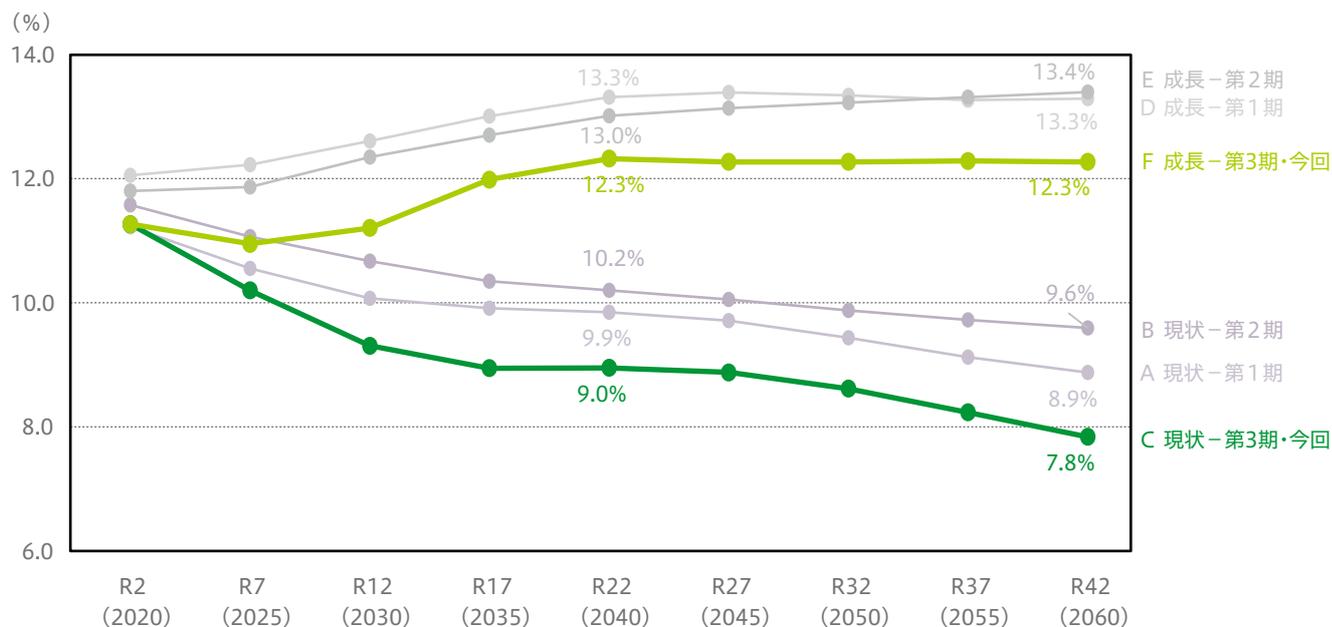


パターン	推計方法	推計時期	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)	令和42年 (2060年)
現状維持パターン	社人研推計準拠	H22国勢調査 (第1期)	63,932	58,052	51,532	44,718	38,270
		H27国勢調査 (第2期)	63,579	56,985	49,877	42,687	35,965
		R2国勢調査 (第3期) (最新)	63,745 (実績)	58,161	52,010	45,570	39,208
成長パターン	合計特殊出生率は国民希望出生率1.8(令和12年(2030年))まで上昇すると仮定し、人口移動については転出超過の現状を改善し移動均衡(転入・転出数が同数)とした推計	H22国勢調査 (第1期)	65,669	61,799	57,327	52,534	48,185
		H27国勢調査 (第2期)	64,785	60,887	56,253	51,598	47,342
		R2国勢調査 (第3期) (最新)	63,745 (実績)	59,616	54,831	49,794	45,048

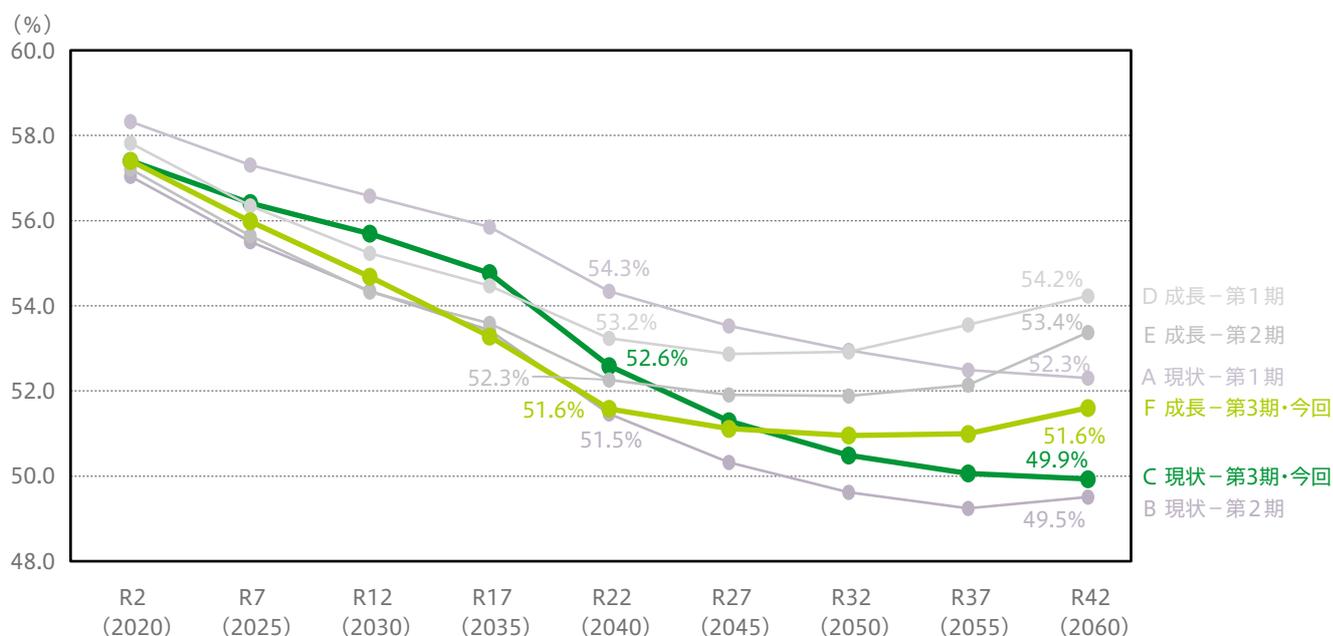
また、年齢階層別に推計結果を見ると、年少人口（0～14歳）比率は、第1期、第2期と比べて低下することが予想されます。

老年人口（65歳以上）比率は、社人研準拠（推計パターンA～C）では第2期とほぼ同水準となりましたが、成長パターン（推計パターンD～F）では第2期よりも高齢化が予想される結果となりました。

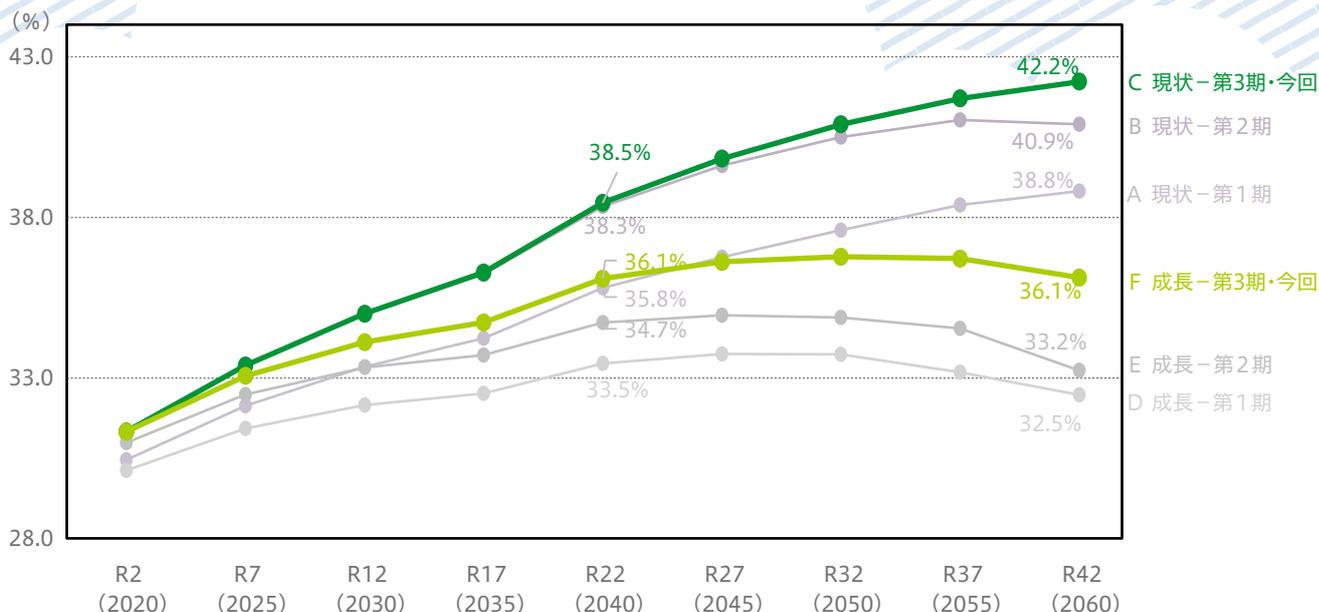
■年少人口（0～14歳）比率の推計



■生産年齢人口（15～64歳）比率の推計



■ 老年人口（65歳以上）比率の推計

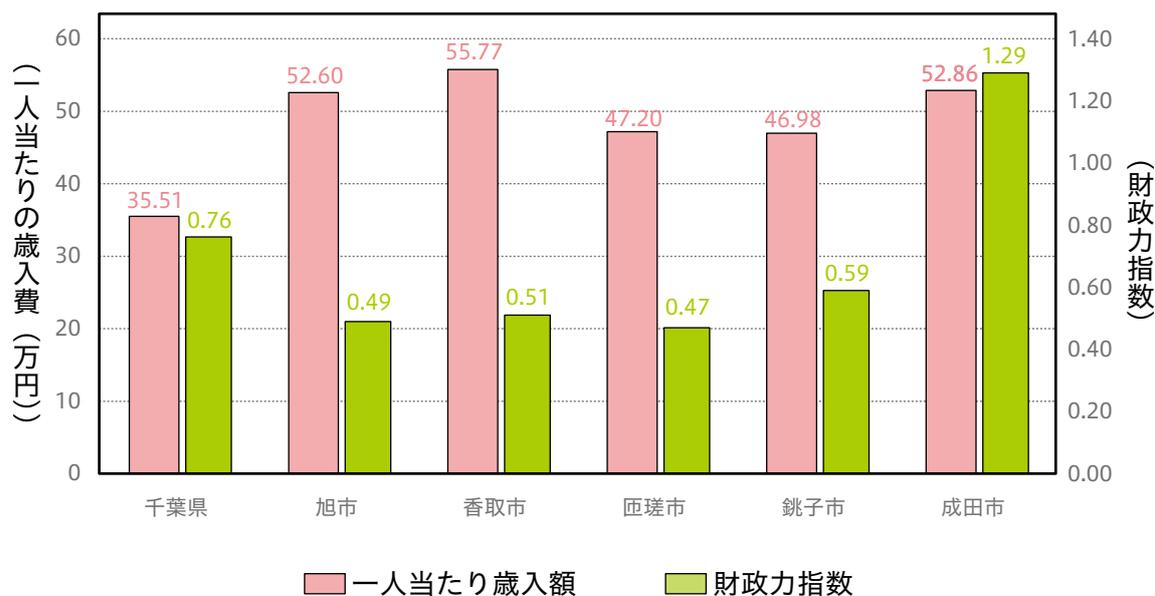


② | 人口の変化が行政経営に与える影響

本市の人口一人あたりの歳入額は、近隣市と比較して高くなっていますが、財政力指数^注は0.49となっており、県内でもやや低い数値となっています。

今後は、人口減少による住民税収の減少、地方交付税の縮減など歳入面でのマイナスの影響が懸念され、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれます。

■ 人口一人あたり歳入額、財政力の比較



(注) 財政力指数: (1) 基準財政収入額 ÷ (2) 基準財政需要額

(1) 基準財政収入額: 自治体の標準的な税収

(2) 基準財政需要額: 自治体が標準的な行政活動を行うために必要な財政規模

(資料) 令和4年度(2022年)市町村別決算状況調(総務省)

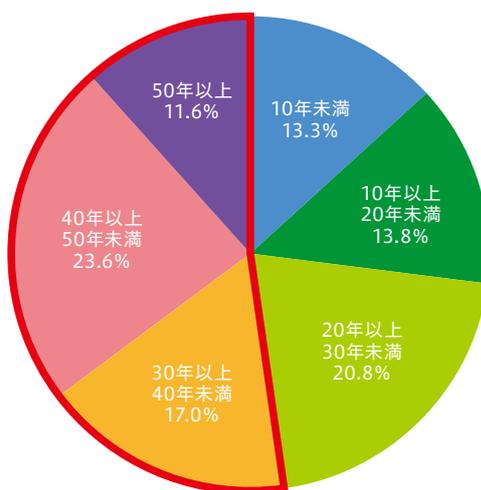
③ | 公共施設の維持管理・更新等への影響

本市が保有する公共施設（建物）は、令和3年度（2021年度）基準では、築30年超の老朽化した公共施設が52.2%を占めています。

また、公共施設将来施設整備費推計によると、現状の施設数のまま更新を行っていくと50年間で1,369億円（年平均27億円）の整備費が必要となります。

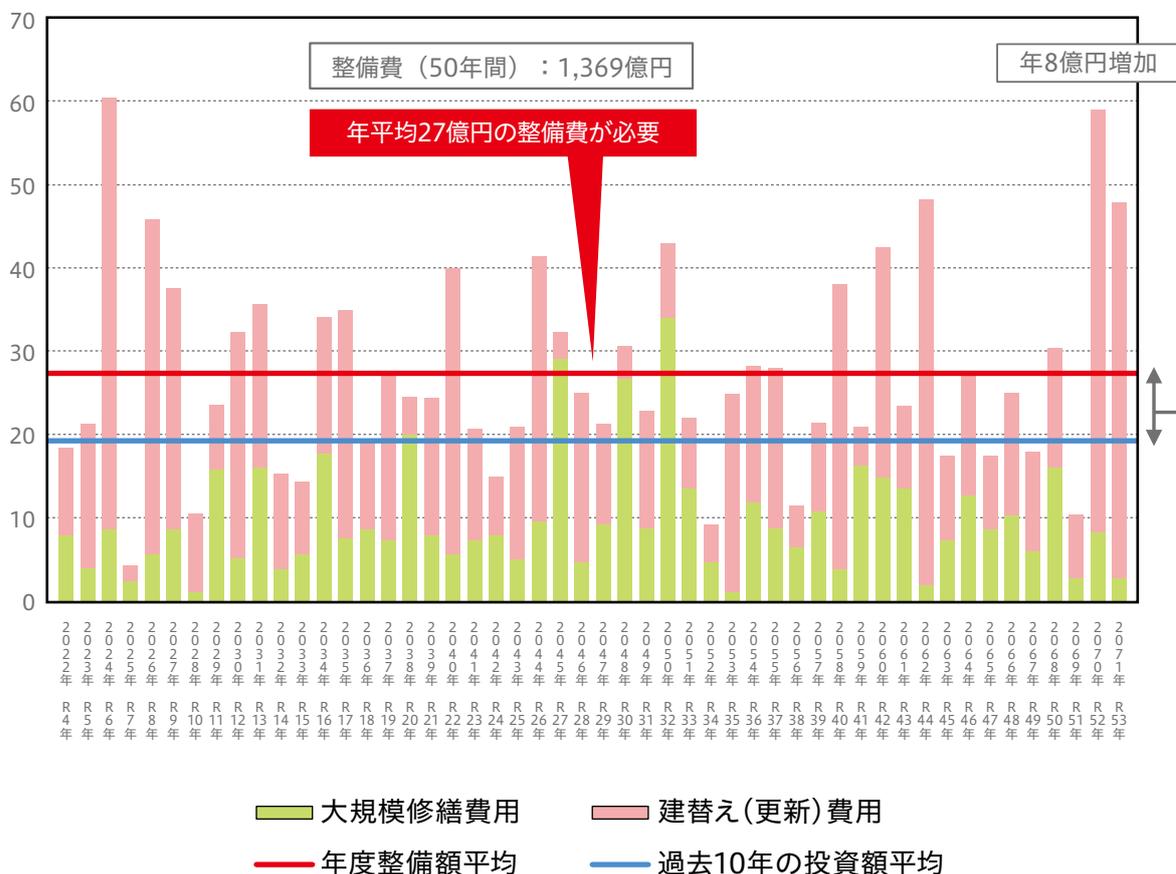
■築年別の延床面積割合（令和3年度基準）

築30年以上の建物は52.2%で約半数を占める



■公共建築物の更新費用推計

(億円)



(資料)旭市公共施設等総合管理計画(改訂版) 令和4年(2022年)6月

目指すべき将来の方向

1 人口戦略の方向性

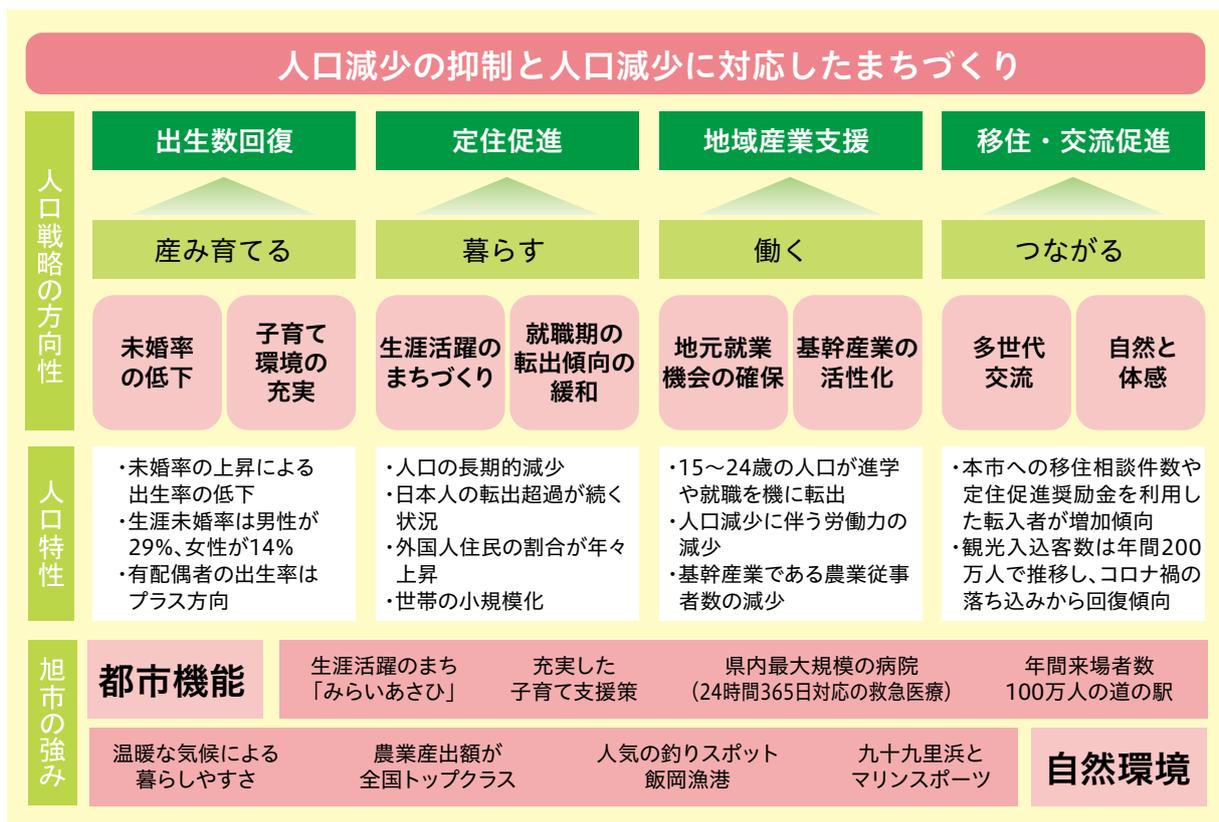
日本全体として人口減少が進む中、本市においても、令和2年（2020年）現在の人口はピーク時と比べて89%の水準となり、今後も人口減少が進むと予想されます。また、年少人口（0～14歳）の割合は、社人研推計準拠で令和2年（2020年）の11.3%から令和42年（2060年）に7.8%、老年人口（65歳以上）の割合は、同31.3%から42.2%になると推計され、人口構成の変化も見込まれます。

今後、人口がさらに減少することによって、労働力の減少、特に基幹産業である農業従事者数の減少や、行政サービス及びインフラ等を維持するための住民一人あたりコストの増加、空き家の増加などの生活環境の変化も考えられます。

そこで、本市では、人口減少の抑制とともに持続可能なまちづくりを進めていく中で、出生数回復、定住促進、地域産業支援、移住・交流促進に取り組むことが大切と考えており、そのためには本市の人口特性や強みを生かしていく必要があります。

本市には、自然環境と都市機能の両面で魅力があり、乳幼児から高齢者まで安心して暮らせる環境があります。今後、人口減少が避けられない中であっても、本市で暮らすことの魅力を多くの人が享受できるようなまちづくりを進めていきます。

■本市の強みや人口特性を踏まえた人口戦略の方向性



2 将来人口の目標

将来人口の目標について、第1期総合戦略の人口ビジョン（平成22年国勢調査基準）では、国民希望出生率の達成と、転出超過の状況から移動ゼロへと改善することにより、令和42年（2060年）に48,000人を維持するという目標を掲げました。

その後、人口の最新データ（令和2年国勢調査基準）で時点修正を行ったところ、令和42年（2060年）の人口は、第1期総合戦略（平成22年国勢調査基準）に48,185人だったものが、第2期総合戦略（平成27年国勢調査基準）に47,342人、今回の第3期総合戦略（令和2年国勢調査基準）では45,048人となることが見込まれています。出生率や移動率が等しいにもかかわらず将来人口が減少する理由は、令和2年（2020年）時点の人口が過去に推計した時点よりも減少していることや、年齢別出生率が高い25～34歳の女性人口が減少していることが影響しています。

このように人口の見通しについては厳しい状況にありますが、令和42年（2060年）時点で45,048人の推計人口に対し、今後も子育て支援や女性活躍に積極的に取り組むとともに、健康や医療を核としたまちづくりを進めることで、第3期総合戦略の人口ビジョンにおいても引き続き、第1期人口ビジョンで掲げた目標人口48,000人の達成を目指すものとします。

あわせて、令和42年（2060年）の将来人口という長期目標を達成するためには、目標達成に向けた取組の効果検証と見直しを定期的に行う必要があることから、短期目標も設定することとします。具体的には、本計画期間（令和7年度～令和11年度）終了後の令和12年（2030年）時点で、59,616人の推計人口に対し、目標人口60,000人を目指すこととし、同年に実施予定の国勢調査の結果で確認することとします。

市をあげて目指す「将来人口のチャレンジ目標」

短期目標 令和12年（2030年） 60,000人

長期目標 令和42年（2060年） 48,000人

【将来人口目標の仮定値】

合計特殊出生率

令和12年（2030年）に国民希望出生率の1.80、その後、令和42年（2060年）まで維持する。

移動率

転入・転出による社会増減を±0（移動均衡）とする。

第 3 編

総合戦略

第3編 総合戦略

第1 基本的な考え方

1 計画の役割・特色

旭市総合戦略は、新たなまちづくりを進めるための市政運営全般の指針を示すとともに、市民、地域、団体、企業、行政等が、デジタル技術を効果的に活用しながら、共に手を携え、連携・協働してまちづくりに取り組むために必要な施策の方向を体系的に整理したものです。

重点プロジェクトでは、デジタル技術を積極的に活用し、少子化に歯止めをかけるとともに、大好きなまち旭の魅力を一層高めながら、生涯にわたり健やかで幸せな暮らしの実現を目指します。また、令和4年度からスタートしたストップ少子化大作戦の理念を引き継ぎ、組織横断的な取組を推進します。この取組にあたっては、市民や事業者、各種団体ほか多様な関係者との連携・協働を柱に据えるとともに、政策間連携や地域間連携も重視します。

また、戦略の推進にあたっては、SDGs^{注1}の理念に沿い、ゴール達成に向けた取組と連携することで、各施策の一層の充実と実施効果の向上等の相乗効果が期待できることから、SDGsのゴールと各施策との関連性を整理し、全庁的にSDGsの視点を取り入れて推進することとします。特に、深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であり、カーボンニュートラル^{注2}やGX^{注3}の視点も重視します。

あわせて、国が進める「デジタル田園都市国家構想」に基づき、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、分野横断的な「デジタル技術による地域課題解決」など、令和6年度～7年度で策定を進めているDX^{注4}推進に関する計画を踏まえ取り組みます。

- (注1) SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)：「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
- (注2) カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味するもの。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。
- (注3) GX (グリーントランスフォーメーション)：太陽光や水素などのクリーンエネルギーを活用して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。
- (注4) DX (デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術を活用し、業務効率化やサービス改善を進めて住民の利便性向上を目指す取組。

2 計画期間

旭市総合戦略の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

3 進行管理

計画の進行管理については、将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価できるように数値目標^{注1}を設定するとともに、各施策の進捗状況と実施効果を客観的に検証できるようにKPI^{注2}（重要業績評価指標）を設定します。

あわせて、設定した数値目標等を基に、実施した施策、事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行い、PDCAサイクル（計画策定（Plan）→推進（Do）→点検・評価（Check）→改善（Act））を確立します。

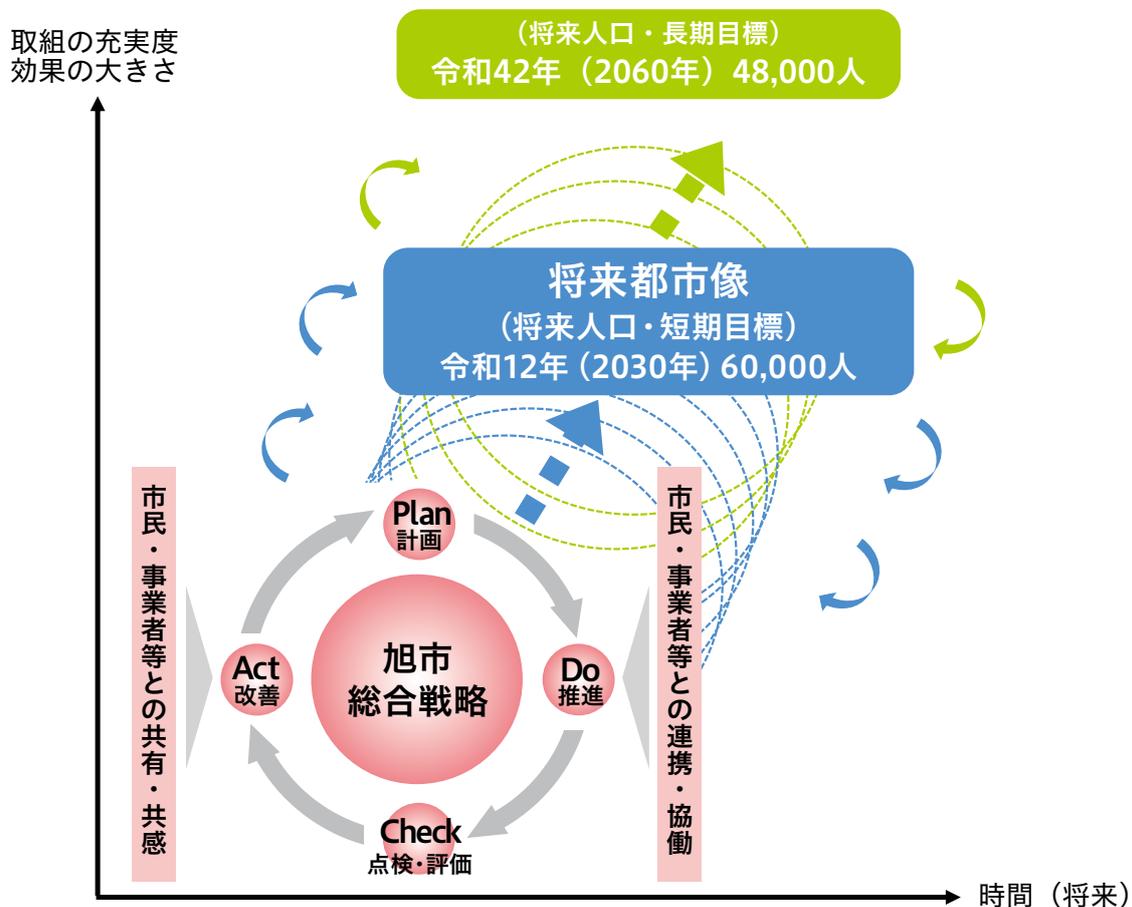
このPDCAサイクルを回しながら、将来都市像や将来人口目標の達成に向け、施策や事業内容を充実させ、実施効果を高めていきます。

また、PDCAサイクルを回していくにあたり、特に計画策定、推進面では市民や事業者等との連携、協働の視点を重視し、点検・評価、改善面では市民や事業者等との成果や課題の共有、共感を重視していきます。

（注1）数値目標：将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標。

（注2）KPI（重要業績評価指標）（Key Performance Indicator）：各施策の進捗状況と実施効果を客観的に検証するための定量的な指標。

■PDCAサイクル



4 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals)*とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための世界共通の開発目標です。「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、令和12年(2030年)までに目指すべき17の大きなゴールと169の具体的なターゲットから構成されます。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するにあたっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、政府としても、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとしており、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

本市もSDGsの理念を踏まえ、持続可能な開発目標の3つの側面である「経済」・「社会」・「環境」のバランスがとれた政策を推進することを目指します。具体的には、重点プロジェクトや基本施策ごとにSDGsの17のゴールとの関連を示し、各施策を推進することによりSDGsの達成につなげていくこととします。

■ SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基 本 施 策

ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり

将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

行政改革アクションプラン

施策12	施策13	施策14	施策15	施策16	施策17	施策18	施策19	施策20	施策21	施策22	施策23	施策24	施策25	施策26	施策27	施策28	施策29	施策30	施策31	施策32	施策33	施策34	施策35
生涯活躍のまち推進	移住・定住の促進	交流の促進	安全で快適な道路の整備	公共交通網の整備	安全・安心な水の供給	公園の充実	居住環境の充実	協働・共創の促進	広報・広聴・情報公開の充実	保健・医療の充実	地域福祉の充実	地域包括ケアシステムの推進	高齢者福祉の充実	障がい者福祉の充実	消防・防災力の強化	防犯対策・交通安全の強化	消費者の保護	廃棄物の減量化と資源の有効活用	自然環境の保全	人と組織の育成戦略	自立のための財政戦略	資産マネジメント戦略	進行管理マネジメント
										●	●			●			●						
		●									●								●				
●		●	●	●			●			●	●	●	●	●	●	●			●		●		
		●					●	●		●	●												
●								●			●								●				
				●			●												●		●		
	●	●	●	●							●		●	●						●			
		●	●	●			●								●	●			●				
			●												●				●				
							●												●				
		●						●	●							●				●			
●		●		●			●	●	●	●										●	●		●

第1編 序論

第2編 人口ビジョン

第3編 総合戦略

第4編 行政改革アクションプラン

第5編 国土強靱化地域計画

資料編

旭市が目指す将来の姿

1 将来都市像

「みんなで創る未来
ず〜っと大好きなまち旭」
～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”^{注1}の向上～

将来都市像は、市の将来のあるべき姿であり、市民みんなで共有し、目指すまちづくりの共通目標です。

将来に向けて持続可能な“まち”を実現していくためには、本市で暮らし、働き、あるいは学び、活躍する市民の誰もが、将来にわたり「ず〜っと大好き」で「住み続けたい」と思えるまちづくり、さまざまな理由で本市を離れても「いつかは帰ってきたい」と思えるまちづくりの視点が重要です。

また、観光等で本市を訪れる多くの人たちにも、本市のファンになってもらい、「また来たい」あるいは「住んでみたい」と思ってもらうことも重要です。

そのためにも、本市の有力な地域資源である旭中央病院や全国トップクラスの農業とそれを基盤とした商工業の集積、及び里山里海の豊かな自然と食文化を、市の魅力＝市民の「宝」として、さらに磨きをかけ、最大限に生かすとともに、強力に発信していくことが重要です。

これからは、人口減少と環境問題への対応といった厳しい状況が続くなか、「ず〜っと大好きなまち旭」という未来を、市の魅力（宝）を活かしながら、市民みんなの力で創り上げていくことがとても重要になってきます。また、市民一人ひとりが、市の魅力を認識し、地域課題の解決を自分ごととして捉え、まちづくりに積極的に参加することで、市への愛着心と誇り「シビックプライド^{注2}」を育むことができます。

そして何より重要なことは、市民一人ひとりが心身ともに健康で、まちづくりの思いや能力を十分に発揮できる、健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”を向上させることです。

(注1) ウェルビーイング (Well-being) 【再掲】:世界保健機関 (WHO) 憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。

(注2) シビックプライド:「地域への誇りと愛着」を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという市民の“思い”を指している。

2 土地・空間利用の基本的な考え方

市内の土地及び空間は、市民にとって大切な資源であり、生活や生産に通じる諸活動の重要な基礎となります。この資源を最大限に活用するため、交通の利便性や社会経済情勢の変化等を考慮し、将来に向けた発展性、安全・安心の向上等を踏まえて、人や企業に選ばれる土地・空間利用の方向性を示します。

ゾーニング

市域の土地・空間の効果的な機能分担を図るため、土地利用における主要な活用方法のゾーニング^注を定め、適正な利用を進めます。

また、市域を「住居系ゾーン」、「商業系ゾーン」、「農業系ゾーン」、「水産系ゾーン」、「緑地系ゾーン」の5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特长や地域資源を生かした土地利用を進めます。

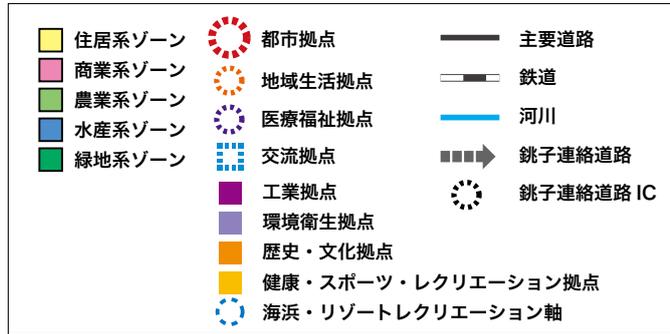
さらに地域行政や交流等の核となる「都市拠点」、「地域生活拠点」、「医療福祉拠点」、「交流拠点(道の駅)」、「工業拠点」、「環境衛生拠点」、「歴史・文化拠点」、「健康・スポーツ・レクリエーション拠点」を連携・活用し、一体の都市として均衡ある発展を推進します。

(注) ゾーニング：都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置すること。

地域特性を生かした土地利用の推進

複数の連携軸が交わる拠点には、住宅、賑わい施設、産業等の複合的な活用を進め、移住・定住・交流・関係人口の増加を図るとともに、地域の基幹的な中核病院である旭中央病院及び周辺の福祉関連施設一帯を医療福祉拠点として位置付け、医療・福祉サービス機能の充実と交通アクセス等、利用しやすい環境整備を進めます。

■土地・空間利用イメージ図



3 基本目標

将来都市像の実現に向けて、戦略的に推進していくための4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実行していきます。

あわせて、国が進める「デジタル田園都市国家構想」に基づき、基本目標①～④の有効性・実効性を高めるため、分野横断的な目標（取組方針）として「デジタル技術による地域課題解決」を位置づけ、各目標分野におけるDXを推進します。

また、基本目標の達成度を評価するため、各基本目標に数値目標^注を設定します。



(注) 数値目標【再掲】：将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標。

① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

目標の方向性

- 地域資源と立地特性を生かした産業振興や起業・創業支援により、地域の活力を高めるとともに、魅力ある雇用を創出し、若者等の移住・定住の促進につなげます。
- 豊かな自然や食の恵み、歴史・文化資源などを生かした魅力の発信と観光振興により、地域経済の活性化と雇用創出を図るとともに、多くの「旭ファン」を増やすなど関係人口の創出に取り組みます。
- これらの取組の実効性を高めながら着実に推進するため、デジタル技術を活用するとともに、チャレンジ精神や熱意のある人材を育成し活躍できる場の創出に取り組みます。

目標達成のための評価指標（数値目標）	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
生産年齢人口比率（15歳以上65歳未満）	57.1% （令和5年度）	55.7%以上 （令和11年度）
市民アンケートで「雇用の確保」に満足（満足+やや満足）と回答した人の割合	35.7% （令和5年度）	60.0% （令和11年度）

② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり

目標の方向性

- 結婚・出産から子育て・こどもの自立までを総合的に支援し、誰もが子育てと仕事等を両立しながら自己実現ができる地域社会の実現を目指します。
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、デジタル技術も活用し、全てのこどもが公平かつ快適に学習できる教育環境の整備、充実に取り組みます。
- これらの取組の効果を高めるとともに地域へ波及させるため、学校・家庭・企業・地域が互いに連携・協働し、地域全体で学び合い、育て・育ち合う環境づくりと体制構築に取り組みます。

目標達成のための評価指標（数値目標）	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
合計特殊出生率	1.38 （令和5年） ^注	1.80 （令和11年）
市民アンケートで「子育て支援」に満足（満足+やや満足）と回答した人の割合	56.5% （令和5年度）	70.0% （令和11年度）

（注）「年」は1～12月、「年度」は4月～翌年3月の期間を示している。

③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり

目標の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境のもと、充実した医療・福祉や子育て、雇用、居住等の環境の創造、及び本市の魅力の積極的かつ効果的な発信により、ひとの定着・還流・移住の流れをつくります。 ● 多世代の多様な交流・活躍の場等の創出により、人々が集い、つながる、協働・共創と支え合いのまちづくりを促進します。 ● これらの取組に市民や事業者が自分ごととして関わることで、本市への愛着心と誇り“シビックプライド”が醸成され、地域の絆やつながりが一層強まるような地域づくりの好循環を目指します。

目標達成のための評価指標(数値目標)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
人口の社会増減	△21人 (令和2～5年平均)	増加 (令和11年)
市民アンケートで「旭市が好き」と回答した人の割合	66.6% (令和5年度)	70.0% (令和11年度)

④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

目標の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の誰もが心身の健康増進に関心を持ち、日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組むことができる環境と仕組みを整えるとともに、充実した保健・医療・福祉サービスを適切に受けることができる環境と体制の一層の充実に取り組みます。 ● 旭の豊かな自然と共生し、カーボンニュートラルへの取組を推進するなど、環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。 ● 包括連携協定などを活用した市民協働や公民連携により、デジタル技術も活用しながら、地域の課題解決と活性化を図り、誰一人取り残されることなく、生涯にわたり安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

目標達成のための評価指標(数値目標)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
平均自立期間(日常生活動作が自立していて、介護を必要としない期間)	男性79.1歳 女性82.8歳 (令和5年度)	上昇 (令和11年度)
市民アンケートで「旭市にずっと住み続けたい」と回答した人の割合	52.2% (令和5年度)	70.0% (令和11年度)

第3

重点プロジェクト

将来都市像と将来人口目標を達成するためには、全ての施策を画一的に展開するだけでは、組織横断的な対応による課題解決や事業実施による相乗効果の発現は見込めず、目標達成も危ういものとなります。

旭市総合戦略では、将来都市像と将来人口目標の達成に向け、特に施策全体をリードし、重点的に取り組むべきテーマとして、「旭ブランド創出」、「こども・子育て応援」、「つながる地域づくり」、「健やかで幸せな”暮らしを守る”」の4点を重点プロジェクトと位置づけ、それぞれデジタル技術による地域課題解決の視点を取り入れながら、分野横断的かつ積極的な事業展開を行っていきます。

重点プロジェクト

① 旭ブランド創出プロジェクト

- 地域特性と交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成
- 若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化

② こども・子育て応援プロジェクト

- 結婚希望と出産希望の実現に向けた強力なサポートと出生数の増加
- 妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実

③ つながる地域づくりプロジェクト

- 旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進
- 市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進

④ “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト

- CCDプロジェクト^{注1}との連携と市の特性を生かした「住んでいるだけで“健幸^{注2}”になれるまちづくり」の推進
- 豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進

デジタル技術による地域課題解決

(注1) CCDプロジェクト (Cities Changing Diabetes) 【再掲】: 旭市と千葉大学医学部附属病院、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究。

(注2) 健幸【再掲】: 健やかで幸せな生活。

1 旭ブランド創出プロジェクト



① プロジェクトのねらい

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の活力、“健幸”なまちづくりを推進するためには、本市が移住・定住、事業・生産活動、学び、健康・生きがいづくり等の面で選ばれることが大切であり、本市に住み続けたい人、遊びに来たい人、働きたい人、学びたい人、また、一緒にまちづくりをしたいと思う人を増やしていくことが重要です。

このため、市民や事業者が本市をよく知り、あるいは新たな魅力や強みを発見または創出し、他の地域にはない本市ならではの価値を「旭ブランド」として磨き上げるとともに強力で発信していく取組を展開します。

② プロジェクトの柱

① 地域特性と交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成

- 美しい緑と海に恵まれた豊かな自然環境と全国トップクラスの盛んな農業、救急救命センターを有し高度先進医療を提供する旭中央病院と豊富な福祉資源を核とする地域医療・福祉体制、圏央道大栄JCT～松尾横芝IC間の開通（令和8年度予定）と銚子連絡道路の整備促進（横芝光IC～匝瑳IC間令和6年3月31日開通、本市内は事業中）、及び成田空港の更なる機能強化（令和10年度末（2028年度末）供用予定）などの地域特性やプラス要因を最大限に生かした取組を推進します。
- 特に、干潟八万石の穀倉地帯から九十九里浜にかけて、水稻、野菜、果物、花卉、畜産物から水産物まで多種多様な農水産物が収穫・漁獲されることから、まさに旭は「食の宝庫」です。また、本市にはサーフィンや釣りなどのアクティビティやご当地グルメまで魅力的な観光スポットが多数存在し、中でも屏風ヶ浦や太平洋と九十九里浜を一望できる刑部岬は絶景スポットであり、隣接する飯岡漁港周辺では新たに「海業^{*}」の取組も始まり、魅力度が一層高まることが期待されます。さらに、SDGs^{*}や地方創生などに取り組む特色ある企業の存在も、市のイメージアップとアピールにつながります。
- 大切なことは、このような魅力を多くの人に知ってもらい、実際に本市に訪れて楽しんでもらうとともに、満足し、評価していただくことでブランド価値が形成されることです。そのためには、先述した地域資源やプラス要因、観光資源を、市民や市内企業が「地域の宝」と認識するとともに誇りに思い、シビックプライド^{*}を育むことで、市や観光関係者と一緒に市を挙げて魅力度を高める地域ブランドを目指していくことが重要です。

※以降の用語解説（※印）については、巻末の「用語解説」をご参照ください。

② 若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化

- 出生数を増やし少子化に歯止めをかけるためには、地域に多くの子育て世代の存在が不可欠であり、生活基盤となる仕事と雇用の創出が求められます。このため、農水産業、商工業、観光業など市内産業の活性化により安定した雇用を確保するとともに、本市の立地特性や地域資源を活用した起業・創業へのチャレンジを支援します。
- 特に農漁業者の高齢化、後継者不足が深刻化していることから、移住・定住促進の視点を持ちながら、農水産業の新規就業者など担い手の確保・育成に注力します。あわせて、市内企業の経営改善と魅力ある職場の創出、並びに中心市街地や商店街の活性化に向け、商工会ほか関係団体等との公民連携により取り組みます。
- このような取組の効率性と実効性を高め、より魅力的な企業、産業として成長していくため、観光 DX[※]やスマート農業[※]などデジタル技術の活用を促進を支援します。

【主な取組事業】

実施事業	事業内容
 飯岡漁港活用（海業 [※] 推進）	飯岡漁港周辺の海・海浜の自然から観光、農業関係まで多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリトレジャーなどの取組により、漁業者の所得の向上及び地域全体の活性化を目指します。
 園芸生産強化支援事業	農産物の安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。
新規就農総合支援事業	新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。
 農業経営基盤強化促進事業	安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。
転入者農業チャレンジ支援	本市の農業労働力不足の緩和、新たな農業の担い手の確保を図るため、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者等の家賃を補助（旭市転入者農業チャレンジ支援金）します。
創業支援事業	創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。
 観光資源創出プロモーション事業	新たな観光資源の創出や観光キャンペーンの実施、マスメディアやSNS等を活用した観光資源のPRを行います。
 観光イベント事業	マスメディア等を活用したPRや補助金などによる観光イベントの支援を行います。
 成田空港の活用	成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信等を通じて、産業振興やインバウンド観光の推進に取り組みます。
 道の駅「季楽里あさひ」交流拠点の形成	観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス [※] 、交流、地産地消の推進を図ります。
 事業者のデジタル化支援	事業者のデジタル化への関心を高めるとともに、伴走支援を行い、デジタル技術の導入を推進します。

地域女性デジタル人材育成推進	子育て・介護等で在宅が多い女性の自営型テレワーカーの育成及び就労支援を行います。
企業誘致等支援事業	新規立地企業や一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。 関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。
 旭市雇用対策協議会との連携	旭市雇用対策協議会と連携し、地元及び近隣高校生を主な対象とした市内企業による合同企業説明会、また、中途採用者向けの合同就職面接会を行い、雇用の促進を図ります。
地域職業相談室運営支援事業	就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。

③ I 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、①に掲げたプロジェクトのねらいの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
農業産出額	令和4年度	501億円	530億円
観光入込客数	令和5年	210万人	213万人 (令和11年)
道の駅「季楽里あさひ」年間売上額	令和5年度	9億7,724万円	11億円5千万円
旭市地域職業相談室における就職者数	令和3～5年度 平均	537人	600人

2 こども・子育て応援プロジェクト



① プロジェクトのねらい

本市が掲げる「将来人口のチャレンジ目標」短期目標：令和12年（2030年）60,000人、長期目標：令和42年（2060年）48,000人を達成するためには、少子化に歯止めをかけることが何より重要です。

そのため、結婚や出産の希望をかなえるとともに、2人目、3人目のお子さんを希望することが可能な安心かつ充実した子育て環境の整備に向けた取組を展開します。

また、未来を担うこどもたちが、公平に、多くの学びや遊び、スポーツを経験し、地域に愛され、将来に夢や希望を持っていきいきと成長する環境づくりを、こどもの権利を尊重する視点に立って推進します。

あわせて、これらを実現すべく、学校教育に加えて多様なこどもの居場所や活躍の場と機会の充実に取り組むとともに、大学等と連携したICT講座やデジタル技術を活用した教育DXを推進します。

② プロジェクトの柱

① 結婚希望と出産希望の実現に向けた強力なサポートと出生数の増加

- 結婚希望の実現並びに出産希望の実現に向けて、結婚や出産に安心して前向きになることができるよう、市を挙げて親身かつ強力的にサポートします。

② 妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実

- 妊娠・出産から子育てまで、当事者に寄り添い、心身の両面と経済面も含め、安心かつ充実した支援に、市を挙げて取り組みます。あわせて、2人目、3人目の出産希望を抱き、実現できるようなサポートと環境づくりに注力します。そして、学校教育や学校生活においても、全てのこどもが、切れ目のない学びと成長を持続できるよう支援していきます。
- 子育て施策と同時に、こどもだけでなく、その保護者の幸せも重要であるため、デジタル技術の活用により、相談しやすい環境や、手続き時間の短縮などを図ることで、そのゆとりがこどもの幸せにつながるような環境の構築を目指します。
- これらの取組の推進には市内企業の理解と協力が不可欠であることから、子育て世帯を応援し、こどもの成長をやさしく見守りサポートする企業の取組を支援します。

【主な取組事業】

実施事業	事業内容
 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、センターが連絡調整を行い、会員が主体的に行う育児援助活動の推進を図ります。
地域医療体制整備事業	地域医療を担う診療所確保の一環として、市内に不足している小児科を開設または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し、補助金を交付します。
こども家庭センターの相談・支援	こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、全てのこどもと家庭に対して切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ります。
 放課後児童クラブ運営事業	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。
育児支援事業	各種教室の開催や訪問指導等を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに仲間づくりを支援します。また、オンライン医療相談を導入し、安心して育児ができる環境を整備します。
家庭教育の充実	各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、こどもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。
 子ども医療費助成事業	本市に在住する0歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。
出産祝金支給事業	1年以上本市に住民登録があり居住している人で、第1子を養育し、第2子以降を出産して養育する父母に10万円、第2子以上を養育し第3子以降を出産して養育する父母に20万円を支給します。
乳幼児紙おむつ給付事業	0歳児、1歳児の乳幼児を養育している人に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給します。
 第3子以降保育料の無料化	こどもが3人以上いる家庭で、保育所・認定こども園等に入所している0歳児から2歳児までの第3子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります。
学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、市内小・中学校の給食費無償化を実施します。
特定不妊治療助成事業	不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
出会いの場創出	結婚を希望する人へ、さまざまな婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。
 保育所ICT整備事業	保育所業務にICTを導入することにより、保護者との連絡等のコミュニケーションや利便性の向上を図るとともに、業務を効率化してこどもと向き合う時間を増やし、より良質な保育サービスの実現を目指します。

学校・地域いきいきライフプラン 推進事業	ふるさと旭を愛し、地域の課題解決に向けて活躍できる人材を育てることを目的に、学校と地域が一体となって、より良い教育の実現に取り組む「コミュニティ・スクール [※] 」と、相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進します。
英語教育パワーアッププロジェクト	ALTやTA [※] の配置などにより、市内小・中学校での英語教育を強化することで、英語力向上と、子育て世代の人口流出の抑制、人口流入の促進を図ります。

③ I 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

(3) 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、①に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値の 年度	基準値	目標値 (令和11年度)
出生数	令和5年	385人	400人 (令和11年)
公立保育所利用者の保育環境・保育内容の満足度	令和5年度	77.8%	85.0%
児童・生徒の学校生活に対する満足度 (市内小・中学校平均)	令和5年度	90%	93%

3 つながる地域づくりプロジェクト



① | プロジェクトのねらい

多世代にわたる市民や都市住民等の来訪者が、本市の地域特性や「生涯活躍のまち・みらいあさひ」等の地域資源を最大限に生かし、相互に多様な交流を展開し、活力を創造しながら、支えあい、生涯にわたり生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

また、まちづくりや地域活動を促進する場として都市公園を有効に機能させるため、Park-PFI[※]など公民連携の手法も視野に入れた取組を検討します。あわせて、市民の外出機会の増加や交流には移動手段が重要となるため、公共交通の利便性と快適性の向上に向け、デジタル技術の活用による交通DX[※]やクリーンエネルギーの活用による環境にやさしい交通GX[※]への取組も検討を進めます。

あわせて、このようなまちづくりを、市民など地域のさまざまな主体がつながり、連携・協働しながら進めることで、将来都市像に掲げた「みんなで創る」の実現を目指します。

② | プロジェクトの柱

- ① 旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進
 - 旭中央病院や道の駅「季楽里あさひ」を含む「生涯活躍のまち・みらいあさひ」エリアを中心に、JR旭駅周辺の中心市街地とも連携し、多世代にわたる市民や都市住民等の来訪者の多様な活躍・交流の場と機会を創出するとともに、これら「みらいあさひ」の活動により派生する効果を市全域に波及させます。
- ② 市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進
 - 各種まちづくりや地域活性化への取組の中で、市民や事業者、コミュニティ同士がつながり、あるいは行政と市民や事業者、コミュニティが連携・協働し、それぞれが有する経験や知見、感性が触れ合うことで、創造的かつ効果的な相乗効果が生まれるまちづくりを目指します。
 - 本市の知名度アップに向け、ロケツーリズムを活用したシティプロモーションや市の後援イベントの推進、さらに魅力的な都市公園の創造を公民連携で取り組み、市内外に効果的に発信することで、シビックプライドを醸成するとともに、交流人口の誘致と関係人口の創出につなげます。

【主な取組事業】

実施事業	事業内容
ローカルチャレンジャー育成プログラム推進	趣味や特技を生かした地域貢献や小商い等の将来設計を考える講座を実施し、小規模な起業・創業や中心市街地等における遊休不動産を活用したまちづくりの機運醸成につなげるなど、地域の活性化を目指した取り組みを実施します。
移住定住特設サイト・相談窓口設置 (移住サポートセンター運営)	「旭市への転入を考えている」、「移住者への支援を知りたい」など、本市への移住に関する相談にワンストップで対応し、移住の促進と「旭ファン」づくりを進めます。
 定住促進奨励金交付事業	定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入又は中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大150万円を交付します。
 若者世帯住宅整備支援金	市内に在住の若者(39歳以下)が、定住する意思をもって市内事業者から新築住宅を取得した場合に最大100万円の奨励金を交付し、少子化対策及び地域経済の活性化を図ります。
シティプロモーション推進事業	官民一体となって、映画・ドラマ・CM等の撮影に対する協力及びロケ誘致活動を行うことにより、旭市の魅力、認知度及びイメージの向上を図り、あわせて市民の地域に対する誇りと愛着心の醸成を図ります。
 幽学の里で米づくり交流事業	大原幽学ゆかりの水田を活用し、米づくり体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源のPRを図ります。
日本一身近な海づくり推進事業	海岸を地域振興のツールと位置づけ、一年を通して海岸で楽しめるような環境づくりを目的としたイベント「ぼろぼろ [※] (事業名:日本一身近な海づくり推進事業)」の実施により、旭の海を身近に感じ、レクリエーションやビーチクリーンを中心にさまざまな活動や交流の展開を進めます。
 ふるさと応援寄附推進事業	本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。
 旭市イメージアップキャラクター活用事業	イメージアップキャラクター「あさピー」を活用し、本市のさまざまな魅力や特性を市内外に効果的かつ積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。
 旭市観光大使の活用	本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。
公共交通利用促進 (コミュニティバス・デマンド交通等)	総合公共交通マップの作成・配付、公共交通を利用した移動モデルプログラムの作成やバスの乗り方教室の実施、車内放送による地域の魅力紹介など、公共交通の利用促進につながる取組を進めます。
 旭の魅力発信事業	行政情報や地域情報の充実と速やかな発信に努めるとともに、広聴や市民の市政参加の窓口としてホームページやLINE等のSNS [※] を活用し、より身近な情報発信を行います。

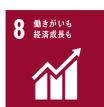
③ I 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、①に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市内での映画やテレビのロケ実施件数	令和3～5年度 平均	24件	50件
ふるさと応援寄附額	令和5年度	2億1,027万円	7億円
旭市公式LINE登録者数(ブロック者除く)	令和5年度	4,459人	10,000人

4 “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト



① | プロジェクトのねらい

本市は、豊かな自然環境と食の恵み、診療圏人口90万人の旭中央病院と豊富な福祉資源を核とする地域医療・福祉体制を有し、世界45都市以上、日本では本市と福島県郡山市の2都市で展開されている CCD プロジェクト[※]に取り組んでいます。これらの地域特性と取組を最大限に生かして、市内の医療・福祉及びスポーツ・健康関係機関との密接な連携のもと、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりをサポートするとともに、老若男女、障がいの有無にかかわらず、住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりを目指します。

あわせて、全庁的に SDGs の視点を取り入れて施策を推進するとともに、本市の宝である豊かな自然環境を守り後世に引き継ぐため、国が進めるカーボンニュートラル[※]や GX[※]の視点を重視し、私たちの暮らしや産業振興のなかで環境共生への意識をより一層高めるよう努めます。本市は、このような取組の第一歩として「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

また、健やかで幸せな暮らしの土台となる安全・安心な防災体制を構築するため、デジタル技術を有効に活用するなど防災 DX[※]にも取り組んでいきます。

② | プロジェクトの柱

① CCD プロジェクトとの連携と市の特性を生かした「住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくり」の推進

- CCD プロジェクトは糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動・研究ですが、この取組を健康増進の象徴と位置づけ、包括的な疾患予防を通して市民の糖尿病リスクの軽減はもとより、健康づくり全般への意識を高めます。
- 具体的には、CCD プロジェクトとしてすでに実施されているウォーキングや食事改善等の取組を持続、拡充させるとともに、糖尿病も含めた生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中等）の改善とリスク低減を図るべく、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善を市民一人ひとりが意識し、実行することを目指します。こうした健康づくりに無理なく、楽しく取り組むため、市内の自然や公園、まちなかなどを、自分のペースで気軽に楽しく歩けるような環境を整える「歩いて楽しいまちづくり」を推進します。
- また、市民が働く職場における健康管理も重要かつ有効であることから、市内事業所と協力し、市を挙げて健康への取組を進めます。

② 豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進

- 本市の里山里海の豊かな自然とその恵みを、市の宝として大切に守りながら後世に継承する

とともに、市民生活の質の向上につなげていきます。あわせて、本市の魅力あふれる環境のもとで、老若男女、障がいの有無などにかかわらず、多様な市民が生きがいを持ち、互いに支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。特に高齢者の方々が、生涯にわたり健康で幸せに暮らし続けるために、支えられるだけでなく支える側にも立ち、生きがいをもって多方面で活躍できるような環境づくりも進めます。

- 深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、本市としても「2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。
- これらの取組により、環境と共生しながら、市民一人ひとりが生きがいを持ち、将来都市像である「ず〜っと大好きなまち旭」のまちづくりに参加し、心身ともに健康で充実した人生を送ることができるよう、市を挙げて取り組みます。

【主な取組事業】

実施事業	事業内容
CCDプロジェクトの推進	CCDプロジェクトの市民への浸透と実効性を高めるため、健康メニューの日常への浸透、職場、家庭などの集団への運動・食事改善の働きかけ、歩きやすい環境の整備などを推進します。
健康づくり事業	生活習慣病予防やがんの早期発見・早期治療へつなげるため、特定健康検査や各種がん検診等を実施し、あわせて健康教育や健康相談も実施します。
 地域医療体制整備事業 (重点2へも掲載)	地域医療を担う診療所確保の一環として、市内に不足している小児科を開設または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し、補助金を交付します。
 感染症予防対策事業	感染症予防のため、各種予防接種を実施します。また、保健所・医療機関等と連携して感染症予防対策を図ります。
 地域包括支援センター運営事業	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。
 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。
 認知症施策の推進事業	地域の認知症高齢者の偏見をなくし、温かく支援する人材の育成を図ります。
 地域ケア会議推進事業	介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。
 地域リハビリテーション活動支援事業	通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。

 老人クラブ(すこやかシニアクラブ旭)活動促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブ(すこやかシニアクラブ旭)の活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。
シルバー人材センター助成事業	健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。
 防災体制強化事業	防災訓練や防災教育等によって防災意識の高揚を図り自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築することで、災害に強いまちづくりを推進します。
 震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。(横根三川線、椎名内西足洗線)
2050ゼロカーボンシティ推進	深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、市として「2050ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、カーボンニュートラルやGXの視点を重視した施策展開を図ります。

③ I 取組数値目標 (KPI:重要業績評価指標)

本プロジェクトの取組目標として、①に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標 (KPI:重要業績評価指標) を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	令和4年度	31.9%	25.5%以下
認知症サポーター人数	令和5年度	3,902人	5,000人
デジタル防災アプリ(防災マップ)登録者数	令和6年度 (9月現在)	250人	450人

第4

基本施策

基本目標ごとに基本施策を分類し、現況と課題の分析から、「施策の展開」のもと、各事業を実施していきます。また、「施策の展開」には、重要業績評価指標（KPI）を設定します。ただし、目標設定が困難なものについては、具体的な数値を定めずに定性的に示します。

なお、基本施策32から35については、旭市行政改革アクションプラン^{*}で取組目標を設定し、進行管理を行います。

基本目標	施策	施策の展開
1 魅力ある雇用を創出し、 安心して働けるまちづくり	施策1 農水産業の振興	①農畜産物の生産振興 ②安定した農業経営の推進 ③水産業の振興
	施策2 商工業の振興	①商業の振興 ②工業の振興 ③新たな地域産業の創出
	施策3 観光の振興	①観光情報発信の推進 ②観光施設の整備
	施策4 雇用の確保	①企業誘致及び既存企業の支援 ②労働・雇用対策の充実
2 結婚・出産・子育ての希望が 誰もが生きがいを持てるまちづくり	施策5 スポーツの振興	①スポーツ活動の充実 ②スポーツ施設の維持管理
	施策6 子育て支援の充実	①結婚・子育て環境の整備 ②子育て世帯への経済的支援
	施策7 学校教育の充実	①教育・学校施設内容の充実 ②教育支援体制の充実
	施策8 生涯学習の充実	①生涯学習機会の充実 ②生涯学習関連施設の充実 ③図書館及び関連施設の充実
	施策9 芸術文化の振興・伝統文化の保存	①芸術文化の振興 ②文化財の保護
	施策10 青少年の健全育成	①青少年の健全育成の推進
	施策11 互いに認め合う社会の形成	①男女共同参画の推進

基本目標	施 策	施策の展開
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、 人々が集いつながるまちづくり</p>	<p>施策12 生涯活躍のまち推進</p>	<p>①公民連携による多世代の交流と活躍の場の創出</p>
	<p>施策13 移住・定住の促進</p>	<p>①移住・定住促進対策の推進</p>
	<p>施策14 交流の促進</p>	<p>①交流事業の促進 ②自治体間交流の促進</p>
	<p>施策15 安全で快適な道路の整備</p>	<p>①主要道路の整備、国・県道の整備促進 ②市道の整備</p>
	<p>施策16 公共交通網の整備</p>	<p>①公共交通の確保 ②公共交通の利用促進</p>
	<p>施策17 安全・安心な水の供給</p>	<p>①上水道の安定供給</p>
	<p>施策18 公園の充実</p>	<p>①公園の維持管理</p>
	<p>施策19 居住環境の充実</p>	<p>①秩序ある土地利用 ②住みよい居住環境の確保 ③空き家対策の推進</p>
	<p>施策20 協働・共創の促進</p>	<p>①市民活動団体やNPO等の育成・支援 ②市民参画の推進 ③コミュニティ活動の推進 ④地域学校協働活動の推進 ⑤産学官等の連携強化</p>
	<p>施策21 広報・広聴・情報公開の充実</p>	<p>①開かれた市政 ②広報広聴活動の推進 ③開かれた議会の実現</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">将来にわたって元気な地域をつくり、 安全・安心で暮らしやすいまちづくり</p>	<p>施策22 保健・医療の充実</p>	<p>①健康づくりの推進 ②病気予防対策の充実 ③地域医療機関との連携 ④CCDプロジェクトの普及・啓発</p>
	<p>施策23 地域福祉の充実</p>	<p>①地域福祉の推進 ②生活困窮者の自立支援</p>
	<p>施策24 地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>①地域包括ケアシステムの推進</p>
	<p>施策25 高齢者福祉の充実</p>	<p>①健康づくりを通じた支え合い ②見守り体制の構築 ③生きがいづくりの推進</p>
	<p>施策26 障がい者福祉の充実</p>	<p>①障がい者福祉の推進</p>
	<p>施策27 消防・防災力の強化</p>	<p>①防災体制の充実 ②防災施設の整備 ③消防体制（常備・非常備）の充実 ④救急救命体制の充実</p>
	<p>施策28 防犯対策・交通安全の強化</p>	<p>①防犯体制の充実 ②交通安全環境の整備 ③交通安全活動の充実</p>
	<p>施策29 消費者の保護</p>	<p>①消費者保護対策の推進</p>
	<p>施策30 廃棄物の減量化と資源の有効活用</p>	<p>①廃棄物の減量化と資源の有効活用</p>
	<p>施策31 自然環境の保全</p>	<p>①自然エネルギーの有効活用 ②自然環境の保全 ③2050年ゼロカーボンシティの推進</p>

行政改革アクションプラン	施策	施策の展開
	施策32 人と組織の育成戦略	①効率的・効果的な行政経営 ②適正な定員管理と人材育成の推進 ③市民に開かれた行政運営の推進
	施策33 自立のための財政戦略	①自主財源の確保 ②受益者負担の適正化 ③持続可能な財政運営 ④公営企業会計及び特別会計の健全運営
	施策34 資産マネジメント戦略	①推進体制の強化 ②保有資産の最適化 ③効率的資産運営
	施策35 進行管理マネジメント	①安定した歳入の確保 ②経費の節減・合理化 ③財政指標等の目標値

基本目標

1

魅力ある雇用を創出し、
安心して働けるまちづくり

施策1～施策4

施策1

農水産業の振興



目指す姿

全国に知られる旭ブランドを育て、夢をもって働くことができる持続可能な農水産業を実現します。

現況と課題

- 本市の農業は、日本を代表する農業県である千葉県の一翼を担い、畜産をはじめ施設園芸・稲作・露地野菜など、首都圏向けの野菜や食肉のほか、果樹、花き生産など幅広い農業を展開しており、農業産出額は県内1位、全国トップクラスとなっています。
- 高齢化の進展や後継者不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国の農業が抱える構造的な問題に本市も直面しており、農業経営体数は、平成22年の2,615経営体から令和2年の1,934経営体へ681経営体（△26%）減少しています。一方で、農業就業人口における65歳以上の高齢者の占める割合は、40.9%から48.2%へと増加しています。
- 優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、自然環境や水源かん養等の農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮、さらには緑豊かな景観の保全や伝統的な農村文化の継承のためにも、地域農業の中心となる担い手の確保・育成が大きな課題となっています。
- 経済社会のグローバル化に伴い、農業分野においても輸出力の強化や生産現場の体質強化、生産性向上、付加価値の向上等が求められています。



広大な農地と九十九里浜

- 農業従事者の減少や耕作放棄地の拡大等の課題解決に向け、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において、令和7年3月末までに「人・農地プラン」に代わる「地域計画」を策定することが義務付けられました。今後、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿

を明確にし、農地の集約化に向けた取組を推進するため、地域計画を策定しました。

- デジタル技術の活用による社会の変革は極めて重要な課題となっており、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業としていくためのスマート農業[※]や農業DX[※]の推進が求められています。
- 水産業については、地方卸売市場を持つ飯岡漁港が貝類などの流通拠点となっていますが、水産資源の減少や担い手の高齢化、後継者不足等、漁業経営環境は厳しさを増しています。このため、担い手・後継者の確保・育成とともに、漁業関連施設や水産資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組が求められています。
- 国においても、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業[※]」の振興により、雇用機会の確保と地域の所得向上を図る方向性を打ち出しています。本市においても、この海業への取組を推進することで、多くの人々に漁港を訪れていただき、さまざまな体験と交流を通じた水産業への理解促進と水産物の消費拡大などにより、地域活性化を図る必要があります。
- これらの取組を通して、本市の宝である「農水産物」や「食」の高付加価値化を推進し、魅力度を高めるとともに強力に発信することで、旭ブランドとして知名度向上や流通拡大に取り組むことが大切です。

施策の展開

1 農畜産物の生産振興

- 農畜産物の安定した生産を図るため、国、県や関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した計画的な生産を支援し、流通・販売体制の確立を図るとともに、必要な施設整備を推進し、生産性の向上に取り組めます。
- 需要に応じた水田の生産を図るため、飼料用米等への転換を図る取組を推進します。
- 旭ブランドの創出や6次産業化等による高付加価値化を促進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 園芸生産強化支援事業	農産物の安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。
水田農業構造改革推進事業	水田農業の安定経営を図るため、飼料用作物への転換を図る農家に対して支援をします。
 農業経営多角化支援事業	6次産業化や新たな流通対策に対して支援します。
 畜産競争力強化対策整備事業	畜産の生産基盤の確保及び国際競争力を強化するため、飼養管理施設等の整備を支援します。
さわやか畜産総合展開事業	周辺地域の環境改善に必要な施設整備及び排せつ物処理施設等の機能向上整備を支援します。
 産業まつり (あさひオータムジャンボリー)	農水産物や加工食品等の展示・販売を通じ、地域産業のポテンシャルを再発見するとともに各産業の担い手と市民が交流することで地域の誇りや愛着を醸成し、各種産業の振興に寄与します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の 年度	基準値	目標値 (令和11年度)
農業産出額	令和4年度	501億円	530億円

2 安定した農業経営の推進

- 旭市担い手育成総合支援協議会において、地域農業の担い手である認定農業者等の育成や後継者の確保を図るとともに、経営が安定するための総合的な支援を進めます。さらに、地域社会、周辺環境と調和した経営を推進します。
- 有害鳥獣による被害防止対策を講じ、農作物被害額の減少に努めます。
- 高生産性農業の展開や優良農地の適切な維持保全を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
新規就農総合支援事業	新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。
 農業経営基盤強化促進事業	安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。
畜産環境フレッシュ事業	生産者が自主的に行う畜産臭気の軽減を目的とした資材の導入を支援します。
 農業基盤整備事業	農用地利用集積等による担い手の育成を図るため、大区画ほ場の整備を推進します。また、地域振興のために創設される非農用地については有効活用を促進します。
 耕作放棄地再生事業	営農のために、荒廃した農地を再生することに対して支援します。
転入者農業チャレンジ支援	本市の農業労働力不足の緩和、新たな農業の担い手の確保を図るため、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者等の家賃を補助（旭市転入者農業チャレンジ支援金）します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の 年度	基準値	目標値 (令和11年度)
認定農業者数	令和5年度	773経営体	800経営体

3 水産業の振興

- 漁業者の所得向上と地域全体の活性化を図るため、飯岡漁港周辺の多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなど海業の推進に取り組みます。
- 漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、つくり育てる漁業である栽培漁業を推進するとともに、適正な漁港内の維持管理を行います。

- 旭ブランドの水産物の創出や高付加価値化への取組、漁業経営の近代化を支援するとともに、担い手の育成と後継者の確保に努めます。さらに水産加工品の販路の拡大と PR 活動を支援します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 飯岡漁港活用（海業推進）	飯岡漁港周辺の海・海浜の自然から観光、農業関係まで多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなどの取組により、漁業者の所得の向上及び地域全体の活性化を目指します。
栽培漁業振興対策事業	水産資源回復のための貝類種苗放流に対して支援します。
担い手・後継者の育成	担い手・後継者を育成するため、漁業技術の研究や漁業経営の改善に関する研修を支援します。
 漁業関係団体との連携	漁業協同組合等と連携し、水産資源の適正管理や漁場の造成管理、水産物の販売戦略、経営面等を支援します。
 制度資金利子補給事業	漁業者等の制度資金の借入れに対して利子補給を行います。
 水産基盤整備事業	航路確保のための浚せつ、漁港内の施設の維持補修等を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
海匠漁業協同組合所属船漁獲量	令和 5 年度	14,072 t	15,000 t

施策2 商工業の振興



目指す姿

地域に根ざした企業や市民の豊かな暮らしを支える商業活動への支援を進め、魅力ある仕事を創出し、地域経済の活性化を促進します。

現況と課題

- 本市の商業は、国道126号沿線を中心に、スーパーマーケットを含めロードサイド型の商業施設が立地しています。また、駅周辺を中心に商店街が点在していますが、買い物客の流出や後継者不足などにより空き店舗が増えています。商店街の集客力向上や駅利用者の利便性向上のため、空き店舗の活用や商店街の環境整備などを進める必要があります。今後さらに高齢化が進む中、日常的な買い物ができ、必要なサービスを地元で受けられる環境を維持することが課題です。
- 元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致や、若年世代の流出抑制・流入促進などを目的とした「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」の一環として、令和4年には、商業機能と公共施設を備えた多世代交流拠点を新たにスタートしています。
- 本市の工業は、2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）によると、4人以上の事業所は124事業所、従業者数3,822人、製造品出荷額等1,534億円の規模があります。市内では、あさひ鎌数工業団地やさくら台工業団地などに産業集積があります。
- 市内の商工業は、人口流出の抑制や定住促進につながる雇用の場でもあることから、商工会などとも連携し、金融機関や産業支援機関等の協力を得ながら、後継者の確保や経営基盤の安定化、創業支援、異業種交流など、商工業の振興と新たな地域産業の創出に取り組む必要があります。

施策の展開

1 商業の振興

- 商店街等が中長期的に発展していくために、地域住民の規模・行動範囲等を踏まえ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組を進めます。
- 空き店舗の解消と地域活性化に向けた人材の育成を図り、商業活性化を通じた持続可能なまちづくりを推進します。
- 商工会員増加のため、市と商工会において創業支援セミナーを開催し、商工会加入を促進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 商業関係団体への支援	商工会、商業振興連合会等の運営に助成し、市内商業の育成発展を図ります。
 商店街活性化事業	既存商店街の活性化のため、プレミアム付共通商品券発行事業や商店街が実施するイベント事業等へ支援を行います。
 空き店舗活用事業	市内にある空き店舗を活用して事業を実施する方に、店舗改装経費及び店舗の賃借料に対し補助金を交付することで、商業の活性化に取り組みます。
商店街等施設及び景観整備事業	商店街が行う駐車場の設置や美観形成、街路灯のLED化等の環境整備に対して助成します。
 中小企業融資と利子補給	市内取扱金融機関へ原資を預託し、融資及び利子補給を行い、中小企業の経営合理化等を支援します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
商工会会員数	令和5年度	1,480人	1,500人

2 工業の振興

- 工業団地内における市の管理施設等の適切な維持管理や、企業が管理する排水関連施設の負担金助成などを実施することにより、既存企業における経営基盤の安定化を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
工業振興支援事業	工業団地内施設の維持管理や、企業への負担金助成を実施することで、既存企業の経営基盤の安定を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
製造品出荷額等	令和5年	1,534億円	1,556億円 (令和11年)

3 新たな地域産業の創出

- 新たな地域産業を創出するため、商業・工業をはじめ、農水産業等とも連携を図り、地域資源を活用した研究開発等、創造的な事業活動を推進します。
- 異業種間における情報交換等の交流を促進し、事業連携の強化と取引の活性化を図り、地域振興を推進します。
- 新たに起業・創業しようとする方や事業承継に対して、商工会等と連携を図りさまざまな支援を行います。
- 旭市観光物産協会と連携し、旭市推奨品について、東京都などを中心とした市外への周知活動の充実を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
創業支援事業	創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。
異業種間交流の促進	異業種間の交流を通して、市内の産業経済の振興・発展に貢献します。
 特産品開発事業	特産品の開発と販売・PR等の取組を支援します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
旭市推奨品認定数	令和5年度	56品	64品



国道126号ロードサイドショップ

施策3

観光の振興



目指す姿

本市の宝である豊かな自然と食の魅力を最大限に生かし、多世代が一年中楽しめる観光交流を促進することで、「旭ファン」を増やし、地域を活性化させます。

現況と課題

- 本市の観光は、九十九里浜を望む豊かな自然環境が大きな魅力です。海水浴やサーフィン、釣り、キャンプなどさまざまなアクティビティを楽しむことが可能であり、特に飯岡海岸は関東屈指のサーフスポットとして人気があります。また、景勝地である「屏風ヶ浦」は国の名勝及び天然記念物にも指定され、その西端に位置する刑部岬からの眺望は、朝日や夕陽、夜景などさまざまな100選にも選ばれています。
- 食材の宝庫であることを活かしたご当地グルメを味わえることも本市観光の大きな魅力です。飯岡漁港で水揚げされるハマグリ、イワシやシラスなどの海鮮食材、多種多彩なブランド豚、飯岡メロンやいちごを使ったスイーツなど、さまざまなグルメを楽しむことができます。また、道の駅「季楽里あさひ」では、新鮮で美味しい地元産品を購入することができます。
- 本市自慢の宝であるこれらの観光資源を最大限に生かし、農水産業とも密接に連携しながら、通年型・滞在型・体験型の観光を目指すことで、リピート客と観光消費額を増加させることが、持続可能な観光の実現に向けた重要な課題となります。あわせて、周辺自治体と連携したPR・イベント等を視野に入れた企画を推進していくことも必要です。
- デジタル技術を有効に活用した観光DX[※]に取り組むことで、より魅力的で快適な観光を提供することも重要です。そして、旭を好きになり、何度も来ていただく「旭ファン」をたくさんつくることで、地域の活性化と移住促進にもつながります。
- そのためには、本市の観光資源・イベント等の魅力や楽しみ方の認知度を一層高める必要があり、効果的な観光・イベント情報の発信が求められます。本市では、ふるさと応援寄附（ふるさと納税）の活用、観光サイト「今日も、ぶらり、あさひ日和」（一般社団法人旭市観光物産協会・旭市移住サポートセンター）や観光大使、地域おこし協力隊による情報発信などの観光PRを行うとともに、令和4年に「あさひロケーションサービス協議会」を立ち上げ、官民連携でロケツーリズム[※]を推進し、映画、ドラマといったメディアのロケ地としての誘致活動を行っています。このほか、周辺自治体や九十九里地域市町村との連携を図り、地域ブランディングを推進していくことも必要です。今後も引き続き、これらの取組を通じて本市の魅力度と知名度をさらに向上させ、旭ブランドとして認知され、定着することが重要です。

施策の展開

1 観光情報発信の推進

- 観光物産協会と連携し、道の駅「季楽里あさひ」をはじめとした観光拠点、産業等との連携、宿泊施設等について、マスメディアやSNS等のさまざまなツールを活用し、効果的な情報発信に努めます。
- 移住・定住特設サイト「あったか!旭」をはじめ、成田空港活用協議会が開催する市の魅力を発信することができる事業等を活用し、通年、観光客に宿泊してもらえようようなイベントの開催や、市内の観光拠点の紹介等、魅力の発信に努めます。
- 旅行会社等へ積極的に市の観光素材を売り込むことで、バスツアーの誘致や、旭市を含む近隣市町と連携した旅行商品の形成を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 旭市観光物産協会への支援	旭市観光物産協会への支援を行います。
 観光資源創出プロモーション事業	新たな観光資源の創出や観光キャンペーンの実施、マスメディアやSNS等を活用した観光資源のPRを行います。
 観光イベント事業	マスメディア等を活用したPRや補助金などによる観光イベントの支援を行います。
 成田空港の活用	成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信等を通じて、産業振興やインバウンド観光の推進に取り組みます。
 道の駅「季楽里あさひ」交流拠点の形成	観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス、交流、地産地消の推進を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
宿泊者数	令和5年	11万人	12万人 (令和11年)

2 観光施設の整備

- 観光施設や観光案内板等を整備し、安全で快適な施設の提供に努めるとともに観光拠点の相互連携を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
観光施設整備事業	観光施設や観光案内板の整備を行います。
海水浴場開設事業	海水浴場の開設を行います。
文化財看板の整備	市内文化財等の看板や案内板等の整備を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
観光入込客数	令和 5 年	210 万人	213 万人 (令和 11 年)

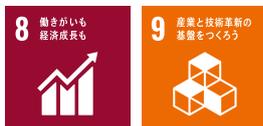


サーフィンを楽しむ人でにぎわう



道の駅「季楽里あさひ」

施策4 雇用の確保



目指す姿

魅力的で安定した雇用機会を創出・確保するとともに、求職者と地域企業のニーズをつなぎ、本市で働きたいと思う全ての人の就労希望をかなえます。

現況と課題

- 本市の雇用対策は、旭市雇用対策協議会を中心に、産業界やハローワーク銚子等の関係機関との連携を進めており、地域の若者が安定した職に就くための雇用環境の整備や、求職者向けの職業相談などのほか、企業誘致や既存企業の支援に取り組んでいます。
- “健幸”の観点から、子育てや介護等と仕事の両立に配慮した就労条件の確保や、年齢や障がい、国籍などの違いから就労面での差別を受けないよう、就労環境の整備が課題となっています。
- 一方、人口減少や少子高齢化により、企業側の人材確保も今後さらに難しくなることが見込まれます。このため、就労先として地元企業を知ってもらえる機会を広げるとともに、シニア人材や外国人材を含む多様な人材活用、さらに就労ニーズに合わせた多様な働き方を推進するための取組が重要です。
- 今後も、安定した雇用の創出・確保のためには、上記の取組に加え、企業誘致のほか固定資産税減免や起業・創業支援を推進していく必要もあります。

施策の展開

1 企業誘致及び既存企業の支援

- 市内事業者のデジタル化への関心を高めるため、伴走型の支援によりデジタル技術の導入を図ります。
- 企業の事業拡大に向けた設備投資を支援するため、一定以上の設備投資を行った企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付を実施するとともに、各種奨励制度を積極的に周知します。
- 工業団地内の未利用地の活用について、土地所有企業と連携していきます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 事業者のデジタル化支援	事業者のデジタル化への関心を高めるとともに、伴走支援を行い、デジタル技術の導入を推進します。
 企業誘致等支援事業	新規立地企業や、一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づく企業の投下固定資産額	令和3～5年度平均	17億円	20億円

2 労働・雇用対策の充実

- 女性活躍を推進するため、子育てや介護等で在宅が多い女性に対して自営型テレワーカーの育成等に取り組みます。
- 旭市雇用対策協議会と連携を図り、就職希望者と企業のマッチングの場の創出などにより、新たな雇用機会の増加に取り組みます。
- 旭市地域職業相談室の周知を強化することで、就職希望者により多くの求職情報を提供し、求人企業とのマッチング機会の増加を図ります。
- 市内企業への就職意欲の向上を図るため、地元及び近隣高校や県内の大学に対し、積極的な企業情報の発信に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
地域女性デジタル人材育成推進	子育て・介護等で在宅が多い女性の自営型テレワーカーの育成及び就労支援を行います。
 旭市雇用対策協議会との連携	旭市雇用対策協議会と連携し、地元及び近隣高校生を主な対象とした市内企業による合同企業説明会、また、中途採用者向けの合同就職面接会を行い、雇用の促進を図ります。
旭市雇用対策協議会への支援	旭市雇用対策協議会の行う各種事業、スポーツ活動等を支援することで、加盟企業の福利厚生を推進を図ります。
地域職業相談室運営支援事業	就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
旭市地域職業相談室における就職者数	令和3～5年度 平均	537人	600人



合同企業説明会

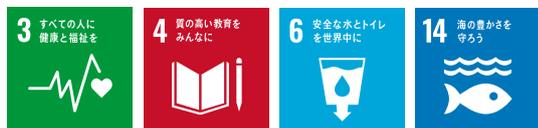
基本目標

2

結婚・出産・子育ての希望がかない、
誰もが生きがいを持てるまちづくり

施策5～施策11

施策5 スポーツの振興



目指す姿

市民が安全かつ気軽にスポーツに触れあえる環境を整備し、スポーツを通じて市民の心身の健康や生きがいがづくり、人と地域の交流につながるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 本市には、県施設を含めスポーツ施設14施設^{注1}と2つのコミュニティ広場^{注2}があり、これらの施設の利用率向上と機能充実に取り組んでいますが、築27年を経過した総合体育館をはじめ、老朽化した社会体育施設の統廃合を視野に入れた大規模改修等が課題となっています。
- 施設の維持管理では、令和5年度から社会体育施設（12施設）において、指定管理者による管理運営を開始していますが、国や市がともに将来展望として掲げるスポーツ実施率[※]70%、施設の年間利用者数200,000人を目指すべく、達成に向けた進捗管理が必要となります。
- 市民のスポーツ活動の状況は、令和3年度に実施した「スポーツ実施状況等に関する市民アンケート」結果によると、市民のスポーツ実施率は40%で、国が実施したアンケート結果の数値（52%）を大きく下回っています。また、イベント等に関する意見としては、「小さな子どもと一緒に参加できるもの」、「新しいスポーツをやってみたい」、「初めてでも楽しめるもの」などの意見があり、イベントやスポーツ大会等の内容を工夫していく必要があります。
- 市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、生きがいと健康づくりに取り組むために、利用しやすい施設の整備・運営に努めるとともに、誰でも気軽に参加できる体力づくり事業やスポーツ大会の開催、スポーツを通じた市のPR、指導者の育成、各種活動団体への支援等に取り組む必要があります。

(注1) ①千葉県総合スポーツセンター東総運動場、②旭市総合体育館、③旭スポーツの森公園野球場、④旭スポーツの森公園庭球場、⑤旭市弓道場、⑥旭文化の杜公園庭球場、⑦海上コミュニティ運動公園野球場、⑧飯岡体育館、⑨飯岡野球場、⑩いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場、⑪いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場、⑫いいおかふれあいスポーツ公園多目的広場、⑬しおさいスタジアム（旭市サッカー場）、⑭干潟さくら台野球場

(注2) ①仁玉コミュニティ広場、②新川スポーツ広場

施策の展開

1 スポーツ活動の充実

- 市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、一体感の醸成を図り、健康を保持増進させるため、各種イベントやスポーツ大会等を開催するとともに、指導者の育成や競技団体の支援を行います。
- イベント、各種大会等について、誰でも気軽に参加できるよう、内容や運営方法を工夫します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
スポーツ振興事業	一体感を醸成するためのイベントやスポーツ大会等を開催するとともに、健康増進を目的とした各種教室を行うなど、スポーツの振興を図ります。
競技団体の支援	スポーツ協会等の各種競技団体が行うスポーツ活動を支援します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
スポーツ大会の年間参加者数 (あさひスポーツフェスティバル、旭市民駅伝大会、市民スポーツ大会の参加人数)	令和 5 年度	3,711 人	5,000 人

2 スポーツ施設の維持管理

- スポーツやレクリエーションによる地域の交流の場となる施設の整備充実を図るとともに、指定管理者によるスポーツ施設の維持管理・運営を円滑に進めます。
- 施設の適切な維持管理、老朽化した社会体育施設等については、旭市公共施設再編・長寿命化基本計画と整合性を図りながら統廃合や改修を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
スポーツ施設管理運営	指定管理者によるスポーツ施設の維持管理・運営が円滑に進むよう、連携、情報共有を図り、市民サービスの向上に努めます。また、市民が気軽にスポーツに触れ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
 社会体育施設改修事業	市民がスポーツ、レクリエーション活動を十分に行えるよう、老朽化した施設の大規模改修や地域の交流の場となる社会体育施設の整備と充実を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
スポーツ施設の年間利用者数	令和5年度	152,490人	200,000人



旭市民駅伝大会



あさひスポーツフェスティバル

施策6

子育て支援の充実



目指す姿

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるために、子育て家庭やこどもの育ちを切れ目なく支援するとともに、市民みんなで支え合い応援します。

現況と課題

- 本市の合計特殊出生率は、コロナ禍の影響を受けた令和4年の1.18を除き、ここ数年は1.30前後で推移していますが、人口を維持するための人口置換水準の2.07には大きく及びません。令和6年4月現在の年少人口は6,576人と、令和2年の7,402人と比べて826人の減少で、年少人口割合（15歳未満）は10.6%と、令和2年の11.3%から低下しており、今後も減少・低下が続く予想となっています。
- 核家族の増加や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立、子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。そうした中、離婚等によるひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的に恵まれないケースや児童が家族の十分な保護を受けられない等のさまざまな問題が生じています。また、育児への悩みを抱え児童虐待にまで及ぶケースも少なくないなど、妊娠・出産や子育てへの不安・悩みを抱える家族が増えてきています。
- このような状況に対し、本市では、第3期旭市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）に基づき、出産祝金の支給、乳幼児紙おむつ購入券の給付、保護者への経済的支援を幅広く行っています。また、心身の発達に心配のある未就学児の日常生活における基本的動作を習得させるため、子ども発達センターに保育士及び看護師の資格を持った指導員を配置する等、積極的なサポートを行っています。
- 子育てに係るニーズが拡大・多様化する傾向にあるため、仕事と子育ての両立が図られるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブの整備、家庭と地域、学校や児童相談所等、各団体間の協力体制並びに組織体制づくりによる密接な連携、経済的支援等の更なる充実を図りながら子育て支援に取り組む必要があります。特に放課後児童クラブは、共働き世帯が増えていることなど、今後も需要が高まるものと予想されることから、引き続き受入れ体制の整備及び施設の充実を図る必要があります。
- 出産や子育てに対して、希望や喜び、楽しみなどの前向きな気持ちが高まるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援が求められています。メンタル面の支援も含め、身近で気軽に何でも相談できる体制づくりに加え、子育て世代同士あるいは子育て卒業世代など地域コミュニティみんなで支え合い、応援する環境整備が重要となります。

- 環境整備のためには、子育て支援の拠点となるような子育てワンストップサポート体制を実現できる施設の構想も必要です。子育て世代の包括支援、健康相談、あわせて、小中高生までが集い、遊び、学べる場所として施設を整備していくことで、こどもを中心とした保護者や幅広い世代の人々が交流できる等、コミュニティの形成も期待できます。

施策の展開

1 結婚・子育て環境の整備

- 出会いの場を提供するさまざまなイベントを開催するとともに、近隣市、関係団体との連携を図るほか、企業への周知や声かけを行い、参加者の増加に努めます。
- こども家庭センター等における相談体制の充実を図り、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の提供に努めます。
- 産後ケア事業、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実とあわせ、オンライン医療相談の体制整備を図り、育児への不安や負担感を持つ保護者を把握し、早期に対応するとともに、子育て世代同士あるいは子育て卒業世代など地域コミュニティみんなで支え合い、応援する環境を整備します。
- 集団遊びのほか専門職による指導により、心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的にサポートします。
- 仕事と子育ての両立が図られるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブの需要動向を注視し、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 ファミリー・サポート・センター事業	地域における子育ての相互援助活動を促進し、一時的・補足的な保育ニーズに対応します。
 地域医療体制整備事業	地域医療を担う診療所確保の一環として、市内に不足している小児科を開設または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し、補助金を交付します。
要保護児童対策地域協議会の強化	児童虐待防止のネットワークづくりに取り組み、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を行います。
延長保育事業	保育認定の利用時間を超えて保育サービスを提供します。
一時預かり事業	未就園児を持つ保護者が、一時的に家庭でこどもを保育できない場合に、保育所や認定こども園で緊急・一時的に保護者に代わってこどもを保育します。
病児保育事業	児童（小学校6年生まで）が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合に、保育所等の専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアが必要な児童が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう体制を整備します。
子育て支援センターの充実と相談支援機能の強化	子育て支援センターに子育てコーディネーターを配置し、保護者、妊婦等が子育て支援事業の中から適切なものを選択し利用できるよう、相談、情報提供、関係機関との連絡調整を行い支援をしていきます。
こども誰でも通園事業	保護者の就労や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育所等を利用することができます。
出会いの場創出	結婚を希望する人へ、さまざまな婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。
こども発達センター運営事業	心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援する事業を行います。
 放課後児童クラブ運営事業	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。
こども家庭センターの相談・支援	こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、全てのこどもと家庭に対して切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消及び虐待の防止を図ります。
妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠中や産後の健康管理に役立てるため、費用の助成を行います。また、乳幼児の疾病の早期発見のため各種健康診査を行い、あわせて育児についての相談を行います。
育児支援事業	各種教室の開催や訪問指導等を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに仲間づくりを支援します。また、オンライン医療相談を導入し、安心して育児ができる環境を整備します。
赤ちゃん全戸訪問事業	子育てによる不安の軽減、乳児の発育の確認のため、生後4ヶ月までの乳児に対して訪問指導を行います。
産後ケア事業	出産後の母親の身体的回復と心理的安定を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。
家庭教育の充実	各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、こどもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。
家庭教育相談体制の充実	家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者に対して、電話等による個別的な相談体制の充実に努めます。
保育所統合整備事業	旭市立保育所再編計画に基づき、公立保育所の再編を順次進めます。
 保育所ICT整備事業	保育所業務にICTを導入することにより、保護者との連絡等のコミュニケーションや利便性の向上を図るとともに、業務を効率化してこどもと向き合う時間を増やし、より良質な保育サービスの実現を目指します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
年間婚姻数(届出数)	令和5年	191件	300件 (令和11年)
子育て世代の保育サービス(一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター、ハニカム等)の利用者数	令和5年度	20,229人	21,000人

2 子育て世帯への経済的支援

- 第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も多様な家庭の実情やニーズに対応し、心豊かなたくましい子どもたちを育成するため、子育て世帯の環境整備や経済支援を実施します。
- 国保被保険者の妊産婦付加金申請を促すため、勧奨通知発送時期にあわせて広報誌での周知を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 子ども医療費助成事業	本市に在住する0歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。
出産祝金支給事業	1年以上本市に住民登録があり居住している人で、第1子を養育し、第2子以降を出産して養育する父母に10万円、第2子以上を養育し第3子以降を出産して養育する父母に20万円を支給します。
乳幼児紙おむつ給付事業	0歳児、1歳児の乳幼児を養育している人に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給します。
 ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の父母、児童等の医療費等の一部を助成します。(本市の子ども医療費の対象児童は除く)
妊産婦付加金	国保被保険者である妊産婦が支払った医療費の窓口負担金相当額を支給します。
学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、市内小・中学校の給食費無償化を実施します。
第3子以降保育料の無料化	こどもが3人以上いる家庭で、保育所・認定子ども園等に入所している0歳児から2歳児までの第3子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります。
育英資金給付事業	高校・大学生等を対象に、特に優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な者に育英資金を給付します。
養育医療費給付事業	出生時において入院治療を必要とする未熟児に対して、治療に必要な医療費の一部を助成します。
特定不妊治療助成事業	不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
乳幼児紙おむつ購入券使用率	令和5年度	100%	100%
市民アンケートで「子育て支援」に満足(満足+やや満足)と回答した人の割合	令和5年度	56.5%	70.0%

施策7

学校教育の充実



目指す姿

子どもたちの持つ能力や可能性を最大限に引き出すとともに、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、未来を切り拓き、ふるさと旭を誇りに思う人を地域全体で育てます。

現況と課題

- AIやビッグデータ等の先端技術が、学びの質を加速度的に充実させることが期待されています。このようななか、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます大きくなっています。
- 変化の激しい時代を担う子どもたちに必要な能力こそが「生きる力」であり、「生きる力」の3つの要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てる教育が、将来を担う子どもたちにとって必要です。あわせて、知識や技能に加え、学ぶ意欲の醸成や自分で課題を見つけ主体的に学ぶ力の育成、主体的な判断力や行動力の育成など、確かな学力を向上させることが求められています。
- 「生きる力」を育むには、地域学校協働活動や学校運営協議会など、地域全体のバックアップを受けた教育環境の充実を図る必要があります。そして、学習意欲がある若者に公平な学習機会を与えられるよう、大学等への進学時や卒業後の若者に対する支援も重要です。
- 「旭市学校再編基本方針」に基づく小・中学校の再編を進めて施設の再編を行い、統合校を中心として施設の改修等を効果的に実施し、機能の向上や環境改善による施設の充実及び防災面にも配慮した安全・安心な学校づくりに取り組む必要があります。あわせて、これらの効果的かつ着実な実現に向け、デジタル技術を活用した教育DX[※]の推進も求められています。
- 近年、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校の児童・生徒、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒の増加など、多様な教育的ニーズへの対応が必要となってきています。
- 本市は、豊かな自然の恵み、地域に受け継がれる歴史・文化・伝統、そして、多くの先人のたゆまぬ努力によって築かれたまちです。これらの財産や可能性を、子どもたちに引き継ぎ、将来にわたってさらに生かしていく必要があります。教育を受ける全ての子どもたちに、ふるさと旭を愛し、誇りに思うことができる教育を進めることが大切です。

施策の展開

1 教育・学校施設の充実

- 将来を担う創造的でたくましい子どもたちの健やかな育成を目指し、特色ある学校づくりを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育に努めます。
- 文化・芸術等に触れる機会づくり、情報教育等を推進するとともに、市民としての誇りや郷土愛を育むための交流等を行い、教育内容の充実に努めます。
- 学校給食については、学校生活を送るなかで楽しみの一つになるとともに、栄養バランスの整った給食を提供し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の習得に取り組みます。
- 市内小・中学校の改修及び環境整備を行い、安全・快適な教育環境の創出を図ります。また、災害時の避難場所としての機能・役割等、更なる防災機能の向上を推進します。
- 「学校の規模」・「通学時間」・「地域コミュニティ」などさまざまな要素を基に、児童・生徒の安全・安心を確保し、将来を展望した適正規模及び適正配置を考慮した学校再編を推進します。
- 学校再編の状況を踏まえながら、改築工事、長寿命化対策及び大規模改修工事を計画的に進めていきます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
学校給食の充実	学校における食育の生きた教材となる学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、献立等の充実を図るとともに、栄養士による学校への訪問指導を行います。
小・中学校情操教育推進事業	個性や感情を育み、創造的で個性的な子どもを育成するため、文化・芸術等に触れる機会をつくります。
学校いきいきプラン事業	市内各小・中学校が、学校の裁量を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育みます。
教育の情報化推進事業	文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校での1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を進めます。
学校再編推進事業	旭市学校再編基本方針に基づき、各地域の小・中学校再編について順次推進します。
 学校大規模改修事業	経年による建物損耗、機能低下に対する復旧措置や校舎の大規模改造工事を実施し、児童・生徒の安全・快適な教育環境の向上を確保します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
児童・生徒の学校生活に対する満足度 (市内小・中学校平均)	令和5年度	90%	93%

2 教育支援体制の充実

- 学校と地域が一体となり、こどもたちの成長を支える体制づくりに向けて、地域との協働を進めます。
- 学力向上を図るため、児童・生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員や読書活動を推進するための学校図書館司書や英語指導助手等のさらなる充実を図ります。
- 特別支援教育体制を推進するとともに、こどもたちのさまざまな悩みや問題の解決に向けたスクールカウンセラーの配置や不登校の児童・生徒を対象とした適応指導教室の充実に努めます。また教職員の負担軽減のため、部活動の地域展開に努めます。
- いきいきとした学校生活を創造するため、児童・生徒の個性や能力、発達段階、障がい等に応じたきめ細かな教育を行うとともに、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
適応指導教室指導員配置事業	不登校の児童・生徒を対象に、教育相談、適応指導プログラムの実施、学習指導等を行います。
特別支援教育体制推進事業	発達障がいのある乳幼児・児童・生徒が、就労に至るまで一貫した支援が受けられるよう、教育、医療、福祉、労働等関係機関のネットワークづくりを推進します。
小・中学校教諭補助員配置事業	学力の向上を図るため、児童・生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を小・中学校に配置します。
スクールカウンセラー配置事業	さまざまな問題に悩む児童・生徒や保護者、教職員に対して、カウンセリングや相談活動、助言を行います。
コミュニティ・スクールの充実	「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となってこどもたちの成長を支える体制づくりを進めます。
英語指導助手配置事業	英語教育の充実のため、中学校に英語指導助手を配置します。さらに小学校の外国語科及び外国語活動、英語授業支援のため、英語指導助手及び教諭補助員を配置します。
学校図書館司書配置事業	児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備と機能向上を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
教諭補助員の配置数	令和5年度	36人	40人

施策8

生涯学習の充実



目指す姿

市民が生涯にわたり、「いつでも、どこでも、だれでもともに学べる学習環境」をつくり、生きがいと学ぶ喜びを感じるとともに、学習を通して「学び合い」、「育ち合う」人材育成の好循環を創出します。

現況と課題

- 市民一人ひとりの多様な価値観や個性の尊重、心の豊かさを重視するライフスタイルへの変化、長寿社会の到来と健康寿命の延伸による自由時間の増加等を背景に、市民の多様な生涯学習への意欲が高まっています。また、自然や歴史・文化資源を守り、「ず〜っと大好きな旭」の実現と後世へ継承する市民による市民のための地域学習も求められています。
- 近年、デジタル技術の進化とICT化の進展により、さまざまな情報をいつでも容易に取得することが可能となり、国内外・分野を問わずさまざまな出来事や社会問題への関心が高まるなど、生涯学習を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。こうした学習環境の変化を受けて、これからの生涯学習は、いろいろな立場、意見を持つ市民や、団体、グループが協力し、相互に学び合うことも必要となっています。
- こどもから若い世代、高齢者まで、多世代の多様なニーズに対応した、より魅力的で受講意欲を創出するような学習メニューづくりも課題となっています。
- こどもや若者世代の、学校や家庭以外の第三の居場所として、公民館や図書館などの社会教育施設の活用が期待されています。
- 「地域子ども教室」や、「地域未来塾」などのさまざまな活動を、幅広い地域住民の参画を得て、社会教育施設を活用して実施することにより、こどもや若者の居場所としてだけでなく、あらゆる世代の活躍の場の創出につなげます。
- 市民の学習した成果が社会の中で生かされる環境の構築とともに、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環による、持続的な地域コミュニティの基盤形成、及び生きがいを持って地域に貢献できる社会の実現が求められます。
- 受講者から新しい人材を育成し、あるいは受講者同士のネットワークを構築し、知識やノウハウ、体験を受け継ぎ広めていけるような好循環を生み出す仕組みづくりも重要です。

施策の展開

1 生涯学習機会の充実

- ニーズを捉えた講座の企画や新たな受講者の獲得と利用拡大につながるよう啓発に取り組みます。また、受講者の循環を目指して、講師となり得る人材を掘り起こし、あるいは受講者同士のネットワークを構築し、自ら学び、教え合う生涯学習の仕組みづくりを行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 生涯学習施設活動の支援	学びたいときに学べる機会と、人づくり・まちづくりにつながる場を提供します。
 生涯学習講座の開催	充実した生活や教養を高めるため、市民ニーズに沿った講座を開催します。
 生涯学習リーダーバンクの充実	生涯学習講座の受講者の中から講師の養成・発掘に努め、リーダーバンクの充実を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
生涯学習講座受講者数	令和5年度	1,763人	1,800人

2 生涯学習関連施設の充実

- 教育資源として独自色が発揮できるよう、地域の人々との協働により有効活用し、新たな生涯学習の発信地として、学び・知識・技術等の習得を支援します。
- 住民のニーズを把握したうえで新講座や主催事業の企画、運営ができるよう、施設の整備充実に努めます。
- 公民館や図書館などの社会教育施設を、こどもや若者世代の学校や家庭以外の第三の居場所として活用します。
- 旭市公共施設再編・長寿命化基本計画により、施設の改修、機能の転用、統廃合等を検討します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 各施設の整備充実	各施設での安全・安心な学習環境を整備します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
生涯学習施設の利用者数	令和5年度	107,629人	120,000人

3 図書館及び関連施設の充実

- 図書館及び関連施設における蔵書の充実と蔵書検索・予約システムにより市民の図書利用を促進します。
- 「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの身近に本がある環境を整備し、こどもたちの読書活動の推進を図ります。
- 図書館施設が県立東部図書館内へ移転したことに伴い、同館との連携を深め、機能充実を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
図書の充実	市民ニーズにあった図書の充実を図ります。特に、児童向け図書の充実に取り組みます。
市図書館と図書施設のネットワークの活用	蔵書資料のデータ管理やインターネット検索による情報提供、インターネット経由での予約受付により、利用者の状況に応じたサービスを提供します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市民1人あたりの貸出冊数	令和5年度	1.7冊	2.5冊



市図書館

施策9

芸術文化の振興・伝統文化の保存



目指す姿

市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会の創出と文化財の保存・継承に取り組み、地域内・地域間の交流の促進と心豊かで活力ある地域社会をつくります。

現況と課題

- 芸術文化活動は、市民の創造性を育み、相互理解や多様性の受入れにつながり、心豊かで活力のある地域社会の原動力となるものです。そして、地域の文化力を高めることは地域の活性化を促し、旭ブランドの創出にもつながります。
- 国指定文化財である大原幽学の関係資料のほか、各地域の歴史の証である埋蔵文化財や民俗資料等の保存・展示等に努めるとともに、伝統行事や伝統芸能の開催支援、及び市民や各種文化団体の文化活動と相互交流の支援等を通して芸術文化の振興・保存に取り組むことで、市民の文化意識の向上に努めます。
- 人口減少の進展に伴い、地域コミュニティの弱体化や地域間交流の希薄化などによる、地域文化の担い手不足と芸術文化活動への影響が懸念されています。特に、若い世代の担い手の育成が課題となっています。
- 既存の芸術文化資源を効果的に活用するとともに、各種文化財の保存・継承団体や所有者と連携を密にし、こどもから高齢者までの幅広い年齢層の市民にとって、記憶に残るような優れた芸術文化体験ができ、歴史や芸術文化に愛着が深まるまちづくりを進めることが重要となります。



大原幽学記念館

施策の展開

1 芸術文化の振興

- 自主的で活発な活動が展開されるよう文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化、地域の伝統文化に親しむことのできる機会を創出します。
- 関係機関への通知、ホームページ、プレスリリース等を活用し、市民文化活動や公演内容等をわかりやすく周知します。市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会を創出し、地域の文化力の向上を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
文化施設の利用助成事業	市民の文化活動を支援するため、東総文化会館利用料の一部を助成します。
文化振興事業	市民の文化意識の高揚を図るため、コンサート、公演等の各種文化振興事業を実施します。
 市民文化活動の支援	文化活動の充実・活性化を図るため、各種文化団体の相互交流を促進し、自主運営と事業活動を支援します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市民文化活動の観客数	令和5年度	6,366人	7,000人

2 文化財の保護

- 大原幽学の関係資料等をはじめとした歴史的遺産を展示・公開するとともに、大原幽学遺跡を魅力ある史跡公園に整備するなど、文化財活用のための環境を整備します。
- 大原幽学記念館への来館に向けたPRや案内誘導看板を設置するほか、利便性を向上するための環境整備を進めます。
- 文化財の保護、保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため、文化財継承団体の活動を支援します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 文化財保存事業	各地域の歴史の証である埋蔵文化財や民俗資料等を保存・活用します。
 文化財保存・継承団体への助成	文化財の保存・継承のため、各種文化財の継承団体に助成します。

 大原幽学関係資料の保護・保存	大原幽学関係資料の保護・保存を行うとともに、国指定文化財の追加指定を目指し、関係資料の調査を行います。
 大原幽学遺跡史跡公園の充実	国指定文化財の大原幽学遺跡を中心とする史跡公園について、文化財の保護とあわせ、市民が地域の文化に触れ、憩いの場となるよう整備します。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
大原幽学記念館の入館者数	令和 5 年度	4,005 人	5,000 人



大原幽学遺跡史跡公園内の旧林家住宅

施策10 青少年の健全育成



目指す姿

豊かな人間性と社会性を兼ね備え、活力に満ちた未来を担う青少年を地域全体で育み、支えます。

現況と課題

- 青少年を取り巻く社会環境は、核家族化、少子化が進む中で、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ、子どもたちの異年齢間での遊びの減少など、ますます多様化、複雑化しています。
- 急激な情報化社会の進展は、パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネットの利用を拡大させ、友人や仲間とのコミュニケーション手段に大きな変化をもたらすとともに、有害情報へのアクセスやトラブル等の問題も発生しています。
- このような状況が、青少年の家庭や地域社会への関わりや社会的自立など、健全な育成を難しいものになっている可能性があります。
- 次代を担う青少年が、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性などを兼ね備え、活力に満ちた一人の人間として成長することは、地域社会として重要です。
- その実現のためには、家庭と地域・学校等の関係機関・団体が一体となり、密接な連携のもとで、体験学習や地域活動の実践を通じて地域との関わりや世代間交流を促進し、社会性や自己肯定感、他人を思いやる豊かな心を持つ青少年を育成していくことが求められています。

施策の展開

1 青少年の健全育成の推進

- 青少年が広い視野を持ち、見識を養い、心身ともに健やかで、たくましく育つため、家庭や学校、地域社会、関係団体の協力・連携により、実践活動を通じた健全育成を推進します。
- 青少年の非行防止、学校やこどもの安全確保に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 地域子ども教室事業	放課後や週末に学校や公民館等を利用し、地域の大人が指導者となり、こどもたちの文化活動やものづくり活動等のさまざまな体験の場、及び地域住民との交流の機会を創出します。
二十歳のつどい開催事業	「大人としての自覚を促し、自ら生きぬこうとする青年を励ます」ことを目的に二十歳のつどいを実施します。
青少年育成市民会議の推進	市民一人ひとりが青少年の問題に関心を持ち、家庭や学校、地域等の各種団体がそれぞれの立場で行政と協働して青少年の健全育成を推進します。
青少年相談員連絡協議会活動の充実	青少年相談員が青少年と真に一体となり、ともに喜び、ともに語り、青少年の健全育成を推進するため、地域の特色を生かした青少年健全育成活動を展開します。
 子ども会活動の促進	地域の大人が指導者となり、主体となる子ども会事業や地域事業等について支援し、さまざまな体験活動を実施します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
青少年健全育成団体主催事業への参加者数	令和 5 年度	557 人	600 人



二十歳のつどい

施策11 互いに認め合う社会の形成



目指す姿

誰もが互いを尊重して認め合い、個性と能力を発揮しながら自分らしく活躍できるまちづくりを促進します。

現況と課題

- 本市では男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策の推進に取り組んでおり、男女共同参画に対する意識は少しずつ浸透しているものの、令和4年11月に実施した「旭市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、今もなお、固定的な性別役割分担意識[※]が根強く残っていることが多く、仕事・家事・育児の両立が難しい現状であることがうかがえます。
- こうした固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス[※]が地域に残っており、暮らし方や働き方に影響を与え、女性が不平等感を持つ要因となっています。男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人口流出が続く可能性があります。性別にとらわれない選択を可能にするためには、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを払拭していくことが重要です。
- 市民意識調査によると、DV[※]被害の相談について「友人・知人に相談した」が35.0%と最も高く、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」が33.3%となりました。全ての暴力は人権の侵害にあたり、決して許されるものではなく、根絶に向けた取組が必要です。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われた場合には同居することにも重大な影響を及ぼすものです。男女共同参画社会の実現には、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わず、全ての人々の人権が尊重され、暴力や差別、偏見、いじめ、ハラスメントのない社会を築いていく必要があります。
- 誰もが社会の対等な構成員として自らの希望で、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、市民が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現することがとても重要になってきます。

施策の展開

1 男女共同参画の推進

- 誰もが互いを尊重して認め合い、個性と能力を発揮できるまちづくりを目指し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図ります。
- 被害者が相談につながるよう、DV相談窓口を広く周知し、関係機関と連携した支援体制の構築を推進します。
- 女性委員の登用率向上に向けた関係部署への周知を図るとともに、登用選考で女性を登用しない理由等の調査を行うなど、積極的に女性委員の割合を高める取組を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
市民相談事業	法律問題や行政への意見、人権侵害等の相談の機会を提供します。
 男女共同参画社会の啓発	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。
審議会等への女性委員登用の促進	女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、積極的に女性の登用を推進します。
DV・虐待被害者の支援	関係機関と連携し、DV等の被害者に適切な支援を行い、状況に応じて緊急避難等の対応を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
審議会等における女性委員の割合	令和5年度	27.6%	40.0%

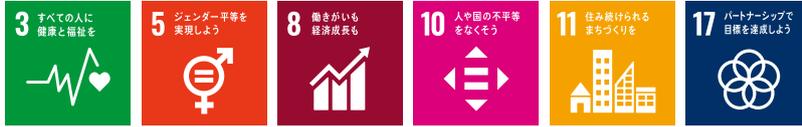
基本目標

3

ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、
人々が集いつながるまちづくり

施策 12 ～ 施策 21

施策12 生涯活躍のまち推進



目指す姿

公民連携体制のもと、「旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイル」の創出により、多世代が交流し、生涯にわたり活躍できる持続可能なまちづくりを推進します。

現況と課題

- 生涯活躍のまち[※]は、多世代が交流し、生涯活躍できる持続可能なまちづくりを目指して令和4年4月にまちびらきを行い、多世代交流施設「おひさまテラス」を中心に多様な交流や活躍に関する事業を展開しており、全国の自治体等から多数の視察も受け入れています。
- まちづくりの推進主体は、事業者グループからなる「一般社団法人みらいあさひ」（令和4年4月設立）と旭市や旭中央病院、大学、市内経済団体等で構成される任意団体「みらいあさひ協議会」（令和4年7月設立、事務局：一般社団法人みらいあさひ）の公民連携体制により、概ね30年間にわたるまちづくりに取り組むこととしています。
- みらいあさひ協議会の活動実績として、具体的なまちづくりの指針となる「エリアビジョン[※]」をとりまとめ、普及活動に取り組み始めています。
- 一方、市民アンケート結果では、約1/3の市民がみらいあさひを「知らない」（32.7%）と回答しており、「知っているが行ったことがない」（17.6%）とあわせると約半分の市民が「行ったことがない」結果となっています。
- エリアビジョンの普及と発信を促進し、みらいあさひを多くの市民に周知し来訪していただくことが重要です。あわせて、多世代の交流と活躍の場を一層充実させるとともに、これらの取組効果を市内全域に波及させ、移住・定住につなげることが求められます。



おひさまテラス

施策の展開

1 公民連携による多世代の交流と活躍の場の創出

- 生涯活躍のまちの取り組みを市全体の活性化につなげるため、都市部からの来訪者や市民などの多世代が活躍できる交流と機会を創出します。
- 一般社団法人みらいあさひの取り組みと連携しながら、公民連携による多世代交流と活躍の場の創出を目指します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 生涯活躍のまち推進事業	人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるため、公民連携体制により、旭市にしかない、旭市ならではの“魅力とライフスタイル”の創出・提供を図り、市全体の活性化につなげるための拠点づくりに取り組みます。
ローカルチャレンジャー育成プログラム推進	趣味や特技を生かした地域貢献や小商い等の将来設計を考える講座を実施し、小規模な起業・創業や中心市街地等における遊休不動産を活用したまちづくりの機運醸成につなげるなど、地域の活性化を目指した取り組みを実施します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
移住相談件数	令和5年度	176件	200件
おひさまテラス入館者数	令和5年度	18万人	20万人

施策13 移住・定住の促進



目指す姿

本市の多様な魅力と暮らしやすさを発信するとともに市全体で共有し、市民みんなで「ず〜っと大好きなまち旭」のまちづくりを進めることで移住・定住を促進します。

現況と課題

- 少子化による人口減少は今後も進行が予測されることから、定住人口の確保について実効性を高めながら取り組んでいく必要があります、そのためには、魅力と働きがいのある仕事と安全・安心で暮らしやすい生活環境の創出が不可欠です。
- 本市では、移住・定住を促進するため、定住促進奨励金や旭市移住支援金（旭市 U/IJ ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金）、若者世帯住宅取得奨励金など、さまざまなタイプに対応する支援金制度を設置して定住人口の確保に努めており、転入・転出数（社会増減）については、小幅な増減を繰り返しながら推移しています。
- 都市住民等の移住先として候補に上がるよう、本市の魅力と移住・定住支援制度を効果的に PR し、知ってもらう必要があります。そのためには、パンフレットの配布に加えて、SNS等での周知に取り組むとともに、リニューアルした市の移住・定住サイト「あったか!旭」をより多くの方に見てもらえるように工夫するなど、発信力の強化が重要となります。

施策の展開

1 移住・定住促進対策の推進

- 各種移住相談イベントに参加して個別相談を行うなど、本市の魅力を積極的に情報発信することで、市外からの移住希望者への制度周知等を図るとともに、市内で暮らすことの意欲を高め、市内に住宅を取得し、移住・定住する人を支援します。
- 移住希望者の目に留まるような情報発信に向けて、移住・定住特設サイト「あったか!旭」の内容の充実と更新を行うとともに、移住・定住支援ガイドパンフレットの配布を行います。また、近隣市と連携した情報発信等の実施について、千葉県と連携して検討を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 定住促進奨励金交付事業	定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入又は中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大150万円を交付します。
 若者世帯住宅整備支援金	市内に在住の若者(39歳以下)が、定住する意思をもって市内事業者から新築住宅を取得した場合に最大100万円の奨励金を交付し、少子化対策及び地域経済の活性化を図ります。
移住支援等の情報発信	移住する際の支援策等を関係機関と連携するとともに、ワンストップで支援し、移住の促進を図ります。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
転入世帯数(定住促進奨励金交付世帯)	令和5年度	48世帯	56世帯
移住・定住特設サイト「あったか!旭」のアクセス件数	令和5年度	40,964件	70,000件

施策14 交流の促進



目指す姿

海外や市内外の人と人、地域と地域の多様な交流を促進し、本市の認知度の向上と「旭ファン」の増加を図ることで、更なる地域の活性化と発展につなげます。

現況と課題

- 人口減少が進む中で地域を活性化させるには、国内外から多くの人々に来訪していただき、多様な交流を展開することが重要です。
- 本市の歴史・文化、産業、祭事やスポーツに関するイベントの充実及び姉妹都市^注との親善交流を促進するとともに、本市の特産品やイメージキャラクター「あさピー」、ロケツーリズム等を活用した積極的なシティプロモーションの推進により、本市の知名度を高めていく必要があります。
- 国際的な視野を持ち、スポーツや文化、観光などさまざまな分野でコミュニケーション能力を発揮し交流を促進することができる人材の育成が重要な課題です。

(注) 姉妹都市：市民の文化交流や親善を目的として、長野県茅野市と平成17年10月29日、沖縄県中城村と平成24年2月15日に姉妹都市提携を結びました。茅野市とは旧旭市が昭和49年から姉妹都市として、また中城村とは旧飯岡町が平成16年から友好交流町村として親交。合併後もより一層親善を深めています。

施策の展開

1 交流事業の促進

- 農業資源の活用やスポーツ、体験プログラム等の各種事業を実施し、自然豊かな本市をホームページやSNSなどを利用してPRし、市内外から人々が集う活発な交流を推進します。
- ロケツーリズムを推進し、積極的なシティプロモーションを行うことで、市民のシビックプライドの醸成を図ります。
- ふるさと応援寄附については、本市の関わりや知名度向上につながる魅力ある返礼品や釣り船乗船券など、旭市を直接訪れる体験型メニューである返礼品の充実・周知を図ることで、関係人口の拡大につなげます。
- イメージアップキャラクターである「あさピー」や、本市の「観光大使」が情報を広く発信することで、市内外での本市の認知度向上を図るとともに、市民にもこれらに親しみを持ってもらえるよう、官民一体となって本市の情報発信力の向上を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 シティプロモーション推進事業	官民一体となって、映画・ドラマ・CM等の撮影に対する協力及びロケ誘致活動を行うことにより、旭市の魅力、認知度及びイメージの向上を図り、あわせて市民の地域に対する誇りと愛着心の醸成を図ります。
 幽学の里で米づくり交流事業	大原幽学ゆかりの水田を活用し、米づくり体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源のPRを図ります。
 スポーツ振興事業	「しおさいマラソン大会」や「ぼるぼる」を通じた都市住民等の交流を促進します。
 ふるさと応援寄附推進事業	本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。
 旭市イメージアップキャラクター活用事業	イメージアップキャラクター「あさピー」を活用し、本市のさまざまな魅力や特性を市内外に効果的かつ積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。
 旭市観光大使の活用	本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
交流人口（しおさいマラソン大会、ぼるぼる、幽学の里で米づくり交流）	令和5年度	3,020人	4,080人

2 自治体間交流の促進

- 姉妹都市である長野県茅野市及び沖縄県中城村との交流を通じて、双方の地域資源を活用しながら、市民の相互理解や友好を深めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
沖縄交流事業	こどもたちの市民としての誇りや郷土愛を育むため、沖縄県中城村との交流を推進します。
 旭市姉妹都市宿泊助成事業	姉妹都市との相互の交流の促進を図るため、姉妹都市の宿泊施設に宿泊した市民に、宿泊費の一部を助成します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
姉妹都市宿泊者年間人数	令和5年度	68人	250人



幽学の里で米づくり交流

施策15 安全で快適な道路の整備



目指す姿

地域と暮らしと産業をつなぐ広域道路網、及び安全で便利な市内道路網の整備を促進します。

現況と課題

- 本市の道路構成は、市域を東西に横断する国道126号を中心に県道と東総広域農道が骨格を形成し、それら幹線道路と連絡して市道が市内全域に張り巡らされています。
- 首都圏や成田国際空港からのアクセス面では、首都圏中央連絡自動車道の松尾横芝IC（大栄JCT～松尾横芝IC・令和8年度開通見込み）から続く銚子連絡道路二期区間（横芝光町から匝瑳市間の延長5.0km）が令和6年3月31日に開通し、交通の円滑化や安全性の向上に加え、地域医療サービスの向上や地域の防災機能強化、物流や観光等の産業面での活性化効果が期待されています。さらに第三期として匝瑳市から旭市までの延長約13kmの延伸が事業化されており、この開通により、国道126号飯岡バイパス、事業中の八木拡幅が一体となり、銚子連絡道路の山武市から銚子市間が完成することになります。
- 市内主要道路では、旭中央病院アクセス道（南北線）が、国道126号から東総広域農道までの約2.3kmの開通（令和4年3月30日）により全線開通となり、周辺の慢性的な交通渋滞の解消と地域住民の利便性向上につながっています。
- 銚子連絡道路の円滑な事業推進とその他市内路線の維持管理や整備の促進が課題です。特に、市民アンケートでも要望が多かった子どもや高齢者が安全に安心して歩行できる道路環境の整備は重要な課題です。また、自転車ネットワーク計画に基づき、自転車の活用推進を図るため通行スペースを整備し、安全な通行空間を確保することも必要です。

施策の展開

1 主要道路の整備、国・県道の整備促進

- 市内の円滑な交通を確保するとともに、産業振興や地域間交流を促進するための広域幹線道路及び地域間を結ぶ幹線市道の整備を進めます。
- 安全で快適な道路環境と広域的な交流を促進するため、国道及び主要地方道、一般県道の整備を県に要望します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 (市) 飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業	国道126号飯岡バイパス三川地先から蛇園を経由し、主要地方道銚子・旭線に至る道路の整備を進めます。
 (市) 南堀之内バイパス整備事業	主要地方道多古・笹本線から、主要地方道大栄・栗源・干潟線に至る道路の整備を進めます。
 (市) 震災復興・津波避難道路整備事業 (基本27へも掲載)	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線を整備します。(横根三川線、椎名内西足洗線)
 (市) 谷丁場遊正線整備事業	銚子連絡道路インターチェンジに接続させるため、都市計画道路谷丁場遊正線の延伸整備を進めます。
 (市) 大間手線道路改良事業	国道126号と東総広域農道間の避難機能とアクセス向上を図るため、海上コミュニティ運動公園北から東総広域農道間の道路改良を進めます。
 銚子連絡道路の整備促進	早期完成を国県に要望します。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
(市) 計画路線の用地取得率	令和5年度	87%	100%

2 市道の整備

- 安全で円滑な交通を確保するため、市民からの要望を把握し、計画的に市道の整備を進め、老朽化した道路の維持管理を適正に行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 市道の維持補修事業	老朽化した舗装や破損した道路の維持補修を行います。
 急傾斜地崩壊対策事業	災害の未然防止のため、必要な対策工事等を講じていきます。

 道路新設改良事業	未改良部分の整備や舗装を計画的に行います。
 橋梁長寿命化修繕事業	橋梁の予防保全型維持管理を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市民アンケートで「安全で快適な道路の整備」に満足(満足+やや満足)と回答した人の割合	令和5年度	44.4%	60.0%



震災復興・津波避難道路（椎名内西足洗線）

施策16 公共交通網の整備



目指す姿

誰もが利用しやすい持続可能な地域と一体となった公共交通、及びまちづくりと連携した魅力的な交通環境の整備を促進します。

現況と課題

- 本市の公共交通は、鉄道、路線バス、高速バス、コミュニティバス、デマンド交通「きらりんタクシー」及び一般タクシーなどが運行していますが、近年、人口減少と高齢運転者の増加等により利用者が減少しています。また、労働時間の上限基準の改善による交通事業者の運転手不足や高齢化問題も生じており、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- このような状況を受け、地域にとってより望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民が利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、マスタープランとなる「旭市地域公共交通計画」を令和5年3月に策定しました。
- 地域公共交通計画に基づき、コミュニティバスのルート・ダイヤ等の見直しやデマンド交通のサービス拡充等の検討を進めるとともに、公共交通マップの改定・配布やバスの乗り方教室等の実施による利用促進に向けた持続的な取組が必要です。
- 自動運転や MaaS[※]等の交通 DX[※]、及び環境にやさしい EV バス[※]・タクシー等の交通 GX[※]への取組も検討していく必要があります。

施策の展開

1 公共交通の確保

- コミュニティバスやデマンド交通の運行について、利用状況等の評価・検証を継続して行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた運行体制の確保に取り組みます。
- 利用者の利便性向上を図るため、路線バスと鉄道の乗り継ぎを考慮したダイヤ編成をバス事業者と協議するほか、運行経費の助成を行うなど、路線バスの維持・活性化を図ります。
- JR 総武本線のダイヤ編成、施設整備等を JR 東日本に要望するとともに、鉄道利用者が増加する取組を研究する等、鉄道の運行の維持、そして利便性向上を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 JRへの要望	JR 施設の整備、ダイヤ編成等の要望活動を県や総武本線沿線自治体と行うとともに、鉄道利用者が増加する取組の研究等を行い、鉄道の運行の維持、利便性の向上を図ります。
コミュニティバス等運行事業	高齢者等の交通弱者といわれる人々の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図ります。
デマンド交通運行事業	市内公共交通を補完する交通システムとして、交通空白地域やバス停までの歩くことが難しい高齢者等の移動手段の確保を図ります。
 バス路線維持対策事業	バス事業者が運行するバス路線への補助を行い、市民の移動手段の確保を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
公共交通利用者数 (コミュニティバス・デマンド交通)	令和 5 年度	63,000 人	67,000 人

2 公共交通の利用促進

- 公共交通の運行情報をわかりやすく周知するため、公共交通のダイヤやルートなどの情報を一元的に掲載した総合公共交通マップを作成します。
- 高齢者や公共交通に乗り慣れていない市民が、公共交通を利用して安心かつ抵抗なく目的地に移動できるよう、公共交通を利用した移動モデルプログラムを作成するほか、市内の観光スポット等を巡る観光モデルルートを作成する等、公共交通の利用促進、交流人口の増加につながる取組を行います。
- コミュニティバス・路線バスへの理解や関心を高めるとともに、交通安全への理解を深めるため、将来の利用者となるこどもたち等を対象としたバスの乗り方教室を実施します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
地域公共交通の利便性向上及び利用促進	地域公共交通計画の施策に取り組み、評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた対策を講じます。また、デマンド交通の周知、出前講座・バスの乗り方教室の実施、キャッシュレス決済・Ma a S の研究等、公共交通の利用促進につながる取組を実施します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
デマンド交通の登録者数	令和 5 年度	1,634 人	3,000 人



コミュニティバス

施策17 安全・安心な水の供給



目指す姿

基幹管路及び基幹施設の耐震化を進めるとともに、経営基盤を強化し、将来に続く安定した事業運営により、安全・安心な水を安定して未来に届けます。

現況と課題

- 本市の基幹管路の耐震化率は令和5年度末で8%に留まっており、東日本大震災及び能登半島地震の教訓から、基幹管路及び基幹施設の耐震化が急務となっています。
- 本市の令和5年度末の上水道普及率は90.4%となっており、平成30年度末の87.6%から増加していますが、給水人口は平成27年度の57,910人をピークに減少傾向をたどり、令和5年度末は56,273人となっています。今後も人口減少を背景に給水人口は減少する見通しです。
- 本市の水道事業は、合併前の旧1市3町全てで昭和56年から給水を開始しており、配水管に主に使用されている塩化ビニル管の耐用年数を経過していることから、老朽化した配水管や機械設備、施設の計画的な更新の必要性が生じています。
- 今後も引き続き、水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づいて、計画的に更新を行ってくとともに、技能を持った職員の採用・育成、並びに民間との協業体制の検討・協議も進める必要があります。

施策の展開

1 上水道の安定供給

- 各配水系に係る給水区域を見直し、自然流下方式による給水区域の拡大を通じた、合理的・経済的な配水システムの構築を目指します。
- 引き続き適正な配水池の維持管理、配水管の漏水対策や耐震化の推進、機能強化のための布設替え等の取組を推進するほか「旭市水道事業ビジョン」に基づく、老朽化施設の計画的な整備・更新等並びに近隣の水道事業体との応急給水体制の構築に努めます。
- 未使用世帯への PR を継続し普及促進を図るとともに、配水管が整備（布設）されていない地域については、配水管布設費用の負担軽減のための補助制度の利用を促進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 基幹管路の耐震化	計画的に基幹管路の耐震化・更新を行い、災害等への対策強化を図ります。特に災害時の避難所や重要拠点への配水管路については、優先的に進めていきます。
 配水区域の最適化	災害時に動力を必要としない、自然流下方式の配水場からの配水区域を拡張し、災害時等の安定供給を図ります。
 基幹施設の耐震化	施設の老朽度を勘案しながら、計画的に基幹施設の耐震化を進め、安定的な水の供給と災害等への対策強化を図ります。
上水道の普及促進	未使用世帯に対して戸別訪問を行い、利用を促進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
基幹管路の耐震化率	令和 5 年度	8%	50%

施策18 公園の充実



目指す姿

自然環境と調和し、市民の暮らしを健康で豊かにする、魅力的な交流と憩いの場を創出します。

現況と課題

- 公園は、市民が自然とふれあい、生活にうるおいと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、文化・スポーツ・レクリエーションの場であり、また、健康づくりや交流の場となるほか、災害時には避難場所や広域防災拠点となる等、豊かで安全・安心な地域づくりに資する多くの機能を有しています。
- 本市には、旭文化の杜公園や旭スポーツの森公園、袋公園、海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園、児童遊園、農村公園、さらに海岸部には、いいおかみなと公園や県立九十九里自然公園等、多くの緑豊かな公園が開設されています。
- 公園の維持管理には、遊具等の点検や補修、草刈りや樹木の剪定、定期的な見回り等、多くの人手と費用がかかります。また、あまり利用されていない公園の利用促進も課題です。
- 公園機能を主要な公園に集約していくことを検討するとともに、Park-PFI[※]等の民間活力の導入による魅力的で行きたくなる公園づくりが求められます。
- 市民や市内事業者との協働による健康増進や多様な交流の場づくりを推進することで、公園を利用する市民を増やし、公園を拠点とした生きがいがづくりと地域コミュニティのつながりの強化を促進することも重要な課題です。

施策の展開

1 公園の維持管理

- 市民の健康づくりや憩いの場として、公園施設の適切な維持管理を行うとともに、各地域の特性や市民ニーズにあった公園機能の充実を図ります。
- 地域と連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討を進め、魅力的な公園の整備を図ります。
- 定期的なパトロールを行うほか、施設の器物破損やゴミの不法投棄が多い公園については、防犯カメラを設置し、問題箇所の早期発見・早期対処に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 公園維持管理	都市公園や児童遊園、農村公園等が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行います。
Park-PFI の推進	魅力的な都市公園を整備するため、民間活力の導入に向け調査・研究を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
公園管理に対する要望対応割合	令和 5 年度	80%	90%



袋公園

施策19 居住環境の充実



目指す姿

自然・文化・産業等の調和がとれた、災害に強く、多世代が快適で暮らしやすい居住環境を創出します。

現況と課題

- 本市では、快適で暮らしやすい居住環境を形成するため、道路、上下水道、排水、公営住宅等の整備や空き家対策等を推進していますが、今後は、移住・定住の促進に向け、居住環境面での更なる魅力づくりが求められます。
- 東日本大震災の経験と教訓を生かし、地域ごとの特性を踏まえた災害に強い良好な居住環境の整備についても、引き続き注力していく必要があります。
- 都市計画については、都市計画マスタープラン[※]の方針に基づき、地域の特性を活かした市全体の均衡のとれた計画的な土地利用を進めていますが、将来にわたり秩序ある良好な居住環境を保全し、災害に強い一体の都市として均衡ある発展を推進するため、都市計画区域[※]を市全域へ拡大します。
- 住宅面に関しては、公営住宅等長寿命化計画等に沿った維持管理を実施するとともに、空き家問題について、市内の空家等[※]に関する総合的かつ計画的な施策を所有者をはじめ、市民、民間事業者及び市等が、それぞれの役割を認識しながら協力していくために、令和6年度に「第2期旭市空家等対策計画」を策定しました。今後は、同計画の基本方針に基づき、空家等の発生の予防、空家等及び空き地の利活用、建物等の悪化防止・解消に取り組む必要があります。

施策の展開

1 秩序ある土地利用

- 都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、地域の特性を生かしつつ、バランスある土地利用を推進し、良好な居住環境の保全に取り組みます。
- 宅地開発に対し適正な誘導を行い、良質な宅地の形成を促進します。
- 本市の一団性を持つ農地は、貴重な農業基盤であるとともに豊かな自然環境を創出していることから、引き続き施策との調和を図りながら農用地の保全に努めます。
- 本市特有の恵まれた自然環境や変化に富んだ地形からなる眺望景観等を積極的に保全します。
- 必要な施策を検討し、市民が暮らしやすく、誰もが訪れたいと感じる都市空間形成を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
都市計画マスタープランの策定	都市計画区域拡大後の都市計画マスタープランを作成し、今後の都市の姿の検討を進めます。
 良好な住居環境の形成	宅地開発指導要綱等に基づき、宅地開発事業の適正な指導を行い良質な宅地水準を確保します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
都市計画マスタープランの策定	令和6年度	未策定	策定

2 住みよい居住環境の確保

- 住みよい居住環境を確保するため、都市計画区域を市内全域に拡大します。
- 住宅の取得が難しい市民等のため、市営住宅を適正に維持管理し、良好な居住環境を確保します。
- 公営住宅等長寿命化計画の見直しにあわせ、確保が必要な住宅戸数を推計、把握し、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化の著しい住宅は解体を進め、公営住宅の借上げ制度について検討を行います。
- 下水道の整備や合併処理浄化槽設置の促進、排水処理施設の維持管理等、水質保全や生活環境の改善に取り組むほか、冠水箇所の把握、調査を行い、改善を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 公共下水道の普及促進	公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の適正な事業運営とともに普及を促進し、生活環境の向上を図ります。
 公共下水道基幹施設の耐震化	施設の老朽度を勘案しながら、計画的に公共下水道基幹施設の耐震化を進め、安定的な生活排水の浄化と災害等への対策強化を図ります。
 農業集落排水事業	老朽化した施設の修繕を実施し、家庭排水の集中処理方式による水質管理により農業用排水路の水質安定や生活環境の改善を図ります。
 配水管布設費用補助事業	専用住宅等を対象として、配水管を整備（布設）する場合、費用について補助し居住環境の充実を図ります。
 市営住宅の長寿命化及び老朽化住宅の解体	予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図るとともに、老朽化の著しい住宅は新規募集をせずに解体を進めます。
 居住環境の向上	住宅のリフォーム費用の一部を助成します。
 冠水対策排水整備事業	道路冠水被害を改善するため、排水路の整備や浚せつ等の適正な維持管理に努めます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
住宅リフォーム補助金交付件数	令和5年度	839件	1,500件

3 空き家対策の推進

- 市内における空き家の実態を把握し、空家等対策計画に基づき対策を進めます。
- 今後懸念される空き家の増加を踏まえ、空き家所有者等に適正管理の啓発を行うことにより、地域の安全・安心に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 空き家対策事業	地域の生活環境の保全を図るため、適切な管理が行われていない空き家についての適正な管理、除却を促すとともに、空き家やその跡地の活用を促進します。

◆業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
空き家除却・活用・改修件数 (補助金利用を通して件数把握)	令和5年度	2件	10件

施策20 協働・共創の促進



目指す姿

市民活動やコミュニティ活動などのまちづくりに、市民一人ひとりが主体的に関わる機運の醸成と環境づくりを促進します。

現況と課題

- 市民協働は、市民と市民、市民と行政が相互の理解と尊重、信頼のうえに成り立ち、各々が責任を持ち、対等・平等なパートナーの関係に基づいて課題解決を図るもので、「みんなで創る」という本市が掲げる将来都市像の実現方法に関する基本となるものです。
- 本市では、市を活性化させる自主的で創意あふれる事業を行う団体に経費の一部を補助していますが、新規の補助金交付団体が減少し、継続して活動できる団体も少なくなっており、制度自体も市民に浸透していないことが課題となっています。
- コロナ禍で各区における行事や会合等の実施が困難だったことの影響もあり、区の運営に対する住民の関心が低下しており、活動内容の周知と理解促進が課題となっています。
- 本市が学校や地域と連携して取り組んでいる「学校を核とした地域づくり」(地域学校協働活動)は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組であり、協働面での実効性の高い取組として引き続き注力していく必要があります。
- まちづくり活動の内容や重要性、市民や地域社会へのメリットについて、周知方法の見直しを図り、広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、理解と浸透を図るとともに、自立的、持続的な取組ができるまちづくり団体の増加が重要です。
- 区の活動の活発化と区への加入を促進するため、加入促進チラシの内容の見直しや区長ハンドブックの改訂、加入促進チラシの設置場所の拡充などを行うとともに、SNSを活用したPRにも取り組む必要があります。
- 地域住民の幅広いニーズに対応するため、産学官連携等により、それぞれが持つ専門知識を活用し、地域課題の解決、市民サービスの充実につなげていきます。

施策の展開

1 市民活動団体やNPO等の育成・支援

- 市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、地域を担う人材の育成やNPO・ボランティア団体等を支援します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 市民まちづくり活動支援事業	市内で実施される、自主的で創意あふれる事業を行う市民まちづくり団体に対し補助金を交付します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市民まちづくり団体登録者数	令和5年度	34団体	37団体

2 市民参加の推進

- 市政に対する市民意見の反映を目的として、積極的に審議会等の委員を公募し、市民参加型のまちづくりを推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
委員の公募	審議会等の委員の構成において、広く市民からも委員を募集します。
子ども議会の開催	市内小中学校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催し、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について、こどもたちの理解を深めます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
パブリックコメントにおける市民からの意見数	令和5年度	15件	50件

3 コミュニティ活動の推進

- 住民相互の連帯による地域社会を形成するため、コミュニティ意識の醸成を図るとともに、活発なコミュニティ活動の支援に努めます。
- 転入者・転居者に対して区等^{*}への加入促進のチラシを市民生活課窓口にて配布するほか、区長等を通じて未加入者へ配布するなど、加入促進に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 地区集会施設建設・修繕事業	地域団体が行う地区集会場または、これに類する集会施設の建設や修繕に要する経費について補助金を交付します。
 一般コミュニティ助成事業	地域団体が行うコミュニティ活動に必要な施設や備品等の整備に要する経費について補助金を交付します。
 区等への行政連絡事務委託	市民に対する行政連絡を徹底するため、市が行う行政連絡事務を区等に委託し、行政事務の効率化を図るとともに、地域コミュニティの緊密化に寄与します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
住民の区等への加入率	令和 5 年度	56.5%	57%

4 地域学校協働活動の推進

- こどもたちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、そんな「志」が集まる学校や地域をつくるため、保護者や地域住民、地元企業などの参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 地域学校協働活動の推進	学校と地域が連携・協働し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し行うさまざまな活動を実施します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
地域学校協働活動への住民参加者数	令和 5 年度	465 人	2,000 人

5 産学官等の連携強化

- 地域が抱える課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かし、協力しながら、市民サービスの向上や地域の活性化を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 包括連携協定等の推進	幅広い分野で相互に人材等を活用し、地域が抱える課題の解決を図る取組を進めます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
包括連携協定締結件数	令和6年度	7件	13件

施策21 広報・広聴・情報公開の充実



目指す姿

市政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を図るとともに、市民の声を反映した市政運営を推進します。

現況と課題

- 市政情報を積極的に公開・提供し、市民と共有することは、市民への説明責任を果たすとともに、市民参加・協働を進めることにもつながります。
- 広報活動については、広報あさひやくらしの便利帳、市勢要覧等に加え、ホームページやSNSによる発信にも努めていますが、情報量が多く多岐にわたるため、求める情報を検索し難くなっている一面もあります。
- 今後、行政運営に関する市民の関心の高まりや市民協働の促進により、市政情報の公開・提供や共有に対して、今まで以上に情報の鮮度やわかりやすさ、探しやすさが求められます。
- 特にホームページは、広報紙と並ぶ主要な情報発信ツールであり、多岐に渡る行政情報を探しやすく構成するため、今後も随時情報の整理を行うとともに、わかりやすい記事作成がより重要となります。あわせて、公式 LINE から目的とする情報へのスムーズなアクセスを可能にするなど、SNSの活用促進にも取り組む必要があります。
- 市が推進する健康づくりや子育て支援など、特色ある事業や他の自治体にはない強みを広く知ってもらうためには、メリハリをつけてポイントをわかりやすく表示したホームページづくりに取り組むことも重要です。
- 個人情報保護制度については、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から同法の直接適用を受けることになったことから、情報公開制度も含め、引き続き法令や条例を遵守し、適正な制度の運用が求められます。
- 広聴活動については、市民の声を市政に反映させるため、市長への手紙制度や意見交換会等、さまざまな取組により市民からの意見把握に努めています。市民と一体となったまちづくりを進めていくためには、個別の要望等ではなく、将来のまちづくりの参考となる意見や提案を出し合っていただく取組が今後も重要となります。
- 議会については、引き続き、本会議の生中継・録画中継のインターネット配信を実施するとともに、議会だよりの発行やホームページを活用し、積極的な広報活動や情報発信に取り組むことが重要です。

施策の展開

1 開かれた市政

- よりよいまちづくりに向けて、市民と直接話し合う場として意見交換会を開催し、将来に対する意見等を伺うことで開かれた市政運営を推進します。
- 市政の情報公開の推進と適切な個人情報の保護を図るため、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」を設け、適切に運用することにより、市政への信頼と透明性の確保に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
地域意見交換会	新しいまちづくりや将来に対する意見・提案をいただくとともに、地域の課題を伺うため、直接市民と話し合う場として意見交換会を開催します。
情報公開制度の運用	公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市民への説明責任を全うするとともに、市民の知る権利を保障し行政への参加の促進と公正で透明な開かれた市政の発展に努めます。
個人情報保護制度の運用	個人情報を保護するために、その適正な取扱いを確保し、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼できる市政を推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
地域意見交換会の参加者数	令和6年度	185人	200人

2 広報広聴活動の推進

- 広報紙やホームページ、SNSなどのツールを活用して、情報の質と量を充実させ、わかりやすく速やかに発信することで、行政運営等への理解と市民協働の促進を図ります。
- 市民の意見や提案等を広く聴いて市政運営やまちづくりに反映させるため、多様な手段で広聴活動の充実を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 広報あさひ・情報誌の発行	行政情報や身近な話題等をわかりやすく伝えるため、広報あさひやくらしの便利帳を発行し、市政運営に対する理解と市民協働の促進を図ります。

市長への手紙制度	市政に関する意見、提案等を広く聴くことにより、協働による市政の運営とまちづくりを推進します。
 旭の魅力発信事業	行政情報や地域情報の充実と速やかな発信に努めるとともに、広聴や市民の市政参加の窓口として、ホームページやLINE等のSNSを活用し、より身近な情報発信を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
旭市公式LINE登録者数(ブロック者除く)	令和5年度	4,459人	10,000人

3 開かれた議会の実現

- 議会に対する市民の理解を深めるため、審議の過程や活動内容等に関する情報を積極的に公表し、開かれた議会の実現を目指します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
インターネット議会配信事業	本会議の生中継・録画中継のインターネット配信をパソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末向けに実施することで、議会運営の情報を提供します。
議会だより	定例会ごとに議案に関すること、一般質問に関すること及び委員会活動に関すること等を掲載し発行します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
議会ホームページのアクセス数	令和5年度	23,883件	30,000件



地域意見交換会

基本目標

4

将来にわたって元気な地域をつくり、
安全・安心で暮らしやすいまちづくり

施策 22 ～ 施策 31

施策22 保健・医療の充実



目指す姿

市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、地域医療機関や関係機関との密接な連携により病気の重症化を予防し、健康の保持・増進と健康寿命を延伸します。

あわせて、糖尿病の発症予防に取り組むことで、生活習慣の改善など、健康づくりに対する意識を高め、住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 近年の医療技術の進展や健康意識の高まり等により、平均寿命は延び続けていますが、本市の平均寿命は全国や千葉県平均に比べ短く、生活習慣病の増加等により「健康寿命」、特に「平均自立期間^{*}」の延伸が課題となっています。
- メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等の受診率は停滞していることから、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療のため、健康診査受診への更なる働きかけが必要となっています。あわせて、食生活の改善や運動等による健康づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。
- がん（悪性新生物）は、国・県・旭市ともに死亡原因の第1位となっています。また、近年がん検診の受診率は低下傾向にあるため、がん検診受診率向上に向けた取組や、がんにならないためのより健康的な生活習慣をはじめとする自己啓発を促す働きかけが必要となっています。
- 市民アンケート結果では、「将来の暮らしに感じる不安や悩み」について、「介護や医療に関すること」あるいは「自分・家族の健康に関すること」の比率が高くなっていることから、健康教育や各種健診等を通じて、必要な予防対策や健康相談等、市民一人ひとりの健康づくりをサポートしていく必要があります。
- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等により、保健・医療に対するニーズはますます高まることが予想され、旭中央病院を核として、市内の医療・福祉資源を活用するとともに、生涯活躍のまち・みらいあさひ等とも連携し、生涯を通じた健康づくりを目指した取組を積極的に進めていく必要があります。
- 健康づくりに関する事業について、保健・医療の充実のために、デジタル技術の活用をさらに推進していく必要があります。また、デジタル技術の活用を進めながら、検診等の申し込み手続きなどを誰もがスムーズに行えるように環境を整えることも必要です。
- 医療面では、令和5年度末現在で診療圏人口90万人を擁する旭中央病院をはじめ、病院が5施設、一般診療所が36施設、歯科診療所が36施設あり、病気の初期治療から高度医療・救急医療に至るまでの医療体制が構築されています。

- 小児科医の不足や診療所医師の高齢化については、本市にとっても深刻な問題であり、「かかりつけ医」としていた患者である市民に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。今後は、関係機関や周辺地域との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めていく必要があります。
- 医療機関との連携、業務分担による地域全体の医療サービスの充実を図るため、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・啓発の推進が必要となります。
- 本市では、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社及び千葉大学医学部附属病院との3者協定のもと、糖尿病患者の発症抑制や重症化予防のための共同研究など、さまざまなプログラムの実施やイベント等の開催を通じて、市民への糖尿病対策、健康増進（CCD プロジェクト）に取り組んでいます。
- この CCD プロジェクトの推進にあたり、市内に「旭市 CCD プロジェクト推進チーム」（ヘルシーナッジチーム[※]、ユニサポチーム[※]、歩きたくなるまちチーム[※]）を組成し、令和7年12月までチームで糖尿病を始めとした生活習慣病予防や健康増進の企画と実施に取り組んでいます。
- 引き続き3者協定のもと、市内推進チームの活動を中心に取組を進めるとともに、課題となっている千葉県平均より高い糖尿病診断者の割合の低下、及び車社会で歩行歩数が少ないこと等による肥満や生活習慣の改善を図ることが重要です。
- 特に、健康管理への意識や関心を高める働きかけが重要な課題です。

施策の展開

1 健康づくりの推進

- 健康づくりは、日常生活の中で継続的に取り組むことが大切なため、「食」を含めた健康づくりを支援していくとともに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることにより、健康の保持・増進と健康寿命を延伸します。
- 気軽にできる運動の習慣化を図り、体力の維持向上と健康の保持増進のため、トレーニングルームの利用促進やスポーツ教室を開催する等、市民の健康体力づくりに取り組みます。
- 生涯を通じて健康づくりの意識を高めるため、小中学生に対するがん予防等の健康教育及び後期高齢者に対する保健指導や健康教育を実施し、自らが健康的な生活習慣を実践できるように支援します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者を対象にトレーニング機器を使用した運動機能の向上と健康増進を図ります。
健康増進センター事業	青年・中高年層を対象に、ウォーキングや有酸素運動等を通して、健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を図ります。
保健推進員活動事業	行政は、保健推進員に対し健康に関する研修を行い、保健推進員は、行政と住民とのパイプ役として健康づくり活動を行います。

健康相談・教育事業	生活習慣病予防等のための健康相談・健康教育等を実施します。
あさひ健康応援ポイント事業	検診（健診）の受診や健康目標への取組等に対して景品を進展し、健康づくりへの動機づけを図り、生活習慣病の予防につなげます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	令和4年度	31.9%	25.5%以下

2 病気予防対策の充実

- がん検診においては、休日検診やレディースデー（女性専用検診日）を継続して実施するなど、受診しやすい体制づくりに取り組みます。また、その他の検診の充実を図り、病気の早期発見・早期治療の促進に努めます。
- 特定健康診査等の受診勧奨や減塩等の健康教育及び糖尿病の重症化予防等保健指導を実施し、生活習慣病の予防・悪化予防の取組を継続して実施します。
- 各種予防接種を実施し、感染症予防に努めます。
- こころの健康に関する正しい知識の啓発を行うとともに、精神障がい者やこころに悩みのある人への相談体制を整備していきます。
- 市民の健康に関するニーズに応えるため、市民が気軽に相談できる保健・医療・介護等の相談体制の充実を図り、総合的な支援ができるように努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
がん検診事業	がんの早期発見・早期治療へつなげるため、各種がん検診を実施します。また、がん発症予防のための啓発活動を行います。
特定健康診査等事業	国保被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等を行い、生活習慣病の予防を図ります。
成人健康診査事業	病気の早期発見・早期治療へつなげるため、骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検診・歯周病検診を実施します。
短期人間ドック事業	病気の早期発見・早期治療を図るため、35歳以上の国保被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
後期高齢者短期人間ドック助成事業	病気の早期発見・早期治療を図るため、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
 感染症予防対策事業	感染症予防のため、各種予防接種を実施します。また、保健所・医療機関等と連携して感染症予防対策を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
市の死亡原因のうち悪性新生物による死亡率(比率:人口10万対)	令和2~4年度 平均	333	300

3 地域医療機関との連携

- 地域の医療機関等と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・啓発を推進します。
- 住み慣れた地域(住居)で安心して生活できるように、医療機関等と連携し、在宅医療(介護)サービスの提供が受けられるように支援していきます。
- 看護学生への貸付金制度をホームページにて市内外にPRするとともに、県内の看護師養成施設へ周知を行う等、市内の医療従事者の充足を図っていきます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 旭中央病院の充実	中期(4年間程度)の目標・計画に基づき、救急医療等の医療提供体制の充実、地域医療機関との連携・機能分担、医師、看護師の確保、育成等により診療機能・サービスの充実を図ります。
 地域医療体制整備事業 (基本6へも掲載)	地域医療を担う診療所確保の一環として、市内に不足している小児科を開設または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し、補助金を交付します。
 滝郷診療所の充実	滝郷診療所の施設の充実を図るとともに、健全な運営に努めます。
看護学生入学支度金貸付事業	看護師確保のため、将来、看護師として市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設(4年制大学)への入学に必要な資金の一部を貸し付けます。
 かかりつけ医の普及・啓発	検診時等において、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発活動を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
旭中央病院の逆紹介率	令和5年度	98.2%	99.0%

4 CCDプロジェクトの普及・啓発

- 住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりの実現を目指し、市のホームページやLINE、各種イベント等を通じて、CCDプロジェクトの普及・啓発に取り組み、市民一人ひとりの健康管理意識の向上と生活習慣病の改善を図ります。
- CCDプロジェクトの推進にあたっては、3者協定に基づき、庁内のプロジェクト推進チームが主導しながら、市民の参加を促すとともに地元企業の参画も得ながら、市を挙げて取り組みます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
CCDプロジェクトの推進	CCDプロジェクトの市民への浸透と実効性を高めるため、健康メニューの日常への浸透、職場、家庭などの集団への運動・食事改善の働きかけ、歩きやすい環境の整備などを推進します。
市役所から始める健康づくり事業	市役所内から健康増進につながる取組をはじめ、その効果を市内に波及させることを目指します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
旭市CCDプロジェクトの認知度（知っている人の割合）	令和5年度	9.6%	30.0%



旭中央病院

施策23 地域福祉の充実



目指す姿

地域で支え合い、誰もが希望と生きがいを持つことができるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 本市では、住み慣れた地域で誰もが尊厳をもって生活を送れるよう、「旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民、地域、行政、関係機関などが協力して「暮らしやすい地域づくり」に取り組んでいます。
- 近年、少子高齢化や単身世帯の増加が進行する中で、家族や親戚あるいは隣近所などとの関係の希薄化により、育児や介護に加え、虐待、ひきこもり、8050問題[※]、ヤングケアラー[※]など、住民の抱える課題は複雑化、多様化しています。そして、このような問題を誰にも相談したり頼ることができずに個人・家庭で抱え込んでしまう人が増えていること、そしてそのことに周囲も気づきにくい状況になっていることへの対応が深刻な課題となっています。
- 今後も福祉を取り巻く環境の複雑化、多様化が予想されることから、このような課題や地域福祉に対するニーズに対応するためには、行政や個人・家族だけではなく、地域住民がお互いに助け合い、力をあわせて取り組んでいくことが一層求められます。
- 地域におけるきめ細かな見守り活動を推進するため、全国的にも担い手不足が課題となっている民生委員・児童委員の確保にも注力する必要があります。
- 生活困窮者の自立についても、ハローワークや相談者の能力に適した就労機会を提供してくれる事業所等と連携しながら支援していくとともに、家計の改善や貸付、家賃の給付等、個々の状況に合わせたプラン作成等の支援も必要です。

施策の展開

1 地域福祉の推進

- 高齢や障がいのために支援が必要な方や、子育て中で不安を感じている方が、多様な主体との連携のもと、相互に支え合うことにより将来にわたり持続可能な、安心できる制度を推進していきます。

- 市と社会福祉協議会において、共通の課題認識を持ち、その課題解決に向け連携を強化します。
- 民生委員児童委員については、区長等と連携をとりながら、身近な地域の相談役となる人材の確保に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 民生委員児童委員活動事業	生活や福祉に関する相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。
 旭市社会福祉協議会助成事業	各種団体等の連携をコーディネートし、地域ぐるみの福祉活動を推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
民生委員児童委員の定数充足率	令和 5 年度	99.3%	100%

2 生活困窮者の自立支援

- 関係機関との連携を密にし、それぞれの世帯の要望や要求に対応した相談、指導等を行う相談支援員の能力向上に努め、個人の状態にあったプランの作成、就労支援により、生活困窮者等の自立を支援します。
- ハローワークや相談者の能力に合う就労の機会を提供してくれる事業所との連携により、支援を実施します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
被保護者就労支援事業	生活保護受給者のうち、就労阻害要因がないにもかかわらず就労に至らない人に対し、就労に向けて個々のケースに応じた支援を行います。
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
自立相談支援により就労できた年間人数	令和 5 年度	23 人	33 人

施策24 地域包括ケアシステムの推進

3

すべての人に

健康と福祉を



目指す姿

介護や療養が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けられるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 現在の旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となり、高齢者人口はピークを迎えます。今後、さらに高齢化が進む中で、医療と介護双方が必要となる高齢者や、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、さまざまなニーズへの対策が急務となっています。
- 本市では、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、元気に安心して、心豊かな生活を続けられるよう、「医療、介護、予防、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいます。今後も人口減少と高齢化の更なる進行により、同システムの重要性は一層高まるとともに、さらに連携を進めることが求められています。
- 要介護高齢者の増加、現役世代の減少など、中長期的な人口動態やニーズを予測し、介護サービス基盤を整備するとともに、デジタル技術を活用し、介護現場の生産性の向上を図っていく必要があります。特に、介護ニーズが高まる中、介護人材の確保が課題となっており、介護の役割などの重要性をさまざまな年代に発信していくことが求められます。
- 取組を通じて、必要な介護サービスの確保とともに、介護予防・日常生活支援総合事業などを市民と協働で展開することにより、これまで構築してきた「医療、介護、予防、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要となります。
- このように地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、「誰もが支え、支えあう社会」の実現に向け、住民主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進することも重要となります。

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの推進

- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムを充実させていきます。
- 地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）が各々の専門性を生かし、必要な制度や関係機関との連携を図りながら、適切な相談を行い、日常生活に支障が生じても、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境を整えていきます。
- 地域の見守りが必要な高齢者について地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立のための支援方法の検討を行うとともに、抽出された地域の共通の課題を共有し、高齢者が地域で生活していくことができる基盤の整備を行います。
- 認知症の人やその家族を早期に支援するため、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を行うとともに、認知症サポーターの養成を行い、認知症の人の地域での生活を支援します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 地域包括支援センター運営事業	主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。
 在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護双方を必要とする高齢者が、最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築していきます。
 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。
 認知症施策の推進事業	地域の認知症高齢者の偏見をなくし、温かく支援する人材・地域づくりを図ります。
 地域ケア会議推進事業	介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
多職種連携相談件数	令和5年度	延べ6,864件	延べ7,800件

施策25 高齢者福祉の充実



目指す姿

高齢者が住み慣れた地域や生活の場で、自分らしく生きがいを持ち、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 全国的に人口減少と少子高齢化が進展する中、本市においても令和7年をピークに65歳以上の高齢者人口は減少に転じるものの、高齢化率は今後もさらに上昇することが見込まれることから、旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。
- 本市の高齢者を含む世帯は、世帯数・構成比ともに増加しており、高齢者が地域で生活を継続するためには、介護予防の取組とともに、介護サービス以外の地域の実情に合った多様な生活支援サービスが必要となっています。特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、地域の民生委員や住民、事業者等の協力のもと、安否確認や見守り支援、緊急時の救護体制等をさらに充実させていく必要があります。
- 悩みや不安、困りごとについて、いつでも、何でも、気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談できずに悩んでいる人への声かけやアプローチも重要です。
- 2040年には、1.5人の現役世代が、1人の高齢者を支える厳しい社会に突入することが予想されていることから、介護予防及び認知症予防のため、現行の「通いの場」の設置推進とともに、スポーツや生涯学習、公園や農園を利用した取組や、民間企業と連携した取組、医療機関・介護保険施設が自主的に行う取組、社会の担い手としての参加や有償ボランティアの取組など、さまざまな分野での取組が重要となります。
- そのためには、地域でお互いに関心を持ちあい、声をかけあい、支えあう関係構築と体制づくりを推進することが重要となります。

施策の展開

1 健康づくりを通じた支えあい

- 高齢者に対する介護予防の普及啓発及び介護予防サポーターの養成と育成を引き続き行い、身近な地域で介護予防体操「あさピー☆きらり体操」を通じた介護予防活動を自主的に継続して行うことができる「通いの場」の立ち上げと運営を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
訪問型サービス事業	要支援1・2の認定を受けた方などを対象に、訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯等の家事など日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。
通所型サービス事業	要支援1・2の認定を受けた方などを対象に、通所介護施設で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。
 地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と「通いの場」等の地域の支え合いの体制づくりを推進します。
 地域リハビリテーション活動支援事業	通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
通いの場 参加者数	令和5年度	550人	800人

2 見守り体制の構築

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して引き続き緊急通報装置による見守り体制を推進していきます。
- 地域の認知症高齢者等、見守り支援が必要な高齢者について、小学校区単位の地域会議や市全域の会議を開催し、生活支援コーディネーターと協働して、地域での生活支援見守り体制を構築していきます。
- 地域の各種団体の協力や公的サービス以外の民間サービスの有効な活用を推進することにより、地域全体の見守り体制をより向上していきます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、緊急通報装置と緊急ボタン付きペンダントを貸与し、日常生活における緊急時の連絡対応サービスを提供します。
配食サービス事業	高齢者の地域における自立した生活を支援するため、安否確認を兼ねた配食サービスを提供します。
 高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が、安心して生活していくために、地域の民間企業等の協力を得て高齢者見守りネットワーク事業を実施します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
緊急通報装置の設置数	令和5年度	263台	300台

3 生きがいの推進

- 高齢者の就業機会の確保、老人クラブ活動等の社会参加を促進し、地域活動への関心を高め、元気な高齢者を増やす仕組みづくりを推進します。また老人クラブに未加入の高齢者が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるように支援します。
- スポーツや生涯学習、公園や農園の活用、NPOや民間企業との連携により、生きがいの推進するとともに、高齢者の運動、食生活、社会参加を支援します。
- 高齢者の有償ボランティアなど、担い手となって参加する就労に類する取組を推進します。

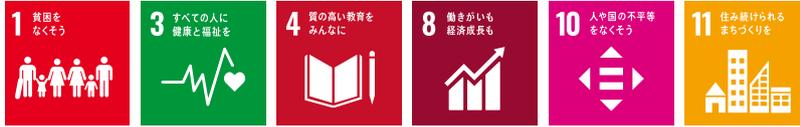
◆主な取組事業

実施事業	事業内容
合同金婚式開催事業	50年の長きにわたり、共に助け合いながら健全な明るい家庭を築くとともに、地域社会の発展に寄与してきた夫婦を招き、長寿を祝います。
 敬老大会開催事業	敬老の日の一環として、地域社会全般に敬老の精神を啓発し、高齢者福祉の充実を図ります。
 老人クラブ活動促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブの活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。
シルバー人材センター助成事業	健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
老人クラブ・スポーツ大会参加者数	令和5年度	298人	440人

施策26 障がい者福祉の充実



目指す姿

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、社会参加できるよう、誰ひとり取り残さない「ともに生きるまち、あさひ」を市民みんなで実現します。

現況と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は、令和2年度から令和3年度にかけては概ね横ばいで推移し、令和4年度に微減しましたが、その後増加に転じました。手帳別にみると、この5年間で身体障害者手帳所持者数は若干減少、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。
- 障害者差別解消法が改正（令和6年4月施行）され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められていますが、現状、障がいのある人はさまざまな場面で差別や偏見等を感じていることがうかがえ、市民の障がいのある人に対する理解不足が課題となっています。また、理解啓発の場面では身体障がいばかり取り上げられることが多く、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する知識を学ぶ機会が足りていないことも課題として挙げられます。
- 学校教育で特別支援学校の児童と地域の小学校の児童との交流は行っていますが、市民が障がいの正しい知識を学ぶための講座や講演会等は実施できていません。障がいに関わる情報を広報等で提供するだけでなく、実際に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会の創出が求められています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要な、就労・雇用の促進や移動手段の確保とバリアフリー化の推進、社会参加の促進についても課題となっています。さらに、障がい者のみならずヤングケアラーも含めた障がい者家族の負担軽減にも寄り添った対応が必要です。

施策の展開

1 障がい者福祉の推進

- 障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整える等、市民の理解促進とともに、あらゆる人が共に暮らしていける社会づくりを目指します。
- 引き続き必要な方に必要なサービスを提供する体制を確保するとともに、障がいのある人それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障がい者福祉施策を総合的に推進します。
- 機能障害の改善や維持に加え、障がいのある人が住み慣れた地域で家族や人々とふれあいながら、自立した生活を営めるよう、グループホーム等の整備を進めます。
- 就労移行支援実施事業所、相談支援事業所及び障がい者の就業支援を行う東総就業センターと連携し、就労可能で意欲のある障がい者を就労移行支援のサービス利用につなげます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れ対応等、居住支援のための機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
中度心身障害者(児)医療費助成事業	法律に基づく保険により、医療の給付がなされたとき、自己負担すべき額を助成し、障がい者(児)の医療費負担の軽減を図ります。
福祉タクシー利用助成事業	重度心身障がい者等が、通院または会合等のためにタクシーを利用する場合にその料金を助成します。
難病患者等支援事業	難病療養者または介護をしている者に給付金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ります。
グループホーム運営費等助成事業	グループホームに入居している障がい者に対して家賃を助成します。また、グループホームを運営している事業所に対しても利用形態に応じて補助を行います。
 地域生活支援事業	障がい者・障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態を促進します。
自立支援給付事業	障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。
障がい児通所支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援等を行います。

◆重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
障がい者の就労移行支援利用者数	令和5年度	6人	18人

施策27 消防・防災力の強化



目指す姿

過去の災害経験等を生かし、消防体制を充実させるとともに地域の防災力を高め、市民の生命・財産を守ります。

現況と課題

- 近年、多発している地震・台風・大雨等による各種災害に対応した、安全で災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立及び災害時危険箇所の把握・周知徹底を図り、早急に自助・共助体制を構築することが求められています。
- 各種災害の猛威から市民を守り被害を最小限に抑えるため、旭市国土強靱化地域計画に基づき、本市の特性にあった防災施設・資機材等のハード整備や防災教育等のソフト対策を組みあわせ、強さとしなやかさを備えた地域づくりが必要となります。特に、地震や津波・土砂災害等の自然災害に対しては、市民各自が防災意識を高め避難場所・避難経路等を確認し、迅速な避難による安全確保が必要となります。
- 高齢者や、障がい者及び外国人など災害時に援護を必要とする人たちが、迅速に避難できるよう、地域住民や周辺事業所とも連携・協働した環境づくりが必要となります。
- 防災資料館等で防災教育を実施するほか、区長会や出前講座で自助・共助の重要性を訴え、市民の防災意識の向上を図ることも重要です。
- 耐震改修促進計画にある目標の達成に向け、課題となっている所有者の経済的負担と関心低下の解消を図る必要もあります。
- 常備消防は、各種災害に即応できる体制の整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。さらに大規模災害では、迅速かつ集中的な活動ができるよう関係機関との連携と、近隣の消防本部との協力体制の強化を図ることが重要です。
- 消防団は、地域に密着した防災のリーダーとして、災害時に大きな機動力が発揮できるよう体制を整備する必要がありますが、就労形態の多様化やなり手不足により団員の高齢化が課題となっていることから、訓練実施方法の見直し等により、消防団員の負担軽減を図る必要があります。
- 救急救命は、高齢化社会が進む中、今後、大幅な救急出動件数の増加が見込まれることから、救急救命士等による、より高度な救急業務とあわせ、市民が気軽に参加できる救急講習の開催等を通して、救命手当の知識や方法を普及させることが求められています。

施策の展開

1 防災体制の充実

- 旭市国土強靱化地域計画等に基づき、関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化・充実を図るとともに、防災意識の高揚や共助組織の育成強化と公助体制の充実・整備に取り組みます。
- 耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、継続的に周知、啓発を行うなど、将来の大地震を見据えた住宅の耐震化を促進し、市民が安全・安心・快適に住み続けられる住宅環境づくりを進めます。
- 東日本大震災の記録を展示した防災資料館の活用、防災訓練や出前講座等の機会を通じて自助・共助の重要性を伝え、防災意識の更なる向上と自主防災組織の結成及び育成を促進します。
- 関係各課との情報共有により、災害時要援護者名簿の効果的な運用を進めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 住宅用防災機器等の普及啓発	住宅用火災警報器等の普及により、防災意識の高揚を図ります。
 住宅の耐震化の促進	昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を助成します。あわせて住宅・建築物耐震化の促進に向けた普及・啓発を行います。
 防災体制強化事業	防災訓練や防災教育等により防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築し、災害に強いまちづくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
自主的に防災について学ぶ者の人数（防災訓練参加者、防災資料館来場者、出前講座出席者等）	令和5年度	4,380人	5,050人

2 防災施設の整備

- 避難道路の整備のほか、海岸地域の保安林等の整備・維持管理とともに、津波避難タワー・防災井戸・防災倉庫などの防災施設や、防災行政無線等の防災資機材の適正な維持管理・運用を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線）

 保安林植栽事業	病虫害や塩害により枯損した海岸の市有保安林へ、松等の苗木を植栽し機能回復を図り、適正な維持管理を行います。
 防災対策整備事業	防災施設・資機材の整備及び維持管理や防災備蓄品の充実を行い、災害に備える体制づくりを進めます。また、津波避難ビルや避難施設等を指定し、緊急時の避難場所を確保します。
 防災行政無線等整備事業	防災行政無線体制の強化充実・維持管理及び非常時情報連絡手段の多様化を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
自主防災組織の補助金交付団体数	令和 5 年度	5 件	8 件

3 消防体制(常備・非常備)の充実

- 常備 - 各種災害に対応するため、施設や機材等の充実を図り、災害時に即応できる体制の整備、さらに大規模自然災害時の協力体制の強化を進めるとともに市民の防災意識の高揚も図ります。
- 非常備 - 消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員の確保と研修・訓練の充実による団員の能力の向上を図ります。また、地域防災体制の確立に向けて、関係団体と協議し、消防団の組織体制充実のため活動拠点及び機材の整備、消防団員確保のためサポート店制度などの充実を進めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 消防施設の整備	既存の消防庫のうち、耐震性が不足し、老朽化が顕著な消防庫の新築または改築を進めます。老朽化した金網張り貯水槽の金網を張り替え、危険のない状態を保つよう維持管理を行います。また、水利不足の地域等に耐震性貯水槽を計画的に新設するとともに、消火栓の新規設置、既存の水利の維持管理を行います。用地借用により設置されている貯水槽の用地返却要望に対し、貯水槽撤去を行います。
 消防車両の整備	老朽化し、機能低下した消防車両の更新を計画的に進めます。
 消防広域化の整備	共同指令センター、デジタル無線の維持管理を行います。また、近隣の消防本部との協力体制を強化し、災害対応力の高度化及び大規模災害に対応した応援、受援体制の充実を図ります。
 消防団組織体制の充実	団員確保と研修、訓練による資質の向上を図ります。
 消防団用通信網・災害用器材の整備	災害時の伝達体制の確立のため、デジタル無線機の維持管理を行うとともに、災害用器材等の整備を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
耐震性貯水槽の設置率	令和5年度	25.4%	26.0%
消防団員の訓練参加率	令和5年度	74.3%	90.0%

4 救急救命体制の充実

- 医療機関との連携強化やAED[※]等の高度救命資器材を整備するとともに、救急隊員の能力の向上を図ります。また、市民をはじめ救急現場で即応できる応急手当や救命手当の普及啓発を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 医療機関との連携・救急業務の高度化の推進	医療機関と救命処置等の事後検証を行い、救急隊員の能力向上を図ります。救急救命士の新規養成を計画的に行い3名乗車体制の確立を進めます。
 救命手当の普及啓発	市民、学校、事業所等で救命講習を行い、救急法の普及啓発を進めます。また、事業所等へAEDの設置を推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
救急講習年間参加者数	令和5年度	1,258人	1,930人



総合防災訓練

施策28 防犯対策・交通安全の強化



目指す姿

市民の防犯・交通安全への意識を高め、犯罪と交通事故のない、笑顔で暮らせる安全で安心なまちづくりを推進します。

現況と課題

- 近年、全国各地で発生する凶悪事件や特殊詐欺等を背景に、市民の防犯に対する意識はより高まっています。子どもについては、登下校時における事件や不審者等への対応が依然社会問題としてクローズアップされており、本市においても不審者情報が学校や地域から寄せられ、子どもたちへの被害未然防止のための指導や地域の見守りが不可欠な状況にあります。
- 防犯を進めるうえで、行政だけではなく、市民等の協力が不可欠ですが、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感は希薄化しています。
- 犯罪のない安全で住み良いまちづくりのため、防犯体制を強化し、犯罪防止と市民生活の安全確保を促進するとともに、防犯施設の整備・充実及び警察や学校・自治会等の連携による防犯パトロールの実施等、地域ぐるみで犯罪抑止力の向上を図る必要があります。
- スクールガードリーダー等による児童・生徒の見守り活動の継続、並びに学校現場と連携した防犯訓練や防犯教育の充実、不審者情報メールや子ども110番の登録啓発、及び防犯指導員等のボランティアの充実等への取組が求められています。
- 本市は「交通安全都市」を宣言し、交通事故のない安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりを推進しており、市内の交通事故件数は平成28年の172件から毎年減少を続け、令和2年には121件と30%減少したものの、令和5年には131件に微増するなど、発生件数は依然として多い状況にあります。
- 近年は高齢ドライバーによる事故が、全国的にも多発しており、今後も高齢化率は上昇が予想されることから、高齢者に対する事故防止対策が必要となります。あわせて、高齢者の運転免許証自主返納を促進するため、運転経歴証明書の優遇措置などの周知を図るなどの啓発活動を実施する必要もあります。
- 子どもや高齢者等の交通弱者の事故をなくすため、交通安全教室や自転車教室の開催、並びにグリーンベルトや横断歩道等の交通安全施設の効率的・効果的な改良・整備が課題となっています。

施策の展開

1 防犯体制の充実

- 防犯指導員を核として、自主防犯組織による地域ぐるみの防犯活動を促進し、警察や関係機関との連携を強化して犯罪防止に努めるとともに、防犯カメラ等の適切な維持管理を行います。
- 学校やこどもの安全確保のため、不審者情報配信メール、スクールガードリーダーを活用し、市内小・中学校の巡視や登下校中の交通安全、防犯活動に努めるなど、見守り防犯意識の高揚を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
青少年センター活動事業	青少年の非行防止、健全育成、学校やこどもの安全確保のため関係機関と協力し、交通事故や不審者等からの被害の減少を図ります。
 防犯対策事業	防犯パトロールや啓発活動を実施して、防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯や防犯カメラの設置を行い、犯罪等の未然防止を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
刑法犯認知件数	令和5年度	403件	減少

2 交通安全環境の整備

- こどもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した、幅の広い歩道や自転車歩行者道、安心歩行エリアの推進等、「クルマ」中心から「人」中心への転換により、誰もが安全で快適な交通環境の形成を図ります。
- 歩行者や車両の交通事故防止のため、老朽化した交通安全施設の改修を行うなど、交通安全施設等の整備を計画的に進めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
交通安全施設維持補修事業	交差点や危険な場所に、道路標識等の交通安全施設の整備を進めます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
交通事故発生件数	令和5年度	1,764件	減少

3 交通安全活動の充実

- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、関係機関、地域社会及び家庭の連携による地域ぐるみの活動の推進や交通安全教育等による啓発に努めます。
- 高齢者による交通事故を防ぐため、交通安全教室や交通事故防止啓発を実施するほか、運転免許証自主返納を促進するため、公共交通などの優遇措置等について検討を進めます。
- 県内の交通人身事故の特徴として、小学校 1・2 年生は、歩行中の死傷者数が多いことから、小学校、保育所等で交通安全教室を実施します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
交通安全運動の推進	街頭啓発等の交通安全運動を関係機関の協力のもとに定期的に実施します。
交通安全教室等の実施	幼児、小・中学生及び高齢者の交通安全教室や自転車教室を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。
交通事故被害者への支援	交通事故相談を実施するとともに、相談実施の周知を積極的に行います。また交通災害共済制度への加入を促進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
交通事故死傷者数	令和 5 年度	165 人	減少



ベコちゃんクラブ

施策29 消費者の保護



目指す姿

市民の消費者被害の未然防止や、充実した相談体制の確保により、豊かな消費生活を実現します。

現況と課題

- 近年、高齢化の進展やインターネットの普及による情報化社会の進展等、消費者を取り巻く社会経済環境が変化し、消費者トラブルも多様化、深刻化しています。最近では、靈感商法、マッチングアプリからの投資勧誘、訪問リフォームなど、さまざまな手口による消費者トラブルが発生しています。また、製品・健康サプリ等の事故による消費者被害も深刻な問題となっていることから、製品・商品の安全性に対する関心も高まっています。さらに、多重債務相談は後を絶たないことから、債務整理のみならず、生活再建を目指した取組が必要となっています。
- 消費生活センターでの相談件数を見ると、60歳以上の相談が半数近くを占めており、高齢者の心理を巧みに利用した詐欺や悪質商法も社会問題となっていることから、社会的弱者への見守りによる被害の未然防止対策等、社会全体で取り組むことが求められています。
- 相談者が来所しやすい環境づくりと、最新の手口に対応できるよう、消費生活相談員のスキルアップのほか、各種講座の開催と情報提供によるトラブルの予防のための啓発活動が重要です。

施策の展開

1 消費者保護対策の推進

- 相談体制の充実、各種講座の開催、生活用製品表示の適正確保、多重債務問題対策の推進等により、消費生活の安全対策に努めます。
- 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、出前講座の開催や消費生活サポーターによる周知活動を行います。また、特に被害の多い高齢者が陥りやすいトラブルの情報提供や、消費生活サポーターによる見守りを実施することで、高齢者被害の未然防止を図ります。
- 消費生活相談員の確保については、国民生活センターでの募集を行うとともに、千葉県消費者センターの協力も得ながら人員の確保に努めます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
消費生活相談体制の充実	市民の消費生活の安全確保のため、消費生活センターで苦情の処理、あっせん等を行います。また、消費生活相談員の研修の充実により能力向上を図ります。
多重債務者の支援	多重債務者の救済のため、相談会の開催、関係機関との連携による支援を図ります。
消費者啓発・消費生活講座の開催	消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する情報の提供や消費生活講座を開催し、消費生活サポーターとの連携による啓発を行います。
品質表示等の適正化	製品の適正な品質表示のため、立入検査を行います。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
消費生活サポーターの登録者数	令和5年度	72人	78人

施策30 廃棄物の減量化と資源の有効活用



目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化と再利用・再資源化に取り組み、環境への負荷の少ない地域づくりを推進します。

現況と課題

- 本市では、一般廃棄物処理に関してごみの減量化及び資源化に必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和5年3月）を策定し、廃棄物（ごみ）の減量化と資源の有効活用に取り組みながら、循環型社会の実現を目指しています。
- 本市のごみ処理は、令和3年度から東総地区広域市町村圏事務組合が管理する「東総地区クリーンセンター」で行っており、銚子市及び匝瑳市とも連携しながら、リサイクルの推進と最終処分量の削減、及びごみ処理経費の削減を図っています。
- これらの取組を有効に進めるためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要なため、分別収集の徹底やリサイクルの推進、生ごみ処理機等の購入補助金や資源ごみ集団回収促進事業奨励金制度についての説明等、行政からの積極的な情報提供を充実させていく必要があります。
- 最初の取組となるごみの分別について、広域化以降の認知度が低く、資源ごみであるペットボトルや空缶、紙類などが、普通ごみとして焼却処理されるなど再資源化、減量化の余地が多い状況です。
- 更なる廃プラスチックの排出抑制のため、令和5年から開始された県の生分解性マルチ^{*}緊急導入支援事業を活用し、生分解性マルチなど廃棄物として排出されない植物由来の製品等への切り替えの推進も必要です。
- 廃棄物の減量化と資源の有効活用に向けて、改めて3R^{*}に取り組むことの重要性を認識し、日常生活の中で実践していくことが求められています。

施策の展開

1 廃棄物の減量化と資源の有効活用

- ごみ減量化と3Rの推進のまち宣言事業として市民宣言・事業者宣言を広めて行くとともに、生ごみ処理機、処理容器の普及拡大、資源ごみの集団回収促進などにより、廃棄物の減量化を推進します。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
一般廃棄物処理の広域化	一般廃棄物処理の広域化による集約を推進し、適正な処理の確保のほか、減量化、費用削減及び環境負荷低減などを図ります。
循環型社会の形成	ごみ減量化と3R推進のまち宣言、生ごみ処理機等購入補助金及び資源ごみ集団回収促進事業奨励金を普及啓発し、循環型社会形成に取り組み環境負荷低減を目指します。
ごみの減量化推進事業	ホームページや広報等で3R運動を推進し、ごみの発生を抑制します。また、生ごみ処理機等購入の補助制度及び集団回収促進事業奨励金制度を周知して、ごみの減量化を進めます。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
ごみ処理(排出)量	令和5年度	22,635 t	21,625 t以下



春のゴミゼロ運動

施策31 自然環境の保全



目指す姿

本市の豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境と調和した地球環境にもやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

現況と課題

- 本市では、旭市環境基本計画（平成29年度～令和8年度）のもと、「自然の恵み、健やかな暮らし、環境にやさしいまち 旭」を目指し、本市の良好な環境の保全に取り組んでいます。
- 本市に残る大切な自然環境は、適切な保安全管理と活用に努めるとともに、市民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみでの保全に努める必要があります。
- 再生可能エネルギーの利活用が期待されている中、海洋の風力に恵まれている本市においても、洋上風力発電の推進について検討を行う必要があります。
- 普及が進む太陽光発電については、認知度も高いことから新築家屋への採用は増加傾向にありますが、設備設置費の負担が大きいことから広く普及している状況にないため、一般家庭への普及促進が課題となっています。
- 自然環境の保全に関する河川の水質対策は、合併処理浄化槽や公共下水道などの普及により緩やかな回復傾向にありますが、十分な水準とは言えないため、今後も一層の取組が必要となります。
- 「2050年ゼロカーボンシティの表明^{*}」に基づき、カーボンニュートラル^{**}への取組強化も重要な課題となっています。

施策の展開

1 自然エネルギーの有効活用

- 自然エネルギーを有効活用するため、地球温暖化対策推進実行計画に基づき、省エネルギー、太陽光発電、新エネルギーについての情報提供、普及啓発を行うほか、新設、改修予定の市施設への省エネ、新エネ設備の導入等、地球温暖化の防止対策に積極的に取り組みます。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 脱炭素社会に向けた取組	脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及啓発をするほか、住宅用省エネルギー設備設置補助金により一般家庭における再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和 11 年度)
住宅用省エネ補助金交付件数	令和 5 年度	98件	100 件

2 自然環境の保全

- 健康で文化的な生活を確保しながら、豊かで恵まれた環境を守り、次世代へ承継していくために、地域の自然・文化・産業等の調和がとれた総合的な施策を推進します。
- 不法投棄防止対策として監視や指導を強化し、地域ぐるみできれいなまちづくりへの取組を進めます。
- 市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実践することで、自然と共生できるまちづくりを目指すとともに、環境ボランティア団体等の支援・育成に努めます。
- 河川及び事業所排水水質調査、ダイオキシン類環境調査を実施し、調査結果を基に環境変化の監視を継続します。
- 河川の水質向上のため引き続き市民への合併浄化槽の設置促進を図るほか、県とともに小規模飲食店等における排水の水質向上策について検討し、周知を行います。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
環境基本計画等の推進	良好な自然環境を保全し未来へつなげるため、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画などにより、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
 合併処理浄化槽設置促進事業	公共用水域の汚濁を防止し水質保全を図るため、補助要件を満たす合併処理浄化槽の設置者に対して助成します。

 環境調査活動	河川等の水質、ダイオキシン類及び自動車騒音などの環境調査を定期的実施し公表します。
田園環境保全事業	遊休農地の多面的な活用として、コスモス等の景観形成作物の栽培やホタルの育成等により田園環境の保全を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
環境基準に達している箇所割合 (市内河川16か所)	令和5年度	62.5%	100%
環境基準(ダイオキシン類)達成率	令和5年度	100%	100%(維持)

3 2050年ゼロカーボンシティの推進

- 2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言します。
- 脱炭素地域づくりの普及啓発に取り組みます。
- 緑の保全・創出による地球温暖化対策の普及啓発に取り組みます。
- 地球温暖化及び気候変動に関する情報発信に努めます。
- SDGs(脱炭素化)による地域の活性化と魅力向上を図ります。

◆主な取組事業

実施事業	事業内容
 2050ゼロカーボンシティ推進	深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、市として「2050ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、カーボンニュートラルやGXの視点を重視した施策展開を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値の年度	基準値	目標値 (令和11年度)
温室効果ガス排出量	令和5年度	516万6,523 kg-CO ₂ ^注	486万 kg-CO ₂ 以下

(注) kg-CO₂: CO₂排水量で、ガソリン、ガス、電気などの使用量に係数をかけて算出するもの。

第 4 編

行政改革アクションプラン

施策 32 ～ 施策 35

1 計画策定の目的

本市では、限られた行政資源を最大限に活用し、徹底した行政改革を推進するため旭市行政改革アクションプランを策定し、継続して行政改革に取り組んでいます。定員適正化計画に基づく人件費の削減、事務事業の継続的な見直しや公共施設の統廃合により経費の抑制に努め、安定的な歳入確保のため、市税等の収納率向上に取り組み、効率的で効果的な行財政運営の推進に一定の効果を上げてきています。

しかしながら、少子高齢化が長期的に続いており、このまま進展すれば、人口減少による税収の減少や労働力不足が生じ、経済規模が縮小することで市の財政はさらに厳しくなることが予想されます。また、近年多発する大規模地震や台風といった自然災害への対策がより一層必要になるなど、さまざまな課題に対応していかなければなりません。

これらに対応していくためには、市民サービス向上・業務効率化に効果的なデジタル技術の活用が不可欠であり、また、デジタル技術の活用による社会の変革は極めて重要な課題となっていることから、行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するなど、限られた行政資源を最大限に活用するために「第5次旭市行政改革アクションプラン」を策定し、引き続き積極的に行政改革に取り組んでいきます。

2 基本方針

本市の最上位計画である「第3期旭市総合戦略」と連携し、実効性のある行政改革を推進するため、次に掲げる4つの重点戦略（総合戦略基本施策32～施策35）を柱として、具体的な取組目標や実施計画、目標効果等を設定し、着実な実行を目指します。これまでのプランで課題を残しているものや、改善の余地があるものについては引き続き取組を進め、あわせて新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

将来にわたって健全な財政運営を持続し、多様化するニーズに対応した質の高い住民サービスを提供することを目的として、職員一人ひとりの意識を高め、行政改革の取組を進めていくものとします。

実行すべき重点戦略

- (1) 人と組織の育成戦略 **基本施策 32**
- (2) 自立のための財政戦略 **基本施策 33**
- (3) 資産マネジメント戦略 **基本施策 34**
- (4) 進行管理マネジメント **基本施策 35**

■計画体系



第1 人と組織の育成戦略（基本施策32） 「質の高い公共サービスの実現に向けた組織力・職員力の強化」
1 効率的・効果的な行政経営
市民サービスの向上
行政事務の見直しと効率化
組織体制の強化
2 適正な定員管理と人材育成の推進
適正な定員管理
人材育成の推進
3 市民に開かれた行政運営の推進
市民参画の推進
市政情報の積極的な提供
第2 自立のための財政戦略（基本施策33） 「持続可能な財政基盤の強靱化」
1 自主財源の確保
市債権の収入の確保
自主財源の拡大
2 受益者負担の適正化
3 持続可能な財政運営
4 公営企業会計及び特別会計の健全運営
第3 資産マネジメント戦略（基本施策34） 「長期的視点に立った公共資産の活用」
1 推進体制の強化
2 保有資産の最適化
施設総量の最適化と施設機能の再配置
予防保全と長寿命化の推進
3 効率的資産運営
施設運営方法の見直し
資産の有効活用
第4 進行管理マネジメント（基本施策35） 「目標数値等の設定による着実な実行」
1 安定した歳入の確保
2 経費の節減・合理化
3 財政指標等の目標値

3 計画の推進期間

第5次旭市行政改革アクションプランの推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境の変化や新たな制度改革など、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて計画項目の再検証を行うものとします。

また、長期にわたる目標を定めることが適当と考えられる項目等については、5年間を超える計画又は目標を設定することとします。

4 計画の推進体制

実行する意思

職員一人ひとりがコスト意識を持って創意工夫を行うなど、全庁的な意識改革をさらに進め、行政改革推進本部長を中心に全職員が一丸となって行政改革に取り組みます。

推進体制

① 進行管理

行政改革アクションプランは、取組状況を年度毎に振り返り、PDCAサイクル（計画→実行→評価→見直し）による進行管理を行いながら取組を推進します。

② 市民の関わり

進行状況については、毎年度、市広報紙やホームページ等を通じ、市民へわかりやすく公表し、意見等の収集と反映に努めます。

③ 行政改革推進委員会の関わり

行政改革の推進にあたり、幅広い意見を求めるため、公募等の市民からなる行政改革推進委員会を設置し、取組に対する提言や、外部評価等による意見を反映させていきます。

④ 議会の関わり

進行状況は、毎年度、議会へ報告し、意見等を今後の行政改革に反映していきます。

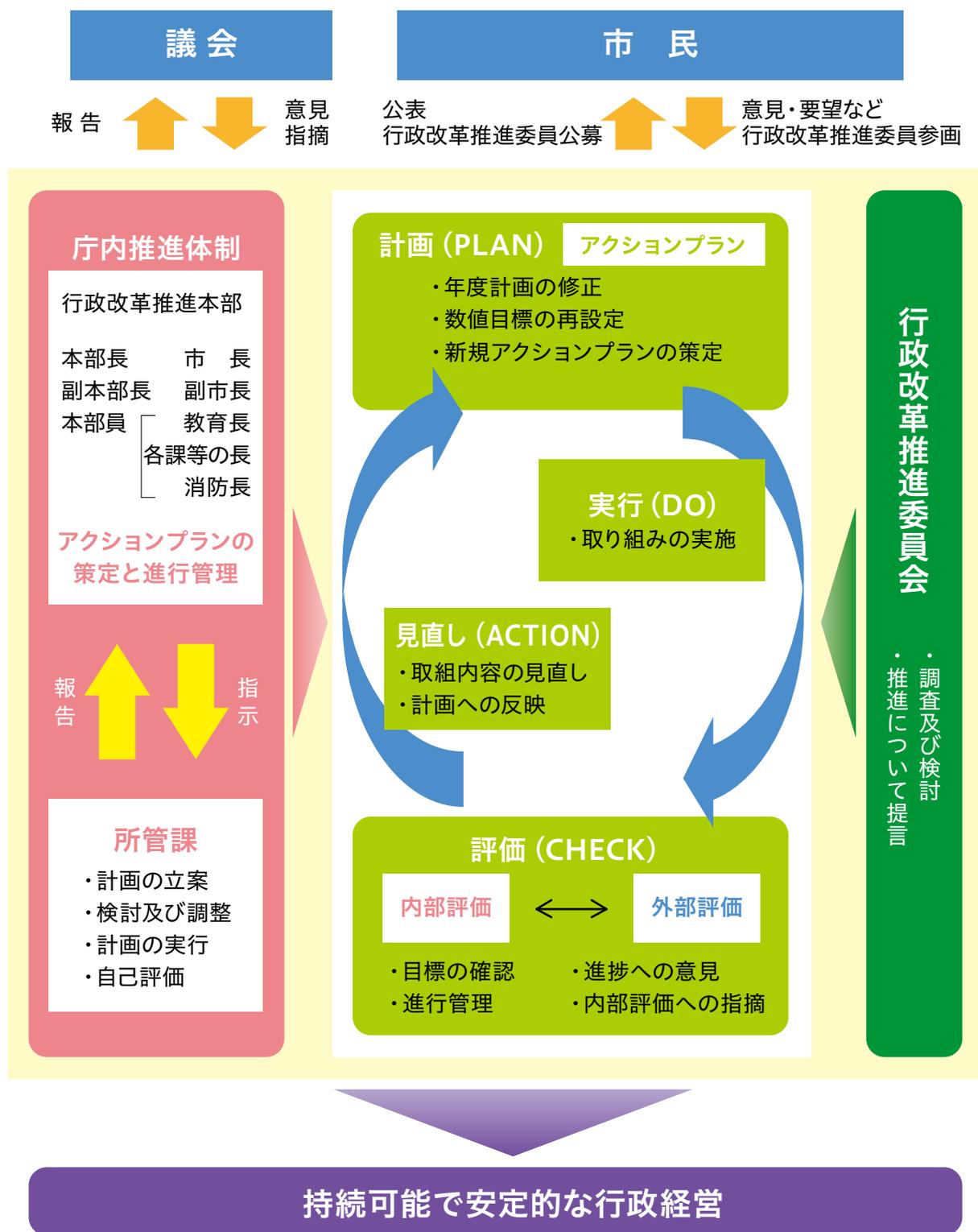
議会では、議会だよりのほか、本会議のインターネット中継やホームページへの会議録掲載など、積極的な情報提供に努めています。

今後も更なる改革に向けて検討し、市民の声を反映させることができる開かれた議会の実現を目指すこととしています。

⑤ 庁内の体制

時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、庁内組織が一体となって総合的かつ積極的に推進することを目的として、行政改革推進本部を設置し、行政改革アクションプランを着実に実行していきます。

■推進体制



実行すべき重点戦略

施策 32 人と組織の育成戦略



この施策の目指す姿

質の高い公共サービスの実現に向けた組織力・職員力の強化を図ります。

現況と課題

大きく変化する社会情勢の中、多様化・高度化する市民ニーズにも迅速かつ的確に応える必要があります。個々の職員の能力向上と意識改革を推進し、新たな行政課題にも柔軟に対応できる効率的・効果的な組織体制を構築することで、市民の視点に立った質の高い公共サービスの実現を目指します。また、市民に対し積極的に情報提供を行い、市民と行政の情報共有に努めます。

施策の展開 アクションプラン取組項目 No.1～No.2 1

① 効率的・効果的な行政経営

- 多様な市民ニーズに対応するため、適切な組織・機構の再編を検討するとともに、新たな行政課題にも的確に対応できる組織の横断的な体制を目指し、行政運営の効率化を推進します。
- 行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を計画的に実行するなど、市役所のデジタル化、市役所改革など市民の利便性の向上や事務の効率化を図ります。
- 行政評価等により事務事業の点検を実施し、PDCAサイクルに基づく改善・見直しを進め、市民ニーズや費用対効果を考慮した事業の最適化を図ります。

② 適正な定員管理と人材育成の推進

- 職員数については、定員管理基本方針に基づき効率的な職員配置を行い、適正な定員管理に努めます。
- 限られた人材を有効に活用するため、多様化する市民ニーズに対応できる人材育成の充実と強化を図るとともに、職員個々の執行能力や実績を適正に評価することで、職員の意欲を高め、業務の効率化及び市民サービスの向上につなげていきます。

③ 市民に開かれた行政運営の推進

- 市民参加の機会を確保しながら広く市民の声を聞くとともに、ホームページや広報紙などにより積極的に情報を提供することで行政情報の共有を図り、透明性のある行政運営を推進します。

施策 33 自立のための財政戦略



この施策の目指す姿

持続可能な財政基盤の強化を図ります。

現況と課題

将来予想される厳しい財政状況下においても、市民サービスを低下させることのないしなやかな財政構造を確立し、財政基盤を強化することが重要となります。市政運営の根幹である市税等の自主財源の安定的な確保を図るとともに、経費の節減や事務の効率化により歳出の抑制に努める等、健全な財政運営を行っていく必要があります。

特別会計、公営企業会計においては、事業内容や運営体制の見直しによるコスト削減を推進し、中長期的展望に立った経営安定のための健全化に取り組みます。

施策の展開 アクションプラン取組項目 No.2 2～No.3 4

① 自主財源の確保

- 市債権については、市政運営における貴重な財源確保と公平性の観点から、法的措置を含む徹底した収納業務を進め、収納率の維持・向上に努めます。
- 将来に備え積み立てた基金を、安全かつ確実・有利な方法で計画的に運用します。
- ふるさと応援寄附の推進により自主財源の拡大に努めます。
- 未利用市有財産の売却処分を進め、管理経費の節減と財源の確保を図ります。

② 受益者負担の適正化

- 公平性、公正性の観点から、サービスの質や量とトータルコスト等を考慮して、それに見合う適正な受益者負担となるよう、定期的に使用料等の見直しを行います。

③ 持続可能な財政運営

- 限りある財源を有効に活用するため、事業の必要性と効果を検証し、経費の節減と予算の厳正な執行に努め、財政の健全化を図ります。
- 財政指標等を分析・活用しながら、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営を推進します。

④ 公営企業会計及び特別会計の健全運営

- 各会計が継続的に安定した事業運営ができるよう、財政健全化に向けた取組を推進し、事業内容や運営体制の見直しを計画的に実施していきます。

施策 34 資産マネジメント戦略



この施策の目指す姿

長期的視点に立った公共資産の有効活用を推進します。

現況と課題

本市がこれまで整備してきた公共施設は老朽化が進行し、今後大規模な改修や建て替えが必要になります。また、人口減少や少子高齢化の進展、厳しい財政状況といった現状を踏まえ、合併時に引き継いだ多くの類似施設の統廃合を進め、長期的な視点をもって予防保全や長寿命化に取り組み、効率的・効果的な資産運営を推進する必要があります。

時代に即したまちづくりを推進するため、資産の良好な質を確保しつつ、最適な量と配置の実現を目指し、適切な資産マネジメントを行います。

施策の展開 アクションプラン取組項目 No.3 5～No.4 5

① 推進体制の強化

- 公共施設等の全体像を把握し、更新・統廃合・長寿命化等による公共施設の最適な配置の実現に向けて、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき着実に実行します。
- 統括会議等を開催し、全庁的な取組体制を構築するとともに、経営的な視点から戦略的にマネジメントを行い、将来負担の軽減や財産管理の適正化を推進します。

② 保有資産の最適化

- 将来的な保有コストや人口動態を把握し、施設総量の最適化と施設機能の再配置を進めるとともに、施設の状況を的確に把握し、機能停止等の未然防止と更新費用の平準化を図るため、公共施設再編・長寿命化基本計画に基づき予防保全と長寿命化に取り組みます。
- こどもたちの安全性の確保や教育環境等の充実のため、学校及び保育所の再編を進めます。
- 計画的な消防団施設の整備により長寿命化を図るとともに地域消防力の強化を図ります。

③ 効率的資産運営

- 指定管理者制度の導入など、民間事業者の活用による効果的な施設の管理運営方法を検討します。
- 既存施設の転用や再配置、未利用地や空きスペースの貸付・売却など積極的な有効活用を推進します。

施策 35 進行管理マネジメント



この施策の目指す姿

旭市行政改革アクションプランに基づく適切な歳入の確保や経費節減を進め、持続可能な行政運営を図るため、各取組に係る目標数値等を設定し、着実な実行に向けて進行管理を行います。

施策の展開 取組項目全般の目標効果等の設定

① 安定した歳入の確保 アクションプラン取組項目 No.22～No.25

- 市債権の収納率の維持・向上 【目標率：96.45%以上】
市債権の収納率を、推進期間中に目標率以上に向上し、維持させます。
- 市債権の収入未済額の縮減 【目標額：4億6,938万円以内】
市債権の滞納整理等により、収入未済額の縮減を図ります。
- その他自主財源の拡大 【確保目標額：31億円】
資産の有益処分、ふるさと応援寄附の推進等により、自主財源の確保に努めます。

② 経費の節減・合理化 アクションプラン取組項目 No.4, No.29, No.35～No.41

- 一般行政経費の抑制 【効果額：2億円】
財政シミュレーションを踏まえ、徹底した経費の節減合理化や事務事業の整理・統合等により、経費を抑制します。
公共施設の計画的整備や廃止等による維持管理費の削減を推進します。

③ 財政指標等の目標値 アクションプラン取組項目 No.27, No.28

- 経常収支比率 【92.2%以内】(R5全国平均 93.1%)
市債権の自主財源確保に向けた取り組みの更なる強化や、効率的かつ効果的な事業執行による歳出全般の適正化に努めます。
- 実質公債費比率 【10.0%以内】(R5全国平均 5.6%)
交付税措置の有利な起債の活用や借り入れ条件の見直しによる償還利子の抑制を図り、実質的な市の公債費負担の縮減に努めます。

(参考)：財政シミュレーション

令和7年1月14日現在

(単位:百万円)

区 分	決算額			決算見込額		推 計 値				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
決算収支	歳入総額	37,346	32,887	33,252	34,352	35,696	33,902	32,130	31,844	31,564
	歳出総額	35,291	31,460	31,861	32,777	32,831	33,902	32,130	31,844	31,564
	歳入歳出差引	2,054	1,427	1,392	1,575	2,865	0	0	0	0
	積立金(財政調整基金)	37	39	35	648	747	1,433	0	0	0
	積立金取崩し額(財政調整基金)	460	650	544	985	1,500	1,110	1,141	1,035	1,119
	実質単年度収支	△786	△915	△630	27	536	△2,542	△1,141	△1,035	△1,119
	歳入	市税	7,605	7,853	7,846	7,053	7,788	7,778	7,741	7,714
	地方譲与税等	2,303	2,281	2,314	2,329	2,398	2,423	2,438	2,453	2,469
	地方交付税	9,227	9,184	9,303	9,574	9,574	9,585	9,625	9,656	9,691
	国・県支出金	7,896	6,452	6,895	6,422	5,767	5,881	5,644	5,731	5,729
	地方債	1,991	1,781	2,148	4,492	3,591	1,659	1,120	1,120	1,025
	その他	8,324	5,336	4,746	4,482	6,578	6,576	5,562	5,170	4,968
	総 額	37,346	32,887	33,252	34,352	35,696	33,902	32,130	31,844	31,564
歳出	人件費	5,822	5,910	5,921	5,849	6,784	7,183	7,165	7,154	7,173
	扶助費	6,611	5,729	6,527	5,842	6,187	6,261	6,338	6,418	6,501
	公債費	3,728	3,548	3,759	3,379	3,919	4,370	4,512	4,271	3,941
	物件費	3,626	4,013	3,745	3,908	3,743	3,762	3,806	3,812	3,860
	補助費等	6,434	5,700	4,785	5,056	4,936	4,912	4,980	4,957	4,989
	繰出金	2,238	2,332	2,382	2,271	2,444	2,465	2,485	2,505	2,526
	投資的経費	3,690	2,912	3,380	5,224	3,206	2,643	1,962	1,836	1,676
	その他	3,142	1,316	1,362	1,248	1,612	2,306	882	891	898
	総 額	35,291	31,460	31,861	32,777	32,831	33,902	32,130	31,844	31,564
地方債期末現在高	33,643	32,427	31,742	33,264	34,680	34,571	32,077	29,791	27,550	
基金期末現在高	15,920	16,051	16,177	15,118	14,343	15,193	13,862	11,748	9,646	
うち財政調整基金	9,202	8,591	8,082	7,744	6,991	7,314	6,173	5,138	4,019	
経常収支比率	91.2	92.2	94.5	94.9	92.5	96.8	97.9	96.8	95.5	
実質公債費比率	8.9	9.5	9.9	9.3	9.5	9.8	10.5	10.3	9.2	

【推計方法】

区 分	算 出 方 法	
歳入	市税	市独自の人口推計の伸び率や国の経済財政に関する試算を基に推計した。
	地方譲与税等	過去の実績の伸び率や国の経済財政に関する試算を基に推計した。
	地方交付税	市独自の人口推計や市税等の伸び率を考慮して推計した。
	国・県支出金	社会保障関連は扶助費の推計に連動、普通建設費関連は投資的経費に連動するものとして推計した。
	地方債	建設事業の財源は交付税措置の有利な起債の発行を見込み推計した。
歳出	人件費	定員適正化基本方針による直近の実績や、令和6年度人事院勧告の影響を考慮して推計した。
	扶助費	過去の実績の伸び率や市独自の人口推計を基に推計した。
	公債費	既発債の償還額に、新発債の償還予定額を見込み推計した。
	物件費	過去の実績の伸び率や基幹業務システム標準化経費等の影響を考慮して推計した。
	補助費等	直近の実績や、各事業の各種計画等を参考に推計した。
	繰出金	各特別会計等の計画や市独自の人口推計の伸び率を参考に推計した。
	投資的経費	直近の実績や、今後実施が予定されている各種事業を考慮して推計した。

アクションプラン取組項目

施策 32 人と組織の育成戦略

1 効率的・効果的な行政経営

(1) 市民サービスの向上

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
1	窓口業務におけるキャッシュレス決済の導入		使用料や手数料などの窓口での支払いについて、キャッシュレス決済の導入を進めます。	計画					
	所管課	行政改革推進課			検討・実施				
	関係課	市民生活課・税務課ほか		目標効果	市民サービスの向上				
2	汎用型電子申請サービスの導入		市民向け及び庁内向けに幅広く利用可能な汎用型の電子申請サービスを導入することで「書かない」「行かない」窓口の実現を図るとともに、職員の業務量の縮減を図ります。	計画	検討				
	所管課	行政改革推進課			協議	実施			
	関係課	全課		目標効果	市民サービスの向上・業務の効率化				
3	トレーニング施設の管理適正化		健康づくり・生活習慣病の予防等設置目的に適した機器の選定や運動プログラムを作成し、利用促進を図ります。	計画					
	所管課	健康づくり課			実施				
	関係課			目標効果	市民サービスの向上				

(2) 行政事務の見直しと効率化

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
4	行政評価制度の適正な運用		行政評価により各事務事業についての確に把握・分析し、総合戦略の進捗管理や予算編成に活用します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課	企画政策課・財政課		目標効果	チェック機能の強化・市民目線に合った行政経営				
5	文書の適正管理		適正な文書処理のための管理体制の確立や、今後の電子原本化を見据えたシステム構築・電子決裁・公文書開示のあり方を検討します。	計画					
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	業務の効率化				
6	施設開催講座等の運営の一元化		社会教育施設等で開催されている講座・教室について企画運営の一元化を継続し、より効果的な運営を行います。	計画	検討・見直し				
	所管課	生涯学習課			実施				
	関係課			目標効果	市民サービスの向上・業務の効率化				
7	補助金・交付金等の効果的な活用		各種団体等への補助金・交付金等について制度の運用や補助の効果を検証し、見直しを行います。	計画					
	所管課	財政課・行政改革推進課			実施				
	関係課	団体等所管課		目標効果	行政事務の見直し				

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
8	入札・契約制度の継続的な見直しの推進		社会の多様な要求に応えられるよう、透明性・競争性及び公平性を考慮しながら入札・契約制度につき見直しを進めます。	計画	実施				
	所管課	財政課							
	関係課			目標効果	公正な競争入札による経費の低減・業務の効率化				
9	情報システムの標準化・共通化		住民記録、税、福祉など20の基幹系業務について国の定める標準仕様書に準拠した情報システムへの移行を行い、関連する業務についても業務改善を行います。	計画	移行作業完了				
	所管課	企画政策課 行政改革推進課			運用				
	関係課	全課		目標効果	業務の効率化				
10	AI-OCR [※] 及びRPA [※] の活用		入力業務をAI-OCRによりデータ化し、職員の業務負担の削減と市民サービスの向上を図ります。また、デジタル技術の更なる活用を図るため、RPAの導入を検討します。	計画	活用調査	導入	見直し	活用	
	所管課	行政改革推進課			事例調査	実証導入	導入検討		
	関係課	全課		目標効果	業務の効率化				
11	生成AIを用いた業務改革手法の検証・導入		生成AI等を用いた技術を業務に利用することによる業務効率化や負担軽減等の効果を検証し、導入を検討します。	計画	実証導入	運用			
	所管課	行政改革推進課			利用促進				
	関係課	全課		目標効果	業務の効率化				
12	庁内会議等の最適化		業務の効率化を図り、職場全体の生産性を高めるため、庁内会議等の効率的な運営に関するルールを策定し、実施します。	計画	検討	ルール策定	実施		
	所管課	行政改革推進課							
	関係課	全課		目標効果	業務の効率化				

(3) 組織体制の強化

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
13	組織の再編		市民にとってわかりやすく利便性の高い市役所の実現及び効率的・効果的な行政運営のため、組織の見直しを図ります。	計画	検討・実施				
	所管課	総務課							
	関係課	行政改革推進課		目標効果	組織のスリム化による効率的な行政運営と経費削減				
14	LGWAN-ASP [※] 型チャットサービスの導入		平時だけでなく、災害時の現場対応においても円滑に情報共有を行い、業務の継続性を確保できるように、セキュリティの高いLGWAN接続によるチャットサービスの導入を検討します。	計画	導入運用	見直し・推進			
	所管課	行政改革推進課							
	関係課	全課		目標効果	業務の効率化				

2 適正な定員管理と人材育成の推進

(1) 適正な定員管理

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
15	定員管理基本方針の着実な実行		方針に基づき効率的な職員配置を行い、適正な職員数の管理に努めます。	計画	評価・検討・改善				
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	適正な職員数の管理				
16	消防団組織の再編成		人口減等で消防団員のなり手不足が深刻化していることから、地域の実情に合った消防団組織の再編成を進めます。	計画	検討調査	計画策定	周知・実施		
	所管課	消防本部			(組織数) 47部	組織数・団員定数最終目標値			31部
	関係課			目標効果	(団員定数) 769名				550名

(2) 人材育成の推進

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
17	人事考課制度の適正な運用		人事考課により職員の能力・実績を的確に把握し、任用・給与等の人事管理や人材育成に活用します。	計画	検討・見直し				
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	職員の意識改革・能力や資質の向上・組織の活性化と効率化				
18	職員の人材確保と育成		意欲と能力のある人材を確保し適切に育成していくことで、公務能率の維持・向上を図ります。	計画	実施				
	所管課	総務課							
	関係課			目標効果	職員の能力や資質の向上・組織の活性化と効率化				

3 市民に開かれた行政運営の推進

(1) 市民参画の推進

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
19	市民ニーズの把握と利活用		市民アンケート・地域意見交換会・パブリックコメント・市長への手紙制度による意見や要望をデータベース化し情報共有化を進め、各種行政サービスに活用します。	計画					
	所管課	秘書広報課			実施				
	関係課	企画政策課		目標効果	効果的な施策の展開・市民サービスの向上				

(2) 市政情報の積極的な提供

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
20	市の重要施策及び実施事業の公表		市の重要施策及び実施事業について、広報紙やホームページ等による積極的な公表に努めます。	計画	評価・検討・改善				
	所管課	秘書広報課			実施				
	関係課	企画政策課		目標効果	わかりやすい市政運営				
21	行政改革アクションプランの公表		絶えず点検を行い、その進捗状況について積極的に市民に公表していきます。	計画	実施				
	所管課	行政改革推進課			目標効果	概ね順調以上			
	関係課			90%以上		91%以上	92%以上	93%以上	94%以上

施策 33 自立のための財政戦略

1 自主財源の確保

(1) 市債権の収入の確保

No.	取組項目	内容	所管課	債権名		R7	R8	R9	R10	R11
22	市債権の収納率の維持・向上と滞納額縮減	自主財源の安定的な確保や、市民負担の公平性・公正性の見地から、毎年度目標を設定し、滞納処分や裁判所を通じた支払督促などの法的措置の強化、納税環境の整備等に取り組むことにより、収納率の維持・向上と滞納額の縮減を目指します。	税務課	市税	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	98.90%				
					滞繰分	13,953万円				
				国保税	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	95.72%				
					滞繰分	11,840万円				
			保険年金課	後期高齢者医療保険料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	99.56%				
					滞繰分	112万円				
			子育て支援課	保育料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	99.75%				
					滞繰分	57万円				
			高齢者福祉課	介護保険料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	99.09%				
					滞繰分	965万円				
			都市整備課	市営住宅使用料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	99.00%				
					滞繰分	249万円				

No.	取組項目	内容	所管課	債権名		R7	R8	R9	R10	R11	
22	市債権の収納率の維持・向上と滞納額縮減	自主財源の安定的な確保や、市民負担の公平性・公正性の見地から、毎年度目標を設定し、滞納処分や裁判所を通じた支払督促などの法的措置の強化、納税環境の整備等に取り組むことにより、収納率の維持・向上と滞納額の縮減を目指します。	上下水道課	水道料金	計画	実施					
					目標効果	現年分・滞納繰越分収納率の維持・向上 現年分・滞納繰越分収入未済額の縮減					
					現・滞合計	維持・向上					98.41%
				公共下水道使用料	計画	実施					
					目標効果	現年分・滞納繰越分収納率の維持・向上 現年分・滞納繰越分収入未済額の縮減					
					現・滞合計	維持・向上					99.26%
				農業集落排水処理施設使用料	計画	実施					
					目標効果	現年分・滞納繰越分収納率の維持・向上 現年分・滞納繰越分収入未済額の縮減					
					現・滞合計	維持・向上					98.49%
				公共下水道受益者負担金	計画	実施					
					目標効果	滞納繰越分収入未済額の縮減					
					滞繰分	維持・向上					25万円
			教育総務課	学校給食費	計画	実施					
					目標効果	滞納繰越分収入未済額の縮減					
					滞繰分	維持・向上					0万円
				放課後児童クラブ受託料	計画	実施					
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減					
					現年分 滞繰分	維持・向上					100% 0万円
			行政改革推進課	土地貸付料	計画	実施					
					目標効果	現年分収納率の維持・向上 滞納繰越分収入未済額の縮減					
					現年分	維持・向上					96.49%
					滞繰分						21万円

(2) 自主財源の拡大

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
23	基金の計画的な運用		将来に備え積み立てた基金を計画的に、また安全かつ確実・有利な方法で運用します。	計画	基金運用				
	所管課	会計課							
	関係課			目標効果	自主財源の確保				
24	ふるさと応援寄附の推進		貴重な財源のひとつとして、制度の周知及び魅力的な返戻品の創出に取り組みます。	計画	実施				
	所管課	企画政策課							
	関係課			目標効果	ふるさと応援寄附額				
				50,000万円	55,000万円	60,000万円	65,000万円	70,000万円	
25	資産の有効活用と有益処分		機能統合により発生した未利用地や施設等は売却・貸付など民間活用を促し、その収益を公共施設の更新に充当します。	計画	実施				
	所管課	行政改革推進課							
	関係課			目標効果	土地売却件数				
				2件	2件	2件	2件	2件	

2 受益者負担の適正化

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
26	使用料・手数料の見直し		使用料等について継続的な見直しを行います。	計画	実施				
	所管課	行政改革推進課・財政課							
	関係課			目標効果	受益者負担の適正化				

3 持続可能な財政運営

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
27	公債費負担の適正化		財政指標の活用 実質公債費比率	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課			目標効果	目標10.0%以内				
28	経常経費の抑制		財政指標の活用 経常収支比率	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課			目標効果	目標92.2%以内				
29	 公用車の適正な管理		公用車の集中管理による保有台数の最適化と適正な維持管理を行います。	計画	車両点検・整備の徹底				
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課			目標効果		削減 1台	削減 1台	削減 1台	
30	基礎的財政収支（プライマリーバランス [※] ）の健全化		基礎的財政収支（プライマリーバランス）のプラス（黒字）を維持し、財政の健全化を図ります。	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課			目標効果	財政の健全化				

4 公営企業会計及び特別会計の健全運営

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
31	国民健康保険財政健全化の推進		健診等の実施により一人当たりの医療費を抑制し、医療費の適正化を推進します。	計画		中間 評価			最終評 価実施
	所管課	保険年金課			実施				
	関係課	税務課・健康づくり課		目標効果	事業の健全運営				
32	水道事業経営戦略の推進		持続的・安定的なサービスの提供のため、経営戦略に基づき経営基盤の強化に努めます。	計画					計画 見直し
	所管課	上下水道課			実施				
	関係課			目標効果	経営の効率化				
33	公共下水道事業経営戦略の推進		持続的・安定的なサービスの提供のため、経営戦略に基づき経営基盤の強化に努めます。	計画					計画 見直し
	所管課	上下水道課			実施				
	関係課			目標効果	経営の効率化				
34	農業集落排水事業経営戦略の推進		持続的・安定的なサービスの提供のため、経営戦略に基づき経営基盤の強化に努めます。	計画					計画 見直し
	所管課	上下水道課			実施				
	関係課			目標効果	経営の効率化				

施策 34 資産マネジメント戦略

1 推進体制の強化

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
35	公共施設等総合管理計画の推進		公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、保有する全ての公共施設の長期的な整備・適正な管理を着実に実行します。	計画					改定準備
	所管課	行政改革推進課			進捗管理・補正				
	関係課	施設所管課		目標効果	資産コストの削減				
36	資産マネジメント体制の強化		ファシリティマネジメントの効果をより高めるため、公共施設等管理統括会議及び公共施設等総合管理計画推進連絡会議を活用した全庁的取組を推進します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			全体会議の開催				
	関係課	総務課		目標効果	推進体制の強化				

2 保有資産の最適化

(1) 施設総量の最適化と施設機能の再配置

No.	取組項目		内容		R7	R8	R9	R10	R11
37	施設総量・配置の最適化		公共施設再編・長寿命化基本計画に基づき既存施設の効率性を高め、施設総量を将来に渡って保持可能な量まで削減します。旧行政区にとられない効率的な施設再配置を検討します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			再編・長寿命化計画の推進				
	関係課	施設所管課		目標効果	保有資産の最適化				
38	保育所の再編		保育所の適正な規模・配置を検討し、施設全体の再編を進めます。	計画					
	所管課	子育て支援課			検討・実施				
	関係課			目標効果	適正な保育所運営と保育環境の充実				
39	学校の再編		学校の適正な規模・配置を検討し、施設全体の再編を進めます。	計画					
	所管課	教育総務課			検討・実施				
	関係課			目標効果	教育環境の充実				

(2) 予防保全と長寿命化の推進

No.	取組項目	内容		R7	R8	R9	R10	R11	
40	 予防保全・施設長寿命化の推進 所管課 行政改革推進課	事後保全から予防保全への転換、維持管理コスト低減に向け長寿命・高効率設備等の採用、投資的経費平準化のための長寿命化を推進します。	計画	実施					
	関係課 施設所管課		目標効果	施設維持補修に係るトータルコスト縮減					
41	 消防団施設の計画的整備 所管課 消防本部	計画的に消防車両及び消防庫の整備を実施するとともに、消防庫の長寿命化を推進します。	計画	実施					
	関係課		目標効果	組織の強化					

3 効率的資産運営

(1) 施設運営方法の見直し

No.	取組項目	内容		R7	R8	R9	R10	R11	
42	公共施設における管理・運営方法の見直し 所管課 行政改革推進課	市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図れているか検証し、指定管理の導入などによる効果的な管理・運営方法を検討します。	計画	調査・検討					
	関係課 施設所管課		目標効果	市民サービスの向上・効率的な管理					
43	 文化財の活用 所管課 生涯学習課	大原幽学遺跡史跡公園の整備計画を推進します。その他文化財については効果的な公開・活用方法を検討します。	計画	実施					
	関係課		目標効果	文化財保存活用法の明確化 観光資源としての活用					

(2) 資産の有効活用

No.	取組項目	内容		R7	R8	R9	R10	R11	
25	資産の有効活用と有益処分(再掲) 所管課 行政改革推進課	機能統合により発生した未利用地や施設は売却・貸し付けなどの民間活用を促し、その収益を公共施設の更新に充当します。	計画	実施					
	関係課		目標効果	土地売却件数 2件 2件 2件 2件 2件					
44	公共施設等整備基金の運用 所管課 行政改革推進課	公共施設の再編を実施するため、資産の売却益を基金へ積み立て、円滑な事業実施を推進します。	計画	積立・運用					
	関係課 財政課		目標効果	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
				R11年度基金残高目標額 30億円					
45	自動販売機等設置の公募化 所管課 行政改革推進課	市有施設に設置する自動販売機等の設置事業者の選定について、公募方式へ変更します。	計画	実施					
	関係課 施設所管課		目標効果	資産の有効活用・自主財源の確保					

第 5 編

国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の理念

1-1 計画策定の趣旨

本市は、千葉県の北東部に位置し、南部は美しい弓状の九十九里浜に面し、北部には干潟八万石といわれる房総半島屈指の穀倉地帯となだらかな丘陵地帯である北総台地が広がり、温暖な気候とおだやかな自然環境と共存してきました。

しかしながら、平成23年3月11日、宮城県三陸沖で発生したマグニチュード9.0の『東北地方太平洋沖地震』とそれに伴って発生した津波やその後の余震等によって引き起こされた『東日本大震災』は、東日本の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。この震災により、市内でも14名（災害関連死1名）もの尊い命が奪われたほか、未だに2名の方が行方不明となっています。

この東日本大震災での教訓から、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」が平成26年に策定されました。また、基本法第13条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されました。

東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進めてきた本市にとって、この震災の教訓を後世に伝え、二度と尊い命が犠牲にならないために、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する「事前防災」の考えに基づいた備えを行う地域づくりを推進することが非常に重要であることから、本市では、平成27年3月、全国に先駆けて「旭市国土強靱化地域計画」を策定しました。

その後も、令和2年3月には、まちづくりの総合的な指針となる旭市総合戦略と一体化することで、地方創生と国土強靱化を2本の柱とした本市の最上位計画として位置づけています。

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模での気候変動に伴う気象災害の激甚化等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命・SDGs・ポストコロナの生活様式、社会環境の変容等、国土強靱化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

そうした中、国は、令和5年6月に、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、基本法を改正し、翌7月には国基本計画も改訂されました。本市においても、旭市総合戦略の目指す将来都市像を踏まえ、国土強靱化の観点から、市民の生命・財産・暮らしを守るための取組を一層推進するため、「旭市国土強靱化地域計画2025」を策定します。

1-2 国土強靱化の理念

「国土強靱化」とは、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国づくり・地域づくりを平時から推進するものです。

災害に対する強靱性（レジリエンス^注）を向上させるためには、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という3点を効果的に連携させて施策を展開していくことなどが重要となります。

本市においても、国土強靱化に向けた地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい夢と希望を持ち、更なる市民生活の発展を遂げるための環境を整備・維持する必要があります。

このような理念に基づき、本市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものとします。

（注）レジリエンス（Resilience）： ストレス「ひずみ・ゆがみをもたらす外圧」に対して折れず曲げられず跳ね返すパワーのこと。「しなやかさ」とも訳す。「脆弱性」は反意語。

1-3 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく地域計画であり、旭市総合戦略が目指す本市の将来都市像の実現に向け、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、本市の様々な計画等の指針となるべき計画です。

また、本計画は国基本計画及び「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）と調和を図るものとします。

2 基本的な方針等

自然災害の多い我が国では過去幾多の災害を経験し、その都度得た教訓を生かしながら先人たちの知恵と工夫による様々な災害対策が図られてきました。

東日本大震災では、千年に一度とも言われる未曾有の津波被害を経験し、多くの尊い命を失ったことから、今後は、二度と同じような被害を出してはいけないという強い決意を持って対策に取り組まなければなりません。

このように、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、以下の方針に基づき本市の国土強靱化を推進します。

また、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国基本計画における「国土強靱化の基本的考え方」（P 183 参照）に則りつつ、県地域計画とも調和を図りながら取り組むこととします。

●国土強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しながら取り組みます。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組みます。
- ・地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持ちます。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- ・気候変動、異常気象、少子高齢化等の自然・社会状況の変化を踏まえた施策推進に取り組みます。

●適切な施策の組み合わせ

- ・度重なる自然の猛威から、市民の命を守り被害を最小限に抑えるためには、本市の特性に合ったハードの整備とそれだけに頼らないソフトの対策を組み合わせせていきます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においては、市民生活の安全・安心、地域及び産業の活性化に資する対策となるように工夫することが重要です。その際は、「地方創生」の取組と連携を図ることが必要です。

●効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の統廃合を進めるとともに、国・県施策の積極的な活用等により、持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮することが重要です。

3 旭市が担う国土強靱化の役割

○東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

東日本大震災を経験した旭市は、様々な教訓を基にハードとソフトを組み合わせた災害に強い地域づくりを推進してきました。

大規模地震の切迫性の高まりや気候変動リスク等も踏まえ、今後いつ起こるかわからない、いかなる大規模自然災害においても、事前防災の徹底と行政・民間・市民等の連携による強靱な地域づくりを継続します。



○旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

診療圏人口90万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として、千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し適切な医療を提供していきます。

コロナ禍における経験を教訓とし、平時においても地域医療の中核を担い続けることができる体制づくりが重要です。



○首都圏への食料供給機能の維持

農業産出額が千葉県内第1位で、全国でも有数の農産物の産地である本市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。

近年の食料供給リスクの高まりなどを踏まえ、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努めます。



4 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもので、旭市地域防災計画では、「地震・津波編」、「風水害編」、「大規模事故編」とリスクごとに計画を策定しています。

一方、国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えて、どんな事が起ころうとも最悪の事態を回避できるような「強さ」と「しなやかさ」を持った地域・経済社会を構築していこうとするものです。また、国土強靱化地域計画は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性評価結果等を踏まえて、施策の重点化を行います。

◆地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	あらゆる災害及びリスクを想定した地域の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
目的	適応力・回復力	保護・防御
対象局面	発災前（平時）・復興期（全体）	発災前・発災時・復旧期
施策の設定	最悪の事態を回避し、強くしなやかに復興するための施策	予防・応急・復旧などの個別具体的な施策
施策の重点化	有り	無し
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

5 国基本計画における国土強靱化の基本的考え方

国基本計画では、「国土強靱化の基本的考え方」が示されています。基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、本市においても、国土強靱化に関する施策の推進にあたり、デジタル技術の推進などの社会情勢の変化に関する事項や、コロナ禍における自然災害への対応など、地域における防災力の一層の強化に向け、国基本計画の内容を踏まえて取り組むこととします。

参考1 国基本計画「国土強靱化の基本的考え方」より一部抜粋

国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
	2) 事前復興の発想の導入促進
	3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
	4) 南海トラフ地震 [※] 等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	1) 環境との調和
	2) インフラの強靱化・老朽化対策
	3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者 [※] 等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	1) 気候変動の影響
	2) グリーン・トランスフォーメーション（GX） [※] の実現
	3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4) SDGs との協調
	5) デジタル技術の活用
	6) パンデミック [※] 下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	1) 災害関連死に関する対策
	2) コロナ禍における自然災害対応

国土強靱化政策の展開方向

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ [※] ）の活用
	6) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	1) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
	2) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	3) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI 等）を最大限活用
	4) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	5) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
	6) 災害時にもデータを失うことがないように分散管理
	7) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	8) その他様々な地域の課題をデジタルで解決

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	1) 国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
	5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
	7) 医療の事業継続性確保の支援
	8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
(5) 地域における防災力の一層の強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンス [※] の向上
	3) 地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) DEI (多様性・公平性・包摂性) [※] の観点を踏まえた SDGs との協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者・障がい者・子ども等の要配慮者 ^注 へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者 [※] を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
	11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組 2015-2030」 [※] に基づく国際社会への貢献
	12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
	13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

(注) 要配慮者：災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人。

(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人など)

第2

国土強靱化の推進目標

基本法の第14条では「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、本市における国土強靱化を推進するうえでの目標は、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏まえ、次のように定めます。

1 基本目標

本市では、いかなる自然災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標とします。

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標をより具体化し、達成すべき目標として次の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

脆弱性評価の実施

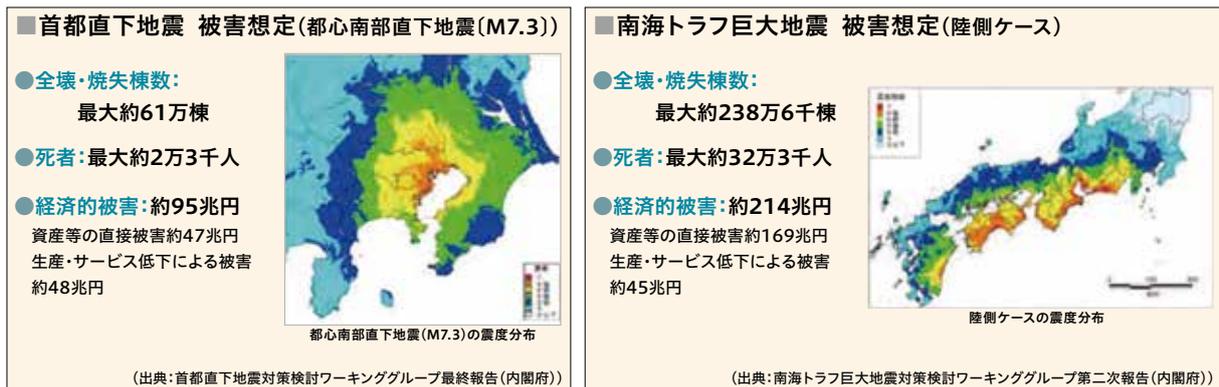
脆弱性評価は、内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により実施しました。

1 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

※本市における脅威と感じている自然災害

首都直下地震、南海トラフ地震※、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震、千葉県北西部直下地震、津波、液状化、土砂災害、竜巻、台風等による風水害（暴風、高潮、豪雨等）



2 起きてはならない最悪の事態

想定外の事態を排除するために、本市の地域特性を踏まえた最悪の想定に基づいた、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

- (1) 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
- (2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- (3) 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- (4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (6) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- (7) 旭中央病院の医療機能の麻痺

- (8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- (9) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- (10) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
- (11) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発
- (12) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- (13) サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下
- (14) 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響
- (15) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
- (16) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
- (17) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
- (18) 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止
- (19) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
- (20) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
- (21) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
- (22) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- (23) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
- (24) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (25) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- (26) 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態
- (27) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- (28) 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

3 施策分野

本市においては、個々のリスクシナリオに対する施策を確認するにあたり、行政運営の基本とする旭市総合戦略に掲げる施策（重点プロジェクト及び基本施策）ごとに整理を行いました。

4 評価の実施手順

具体的な評価の実施手順は以下のとおりです。

●現状の把握とリスクの具体化

リスクシナリオを回避するために、現在実施している施策（第3編「総合戦略」の重点プロジェクト及び基本施策）を特定し、その施策の現状を整理し進捗状況を把握するとともに、達成度や進捗を表す指標を抽出しました。その際、総合戦略における各施策の進捗状況を示す既存の指標を用いるほか、適当な指標がない場合は、新たに独自の指標を設定することとしました。

ここで「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのさまざまな施策群を「プログラム」と呼ぶこととし、総合戦略における施策ごとに整理し、現状を把握しました。

また、「起きてはならない最悪の事態」に対応する、考え得るリスクを具体化するとともに、対策が図られなかった場合の具体的な被害規模を想定することにより、効率的・効果的な対応が可能となるように工夫しました。

●マトリクスによる分析・評価

脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に28の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に総合戦略の重点プロジェクト及び基本施策を配置したマトリクスを作成し、それぞれの事態と施策分野（横軸と縦軸）が交差するごとに、現在実施している施策をあてはめ、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

また、施策が目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合には何が足りないかを分析するとともに、当該事態の回避に向けて、現状を改善するためには何が課題であり、今後どのような施策を導入するべきかについて分析・整理し、必要に応じ、他の主体（国、県、民間事業者、市民等）との連携などを含めました。

そのうえで、影響度の大きさ、緊急度、現行の取組の達成度などを踏まえ、プログラムごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。

●重要業績評価指標（KPI）の選定

各プログラムの達成度や進捗を把握するにあたっては、プログラムごとに重要業績評価指標（KPI）をできる限り選定して、それらを踏まえ実施しました。なお、KPIについては、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度、内容等の向上を図るべく継続的に見直しを行うものとしします。

参考 2

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 (28 項目)

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護が最大限図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-3 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺	
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発	
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下
			4-2 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響
			4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下			
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
		5-2 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止	
		5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
		5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止	
IV 迅速な復旧復興	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		6-5 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態	
		6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	

第4

脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は「4 プログラムごとの脆弱性評価結果」のとおりです。この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

なお、評価にあたり、後に示す推進計画に記載された重要業績評価指標（KPI）の基準値を参考としています。

1 ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、避難所の環境改善や津波避難道路の整備などのハードによる対策と、防災教育や避難訓練などのソフトによる対策を組み合わせ、効果的に取り組みます。

今後、この取組を着実なものとし、できるだけ早期に高水準なものにするためには、長期的な視野のもとで施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に推進していく必要があります。

2 地域の特質を踏まえた施策の推進

国土強靱化に寄与すべき本市の特質としては、

- (1) 東日本大震災の被災経験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮
- (2) 旭中央病院が担う、千葉県北東部の基幹災害拠点病院としての機能
- (3) 首都圏への食料供給機能の維持

が挙げられ、これらは本市の強靱な地域や経済社会システムを構築するうえでも欠くことができません。

国土強靱化を推進するためには、従来から市が持つ特質や強みを、あらゆるリスクに対して途切れることなく生かしてこそ、市の強靱化に資するとの考えから、引き続きこの3点を特に重要視して施策を構築していく必要があります。

3 横断的な取組と関係機関・民間等との連携

国土強靱化への取組は多岐に渡り、従来の行政の枠組みでは対応が困難なことから、複数の部局により横断的な取組を推進することが重要です。

また、国県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げていくことも重要です。

4 プログラムごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ 箇条書きの●は他の取組にも再掲することを表します。

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(民間施設の耐震化・危険ブロック塀対策)

- 住宅やブロック塀等（以下「建築物等」という。）の倒壊による直接的な死傷者の発生に加え、倒壊した建築物等が避難行動や救助活動の障害となることで住民の生命に危険を与えるおそれがあります。このような事態を防ぐため、住宅の耐震化を進める補助金や危険なブロック塀等の撤去に対する補助金の交付を行っていますが、揺れによる被害への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。今後発生が予想される大地震に備えるため、耐震化等の必要性や補助金制度について継続的に周知、啓発を行うなど、住宅の耐震化率を上げる必要があります。

(住宅用火災警報器の普及)

- 住宅用火災警報器の設置率（令和6年6月1日時点）は50.9%であり、全国平均（66.2%）と比べ低い状況となっており、普及・啓発を推進していく必要があります。
- 火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反対象物の是正の推進を図っていく必要があります。

(学校施設の適切な維持管理)

- 学校施設については、非構造部材を含め令和元年度で耐震化は完了していますが、災害時の避難場所としての役割を担うため、地域防災計画との整合を図りながら、計画的に大規模改造・長寿命化対策及び改築工事を進めていく必要があります。

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していく必要があります。

(公営住宅の適切な維持管理)

- 旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行うとともに、老朽化が著しい公営住宅については、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。

(消防機能の充実)

- 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防及び非常備消防（消防団）の機能強化を図るため、消防車両・資機材・消防防災施設（耐震性貯水槽等）の更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制（緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援）を維持していく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため、定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者^{*}へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを進めていく必要があります。

(大規模盛土造成地への対策)

- 令和5年度末時点で大規模盛土造成地に該当する箇所はありませんが、令和7年度から盛土規制法による規制が始まることから、県及び関係機関と連携して、盛土等に伴う災害による被害の防止を図る必要があります。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波に関する知識の啓発)

- ・首都直下地震や南海トラフ地震[※]等の大規模地震に備え、津波ハザードマップ及び旭市津波避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(津波避難道路の整備)

- ・沿岸部は、九十九里平野の平坦な地形で、高い建物等もほとんどないことから安全な避難場所が少なく、津波に対してはきわめて脆弱な地域です。津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難道路の整備を早急に行う必要があります。

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを進めていく必要があります。

(海岸減災林の整備)

- ・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行う必要があります。

(河川開口部対策)

- ・東日本大震災において津波の被害が特に甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目のない連続した防護対策としてフラップゲートは整備済みですが、各施設管理者と連携しながら維持管理を行う必要があります。

1-3 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(風水害に関する知識の啓発)

- ・洪水ハザードマップを活用した避難体制の確立と、住民への周知徹底を図る必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(道路冠水対策)

- ・排水施設整備については、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等を図りながら、投資効果の高い地域から重点的・集中的に整備するとともに、排水系統を調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定し、整備を推進していく必要があります。

(農業水利施設の維持管理)

- 農業水利施設(ため池及び農業用排水施設等)は、その機能に障害が生じると農業に深刻な影響を与えるだけでなく、周辺地域の生活環境にも悪影響を与えるため、施設の計画的な整備・補強及び長寿命化対策を推進していく必要があります。

(河川管理施設の維持管理)

- ・河川管理施設については、日常パトロールや定期点検に基づき適正な維持管理を行う必要があります。

(高潮対策)

- ・高潮等の異常水位への安全対策を講じる必要があります。

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを進めていく必要があります。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

- ・土砂災害のおそれがあるものの、土砂災害警戒区域等が未指定の区域については、千葉県の行う調査とともに区域指定を推進する必要があります。

(土砂災害に関する知識の啓発)

- ・土砂災害ハザードマップの適宜更新や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進する必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(急傾斜地崩壊防止施設等の整備)

- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進する必要があります。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童・生徒の生命の保護のため、防止施設等の整備のほか施設の移転などを検討する必要があります。

(避難道路の整備)

- ・土砂災害警戒区域等に指定されている場所から安全な避難施設への避難を円滑に行うため、避難道路の整備を早急に行う必要があります。

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを進めていく必要があります。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の多様化)

- 避難情報を発令する際は、迅速かつ確実性が求められるため様々な情報伝達手段を活用していますが、適宜、各情報伝達体制を検証し、着実な運用をしていく必要があります。

(避難情報の確実な伝達)

- 市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)[※]の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。また、避難情報を迅速に伝達するためには、予め広報文例などを決めておく必要があります。

(迅速な避難行動)

- ・緊急安全確保が発令され、災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当している状況であるにもかかわらず、避難行動に結びついていなかったケースが全国的にみられる中で、迅速な避難行動に繋げていくためには、平時から市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることが大事です。そのためには、市民と行政がコミュニケーションを通じて協働し、自主的かつ迅速に避難できるような環境を構築していく必要があります。
- ・避難行動要支援者^注への情報伝達・避難誘導等を迅速に行える体制を充実させていく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(ユニバーサルデザイン^{*}の活用)

- ・外国人など母語を日本語としない者へ避難場所等を周知するため、看板表記等の多言語化やピクトグラム(案内記号・絵文字)の採用を推進する必要があります。
- ・本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、「やさしい日本語」等を取り入れた表現や災害情報の伝達体制を、関係機関と連携して整備・強化する必要があります。

(注) 避難行動要支援者：要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(行政機能の強化)

- 本庁舎においては、停電時でも災害対策機能を発揮する必要があります。なお、本庁舎が被災した際に代替機能を果たす施設を確保する必要があります。
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎の被災による機能不全を防止する必要があります。

(消防機能の充実)

- 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防及び非常備消防(消防団)の機能強化を図るため、消防車両・資機材・消防防災施設(耐震性貯水槽等)の更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していく必要があります。

(応急手当・救急救命等の普及啓発)

- ・救助・救急隊員等が到着するまでの間に、市民等が自ら適切な応急手当・救命措置等を実施できるようにする必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺

(千葉県基幹災害拠点病院の役割)

- ・診療圏人口90万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として、千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し適切な医療を提供していく必要があります。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることができる体制づくりが重要です。

(地域医療機関との連携)

- ・旭中央病院は、広域かつ大規模な災害による医療需要の一極集中を回避するため、地域医療機関との連携を図るとともに、災害医療の3T(トリアージ:選別、トランスファー:搬送、トリートメント:治療)*の体制づくりについて、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。

(近隣自治体との連携)

- ・基幹災害拠点病院として、発災時に的確な対策を実施するため、事業継続計画(BCP)*を確実に機能させるための業務継続マネジメント(BCM)*体制を構築し、関係機関間の情報共有化を図るとともに、災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。

(消防との連携)

- ・大規模自然災害発生時において、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつけるため、消防と病院との調整機能を確立する必要があります。

(医療チームとの連携)

- ・大規模自然災害や多傷病者が発生するような事故などが起きた場合でも、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、災害派遣医療チーム(DMAT)*の充実・強化を図る必要があります。

(病院関係者等のための備蓄促進)

- ・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者だけでなく、医療提供を継続するための職員に対する備蓄食料・飲料水や、施設の非常電源用の燃料等について、確保及び調達手段を確立する必要があります。

(情報システム機能の充実)

- ・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実が必要です。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所の環境整備)

- ・指定避難所となる施設について、災害時に活用できるよう維持管理を行う必要があります。
- ・必要に応じ、防災井戸、給水タンク、マンホールトイレ、空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める必要があります。
- ・指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める必要があります。

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄する必要があります。

(二次健康被害の予防)

- ・避難所において、県と連携し、早期に健康相談が実施できる体制を確立する必要があります。また、避難所の環境整備とあわせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う体制を確立する必要があります。

(福祉避難所の確保)

- ・一般避難所での避難生活が困難な要配慮者^{*}(高齢者、障がい者等)が利用できる福祉避難所を確保する必要があります。

(指定避難所以外での避難)

- ・車中泊による避難は推奨はできないものの、様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない市民に対しては、健康被害のリスク等を回避・低減できるよう広報のあり方を検討する必要があります。

(関係機関との連携)

- ・避難者のストレスなどによる災害関連死を防止するために、保健・医療・福祉支援チーム等との連携と受援体制の整備が必要です。

(食料及び飲料水の備蓄)

- 災害発生から約3日間は外部からの物資供給や支援が困難となるため、最大避難想定人数に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、また、市民に対してはローリングストック法^{*}を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していく必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**(食料及び飲料水の備蓄)**

- 災害発生から約3日間は外部からの物資供給や支援が困難となるため、最大避難想定人数に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、また、市民に対してはローリングストック法^{*}を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していく必要があります。

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(物資集積拠点の機能強化)

- ・大規模自然災害時における救援物資の集積拠点(候補施設:旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」)の機能強化を推進する必要があります。

(上水道等の代替性の確保)

- 飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進する必要があります。

(帰宅困難者対策)

- ・帰宅困難者が多数発生した場合は、一時的に受け入れる一時滞在施設の選定(候補施設:道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等)を検討する必要があります。
- ・大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、一時滞在施設の確保についての協定を推進する必要があります。

(事業所における備蓄の促進)

- ・企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備を要請する必要があります。

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

(平時からの健康管理の促進)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等、市民の健康管理を促進する必要があります。

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄する必要があります。

(被災者の健康管理)

- ・避難所や被災地域において、県と連携し被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握するとともに、保健医療活動チームや介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者^{*}に対する支援及び調整を行う必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(防疫措置の実施)

- ・消毒、害虫駆除などの被災者の生活空間の衛生管理について、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発

(防犯意識の向上)

- ・災害時には空き巣等の犯罪が発生するおそれが高くなるため、防犯意識の向上について啓発を行う必要があります。

(防犯カメラの設置)

- ・犯罪等の未然防止を図るため、防犯カメラ等を設置する必要があります。

(信号機の停電対策)

- ・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進する必要があります。
- ・大規模停電時には、警察と連携して信号機滅灯に対する注意喚起を行っていく必要があります。

(交通対策)

- ・道路の被災状況等により、警察と連携して通行禁止又は制限等の措置をとるため、連絡体制を整備する必要があります。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**(行政機能の強化)**

- 本庁舎においては、停電時でも災害対策機能を発揮する必要があります。なお、本庁舎が被災した際に代替機能を果たす施設を確保する必要があります。
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎の被災による機能不全を防止する必要があります。

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していく必要があります。

(基幹業務システム等の耐災害性の強化)

- ・行政機能を維持するために、最低限必要な基幹業務システム・情報システム等の耐災害性を強化する必要があります。

(職員への情報伝達)

- ・地域防災計画及び業務継続計画(BCP)^{*}の見直しや、業務継続計画(BCP)^{*}を踏まえての業務継続マネジメント(BCM)^{*}体制の構築等を適宜行うことにより、災害対策体制を確実に機能させる必要があります。
- ・迅速に配備体制を構築するため、職員への情報伝達を円滑化する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受け入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない**4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下****(食料供給の確保)**

- 本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であり、中でも豚の産出額は全国第2位であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努める必要があります。

(民間企業における事業継続計画の策定促進)

- ・災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP^{*}策定を促進する必要があります。

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(漁港整備の促進)

- ・首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を進める必要があります。

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施する必要があります。
- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を整備する必要があります。

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害対策として、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保する必要があります。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施しておく必要があります。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(食料供給の確保)

- 本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であり、中でも豚の産出額は全国第2位であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努める必要があります。

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備)

- ・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地である本市は、大規模自然災害による食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として生産性の高い強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。

(農業水利施設の維持管理)

- 農業水利施設(ため池及び農業用排水施設等)は、その機能に障害が生じると農業に深刻な影響を与えるだけでなく、周辺地域の生活環境にも悪影響を与えるため、施設の計画的な整備・補強及び長寿命化対策を推進していく必要があります。

(農地の多面的機能の維持)

- ・雨水貯留や土壌流出防止など、農地の有する多面的機能を維持するため、農地の荒廃を防ぐ必要があります。

(農業の担い手確保)

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいるため、次世代の担い手を確保する必要があります。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報の確実な伝達)

- 市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)*の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。また、避難情報を迅速に伝達するためには、予め広報文例などを決めておく必要があります。

(現場の情報収集)

- ・避難所や災害現場からの情報収集の際、通信集中による渋滞現象(輻輳)が想定され、通常の電話回線による情報伝達は困難な場合があることから、市独自の情報収集・伝達手段である防災行政無線(移動系)*等の活用が必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。

(情報伝達手段の多様化)

- 避難情報を発令する際は、迅速かつ確実性が求められるためさまざまな情報伝達手段を活用していますが、適宜、各情報伝達体制を検証し、着実な運用をしていく必要があります。

(通信施設が使用不能となった場合の措置)

- ・通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった時は、関東地方非常通信協議会の構成機関(国、県、市町村、警察、消防、鉄道事業者等)やアマチュア無線局クラブ局等の通信施設の使用を検討する必要があります。

5-2 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受け入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受け入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化)

- ・旭市水道事業ビジョン及び水道施設耐震化計画に基づき、基幹管路及び基幹施設の耐震化を進めるとともに、関連する用水供給事業者と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、緊急時における業務が継続できるように、業務継続計画(BCP)*の着実な運用と必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(上水道等の代替性の確保)

- 飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進する必要があります。

(上下水道関連施設における非常時の電源確保)

- ・上下水道関連施設の機能維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(下水道施設の耐震化)

- ・下水道施設の耐震対策指針に対応するため、総合地震対策計画を策定し、基幹施設・管路の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画等に基づき施設・管路の計画的・効率的な更新を進めていく必要があります。

(農業集落排水施設の機能維持)

- ・旭市農業集落排水施設最適整備構想による機能診断調査結果に基づき、施設・設備の計画的・効率的な更新を進めていくとともに、施設・管路の耐震化を進める必要があります。

(汚水処理施設等の機能維持)

- ・汚水処理施設の耐震化とあわせ、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。

(合併処理浄化槽への転換の推進)

- ・老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を推進する必要があります。

5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止**(広域的な道路ネットワークの強化)**

- 大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(公共交通における情報提供の円滑化)

- ・災害時における鉄道や路線バス等の分断についても、鉄道事業者やバス事業者などの関係機関との連携強化を図る必要があります。

(緊急輸送ネットワークの整備)

- ・災害時における旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保について、予想される渋滞等を考慮して警察など関係機関と連携を密にしておくとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要があります。

(道路等のインフラ長寿命化計画の策定)

- ・橋梁については、旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行っていく必要があります。
- ・道路ストックについては、旭市道路附属物修繕計画及び旭市舗装修繕計画等に基づき適切に管理を実施する必要があります。

(建設業協会等との連携)

- 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図る必要があります。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興計画の策定)

●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する必要があります。

(地域コミュニティの強化)

●大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築する必要があります。

●地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位でこどもから高齢者までが参加できる取組を実施する必要があります。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復興計画の策定)

●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する必要があります。

(専門的人材の受入れ)

・国土交通省のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)*やリエゾン(災害対策現地情報連絡員)*のほか、他自治体からの応援職員など、復旧復興を迅速に行える専門的人材を確保するとともに、受援体制を充実させる必要があります。

(建設業協会等との連携)

●災害時において被災状況の把握や応急措置などに迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図る必要があります。

(建設業界の担い手確保)

・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。

(ボランティアの受入れ)

●災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会などの各種団体との官民連携を深化させる必要があります。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物のストックヤードの確保)

・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場については、公共施設や市有地などを中心に平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。

(災害廃棄物処理体制の構築)

・災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、旭市災害廃棄物処理計画に基づき処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図る必要があります。

・廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受け入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ボランティアの受け入れ)

- 災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会などの各種団体との官民連携を深化させる必要があります。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**(賃貸型応急住宅の確保)**

- ・災害時に賃貸型応急住宅を確保するため、公営住宅の空室や民間賃貸住宅の空き戸数を把握し、借り上げて応急仮設住宅として提供する必要があります。

(応急仮設住宅用地の確保)

- ・賃貸型応急住宅が確保できない場合は、迅速に応急仮設住宅の建設に着手するため、あらかじめ候補となる用地から利便性を考慮して建設用地を確保し、千葉県応急仮設住宅供給マニュアルに基づき応急仮設住宅を建設する必要があります。

(住宅の被害調査)

- 被災者への支援は住宅の被害状況等によることがほとんどであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う必要があります。

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

6-5 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態**(住宅の液状化対策)**

- ・東日本大震災では、広い範囲で液状化が発生したことから、住宅の液状化対策についての情報を周知する必要があります。
- ・千葉県が作成した液状化しやすさマップ等を活用した情報提供等を行う必要があります。

(住宅の被害調査)

- 被災者への支援は住宅の被害状況等によることがほとんどであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**(文化財の防災対策)**

- ・建造物・史跡・天然記念物等の文化財は屋外に所在しているものが多く、文化財そのものが被災する危険性が常にあるため、対策を検討する必要があります。
- ・文化財における定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要があります。

(文化財等の継承)

- ・文化財だけでなく環境的または文化的資産には、郷土への愛着や誇りを育みコミュニティの核となる力があります。地域コミュニティの崩壊を防ぐためには、教育委員会等と連携を図り、郷土教育を充実させて、地域の文化財を保存伝承していくことが必要です。

(地域コミュニティの強化)

- 大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築する必要があります。
- 地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位でこどもから高齢者までが参加できる取組を実施する必要があります。

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害対策として、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ確かな情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保する必要があります。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施しておく必要があります。

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施する必要があります。
- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を整備する必要があります。

(農水産物の産地イメージ向上)

- ・平時の取組として、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話(リスクコミュニケーション)を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。
- ・食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。

(観光地イメージの向上)

- ・被災時においても観光需要を早期に回復させる取組が必要です。

第5

各プログラムの推進と重点化

1 各プログラムの推進とPDCAサイクル

プログラムは毎年展開されるさまざまな施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに各課横断的に整理するものです。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課が連携して施策を実行していくことは極めて重要です。

その際、施策の進捗等に応じてプログラムを不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化したうえで、プログラムの推進方針を軌道修正するなど、計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルにより推進していくものとします。

2 プログラムの重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、次表に掲げる10の重点プログラムを選定しました。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとします。

表 重点プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
I 人命の保護が最大限図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺
		2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
IV 迅速な復旧復興	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

各プログラムの推進計画

各施策の実施や毎年度の進捗状況を把握するための各プログラムの推進計画は次表に示すとおりとします。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績評価指標（KPI）を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直すこととします。

これらの推進にあたっては、プログラムが各分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績評価指標等の具体的な数値指標に関するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分留意することとします。

なお、重点化した10のプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標の更なる早期達成、目標の高度化を含め、特に取組の推進に努めるものとします。

また、プログラムの推進にあたり、国庫補助事業等を活用して実施する予定の具体的な事業については、別に定めます。

※白抜きは重点プログラム

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

表中の【 】は事業・取組主体を、箇条書きの●は他の取組にも再掲することを表します。

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(民間施設の耐震化・危険ブロック塀対策)

- 住宅の耐震改修や危険ブロック塀の撤去の必要性及び補助金制度について、継続的に周知、啓発を行い、耐震化等を推進し住宅の耐震化率の向上に取り組みます。【市】

(住宅用火災警報器の普及)

- 住宅用火災警報器設置率の向上に取り組みます。【市民】【消防】【市】
- 火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反対象物の是正の推進を図っていきます。【市民】【消防】【市】

(学校施設の適切な維持管理)

- 学校施設については、非構造部材を含め耐震化は完了していますが、災害時の避難場所としての役割を担うため、地域防災計画との整合を図りながら、計画的に大規模改造・長寿命化対策及び改築工事を推進します。【市】

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理し、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していきます。【市】

(公営住宅の適切な維持管理)

- 旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行うとともに、老朽化が著しい公営住宅については、長期的な視点に立った適正な管理や更新を実施していきます。【市】

(消防機能の充実)

- 消防車両・資機材(災害用ドローン等)・消防防災施設(耐震性貯水槽等)について、デジタル技術等を活用しながら更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していきます。【千葉県】【消防】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

(大規模盛土造成地への対策)

- 令和7年度から盛土規制法による規制が始まることから、県及び関係機関と連携して、盛土等に伴う災害による被害の防止を図ります。【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値*	目標値 (2029)
・住宅の耐震化率	79.2%	95.0%
・住宅用火災警報器の設置率 (条例適合率)	50.9%	70.0%
・小中学校校舎及び体育館の耐震化率	100%	100%
・市有建築物の耐震化率	93.0%	100%
●公共施設等総合管理計画 (個別施設計画含む) の推進	実施	推進
●災害用ドローンの運用	有資格者 2 人	有資格者 10 人
・耐震性貯水槽の設置率	25.4%	26.0%
●消防団員の訓練参加率	74.3%	90.0%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
●指定一般避難所の数	28 か所	基準値以上
●指定緊急避難場所の数	69 か所	基準値以上

※重要業績評価指標 (KPI) の基準値は、第 3 期旭市総合戦略、旭市地域防災計画 (令和 6 年度修正版)、または令和 6 年 12 月末現在で把握できる数値としています。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波に関する知識の啓発)

- ・首都直下地震や南海トラフ地震[※]等の大規模地震に備え、津波ハザードマップ (デジタル防災マップ含む) 及び旭市津波避難計画について定期的な見直しを行い、これらを活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図ります。【市民】【民間事業者】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(津波避難道路の整備)

- ・安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、引き続き避難道路の整備を実施します。【市】
- ・市道横根三川線の整備【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

(海岸減災林の整備)

- ・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行います。【地域】【市民】【千葉県】【市】

(河川開口部対策)

- ・津波遡上対策として整備した河川開口部のフラップゲートについて、各施設管理者と連携しながら適切な維持管理を行います。【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●デジタル防災マップ登録者数	250人	450人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●旭市津波避難計画の検証	R4.3月修正	随時検証と見直し
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380人	5,050人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5件	8件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
・市道横根三川線の供用開始延長	0.3km	1.3km
・津波指定緊急避難場所の数	25か所	基準値以上
・海岸減災林の整備延長	100m	850m
・河川河口部水門(11箇所)	整備済	定期点検(年1回以上)

1-3 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(風水害に関する知識の啓発)

- ・洪水ハザードマップ(デジタル防災マップ含む)の適切な更新を図るとともに、住民への周知徹底を図ります。【市民】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。
【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(道路冠水対策)

- ・排水施設整備については、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等を図りながら、投資効果の高い地域から重点的・集中的に整備していきます。また、排水系統を調査し都市計画等との整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な広域排水計画を策定します。【千葉県】【市】

(農業水利施設の維持管理)

- 農業水利施設(農業用排水施設等)の整備・補強及び長寿命化対策を推進します。【農業者】【市】

(河川管理施設の維持管理)

- ・河川管理施設については、日常パトロールや定期点検に基づき適正な維持管理を行います。
【千葉県】【市】

(高潮対策)

- ・高潮等の異常水位への安全対策を講じます。【千葉県】【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを推進します。
【民間事業者】【地域】【市民】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●デジタル防災マップ登録者数	250 人	450 人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
・広域排水計画の推進	ハ・後草地区実施	ハ・後草地区推進
●指定一般避難所の数	28 か所	基準値以上
●指定緊急避難場所の数	69 か所	基準値以上

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

- ・土砂災害警戒区域等が未指定の区域については、千葉県が行う調査とともに区域指定を推進します。
【千葉県】【市】

(土砂災害に関する知識の啓発)

- ・土砂災害ハザードマップ(デジタル防災マップ含む)の適切な更新を図るとともに、住民への周知徹底を図ります。【市民】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。
【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(急傾斜地崩壊防止施設等の整備)

- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進します。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童・生徒の生命の保護のため、防止施設等の整備のほか施設の移転などを検討します。【千葉県】【消防】【市】

(避難道路の整備)

- ・安全な避難施設への避難を円滑に行うため、引き続き避難道路の整備を実施します。【千葉県】【市】
- ・市道飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者[※]へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。また、災害時要援護者名簿及び個別避難計画を作成することを推進します。
【民間事業者】【地域】【市民】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・土砂災害警戒区域の指定	155 か所	基準値以上
●デジタル防災マップ登録者数	250 人	450 人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
・土砂災害危険箇所の点検	合同点検実施	点検確認継続
・市道飯岡海上連絡道三川蛇園線の供用開始延長	1.6km	2.54km
●指定一般避難所の数	28 か所	基準値以上
●指定緊急避難場所の数	69 か所	基準値以上

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の多様化)

- 適宜、各情報伝達体制 (防災行政無線・防災メール・LINE・X (旧 Twitter)・校内放送・市HP・フェイスブック・車両広報巡回) を検証するとともに、紙媒体での情報伝達の活用などを含め、正確な情報を伝達できるよう着実な運用に取り組みます。【消防】【市】

(避難情報の確実な伝達)

- 市独自の伝達手段である防災行政無線 (同報系)^{*}の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理に取り組みます。また、避難情報を迅速に伝達するため、予め広報文例を明記している避難計画を適宜見直します。【消防】【市】

(迅速な避難行動)

- ・迅速な避難行動に繋げていくため、自主的かつ迅速に避難できるような環境を構築していきます。【地域】【市民】【消防】【市】
- ・避難行動要支援者^{*}への情報伝達・避難誘導等を迅速に行うには地域の声掛け等が重要であり、民生委員等との情報共有を図るとともに、市民と行政がコミュニケーションを通じて構築していきます。【地域】【市民】【消防】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(ユニバーサルデザイン^{*}の活用)

- ・外国人など母語を日本語としない者へ避難場所等を周知するため、看板表記等の多言語化やピクトグラム (案内記号・絵文字) の採用拡大に取り組みます。【市】
- ・本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、「やさしい日本語」を取り入れた表現や災害情報の伝達体制を、関係機関と連携して整備・強化していきます。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●防災情報の伝達手段の数	8 種類	基準値以上
●伝達手段のうち同時配信可能ツール	6 種類	基準値以上
●防災行政無線戸別受信機	R6 整備	全世帯無償配布
●旭市津波避難計画の検証	R4.3 月修正	随時検証と見直し
・災害時要援護者名簿登録率	34.7%	45.0%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
・外国人向けの情報伝達手段の数	4 種類	基準値以上

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(行政機能の強化)

- 本庁舎は停電時でも災害対策機能を発揮する必要があるため、非常用電源が確実に作動するよう適切な維持管理に努めます。なお、本庁舎が被災した際は旧海上庁舎を代替施設とします。【市】
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎が被災した際は東部分署を代替施設とします。【消防】【市】

(消防機能の充実)

- 消防車両・資機材(災害用ドローン等)・消防防災施設(耐震性貯水槽等)について、デジタル技術等を活用しながら更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していきます。【千葉県】【消防】【市】

(応急手当・救急救命等の普及啓発)

- ・救助・救急隊員等が到着するまでの間に、市民等が自ら適切な応急手当・救命措置等を実施できるよう、普及啓発を推進します。【地域】【市民】【消防】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●旭市業務継続計画 (BCP) [※] の検証	R5.3 月修正	随時検証と見直し
●災害用ドローンの運用	有資格者 2 人	有資格者 10 人
●消防団員の訓練参加率	74.3%	90.0%
・救急講習年間参加者数	1,258 人	1,930 人
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上 (締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺

(千葉県基幹災害拠点病院の役割)

- ・ 診療圏人口 90 万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として、千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し適切な医療を提供していきます。【病院】

(地域医療機関との連携)

- ・ 広域のかつ大規模な災害時において、災害医療の3T (トリアージ：選別、トランスファー：搬送、トリートメント：治療)[※]の体制づくりのため、関係機関との連絡体制の整備や災害対応訓練を実施していきます。【病院】【消防】【周辺医療機関】

(近隣自治体との連携)

- ・ 事業継続計画 (BCP)[※]を確実に機能させるための業務継続マネジメント (BCM)[※]体制を構築し、関係機関間の情報共有を図るとともに、災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施していきます。【病院】【消防】

(消防との連携)

- ・ 大規模自然災害発生時において、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつけるため、消防と病院との調整機能を確立します。【病院】【消防】【周辺医療機関】【市】

(医療チームとの連携)

- ・ 災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、教育・訓練の充実や DMAT[※]研修に参加することで、災害時における医療活動能力の充実・強化を図ります。【病院】【消防】【市】

(病院関係者等のための備蓄促進)

- ・ 大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者だけでなく、医療提供を継続するための職員に対する緊急時の食料、飲料水、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段を確立するため、適切な備蓄や関係機関との協定等を進めます。【病院】【市】

(情報システム機能の充実)

- ・ 情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図ります。【病院】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・旭中央病院の災害対応訓練の実施	1回	1回以上 (内容の充実)
・旭中央病院の事業継続計画 (BCP) [*] の検証	策定済	随時検証と見直し
・旭中央病院の紹介率	68.2%	地域医療支援病院の基準 (50%以上) を維持
・旭中央病院の逆紹介率	98.2%	99.0%
・かかりつけ医の普及・啓発	推進	推進

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所の環境整備)

- ・指定避難所となる施設について、災害時に活用できるよう適切に維持管理を行います。【市】
- ・防災井戸、給水タンク、マンホールトイレ、空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。【市】
- ・指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努めます。【市】

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄します。【千葉県】【市】

(二次健康被害の予防)

- ・避難所において、県と連携し、早期に健康相談が実施できる体制を確立します。また、避難所の環境整備とあわせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群)、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う体制を確立します。【千葉県】【市】

(福祉避難所の確保)

- ・福祉避難所について、社会福祉事業者と連携し避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、要配慮者^{*}に充分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めます。【民間事業者】【市】

(指定避難所以外での避難)

- ・車中泊による避難は推奨はできないものの、様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない市民に対しては、健康被害のリスク等を回避・低減できるよう広報のあり方を検討します。【千葉県】【市】

(関係機関との連携)

- ・避難者のストレスなどによる災害関連死を防止するために、保健・医療・福祉支援チーム等との連携と受援体制を確立します。【千葉県】【市】

(食料及び飲料水の備蓄)

- 最大避難想定人数 (5,000 人) を目標に 3 日間の食料及び飲料水を備蓄し、また、市民に対してはローリングストック法^{*}を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していきます。【市民】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育をさらに充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●可搬型発電機の所有台数	33 台	基準値以上
●電力供給可能車両台数	5 台	基準値以上
●防災井戸の設置数	13 か所	基準値以上
・エアコン等を常備している避難所数	8 か所	基準値以上
●衛生用品備蓄充足率	100%	100% (ローリングストック [※] 継続)
・指定福祉避難所の数	5 か所	基準値以上(指定の推進)
●食料及び飲料水の備蓄充足率	100%	100% (ローリングストック [※] 継続)
●災害協定のうち飲食料、生活物資の供給協力に関する協定	10	基準値以上(締結の推進)
●災害協定のうち燃料供給等に関する協定	3	基準値以上(締結の推進)
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69.0%

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料及び飲料水の備蓄)

- 最大避難想定人数(5,000人)を目標に3日間の食料及び飲料水を備蓄し、また、市民に対してはローリングストック法[※]を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していきます。【市民】【市】

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(物資集積拠点の機能強化)

- ・大規模自然災害時における救援物資の集積拠点(候補施設:旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」)の機能整備を推進します。【市】

(上水道等の代替性の確保)

- 飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進します。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を推進します。

【市民】【民間事業者】【市】

(帰宅困難者対策)

- ・大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難誘導ができるように、一時滞在施設(候補施設:道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等)を確保します。【民間事業者】【市】
- ・大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、一時滞在施設の確保についての協定を推進します。【民間事業者】【商工会】【市】

(事業所における備蓄の促進)

- ・企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を推奨するとともに、家族を含めた安否確認等の体制整備を要請します。【民間事業者】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●食料及び飲料水の備蓄充足率	100%	100% (ローリングストック [※] 継続)
●可搬型発電機の所有台数	33 台	基準値以上
●電力供給可能車両台数	5 台	基準値以上
●災害協定のうち飲食料、生活物資の供給協力に関する協定	10	基準値以上(締結の推進)
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定
●防災井戸の設置数	13 か所	基準値以上
・帰宅困難者用一時滞在候補施設数	1 か所	基準値以上

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

(平時からの健康管理の促進)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、市民に対し予防接種を推奨するなど平時から健康管理を促進します。【市民】【市】

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄します。【千葉県】【市】

(被災者の健康管理)

- ・避難所や被災地域において、県と連携し被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握するとともに、保健医療活動チームや介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者[※]に対する支援及び調整を行います。【民間事業者】【周辺医療機関】【千葉県】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(防疫措置の実施)

- ・消毒や害虫駆除などの被災者の生活空間の衛生管理について、平時から感染防止処理体制の構築を図ります。【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・旭市インフルエンザ予防接種率	60.5%	66.0%
●衛生用品備蓄充足率	100%	100% (ローリングストック [※] 継続)
・災害協定のうち医療・防疫の協力に関する協定	3	基準値以上(締結の推進)
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発

(防犯意識の向上)

- ・災害時には空き巣等の犯罪が発生するおそれが高くなるため、防犯意識の向上について啓発を行います。また、防犯指導員や防犯組合連合会等と連携して、地区の防犯活動を行います。【千葉県警】【市】

(防犯カメラの設置)

- ・犯罪等の未然防止を図るため、防犯カメラ等を設置します。【千葉県警】【市】

(信号機の停電対策)

- ・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進します。【千葉県警】【市】
- ・大規模停電時には、警察と連携して信号機滅灯に対する注意喚起を行ってまいります。【千葉県警】【市】

(交通対策)

- ・道路の被災状況等により、警察と連携して通行禁止又は制限等の措置をとるため、連絡体制を整備します。【千葉県警】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・旭市防犯指導員の活動回数	3回	基準値以上
・防犯カメラ設置数	258台	基準値以上

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の強化)

- 本庁舎は停電時でも災害対策機能を発揮する必要があるため、非常用電源が確実に作動するよう適切な維持管理に努めます。なお、本庁舎が被災した際は旧海上庁舎を代替施設とします。【市】
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎が被災した際は東部分署を代替施設とします。【消防】【市】

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理し、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していきます。【市】

(基幹業務システム等の耐災害性の強化)

- ・行政機能を維持するために、最低限必要な基幹業務システム・情報システム等の耐災害性を強化します。【市】

(職員への情報伝達)

- ・地域防災計画及び業務継続計画(BCP)[※]の見直しや、業務継続計画(BCP)[※]を踏まえての業務継続マネジメント(BCM)[※]体制の構築等を適宜行うことにより、災害対策体制の充実を図ります。【市】
- ・迅速に配備体制を構築するため、職員への情報伝達を円滑化していきます。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・本庁舎自家発電設備稼働可能時間	72時間	定期点検(年1回以上)
●公共施設等総合管理計画(個別施設計画含む)の推進	実施	推進
・LWAN回線 [※] の帯域	30Mbps	100Mbps
●旭市業務継続計画(BCP) [※] の検証	R5.3月修正	随時検証と見直し
・職員との情報伝達手段の多様化	個人通信活用	個人通信と公共通信の併用
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下

(食料供給の確保)

- 本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であり、中でも豚の産出額は全国第2位であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努めます。【生産者】【千葉県】【市】

(民間企業における事業継続計画の策定促進)

- ・災害発生時に民間企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP[※]策定・活用を推進します。【民間事業者】【市】

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。【市民】【民間事業者】【市】

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、東総広域農道や緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】
- 南堀之内バイパスの整備【市】

(漁港整備の促進)

- ・首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を推進します。【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●農業産出額	501億円	530億円
●認定農業者数	773経営体	800経営体
●海匠漁業協同組合所属船漁獲量	14,072 t	15,000t
・デジタル化伴走支援活用事業者	R7開始	5者
●住宅用省エネ補助金交付件数	98件	100件
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	要望を継続
●緊急輸送道路の指定	11路線	基準値以上(指定の推進)
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5km	1.1km
●国県への要望(国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望を継続

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響

(有害物質等への対応)

●河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図ります。

【国】【千葉県】【消防】【市】

●放射能漏れに対応するため、放射線測定器を確保します。【消防】【市】

(風評被害対策)

●事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害を防止するため、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保します。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施します。【国】【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●油防除資機材の整備	オイルマット 115m	基準値以上
●放射線測定器等の整備	8 基	基準値以上
●消費拡大の推進と災害時の積極的な情報開示体制の整備	推進	推進

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(食料供給の確保)

●本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であり、中でも豚の産出額は全国第2位であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努めます。【生産者】【千葉県】【市】

(広域的な道路ネットワークの強化)

●大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、東総広域農道や緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】

●南堀之内バイパスの整備【市】

(資金調達の支援)

●国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】

●想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●農業産出額	501 億円	530 億円
●認定農業者数	773 経営体	800 経営体
●海匠漁業協同組合所属船漁獲量	14,072 t	15,000t
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	要望を継続
●国県への要望 (国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望を継続
●緊急輸送道路の指定	11 路線	基準値以上 (指定の推進)
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5km	1.1km
・災害協定のうち物資輸送の協力に関する協定	1	基準値以上 (締結の推進)

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備)

- ・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地である本市は、大規模自然災害による食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として生産性の高い強靱な農業生産基盤の整備を促進します。
【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

(農業水利施設の維持管理)

- 農業水利施設 (農業用排水施設等) の整備・補強及び長寿命化対策を推進します。【農業者】【市】

(農地の多面的機能の維持)

- ・雨水貯留や土壌流出防止など、農地の有する多面的機能を維持するため、農地の荒廃を防ぎます。
【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

(農業の担い手確保)

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいるため、次世代の担い手を確保する取組を推進します。
【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・地域計画の推進	R7.3 月策定	推進
●農業産出額	501 億円	530 億円
・多面的機能支払交付金事業 [※] 取組面積	2,214ha	2,500ha
●認定農業者数	773 経営体	800 経営体

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報の確実な伝達)

- 市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)[※]の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理に取り組みます。また、避難情報を迅速に伝達するため、予め広報文例を明記している避難計画を適宜見直します。【消防】【市】

(現場の情報収集)

- ・避難所や災害現場からの情報収集の際、通常の電話回線による情報伝達は困難な場合があることから、市独自の情報収集・伝達手段である防災行政無線(移動系)[※]等の活用が必須であるため、適切な維持管理と平時からの運用に努めます。【消防】【市】

(情報伝達手段の多様化)

- 適宜、各情報伝達体制(防災行政無線・防災メール・LINE・X(旧Twitter)・校内放送・市HP・フェイスブック・車両広報巡回)を検証するとともに、紙媒体での情報伝達の活用などを含め、正確な情報を伝達できるよう着実な運用に取り組みます。【消防】【市】

(通信施設が使用不能となった場合の措置)

- ・通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、関東地方非常通信協議会の構成機関(国、県、市町村、警察、消防、鉄道事業者等)やアマチュア無線局クラブ局等の通信施設を使用する体制を整備します。【市】

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●防災行政無線戸別受信機	R6 整備	全世帯無償配布
●旭市津波避難計画の検証	R4.3 月修正	随時検証と見直し
・防災行政無線(移動系) [※] 整備数	111 基	基準値以上
●防災情報の伝達手段の数	8 種類	基準値以上
●伝達手段のうち同時配信可能ツール	6 種類	基準値以上

5-2 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。

【民間事業者】【千葉県】【市】

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。

【市民】【民間事業者】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・太陽光発電を設置している公共施設	5 か所	基準値以上
●可搬型発電機の所有台数	33 台	基準値以上
●電力供給可能車両台数	5 台	基準値以上
・災害協定のうち電力の供給協力に関する協定	2	基準値以上(締結の推進)
・東京電力との停電復旧の連携	基本協定締結	協定内容の充実
●住宅用省エネ補助金交付件数	98 件	100 件

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。

【民間事業者】【千葉県】【市】

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●災害協定のうち燃料供給等に関する協定	3	基準値以上(締結の推進)
・自家発電設備を設置している公共施設	3 か所	基準値以上

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化)

- ・旭市水道事業ビジョン及び水道施設耐震化計画に基づき、基幹管路及び基幹施設の耐震化を進めるとともに、関連する用水供給事業者と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立します。
【一部事務組合】【近隣自治体】【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。
【民間事業者】【千葉県】【市】

(上水道等の代替性の確保)

- 飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進します。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を推進します。
【市民】【民間事業者】【市】

(上下水道関連施設における非常時の電源確保)

- ・上下水道関連施設の機能維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(下水道施設の耐震化)

- ・下水道施設の耐震対策指針に対応するため、総合地震対策計画を策定し、基幹施設・管路の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画等に基づき施設・管路の計画的・効率的な更新を進めていきます。【市】

(農業集落排水施設の機能維持)

- ・旭市農業集落排水施設最適整備構想による機能診断調査結果に基づき、施設・設備の計画的・効率的な更新と、施設・管路の耐震化を進めていきます。【市】

(汚水処理施設等の機能維持)

- ・汚水処理施設の耐震化とあわせ、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化を図ります。【市】

(合併処理浄化槽への転換の推進)

- ・合併浄化槽への転換を推進するため、合併浄化槽設置推進事業等の助成制度などのPR活動を実施します。【市民】【民間事業者】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・上水道基幹管路の耐震化率	8%	50%
●水道事業危機管理対策マニュアル	R6.12 月更新	随時検証と見直し
●防災井戸の設置数	13 か所	基準値以上
・自家発電設備を設置している上下水道施設	6 か所	基準値以上
・災害協定のうち飲料水の供給協力に関する協定	2	基準値以上(締結の推進)
・総合地震対策計画(下水道施設)の策定	未策定	策定
・合併浄化槽への転換件数	4,206	4,406

5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、東総広域農道や緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】
- 南堀之内バイパスの整備【市】

(公共交通における情報提供の円滑化)

- ・災害時における鉄道や路線バス等の分断についても、鉄道事業者やバス事業者などの関係機関との連携強化を図ります。【民間事業者】【市】

(緊急輸送ネットワークの整備)

- ・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、予想される渋滞等を考慮して警察など関係機関と連携を密にしておくとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備を推進します。【千葉県】【病院】【市】

(道路等のインフラ長寿命化計画の推進)

- ・橋梁については、橋梁の重要性を考慮した旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を推進します。【市】
- ・道路ストックについては、旭市道路附属物修繕計画及び旭市舗装修繕計画に基づき適切な管理等を実施します。また、各計画の前提条件等に変更が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを実施します。【市】

(建設業協会等との連携)

- 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	要望を継続
●国県への要望(国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望を継続
●緊急輸送道路の指定	11 路線	基準値以上(指定の推進)
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5km	1.1km
・道路舗装率(市道)	71.2%	76.0%
・道路改良率(市道)	68.8%	74.0%
●総合防災訓練の実施	0 回(中止)	年 1 回(内容の充実)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興計画の策定)

- 大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮し、復興計画を策定します。【市民】【民間事業者】【市】

(地域コミュニティの強化)

- 大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築します。【地域】【市民】【市】
- 地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位でこどもから高齢者までが参加できる取り組みを推進します。【地域】【市民】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●復興計画策定方針	策定済	内容の充実
●住民の区等 [*] への加入率	56.5%	57.0%
●地域学校協働活動への住民参加者数	465人	2,000人

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復興計画の策定)

- 大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮し、復興計画を策定します。【市民】【民間事業者】【市】

(専門的人材の受入れ)

- ・復旧復興を迅速に行うため、国土交通省のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)^{*}やリエゾン(災害対策現地情報連絡員)^{*}のほか被災市区町村応援職員確保システム等を活用できるよう受援体制の確立・強化を図ります。【国】【千葉県】【市】

(建設業協会等との連携)

- 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(建設業界の担い手確保)

- ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組みます。【市民】【民間事業者】【市】

(ボランティアの受入れ)

- 災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、旭市社会福祉協議会と市が協力して旭市災害ボランティアセンターを設置する体制を構築します。なお、災害ボランティアセンターを設置できない等の場合は、県やボランティア支援団体等と連携する体制を構築します。【関係団体等】【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●復興計画策定方針	策定済	内容の充実
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定
●災害協定のうち応急工事等の協力に関する業務協定	旭市建設業災害対策協力会	継続
●総合防災訓練の実施	0回(中止)	年1回(内容の充実)
・雇用対策協議会による合同企業説明会等の開催	2回	年2回(内容の充実)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物のストックヤードの確保)

- ・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場については、公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていきます。【市】

(災害廃棄物処理体制の構築)

- ・災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、旭市災害廃棄物処理計画に基づく処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図ります。【市】
- ・廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ボランティアの受入れ)

- 災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、旭市社会福祉協議会と市が協力して旭市災害ボランティアセンターを設置する体制を構築します。なお、災害ボランティアセンターを設置できない等の場合は、県やボランティア支援団体等と連携する体制を構築します。【関係団体等】【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・災害廃棄物ストックヤード候補地	2か所	基準値以上
・災害廃棄物処理実行計画の策定	未策定	策定
・災害協定のうち災害廃棄物等の処理に関する協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	基準値以上(締結の推進)
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(賃貸型応急住宅の確保)

- ・災害時に賃貸型応急住宅を確保するため、公営住宅の空室や民間賃貸住宅の空き戸数を把握し、借り上げて応急仮設住宅として提供します。【民間事業者】【千葉県】【市】

(応急仮設住宅の建設)

- ・賃貸型応急住宅が確保できない場合は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の候補地から利便性を考慮して建設用地を確保し、千葉県応急仮設住宅供給マニュアルに基づき応急仮設住宅を建設します。【千葉県】【市】

(住宅の被害調査)

- 被災者への支援は住宅の被害状況等によることがほとんどであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う体制を構築し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき調査します。また、各種援護措置の効率化を図るため、被害が甚大な場合は災害対策基本法による被災者台帳を作成します。【市民】【民間事業者】【市】

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・ 応急仮設住宅建設候補地	10 か所	基準値以上
● 災害協定のうち家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	継続

6-5 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態

(住宅の液状化対策)

- ・パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努めます。【市】
- ・千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、液状化の危険性を周知します。【千葉県】【市】

(住宅の被害調査)

- 被災者への支援は住宅の被害状況等によることがほとんどであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う体制を構築し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき調査します。また、各種援護措置の効率化を図るため、被害が甚大な場合は災害対策基本法による被災者台帳を作成します。【市民】【民間事業者】【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。【民間事業者】【千葉県】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・液状化対策についての普及啓発	実施	実施
●災害協定のうち家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	継続
●災害協定のうち応急工事等の協力に関する業務協定	旭市建設業災害対策協力会	継続
●水道事業危機管理対策マニュアル	R6.12月更新	随時検証と見直し

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防災対策)

- ・文化財の保護、保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため伝統文化継承団体の活動を支援します。【地域】【市民】【民間団体等】【市】
- ・文化財における定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化します。【地域】【市民】【消防】【市】

(文化財等の継承)

- ・郷土への愛着や誇りを育みコミュニティの核となる民俗芸能等の伝統文化について、教育委員会等と連携を図り、後世に伝承していきます。【地域】【市民】【民間団体等】【市】

(地域コミュニティの強化)

- 大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築します。【地域】【市民】【市】
- 地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位でこどもから高齢者までが参加できる取り組みを推進します。【地域】【市民】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
・大原幽学遺跡史跡公園の整備	消防設備完了済	排水対策 5.0ha
・文化財火災防御訓練の実施	1回	年1回(内容の充実)
・無形民俗文化財の継承	19指定	19指定(維持)
●住民の区等 [※] への加入率	56.5%	57.0%
●地域学校協働活動への住民参加者数	465人	2,000人

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害を防止するため、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保します。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施します。【国】【千葉県】【市】

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図ります。

【国】【千葉県】【消防】【市】

- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を確保します。【消防】【市】

(農水産物の産地イメージ向上)

- ・平時の取組として、食の安全や食料自給率の問題など消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図っていきます。

【生産者団体】【市】

(観光地イメージの向上)

- ・被災時においても観光需要を早期に回復させるイベントなど、積極的なシティプロモーションを行います。【観光業団体】【市】

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	基準値	目標値 (2029)
●消費拡大の推進と災害時の積極的な情報開示体制の整備	推進	推進
●油防除資機材の整備	オイルマット 115m	基準値以上
●放射線測定器等の整備	8 基	基準値以上
・道の駅 (季楽里あさひ) 年間売上額	9 億 7,724 万円	11 億 5 千万円
・観光入込客数	210 万人	213 万人

計画の進捗管理と見直し

脆弱性評価で実施した各種指標及び目標の設定について、次のとおり毎年度進捗管理を行うことで、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、常にプログラムを最適化したうえで、さまざまな施策を展開していくこととします。

1 プログラムごとの脆弱性評価の実施

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、各プログラムの達成度や進捗状況を把握するための重要業績評価指標（KPI）を基に、取り組んでいる施策について、毎年度評価を行い適切な進捗管理を行います。なお、重要業績評価指標（KPI）については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、社会情勢の変化等に応じて、精度向上や指標の変更等の継続的な見直しをすることとします。

2 各プログラムの推進計画の見直し

毎年度の個別施策を立案・推進するにあたり、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から、組織横断的な連携により実効性・効率性のあるものとするのが重要であるため、毎年度実施する脆弱性評価の結果を踏まえ、プログラムの重点化や各プログラムの推進計画を見直すこととします。

3 リスクシナリオの見直し

脆弱性評価の実施による進捗管理及び各プログラムの推進計画見直しに加え、必要に応じてリスクシナリオの変更等を行うことで、より精度の高い計画を目指します。

資料編

1 アンケート等調査結果

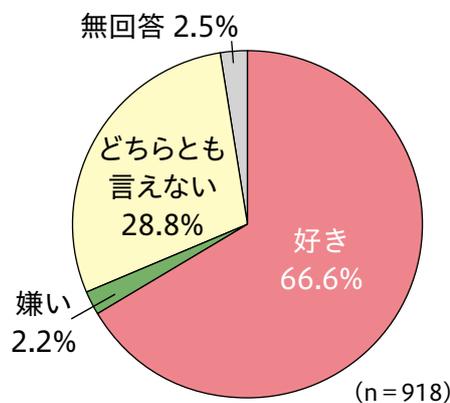
市民アンケート調査結果<ポイント>

調査対象	市内にお住まいの平成17(2005)年4月1日以前に生まれた方の中から3,000名を無作為抽出
調査期間	令和5年(2023年)8月4日(金)～8月21日(月)
回収結果	配布数:3,000票、有効回収数:918票(郵送:713票、Web:205票)、有効回収率:30.6%

旭市への愛着

市-2

- 旭市への愛着は、「好き」が66.6%となっており、「嫌い」は2.2%に留まっています。
- 属性別では、20歳代の「好き(77.0%)」が高くなっています。一方、「嫌い」では「30歳代(6.0%)」、「居住年数20年以上30年未満(4.2%)」、「海上地域(3.8%)」などがやや高くなっています。

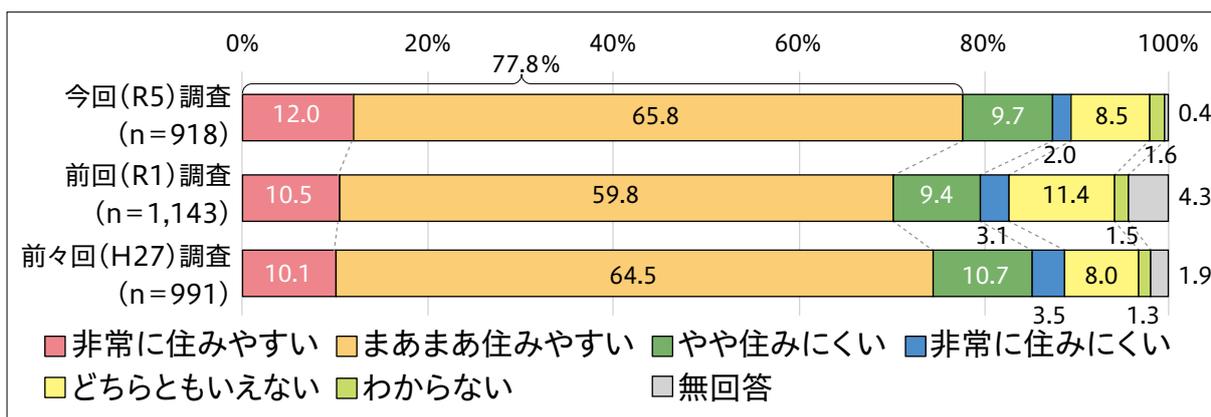


※「n」は設問の有効回答数を示します。

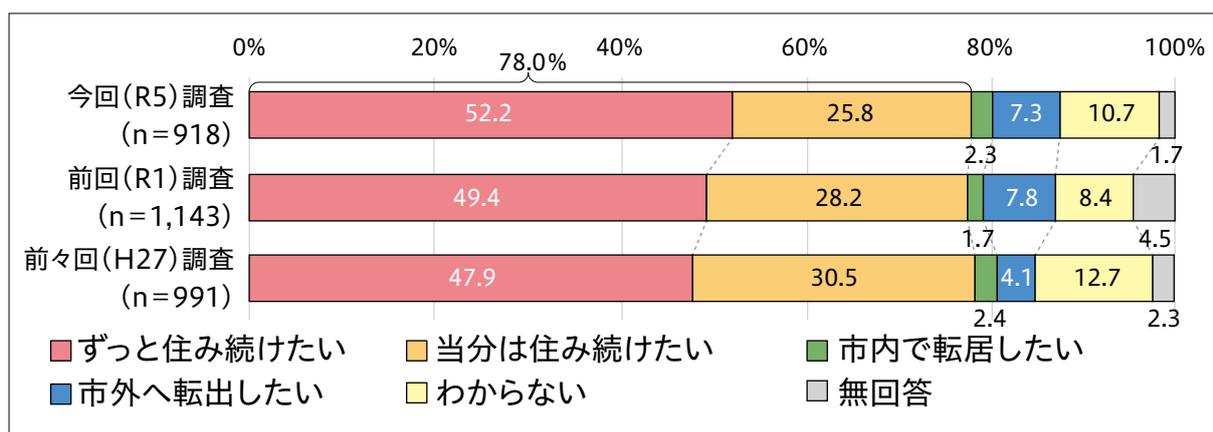
旭市の住みやすさ

市-4

- 旭市の住みやすさは、「非常に住みやすい」が12.0%、「まあまあ住みやすい」が65.8%となっており、全体の77.8%が『住みやすい』と感じています。この『住みやすい』と感じている人の割合は、前回(R1)調査(70.3%)より7.5ポイント上昇しています。
- 一方、『住みにくい』と感じている人は11.7%([やや住みにくい9.7%]+「非常に住みにくい」2.0%)となっています。
- 前回(R1)調査、前々回(H27)調査と比較すると、「非常に住みやすい」と感じている人の割合は徐々にですが上昇しています(H27:10.1%→R1:10.5%→R5:12.0%)。



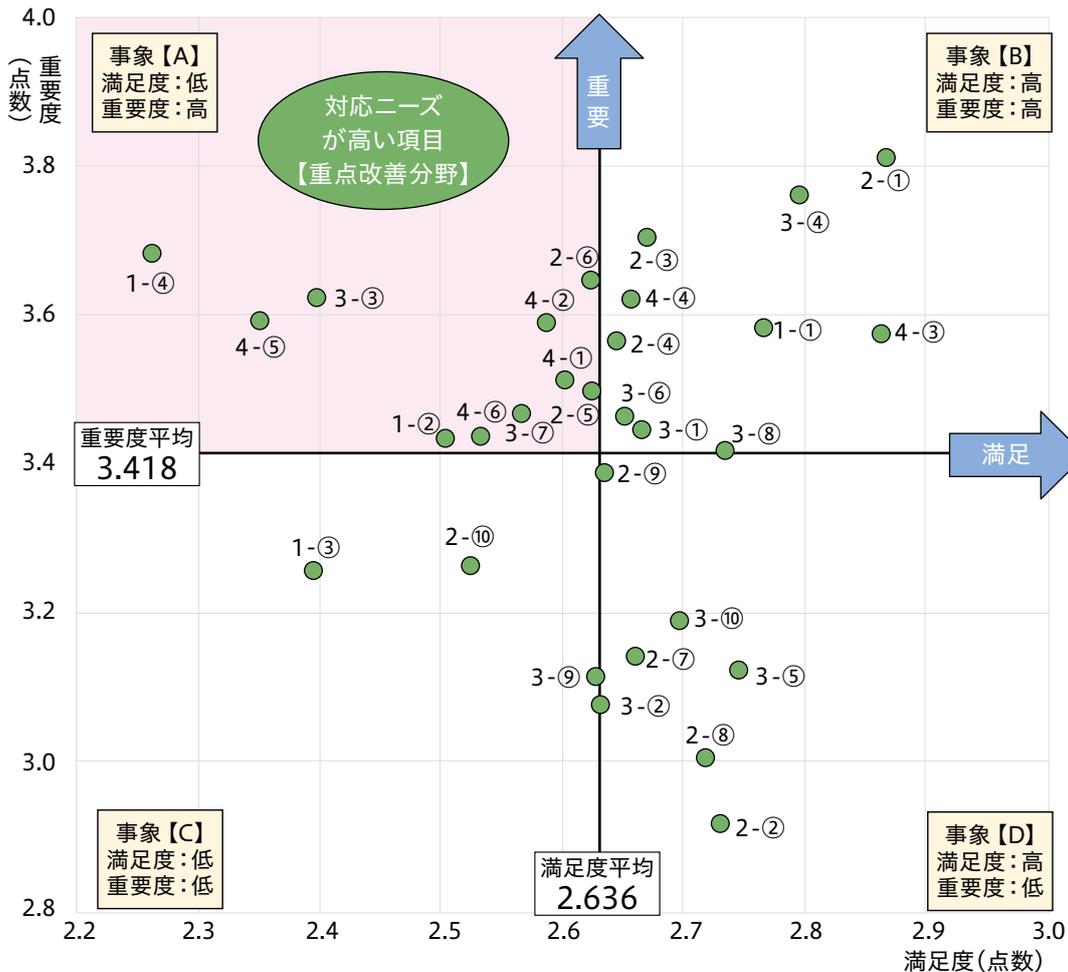
- 定住意向については、「ずっと住み続けたい」が52.2%と最も高く、「当分は住み続けたい(25.8%)」と合わせて78.0%が『住み続けたい』と思っています。
- 「ずっと住み続けたい」と思う人の割合は、前々回調査の47.9%から前回調査が49.4%、今回調査が52.2%と、徐々に上昇しています。
- なお、「市外へ転出したい」と思う人の割合は7.3%となっており、前回調査(7.8%)とほぼ同じですが、前々回調査(4.1%)からは若干(3.2ポイント)上昇しています。
- 年代別にみると、「ずっと住み続けたい」では、「80歳以上(76.9%)」、「70歳代(69.4%)」、「60歳代(63.8%)」が60%を超えて高く、また「当分は住み続けたい」では、「30歳代(37.3%)」、「10歳代(36.4%)」、「20歳代(33.8%)」が30%を超えて高くなっています。
- 旭市に『住み続けたい』(ずっと住み続けたい+当分は住み続けたい)と回答した方(n=737)の住み続けたいと思う理由は、「自然環境に恵まれている」が46.0%と最も高く、次いで「両親や親戚が市内に住んでいる(39.5%)」、「買い物や生活に便利(31.6%)」などとなっています。
- 一方「市外に転出したい」理由は、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」(59.7%)と「買い物や生活に不便」(53.7%)が目立って高くなっています。



	『住み続けたい』理由		「市外に転出したい」理由	
第1位	自然環境に恵まれている	46.0%	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	59.7%
第2位	両親や親戚が市内に住んでいる	39.5%	買い物や生活に不便	53.7%
第3位	買い物や生活に便利	31.6%	子育て・教育の環境がよくない	25.4%
第4位	特に転居したいところがない	25.5%	行政サービスが充実していない	25.4%
第5位	保健・医療・福祉が充実している	24.0%	保健・医療・福祉が充実していない	17.9%

(市政へのニーズ：点数化)

- 満足度と重要度を点数化したうえで、両者の相関関係を整理しました。
- その結果、今後対応をしていく必要のある「満足度が低く、重要度が高い項目（相関図の左上に位置する項目）」は、「1- ④ 雇用の確保」、「4- ⑤ 公共交通網の整備」、「3- ③ 安全で快適な道路の整備」、「2- ⑥ 学校教育の充実」、「4- ② 高齢者福祉の充実」、「1- ② 商工業の振興」、「4- ① 地域包括ケアシステムの充実」、「4- ⑥ 消費者の保護」、「3- ⑦ 廃棄物の減量化と資源の有効活用」、「2- ⑤ 障がい者福祉の充実」となっています。

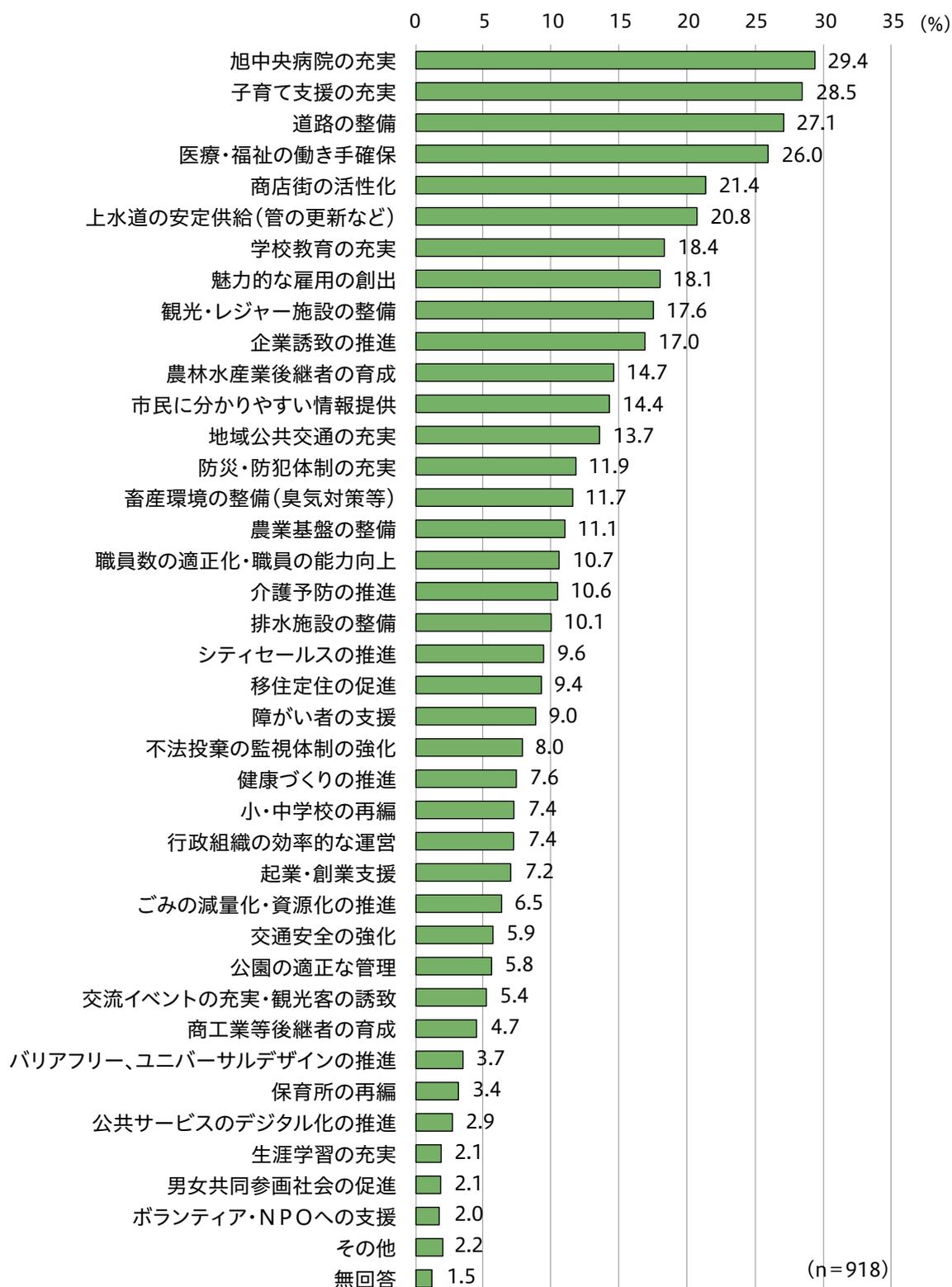


※網掛け部分は事象【A】(満足度：低・重要度：高)に属する項目

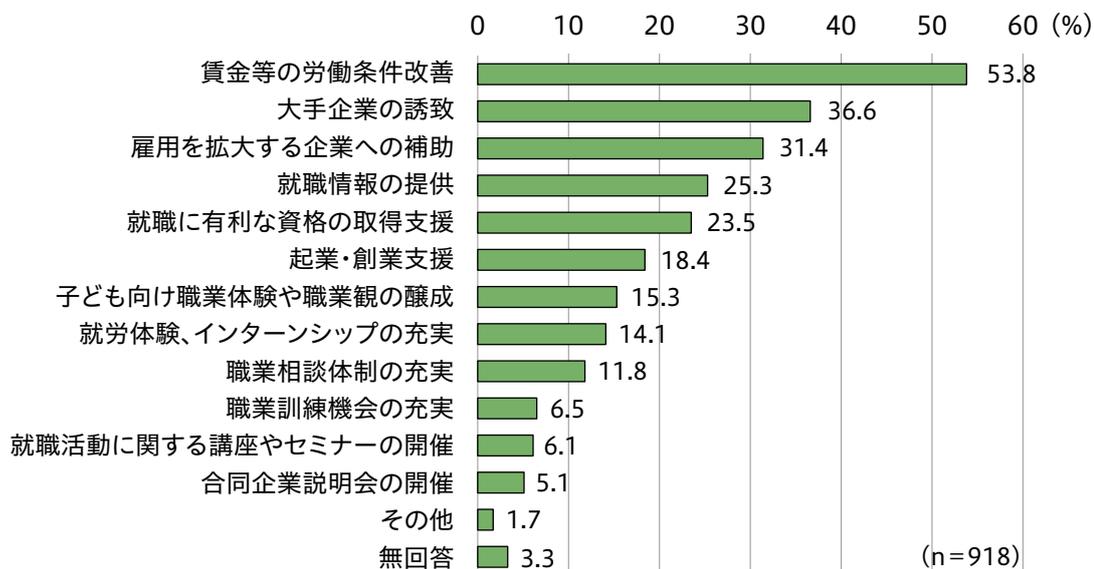
1. 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり	① 農水産業の振興
	② 商工業の振興
	③ 観光の振興
	④ 雇用の確保
2. 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり	① 保健・医療の充実
	② スポーツの振興
	③ 子育て支援の充実
	④ 地域福祉の充実
	⑤ 障がい者福祉の充実
	⑥ 学校教育の充実
	⑦ 生涯学習の充実
	⑧ 芸術文化の振興・伝統文化の保存
	⑨ 青少年の健全育成
	⑩ 互いに認め合う社会の形成

3. ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり	① 定住の促進
	② 交流の促進
	③ 安全で快適な道路の整備
	④ 安全・安心な水の供給
	⑤ 公園の充実
	⑥ 居住環境の充実
4. 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり	⑦ 廃棄物の減量化と資源の有効活用
	⑧ 自然環境の保全
	⑨ 協働の促進
	⑩ 広報・広聴・情報公開の充実
	① 地域包括ケアシステムの充実
	② 高齢者福祉の充実
③ 消防・防災力の強化	
④ 防犯対策・交通安全の強化	
⑤ 公共交通網の整備	
⑥ 消費者の保護	

- 市に優先的に実施してほしい取り組みは、「旭中央病院の充実」が29.4%と最も高くなっています。次いで「子育て支援の充実(28.5%)」、「道路の整備(27.1%)」、「医療・福祉の働き手確保(26.0%)」、「商店街の活性化(21.4%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「子育て支援の充実」における「20歳代(58.1%)」、「30歳代(53.3%)」などが高くなっています。



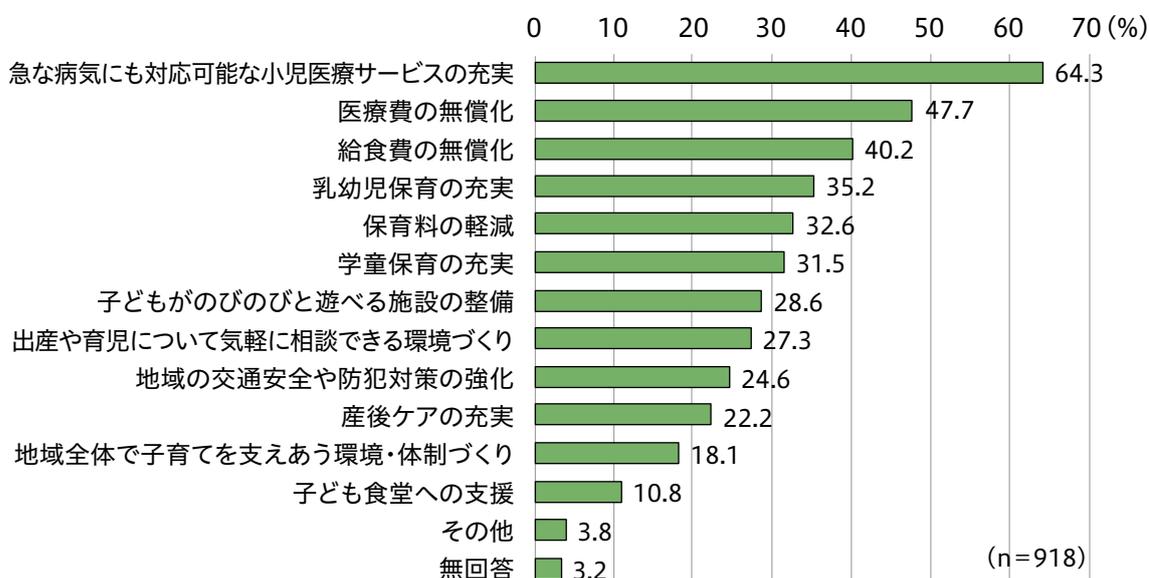
- 雇用促進のために必要だと思うことでは、「賃金等の労働条件改善」が53.8%で最も高く、次いで「大手企業の誘致(36.6%)」、「雇用を拡大する企業への補助(31.4%)」、「就職情報の提供(25.3%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「賃金等の労働条件改善」における「20歳代(71.6%)」、「大手企業の誘致」における「40歳代(43.5%)」などで高くなっています。



地域の子育て支援

市-16

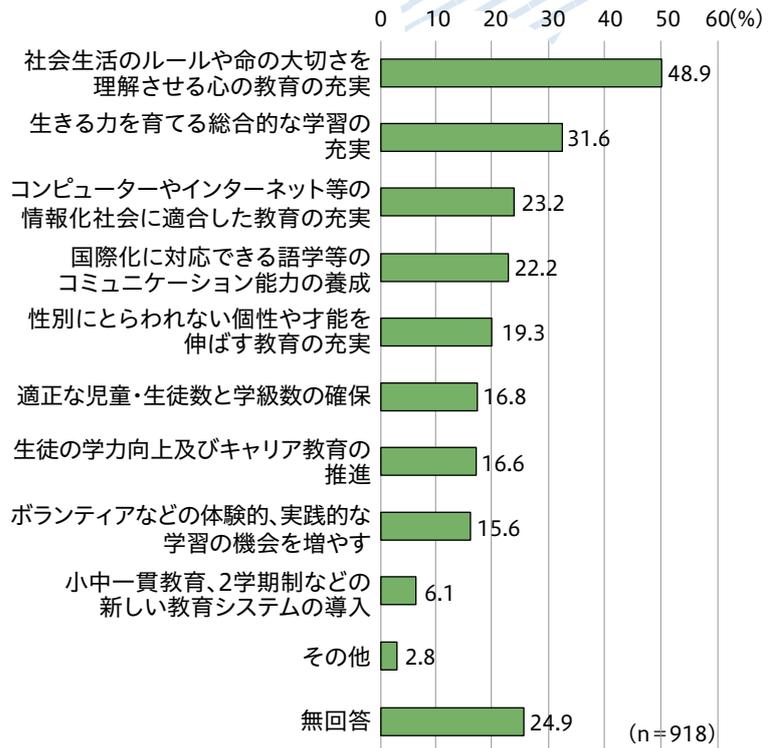
- 地域の子育て支援として期待することでは、「急な病気にも対応できるような小児医療サービスの充実」が64.3%で最も高く、次いで「医療費の無償化(47.7%)」、「給食費の無償化(40.2%)」、「乳幼児保育の充実(35.2%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「急な病気にも対応できるような小児医療サービスの充実」における「50歳代(76.3%)」、「給食費の無償化」における「40歳代(50.5%)」などで高くなっています。



学校教育

市-20

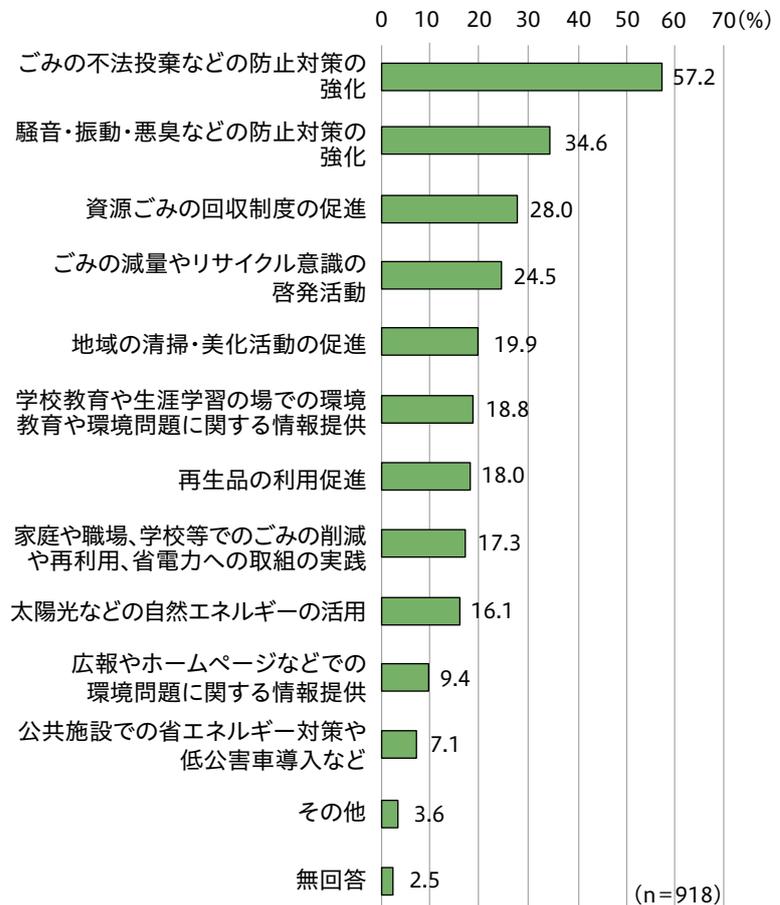
- 学校教育を充実させるために期待することは、「社会生活のルールや命の大切さを理解させる心の教育の充実」が48.9%で最も高く、次いで「生きる力を育てる総合的な学習の充実(31.6%)」、「コンピューターやインターネットなど、情報化社会に適した教育内容の充実(23.2%)」、「国際化に対応できる語学等のコミュニケーション能力の養成(22.2%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「社会生活のルールや命の大切さを理解させる心の教育の充実」における「70歳代(63.3%)」、「60歳代(62.9%)」などが高くなっています。



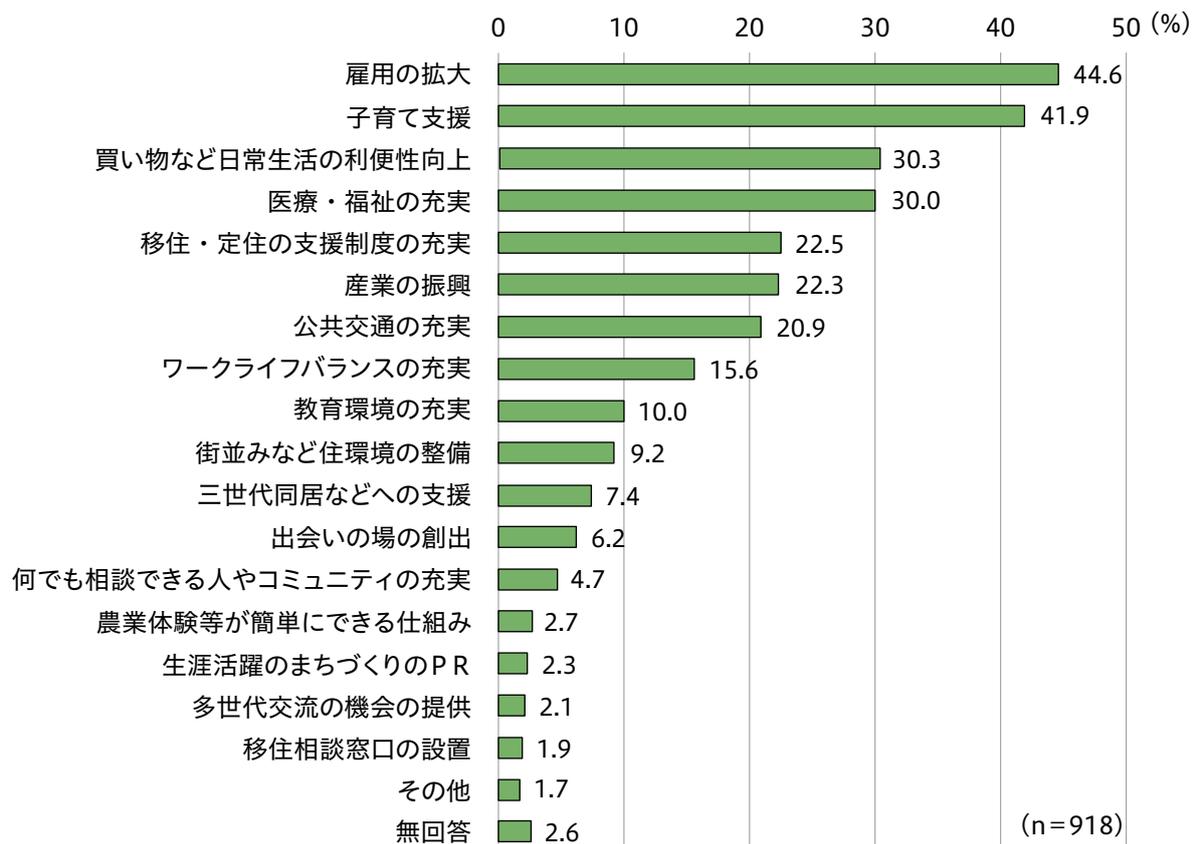
環境を守る

市-21

- 環境を守るために期待することでは、「ごみの不法投棄などの防止対策の強化」が57.2%で最も高く、次いで「騒音・振動・悪臭などの防止対策の強化(34.6%)」、「資源ごみの回収制度の促進(28.0%)」、「ごみの減量やリサイクル意識の啓発活動(24.5%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「ごみの不法投棄などの防止対策の強化」における「80歳以上(69.2%)」、「家庭や職場、学校等におけるごみの削減や再利用、省電力への取組の実践」における「80歳以上(30.8%)」などで高くなっています。



- 人口増加・定住促進の支援策では、「雇用の拡大」が44.6%で最も高く、次いで「子育て支援（41.9%）」、「買い物など日常生活の利便性向上（30.3%）」、「医療・福祉の充実（30.0%）」の順となっています。
- 年代別にみると、「子育て支援」における「20歳代（60.8%）」、「30歳代（59.3%）」、「雇用の拡大」における「50歳代（55.3%）」、「買い物など日常生活の利便性向上」における「10歳代（42.4%）」などで高くなっています。



※若者アンケートでも同じ質問をし、結果を比較しています。(P245 参照)

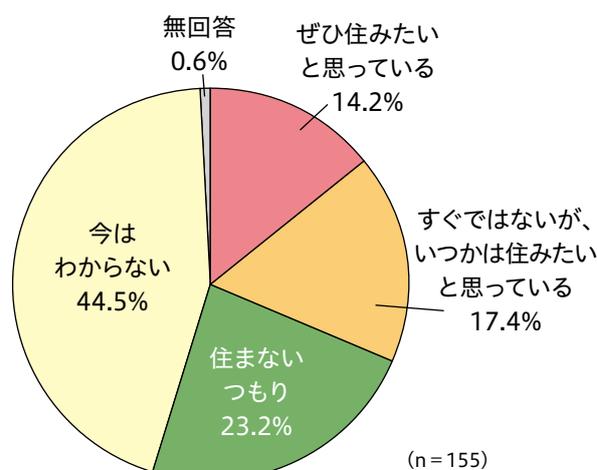
若者世代アンケート調査結果<ポイント>

調査対象	市内の平成17年(2005年)4月2日～平成20年(2008年)4月1日までの間に生まれた方の中から1,000名を無作為抽出
調査期間	令和5年(2023年)8月4日(金)～8月21日(月)
回収結果	配布数:1,000票、有効回収数:206票(郵送:163票、Web:43票)、有効回収率:20.6%

旭市への居住希望

若-5

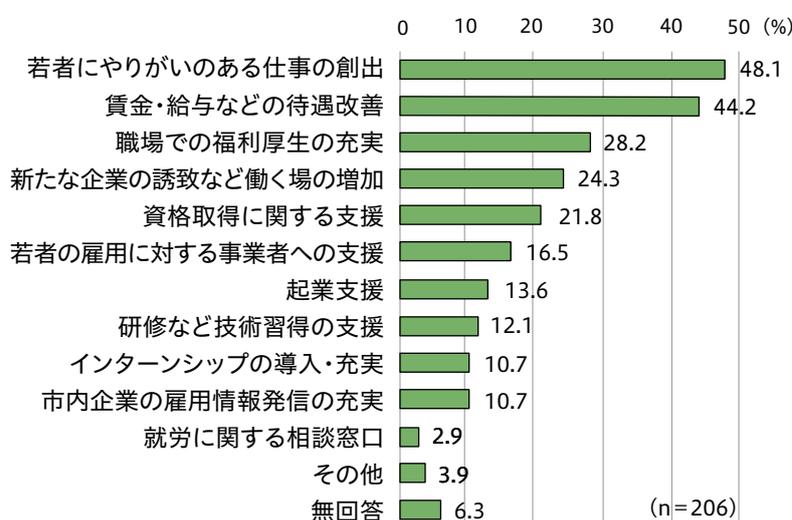
- 進学、卒業後の居住意向は、「今はわからない」が44.5%で最も高く、次いで「住まないつもり(23.2%)」、「すぐではないが、いつかは住みたいと思っている(17.4%)」、「ぜひ住みたいと思っている(14.2%)」の順となっています。
- 属性別にみると、「ぜひ住みたいと思っている」の割合は、「女性(18.8%)」が「男性(9.7%)」を上回っています。
- 年齢別では、「ぜひ住みたいと思っている」の割合は、「17歳(20.0%)」、「18歳(14.6%)」が高くなっています。
- 旭市に住みたい理由は、「生まれ育ったふるさとだから」が67.3%で最も高く、次いで「親や親戚等の近くで暮らしたい(一緒に暮らしたい)から(49.0%)」、「旭市が住みやすいまちだから(42.9%)」の順となっています。
- 旭市に住まない理由は、「旭市に希望する就職先がないから」が55.6%で最も高く、次いで「他の地域の方が、今よりも暮らすのに便利そうだから(買い物、娯楽など)(44.4%)」、「公共交通が不便だから(鉄道、バス)(36.1%)」の順となっています。



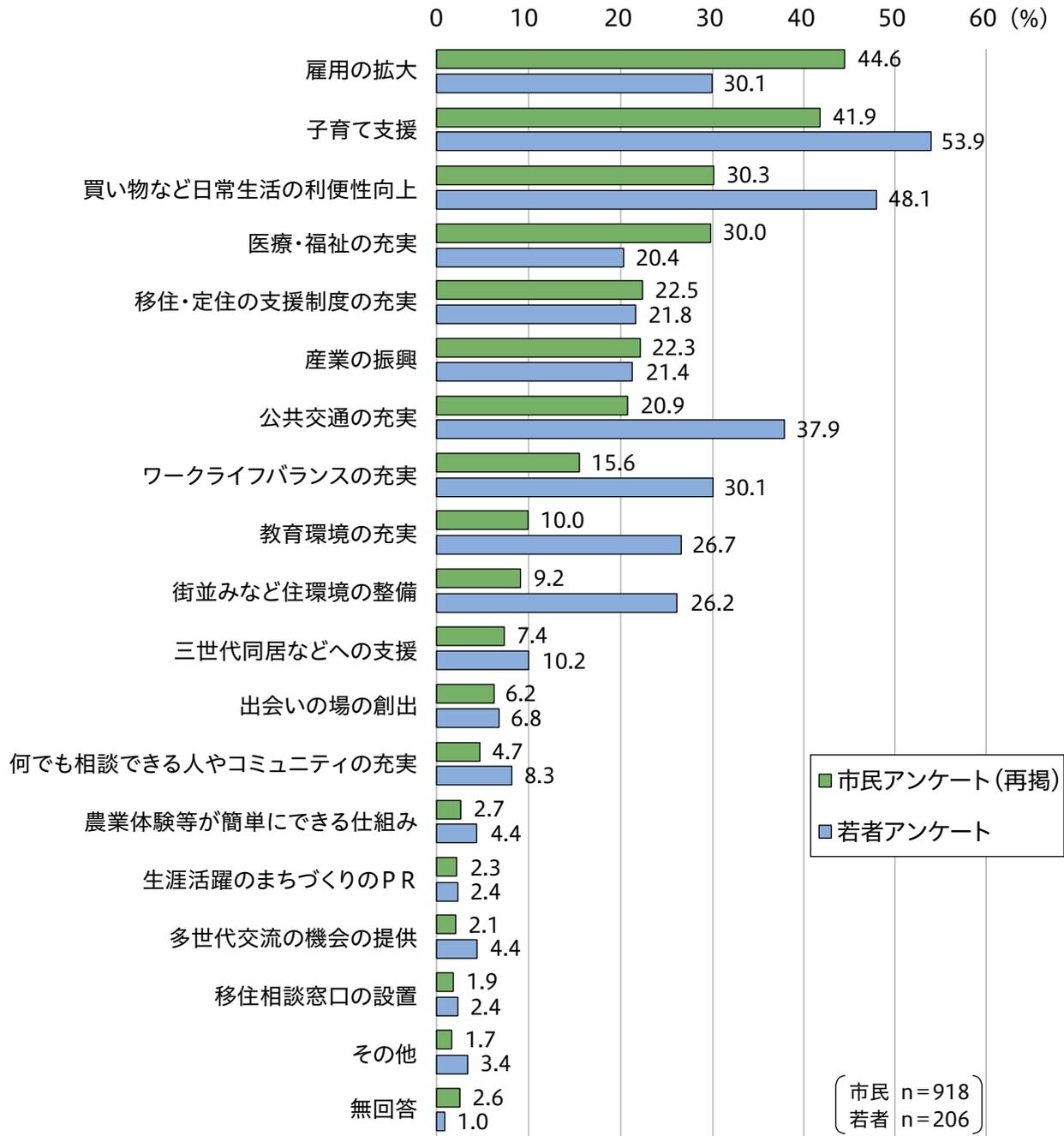
若い世代が旭市で働くために必要なもの

若-12

- 若い世代が旭市で働くために必要なことは、「若者にやりがいのある仕事の創出」が48.1%で最も高く、次いで「賃金・給与などの待遇改善(44.2%)」、「職場での福利厚生充実(28.2%)」の順となっています。
- 年代別にみると、「若者にやりがいのある仕事の創出」における「16歳(60.0%)」などが高くなっています。



- 人口増加・定住促進の支援策では、市民アンケートでは「雇用の拡大 (44.6%)」、若者向けアンケートでは「子育て支援 (53.9%)」が最も高くなっています。
- 若者アンケートは市民アンケートに比べ、「買い物など日常生活の利便性向上」、「公共交通の充実」、「街並みなど住環境の整備」、「教育環境の充実」、「ワークライフバランスの充実」などが高くなっています。



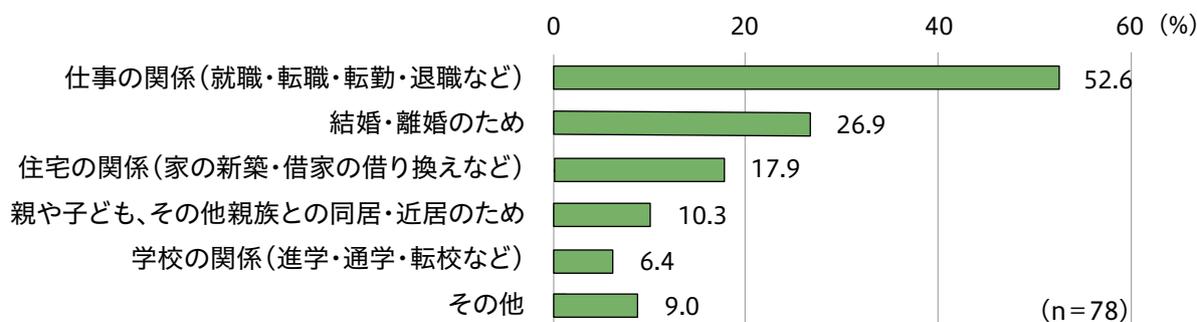
転出者アンケート調査結果<ポイント>

調査対象	令和4年中に旭市から転出された方の中から300名を無作為抽出
調査期間	令和5年(2023年)8月4日(金)～8月21日(月)
回収結果	配布数:300票、有効回収数:78票(郵送:42票、Web:36票)、 有効回収率:26.0%

旭市からの転出理由

転出-6

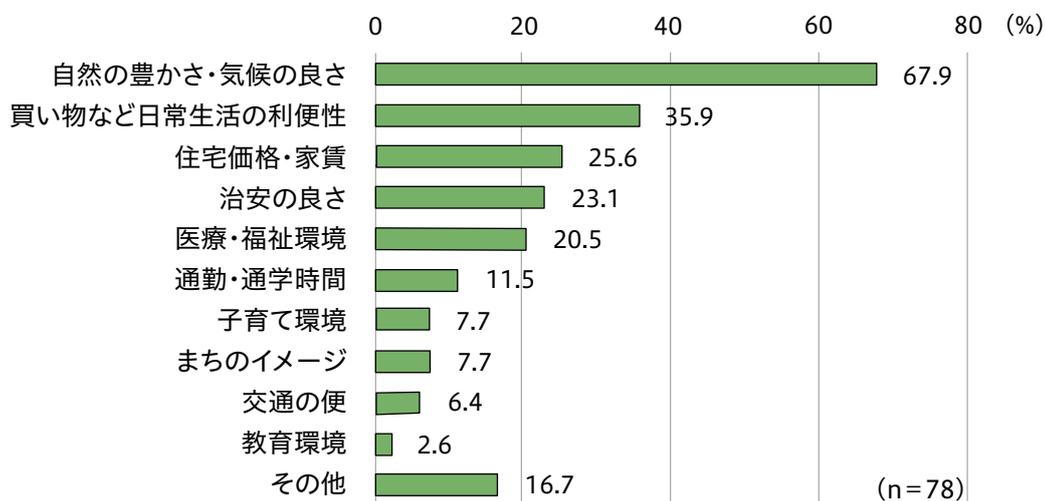
- 旭市から転出した理由は、「仕事の関係(就職・転職・転勤・退職など)」が52.6%と最も多く、次いで、「結婚・離婚のため」が26.9%、「住宅の関係」(家の新築・借家の借り換えなど)が17.9%などとなっています。
- 「その他」としては、「被災地から離れた市内で適当な価格の土地が見つからなかった」、「子どもの療育・教育環境」、「グループホーム入居」などとなっています。



旭市に住んで良かったところ

転出-8

- 旭市に住んで良かったところは、「自然の豊かさ・気候の良さ」が67.9%と目立って高く、次いで、「買い物など日常生活の利便性」が35.9%、「住宅価格・家賃」が25.6%、「治安の良さ」が23.1%、「医療・福祉環境」が20.5%などとなっています。
- 「その他」としては、「食べ物がおいしい」が多いほか、「様々な面での給付制度」、「両親が近くに住んでいる」、「コロナの支援が手厚かった」などとなっています。



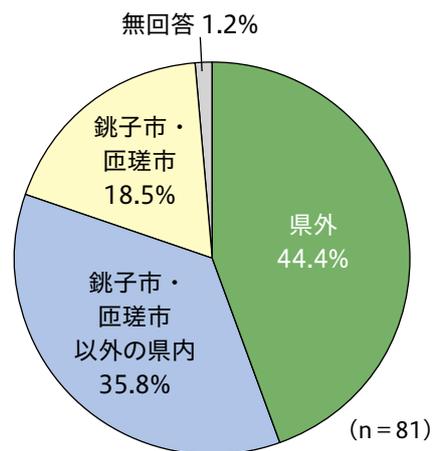
転入者アンケート調査結果<ポイント>

調査対象	令和4年中に旭市へ転入された方の中から300名を無作為抽出
調査期間	令和5年(2023年)8月4日(金)～8月21日(月)
回収結果	配布数:300票、有効回収数:81票(郵送:54票、Web:27票)、有効回収率:27.0%

転入元

転入-5

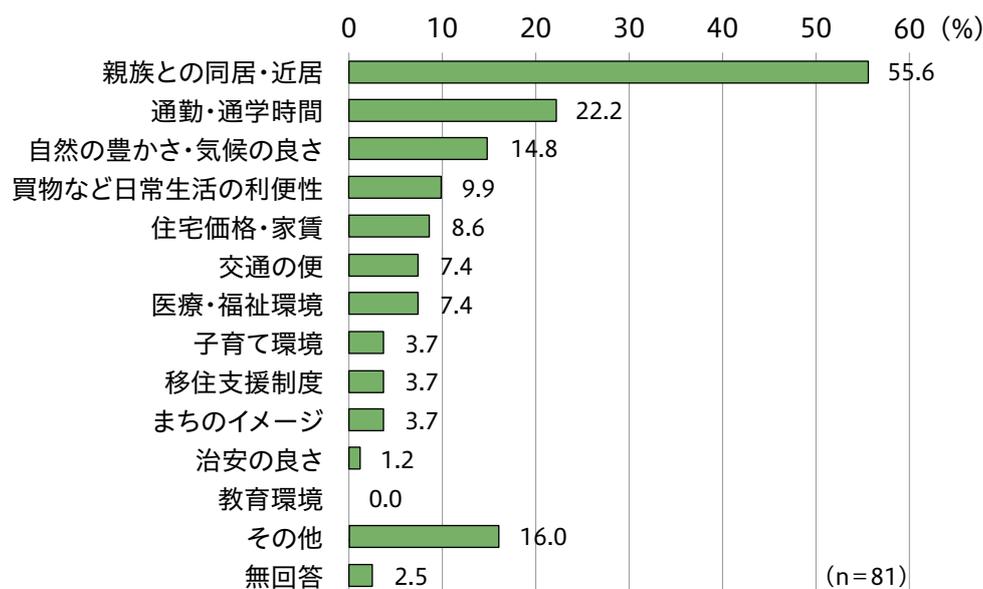
- 転入元の自治体・地域については、「県外」が44.4%で最も多く、次いで「銚子市・匝瑳市以外の県内」が35.8%、「銚子市・匝瑳市」が18.5%となっています。



転入先に旭市を選んだ理由

転入-8

- 転入先に旭市を選んだ理由は、「親族との同居・近居」が55.6%と目立って多く、次いで「通勤・通学時間」が22.2%、「自然の豊かさ・気候の良さ」が14.8%などとなっています。
- 「その他」としては、「会社の社宅や寮がある」、「実家がある」、「相続」などとなっています。



- 優先的に実施してほしいと思うことは、「観光・レジャー施設の整備」が33.3%で最も多く、これと「子育て支援の充実」(29.6%)、「道路の整備」(25.9%)、「商店街の活性化」(23.5%)の4項目が20%を超えています。
- 10%を超えた項目は、「魅力的な雇用の創出」(19.8%)、「健康づくりの推進」(17.3%)、「上下水道の安定供給(管の更新など)」(17.3%)、「旭中央病院の充実」(16.0%)、「排水施設の整備」(12.3%)、「不法投棄の監視体制の強化」(12.3%)などとなっています。
- 「その他」としては、「動物愛護やペットの飼育支援」、「雑草の除去」、「支援を受けられない家庭への補償の充実」、「東京や成田空港へのアクセス改善」などとなっています。

施策	件数	構成比(%)
観光・レジャー施設の整備	27	33.3
子育て支援の充実	24	29.6
道路の整備	21	25.9
商店街の活性化	19	23.5
魅力的な雇用の創出	16	19.8
健康づくりの推進	14	17.3
上下水道の安定供給(管の更新など)	14	17.3
旭中央病院の充実	13	16.0
排水施設の整備	10	12.3
不法投棄の監視体制の強化	10	12.3
市民に分かりやすい情報提供	10	12.3
地域公共交通の充実	10	12.3
企業誘致の推進	9	11.1
医療・福祉の働き手確保	8	9.9
畜産環境の整備(臭気対策等)	7	8.6
起業・創業支援	7	8.6
公園の適正な管理	7	8.6
防災・防犯体制の充実	7	8.6
交流イベントの充実・観光客の誘致	6	7.4
学校教育の充実	6	7.4
介護予防の推進	6	7.4
移住定住の促進	5	6.2
シティーセールスの推進	5	6.2
ごみの減量化・資源化の推進	5	6.2
交通安全の強化	5	6.2
職員数の適正化・職員の能力向上	5	6.2
農業基盤の整備	4	4.9
農林水産業後継者の育成	4	4.9
障がい者の支援	4	4.9
保育所の再編	3	3.7
生涯学習の充実	3	3.7
公共サービスのデジタル化の推進	3	3.7
行政組織の効率的な運営	3	3.7
小・中学校の再編	2	2.5
バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	2	2.5
ボランティア・NPOへの支援	1	1.2
商工業等後継者の育成	0	0.0
男女共同参画社会の促進	0	0.0
その他	15	18.5
無回答	4	4.9

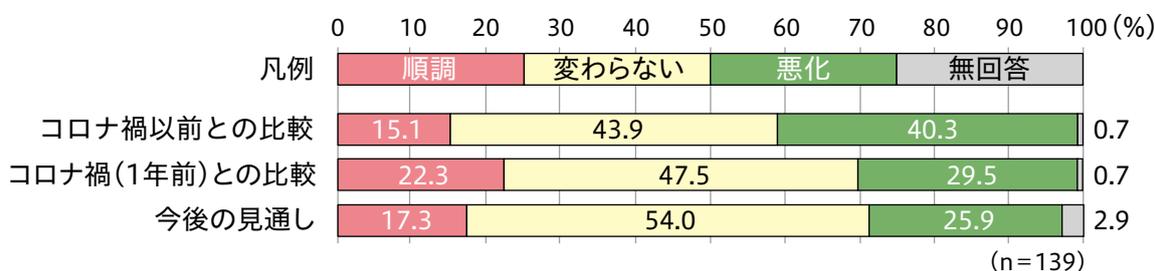
事業所アンケート調査結果<ポイント>

調査対象	旭市内に事業所(本社・支社・支店等)を置く法人の中から500社を無作為抽出
調査期間	令和5年(2023年)8月16日(水)～9月4日(月)
回収結果	配布数:500票(郵送)、有効回収数:139票、有効回収率:27.0%

経営動向(業況)

事-1

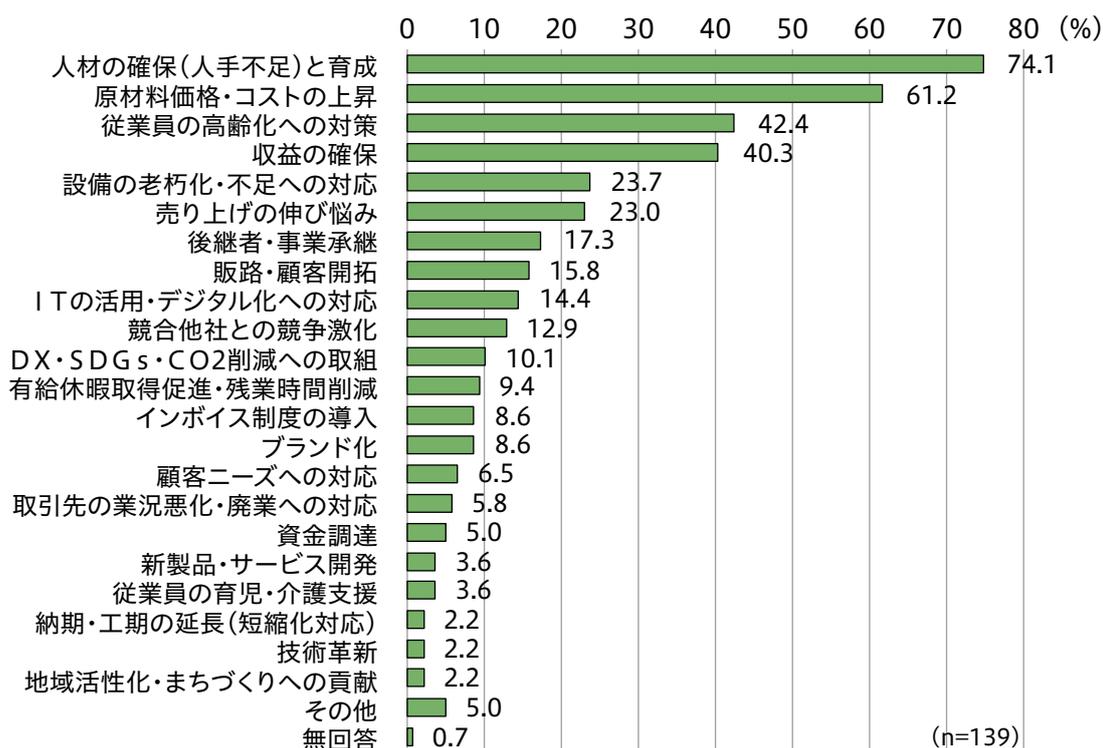
- 経営動向(業況)については、コロナ禍(1年前)との比較、コロナ禍以前との比較、今後の見通しとも、「変わらない」が最も高くなっています。
- 「悪化」と「順調」については、いずれも「悪化」が「順調」を上回っており、特にコロナ禍以前の比較では、「悪化」が40.3%と「順調」(15.1%)を25.2ポイント上回っています。今後の見通しは「順調」が17.3%、「悪化」が25.9%となっています。



経営課題

事-2

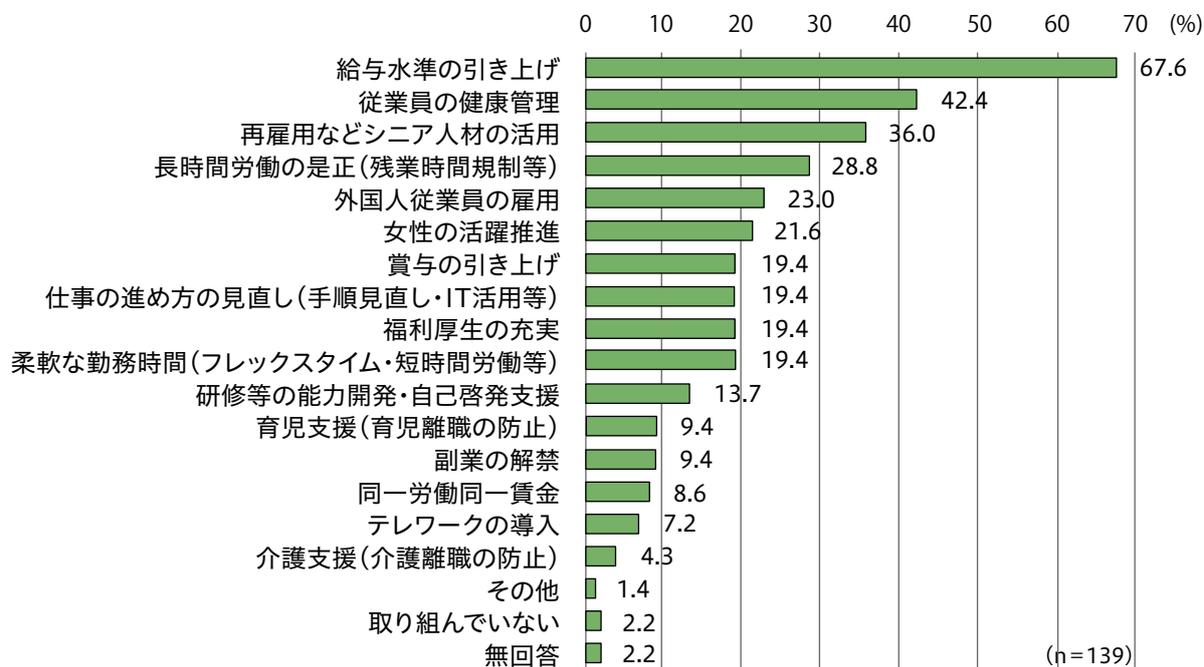
- 経営課題については、「人材の確保(人手不足)と育成」(74.1%)と「原材料価格・コストの上昇」(61.2%)の2項目が目立って高い。次いで、「従業員の高齢化への対策」(42.4%)、「収益の確保」(40.3%)となっています。
- その他では、「設備の老朽化・不足への対応」が23.7%、「売り上げの伸び悩み」が23.0%と続いています。なお、「地域活性化・まちづくりへの貢献」は2.2%に留まっています。



人材確保・雇用維持・働き方改革への取組状況

事-4

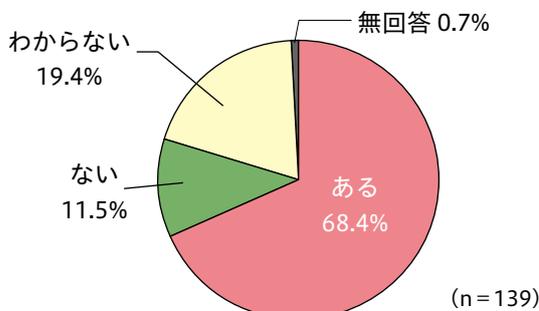
- 人材確保・雇用維持・働き方改革への取組状況は、「給与水準の引き上げ」が 67.6%で目立って高く、次いで「従業員の健康管理」が 42.4%、「再雇用などシニア人材の活用」が 36.0%、「長時間労働の是正（残業時間規制等）」が 28.8%などとなっています。



従業員の雇用を増やす可能性

事-6

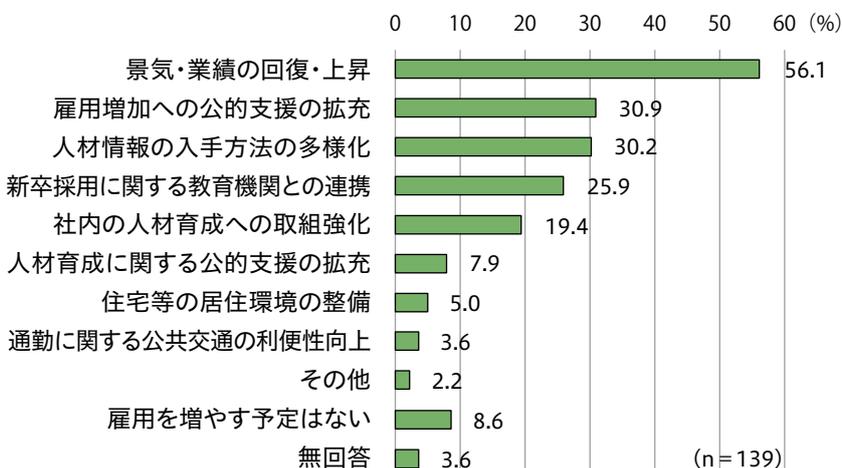
- 今後5年間程度で、従業員の雇用を増やす予定・可能性については、「ある」と答えた事業所が 68.4%とおおよそ7割を占めています。



雇用を増やすために必要なこと

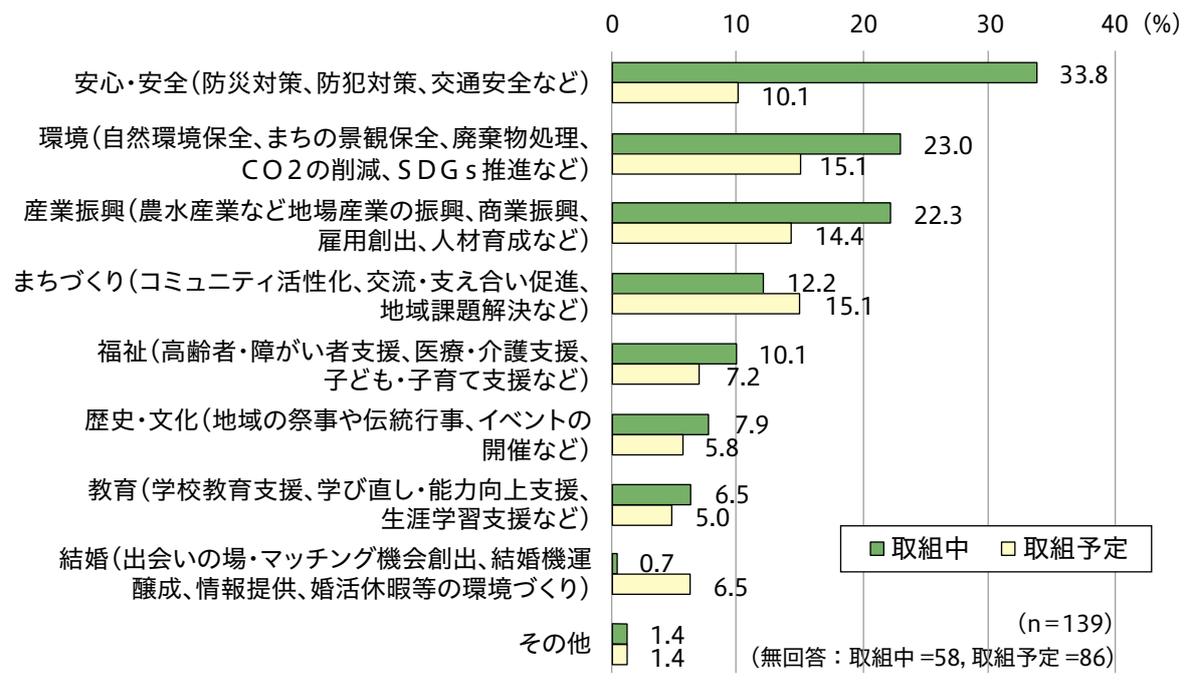
事-7

- 雇用を増やすために必要なことについては、「景気・業績の回復・上昇」が 56.1%と目立って多く、次いで「雇用増加への公的支援の拡充」が 30.9%、「人材情報の入手方法の多様化」が 30.2%、「新卒採用に関する教育機関との連携」が 25.9%など続き、「雇用を増やす予定はない」は 8.6%となっています。



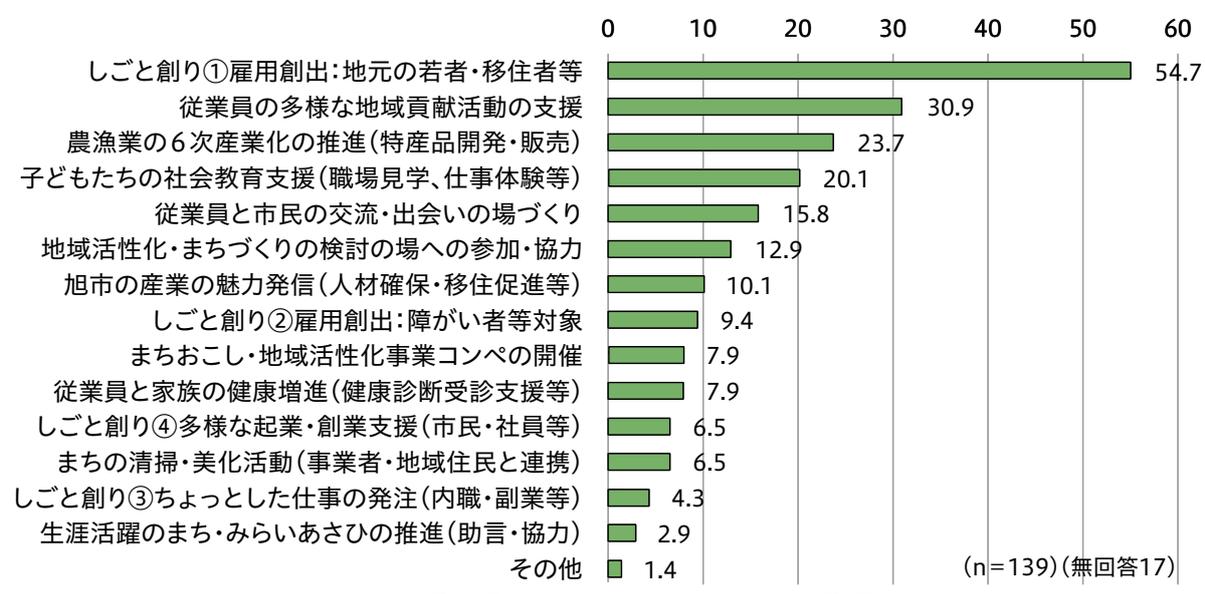
地域課題解決への取組(現在取組中・今後取組予定) 事-10

- 現在取り組んでいる地域課題は、「安心・安全(防災対策、防犯対策、交通安全など)」が33.8%と最も高く、次いで「環境(自然環境保全、まちの景観保全、廃棄物処理、CO2の削減、SDGs推進など)」が23.0%、「産業振興(農水産業など地場産業の振興、商業振興、雇用創出、人材育成など)」が22.3%などとなっています。
- 今後取り組む予定の地域課題は、「まちづくり(コミュニティ活性化、交流・支え合い促進、地域課題解決など)」と「環境(自然環境保全、まちの景観保全、廃棄物処理、CO2の削減、SDGs推進など)」がともに15.1%で最も高くなっています。



地域の活性化とまちづくりについて「重要・取り組むべき」こと 事-12

- 行政と連携した地域活性化やまちづくりで「重要・取り組むべき」ことは、「しごと創り①雇用創出：地元の若者・移住者等」が54.7%で目立って高く、次いで「従業員の多様な地域貢献活動の支援」が30.9%、「農漁業の6次産業化の推進強化(特産品開発・販売)」が23.7%、「子どもたちの社会教育支援(職場見学、仕事体験等)」が20.1%などとなっています。



「旭市のまちづくり」 市民意見交換会 開催結果

実施概要

開催目的	第3期旭市総合戦略の策定にあたり実施したアンケート結果を基に、市民のまちづくりに関する具体的な声を収集し、策定に向けた基礎資料とすることを目的として実施。		
	第1回	令和5年10月29日(日)	14時～16時 おひさまテラス「ミーティングルーム」 ※イオンタウン旭 2階
	第2回	11月26日(日)	
	第3回	12月17日(日)	
参加者	市内の高校生・4名、子育て世代・6名、シニア世代・6名、旭市新規採用職員・7名の計23名		
実施方法	会議は全3回とし、旭市の強みと弱み及び課題を踏まえた上で、「まちづくりの目標」(ビジョン)とその実現のために取り組むべきことをグループワーク形式で検討。 ※A班・B班・C班の3班に分けてグループワークを実施 (第1回:世代混合、第2回・3回:世代別)		
テーマ	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ●市民アンケート・若者アンケート結果の説明 ●旭市の強み・魅力と課題 ―好きな点・良い点・自慢したい点・嫌いな点・改善した方がよい点 	
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ●愛着と誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思える「まちづくりの目標」(ビジョン)の検討 ―10年後に、旭市(市全体～地域コミュニティ)や旭市民(同世代～多世代・全体)がどのようになっているほしいか 	
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちづくりの目標」(ビジョン)を実現するために必要なこと・取り組むべきこと 	

多様な視点で“思い”を伝えた参加者



グループワークの様子



高校生グループ



子育て世代グループ



シニア世代グループ



開催結果のポイント

- 実施結果のポイントとして、第1回の検討結果（旭市の強み・魅力と課題）、第2回の検討結果（愛着と誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思える「まちづくりの目標」（ビジョン））、及び第3回の検討結果（「まちづくりの目標」（ビジョン）を実現するために必要なこと・取り組むべきこと）を以下に示します。

<第1回>

大きく10の分野について意見がありました。特に、良いところとして多く意見があがった分野は、自然についてで、自然が豊か（海内陸の2面性、広い田んぼなど）、また、自然に触れる機会が多い、四季の変化を視覚と手で感じられるといった意見がありました。次いで、医療・健康・福祉についてと、農水産業・食についての意見が多くありました。医療が充実していて、手厚い医療が受けられる、また、大きな病院（旭中央病院）があり、いざという時の安心感がある。さらに、農業・水産・畜産については、農業算出額が全国上位、おいしいものが多いといった意見がありました。

一方で、課題・問題点としては、交通・道路について、交通の便が悪い（移動に時間がかかる、市街地から離れると不便）、都市へのアクセスが悪い、時間がかかるといった意見がありました。また、子育て支援・学校教育関係については、小児科が少なく受診に困る。学校の校則が厳しいや、小中学校の再編により通学が遠くなることへの心配などがあげられています。

<第2回>

中心テーマ	班	10年後の旭市・旭市民・わたしたち(こうなってほしい・こうしたい…)	まちづくりの目標
◆交通 ●利便性・安全性の向上 ●交通網の充実 【17】 【】内:意見数(以降同様)	A	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の交通利便性がよくなり、今までにない旭の魅力を発見し、シェアできるまち。 ○バスや電車等の交通機関の利用がしやすくなっている（駅・バス停にアクセスしやすい、運行本数の増便）。 ○発電に有利で、電気代や公共の交通料金が安いまち。 ○移動がしやすく、市内を隅々まで楽しめる。 ○街灯を増やし、夜でも安心して外を歩くことができる。 ○狭い道路がなく、誰もが安心して歩ける広い道路がある。 ○高速道路の整備や電車の増便などにより、都心に快適にアクセスできる。 ○お年寄りから子どもまで、いつでも行きたいところに行ける交通網の充実したまち。 	①市内の交通利便性・安全性が高まり、お年寄りから子どもまで、いつでも行きたいところに行くことができ、通勤・通学・通院・買い物・遊びなどの利便性が高まっている。 ②市内の移動が容易になることで、今までにない旭の魅力を発見し、みんなでシェアすることができ、そのことで旭をもっと大好きになっている。 ③高速道路ほか主要道路の整備・改良により、市内外、都心や成田空港との往来が容易になり、観光ほか人的交流が活発している。 ④高速道路ほか主要道路の整備・改良により、工業団地等へのアクセスが高まり、物流の効率化や企業立地が進展している。
	B	<ul style="list-style-type: none"> ○市内のバス便の利便性が向上（運行本数がたくさん増加）し、車を使用しないで外出する人や機会が増えている。 ○どの道も夜間は明るく、安心安全でキレイな街へ。 ○人口増により特急の増便やベッタウン化が進み、さらに人口増につながるような人が集まる街にする。 	
	C	<ul style="list-style-type: none"> ○旭市内の交通網の充実。 ○道路・鉄道等、交通の便が良くなり、他地区との交流が活発になっている。 ○運転免許を返納しても外出しやすい環境や制度を作る。 ○横芝から旭市まで高速道路が出来て、仕事や通勤に便利になる。 ○市内工業団地への大型車のアクセスの円滑化（干潟工業団地への入口の拡幅、銚子連絡道路の開通を見据えた分岐路線の整備…など）。 ○高齢者が増加するので、中央病院まで専用バスが運行するとよい。 	

中心テーマ	班	10年後の旭市・旭市民・わたしたち(こうなってほしい・こうしたい…)	まちづくりの目標
◆子ども ●子育て支援 ●子どもの成長 ●教育 [15]	A	○子どもが将来に希望を持ち、自分の未来を具体的に考え、それに向かって成長できる教育がある。 ○子育てに関する情報共有や補助金の充実、公園・施設の増加など、子育てで支援が充実したまち。 ○子育てがしやすいように、子育てグッズなどの定期便があるまち。	⑤子どもたち(含:中高生)が、将来に夢と希望を持つことができる環境や教育、サポートがあり、その実現に向かって着実に歩み、成長している。 ⑥子どもたち(含:中高生)が、友だちと一緒に安心して遊べる場所や居場所がたくさんあり、仲間をつくりながら楽しく成長している。 ⑦子育てに関する支援(行政・企業等)が充実し、働き盛りの子育て世代が、安心して働きながら生活している。 ⑧子育てに関する支援(行政・企業等)が充実し、若者が結婚や出産・子育てに安心して前向きに取り組んでおり、移住・定住者が増加している。
	B	○子育てしながら仕事ができる環境(働く場、制度等)が充実している。 ○安心して出産や育児ができる。 ○子どもが自分らしく学校生活を送ることができている。 ○結婚や子育てに前向きに取り組むことができ、将来が明るい。 ○充実した支援により子育て世代の移住者が増えている。 ○働きざかりの世代が、子育てや介護の心配なく、安心して働ける街になってほしい。 ○空き家を活用した放課後の子どもの居場所づくり。	
	C	○子ども達が、安心して遊べる地域。 ○子どもや若者が遊べる場所を増やす。 ○子供達が公園等で友達と遊べるようになってほしい。 ○子供達が多く、元気に遊べている。 ○人口が10万人都市になり、子供が多くなっている。	
◆交流 ●多世代交流 ●つながり ●支えあい ●コミュニティ ●出会い [14]	A	○地域の人たちで掃除を行ったり、お祭りなどを行っている。 ○お年寄り(一人暮らしでも)の不安や心配事をいつでもリモートなどで聞くことができる! ○住んでいる人々がとても優しい地域で暮らしている。 ○高齢者が孤立しないよう、スポーツセンターや交流施設等が充実したまち。 ○コミュニティでのつながりを意識して、住民が経営するカフェなどを作る。 ○趣味を楽しみやすく、交流の場が多いまち。	⑨地域住民が主体的に地域の掃除や困りごとの解決、祭事・イベントなどに取り組み、コミュニティが活性化している。 ⑩子どもからお年寄りまで、多世代が交流する場と機会がたくさんあり、楽しい時間を過ごすとともに、支えあいやつながりの輪が広がっている。
	B	○習い事(幼児～小学生)や部活動(中高生)、サークル活動(大人)等の多世代が利用できる施設ができて活発な交流が展開されている。	
	C	○地区のお祭り等、世代間の交流ができるイベントを増やす。(復活させる) ○異世代間の交流が盛んで、高齢者が元気に暮らせるように。 ○地域のふれあい(高齢者&子ども他)。 ○空き校舎を利用して、老人・高校生・小学生・赤ちゃんが皆で楽しめる○○。 ○通いの場を増やす。 ○高齢者が出かけられる場所があり、車がなくても行ける。 ○出会いの場がある街。	
◆観光 ●多様な地域資源の利活用 ●魅力づくり ●観光・集客スポットの開発 ●魅力発信 [15]	A	○SNS等でシェアしたいと思うような魅力があるまち。 ○流行を取り入れやすく、若者が訪れる機会の多いまち。 ○観光スポットや施設が増加・充実し、メディアの露出も増えている。 ○観光スポットが増えて観光客が多数来訪し、地域が活性化している。 ○神社が大切にされ、参拝者が多い。 ○宿泊施設が見つけやすく、数日間にわたって楽しめるまち。 ○江ノ電やたこせんといった地域の特色を活かした、思い出に残りやすいまち。 ○広大な土地を活かしたレジャー施設や誰もが楽しめるショッピングモールで買い物ができる。	⑪地域特性を生かした観光スポットや施設が増加し、SNSでのシェアやメディアの露出も増え、若者がたくさん訪れている。 ⑫飯岡漁港や刑部岬、九十九里海岸の特性と地元の食を生かした観光振興への取り組みで県内外からの多くの来訪者で賑わっている。 ⑬観光で訪れた多くの人が旭を気に入り、移住している。
	B	○統廃合による空き校舎・校庭を活用した観光施設ができて多くの来訪者で賑わっている。 ○海沿いのまちが賑わっている。 ○海岸線はカリフォルニアの様なビーチへ変貌し、漁港+キャンプ+遊覧船等で観光に特化し、移住者を増やす。 ○高速道路が開通し、アウトレットモール等の施設に他県市の人たちが多数訪れ賑わっている。	
	C	○飯岡漁港を利活用して県内外から多くの観光客を呼び込む～①飯岡灯台と漁港を1つの公園として魅力出し(灯台・漁港間に大きなエスカレーター・ジップライン)、②地元野菜・魚・くだものを活用したファミリー向けレストラン。 ○景観を利用した観光業の活性化～①九十九里海岸線の砂浜利活用、②刑部崎灯台からの景観を利活用(景観眺望+αを要検討)、③飯岡漁港の利活用。(フィッシャーマンズワーフ、若い家族が楽しめるアトラクション、漁協と共同でイベント開催等) ○セブンアイランドの発想を再検討。	

中心テーマ	班	10年後の旭市・旭市民・わたしたち(こうなってほしい・こうしたい…)	まちづくりの目標
◆雇用 ●働く場の創出 ●企業誘致 ●若者の雇用 【10】	A	○旭市の基盤である農水業に加え、たくさんの企業が旭市に拠点を持ち、若者が旭市で働いて生活することができるまち。 ○マイナーな職業の就職先が多数集まり、話題性があるまち。 ○雇用支援が手厚く、若者が旭市に残っている。 ○高校・大学卒業後に多様な仕事に就くことができ1人1人が個性を出せるような10年後になってほしい。	⑭農水産業が活性化するとともにたくさんの企業が旭市に拠点を持ち、若者の魅力的な働く場と雇用が増加している。 ⑮多様な企業と働く場があり、多くの若者(高校・大学卒業者等)が地元に残り(戻り)、仕事や子育て、趣味やスポーツなど、多方面で活躍し、地域が活性化している。
	B	○雇用の幅が広い(Uターンしても職に悩まない)。 ○安定した雇用がある企業が多い。 ○多様な企業や職業があり、安定した生活のもとで安心して子育てができ、人口が増加している。	
	C	○工業団地での雇用の増加。 ○安定した収入を得られる職場がある街。 ○工業団地への大企業誘致により、若者の雇用の場と人材を確保し、活気あふれるまち。	
◆安心・安全・快適な暮らし ●医療の充実 ●高齢者福祉 ●買い物利便性 【9】	B	○災害が起きても”大丈夫”と安心できるまち。	⑯医療と福祉と市民の支えあいの心が充実し、高齢者や障がい者、その他支援を必要とする人が、孤立せず、楽しく、安心して暮らすことができる。
	C	○医療の充実した、安心な街。 ○医療が充実し、病気になっても高度医療が受けられ、安心して生活できる。 ○買い物に困らない街、移動販売など。 ○高齢者が一人暮らしでも安心して楽しく暮らせるまち。 ○留守にしても鍵をかけずに安心して外出ができる。 ○とにかく楽しく生活したい。 ○コロナがなくなり、安全に配慮された環境で、高齢者も安心して暮らせる住み良いまち。 ○税金のない(少ない)福祉が充実しているまち。	
◆農林水産業 ●安定した漁業環境 ●最先端農業・水産業 ●農・工連携 ●林業育成 【7】	A	○船舶等のライセンスを容易に取得でき、漁師さんの収入が安定する漁業環境をつくる。 ○畜産の数は減らさず、ニオイの問題を解決してほしい。	⑰農水産業が、最先端の技術・手法の研究と実践、観光産業との連携や6次産業化の推進、及び後継者の育成等により経営が安定し、担い手も増加し、活性化している。
	B	○農業特区で企業と学生が最先端農業を研究・実践し、関連企業も集まり、2次・3次産業が活性化。 ○銚子市と連携した水産特区で企業と学生が養殖等を研究・実践し、雇用の創出と人口増につなげている。	
	C	○農業を大事に育成する～①小規模農業のマッチング化推進、②JAB本来的企業目的(農業共同体)への回帰、③農業後継者の育成に力を注ぐ(旭農業高校と東総工業高校の「農」+「工」職業校一体化による新時代チャレンジ力の向上)。 ○地域の農産物を活かし、買い物客が多く訪れ、経済が安定したまち。 ○林業の育成強化の推進(世界的な木材不足に対応すべくSDGsの観点も取入れ再起業化を促進)～①道路にはみ出した高木等の不要木材の強制伐採、②伐採した木材で再利用可能な製品を製造・販売(新規雇用創出)、③林業と雑草除去が事業として成り立つようになる…など	
◆移住・定住 ●旭市ならではの強み ●移住・定住の魅力づくり 【6】	A	○市外の人から、1日、1週間、1年間、旭市での暮らしを体験でき、旭市に「住んでみたい・住み続けたい」と思ってもらいたい。	⑱「旭市でなら●●ができる!!」という強みが生まれ、旭市ならではの暮らし体験もでき、旭市に「住んでみたい、住み続けたい、一度離れてもいつか戻りたい」と思う人が増加している。
	B	○「旭市でなら●●ができる!!」という強みが生まれているとよし!(Uターンに加え新しい転入者の増加を目指す!) ○一度転出しても「いつか戻ろう」と思えるまち。 ○新築ではなく、空き家を活用するシステムづくり。 ○粗大ゴミの処分無料化。	
	C	○市営住宅を新しく。	
◆駅周辺 ●市内4駅周辺の開発・活性化 ●商店街の活性化 ●賑わい創出 【5】	A	○駅前商店街が人だかりで賑わい、魅力を感じ、旭市に住みたい・住み続けたいと思う人がたくさんいる! ○飲食店等の落ち着いた場所(喫茶店)づくりなど駅周辺の発展。	⑲駅周辺の商店街が元気になり、買い物の場、交流の場、個々人の居場所として、多世代の市民に親しまれ、賑わっている。
	C	○旭駅及び干潟駅の再開発推進～①旭駅北口の再開発(旭駅の南北円滑利用)、②干潟駅からの工業製品出荷ルート確保(駅構内の拡幅及びあさひ鎌数工業団地・干潟工業団地との資機材運搬円滑化など) ○飯岡駅北側の再開発と倉橋駅周辺の利活用促進～①飯岡駅北側にロータリーを設置するとともに農免道路に向けて広域農道を整備する、②倉橋駅周辺への駐車場の整備と林業者の木材搬出用の貨物積み込みエリアの設置、及び倉橋・岩井・松ヶ谷地区、鐺木～桜井地区の林業促進地区指定と保護。 ○商店街をもっと元気に。	
			⑳市内JR4駅周辺について、各駅の立地環境を生かした開発・再開発により、駅の利便性が高まり、通勤通学に加え、商工業の面でも有効に利用されている。

中心テーマ	班	10年後の旭市・旭市民・わたしたち(こうなってほしい・こうしたい…)	まちづくりの目標
◆環境 ●自然景観 ●風力発電 ●CO2削減 【5】	A	○星空や夜の町を楽しめるまち。 ○海のきれいさや公園の充実度はUPしてほしい。 ○公園の桜並木や季節感があるものは残っていてほしい。	⑳美しい海と海岸線や四季折々の花木、きれいな星空など、旭ならではの自然を楽しむことができる、人や環境にやさしい旭ライフが持続している。
	C	○風力発電エリア・ランドの発想(職域の拡大促進) ○安価な燃料、水で走る車がないかな～。	
◆活躍 ●チャレンジ ●生涯活躍 【2】	B	○市民が主体的にまちづくりに参加する(参加できる)街になってほしい(市民がチャレンジできる仕組みづくり/行政は市民のお手伝い)。	㉑多世代の市民が、自分の“経験”や“得意”あるいは“地域や人の役に立ちたいという思い”を生かし、主体的にまちづくりに参加・チャレンジし、活躍をしている。
	C	○定年退職後も活躍できる街。	
◆空地活用 【2】	C	○市の空地の土地について。 ○田畑の有効活用。	(上記目標達成に向けた取り組みで必要に応じて利活用する)
◆その他	B	○透明な市政	

<第3回>

中心テーマ	まちづくりの目標	班	まちづくりの目標を実現させるために必要なこと
◆交通	①市内の交通利便性・安全性が高まり、お年寄りから子どもまで、いつでも行きたいところに行くことができ、通勤・通学・通院・買い物・遊びなどの利便性が高まっている。	A	○キレイな街にするため、地域ごとでゴミ拾いの活動などに取り組む。 ○「GO」などのタクシーアプリを使い、ロボットタクシーなどの無人自動車で呼びたい時に呼び、行きたい所へ行けるようにする。 ○駅前だけでなく、様々な場所にタクシーの乗り場やバス停をつくる。
		B	○バス本数を増便し、路線を多くする。 ○市内バスの運行本数の増加、及び歩道や街灯等の道路環境の整備が必要。
	②市内の移動が容易になることで、今までにない旭の魅力を発見し、みんなでシェアすることができ、そのことで旭をもっと大好きになっている。	A	○「GO」などのタクシーアプリを使い、ロボットタクシーなどの無人自動車で呼びたい時に呼び、行きたい所へ行けるようにする。
		B	○市内の施設を利用した際や風景・食等、市民たちが自らSNSへ投稿したりしてたくさんアピールすることが必要。
	③高速道路ほか主要道路の整備・改良により、市内外、都心や成田空港との往来が容易になり、観光ほか人的交流が活発している。	A	○高速バス(東京行き)をより広めることによって、電車や高速道路での移動以外の選択も増える。
		C	○成田空港～R296～広域農道への道路を整備する。 ○信号でのスムーズな通過を可能にする。 ○アスファルト道路を本格的に改良。
	④高速道路ほか主要道路の整備・改良により、工業団地等へのアクセス性が高まり、物流の効率化や企業立地が進展している。	C	○成田及び東金有料道路から市内へのスムーズなアクセスを可能にする。 ○銚子連絡道の早期完成。 ○東関道から干潟地区へのバイパス道路推進計画の立案。
		⑤子どもたち(含:中高生)が、将来に夢と希望を持つことができる環境や教育、サポートがあり、その実現に向かって着実に歩み、成長している。	A
B	○学校跡地等を活用して、子供たちが遊んだり学んだりイベント施設等として活用。		
C	○学校教育以外の学びの施設や機会を作る。		
◆子ども	⑥子どもたち(含:中高生)が、友だちと一緒に安心して遊べる場所や居場所がたくさんあり、仲間をつくりながら楽しく成長している。	A	○空き家や空き地を子ども達が安心して遊べる場所にする。 ○放課後広場を作り、年関係なく遊び、触れ合えるようにする。
		B	○学校跡地等を活用して、子供たちが遊んだり学んだりイベント施設等として活用。
	⑦子育てに関する支援(行政・企業等)が充実し、働き盛りの子育て世代が、安心して働きながら生活している。	A	○こんな支援をやっているよ!ということをチラシ・ポスター・SNS等で市民、市外の人に知ってもらう。子育てしやすい市だと周知してもらおうと市外からも旭市に来てくれる。
		B	○行政・企業それぞれの現状把握と周知、連携体制の構築が必要。
		C	○子育て支援の充実(高校～大学への学費無償化、育児中(小学卒業まで)1人3万円の支給実現化、出産経費に係るものの全額補助)。
	⑧子育てに関する支援(行政・企業等)が充実し、若者が結婚や出産・子育てに安心して前向きに取り組んでおり、移住・定住者が増加している。	A	○こんな支援をやっているよ!ということをチラシ・ポスター・SNS等で市民、市外の人に知ってもらう。子育てしやすい市だと周知してもらおうと市外からも旭市に来てくれる。 ○出産・子育ての知識と財力のない若者に向け、必要な知識や費用等の情報を周知し、その時になって安心して取り組めるようにする。
		B	○雇用拡大→収入安定→子育て資金に明るい展望。 ○行政・企業それぞれの現状把握と周知、連携体制の構築が必要。
		C	○若者が結婚・出産を考えられる場の創出。 ○若者の出会いの場を設ける取り組みが大事(例:公的仲人制度によるカップル増加策)。 ○子育て支援の充実(高校～大学への学費無償化、育児中(小学卒業まで)1人3万円の支給実現化、出産経費に係るものの全額補助)。

中心テーマ	まちづくりの目標	班	まちづくりの目標を実現させるために必要なこと
◆交流	⑨地域住民が主体的に地域の掃除や困りごとの解決、祭事・イベントなどに取り組み、コミュニティが活性化している。	A	○キレイな街にするため、地域ごとでゴミ拾いの活動などに取り組む。
		B	○今までとは違った形でのコミュニティの形成が必要。同じ目的・考えの人達が気軽に集まって活動できるような仕組み作り。 ○中央病院があり医療が充実しているため、全世代・障がい者などが安心して生活できる。
		C	○地域住民の交流の頻度が増えると防犯意識も向上し、子育て世代や高齢者世帯の安心・安全な生活につながる。 ○移動スーパーの創設。
	⑩子どもからお年寄りまで、多世代が交流する場と機会がたくさんあり、楽しい時間を過ごすとともに、支えあいやつながりの輪が広がっている。	A	○定期的にこのような話し合いの場を設ける。 ○商店街の活性化により子どもから高齢者まで楽しく買い物ができ、交流することができる。
		C	○地域住民の交流の頻度が増えると防犯意識も向上し、子育て世代や高齢者世帯の安心・安全な生活につながる。 ○心豊かなつながりを持ち、穏やかな心を持って過ごしやすい。 ○人口増方策として「産めや育てや方策」、「お節介人の依頼」など。 ○保健師、介護士、保育士に協力を依頼し、住人を一人にしないこと。
◆観光	⑪地域特性を生かした観光スポットや施設が増加し、SNSでのシェアやメディアの露出も増え、若者がたくさん訪れている。	A	○商業(含:個人経営)・観光施設に対し、市が出資することで活性化。 ○InstagramやTikTok等、施設が宣伝を行い、来訪者を増やす。 ○地元食材を使ったカフェや旬のフルーツを使った直売所などを作って、生産者と消費者のつながりも大切にしていく。 ○市の飲食店(特にカフェ等)のまとめや口コミをSNS(インスタやX)を用いてアピールする。 ○個人の出店をしやすくする。(資格取得の支援等・土地の確保)。
		B	○廃校や空き地を活用し会社を呼び込む。 ○新たな観光スポットの発見や、魅力的な店舗の出店が必要。 ○市民が主体的に市の良いところを見つけ、情報発信していく。 ○新たな店舗の出店と小規模事業者の誘致。 ○地産地消イベントなどへの参加。 ○市内の施設を利用した際や風景・食等、市民たちが自らSNSへ投稿したりしてたくさんアピールすることが必要。 ○地域特性を活かし、今あるものを活用する(田舎、広い土地、空き校舎～グランピング施設に!)
		C	○具体的な観光コースの設定と広報の徹底。 ○子育て世帯の移住を促進することも目標にする。 ○風力発電の景観を加えてPR(全国へ発信)。 ○飯岡港のフィッシャーマンズワークを県と共同で完成させる。 ○飯岡灯台を活用し、イルミネーション・花火・初日の出などが集まる時に若者等による音楽イベントを開催し、SNSやメディアに流す。 ○今ある観光スポットに滞在できる店を作る。
	⑫飯岡漁港や刑部岬、九十九里海岸の特性と地元の食を生かした観光振興への取り組みで県内外からの多くの来訪者で賑わっている。	B	○海岸線を整備して見栄え良くする。 ○映え&遊べるスポットを整備、拡充する。 ○漁港、灯台を利活用(キャンプ場等)する。 ○市内の施設を利用した際や風景・食等、市民たちが自らSNSへ投稿したりしてたくさんアピールすることが必要。
		C	○風力発電の景観を加えてPR(全国へ発信)。 ○飯岡港のフィッシャーマンズワークを県と共同で完成させる。 ○飯岡灯台を活用し、イルミネーション・花火・初日の出などが集まる時に若者等による音楽イベントを開催し、SNSやメディアに流す。 ○地産地消のレストランをつくる(元給食センターの人、料理の好きな人、人の好きな人と協力して)。 ○今ある観光スポットに滞在できる店を作る。
⑬観光で訪れた多くの人が旭を気に入り、移住している。	B	○海岸線を整備して見栄え良くする。 ○映え&遊べるスポットを整備、拡充する。 ○漁港、灯台を利活用(キャンプ場等)する。	
	C	○子育て世帯の移住を促進することも目標にする。 ○風力発電の景観を加えてPR(全国へ発信)。 ○飯岡港のフィッシャーマンズワークを県と共同で完成させる。	

中心テーマ	まちづくりの目標	班	まちづくりの目標を実現させるために必要なこと
◆雇用	⑭農水産業が活性化するとともに、たくさんの企業が旭市に拠点をもち、若者の魅力的な働く場と雇用が増加している。	A	○農水産業は安定した収入がないというイメージがあるので、良いイメージをもってもらう取り組みをし、収入が不安定な時期は給付金などの手助けをする。
		B	○農業・水産特区化して企業・大学(研究機関)を誘致し、効率のかつ生産性良く再編する。
	⑮多様な企業と働く場があり、多くの若者(高校・大学卒業者等)が地元に残り(戻り)、仕事や子育て、趣味やスポーツなど、多方面で活躍し、地域が活性化している。	C	○空き校舎を活用してキャンプやサーファーが宿泊できる施設を整備する。
◆安心・安全・快適な暮らし	⑯医療と福祉と市民の支えあいの心が充実し、高齢者や障がい者、その他支援を必要とする人が、孤立せず、楽しく、安心して暮らすことができる。	B	○中央病院があり医療が充実しているため、全世代・障がい者などが安心して生活できる。 ○高齢者(交通弱者)が集団で暮らせる施設をつくる。
		C	○元気な心を持って暮らす。 ○とにかく楽しく地域住民とつながっていること(⑩にもつながる)。 ○福祉の仕事関係者の一律給与補助(+5万円を市から)。
◆農水産業	⑰農水産業が、最先端の技術・手法の研究と実践、観光産業との連携や6次産業化の推進、及び後継者の育成等により経営が安定し、担い手も増加し、活性化している。	B	○農業・水産特区化して企業・大学(研究機関)を誘致し、効率のかつ生産性良く再編する。
		C	○林業を新規に第3セクター化し開発する。 ○農水産業の担い手を育成し活性化させる。
◆移住・定住	⑱「旭市でなら●●ができる!!」という強みが生まれ、旭市ならではの暮らし体験もでき、旭市に「住んでみたい、住み続けたい、一度離れてもいつか戻りたい」と思う人が増加している。	B	○都内などから移住した人達が不自由なく最低限のコトがそろっている。
		C	○学校教育以外の学びの施設や機会を作る。 ○旭市で育った子どもにも故郷意識を持ってもらい、定住につなげる。
◆駅周辺	⑲駅周辺の商店街が元気になり、買い物場、交流の場、個々人の居場所として、多世代の市民に親しまれ、賑わっている。	A	○個人の出店をしやすくする。(資格取得の支援等・土地の確保)。
		B	○現状はシャッター街なので、新しい店舗を増やすだけでなく、元々あるお店やお店特有の商品が復活しないと意味がない。 ○旭駅の周りは何もないので、駅利用者にとってうれしい環境を整える(例:お土産、コンビニ、コインロッカー、待機できる場所など)。
		C	○南北バランスの良い周辺開発する事で活路上昇を目指す。
	⑳市内J R4駅周辺について、各駅の立地環境を生かした開発・再開発により、駅の利便性が高まり、通勤通学に加え、商工業の面でも有効に利用されている。	B	○現状はシャッター街なので、新しい店舗を増やすだけでなく、元々あるお店やお店特有の商品が復活しないと意味がない。 ○旭駅の周りは何もないので、駅利用者にとってうれしい環境を整える(例:お土産、コンビニ、コインロッカー、待機できる場所など)。 ○このような意見交換会の機会がほかにもあると良い。子どもの参加(「こども議員」のような取組)もあるとよい。 ○行政・企業とも市民の意見を聞く場を設けるとよい。
C		○南北バランスの良い周辺開発する事で活路上昇を目指す。	
◆環境	㉑美しい海と海岸線や四季折々の花木、きれいな星空など、旭ならではの自然を楽しむことができる、人や環境にやさしい旭ライフが持続している。	B	○「海」を一番に立てるのではなく、「周辺に施設があつての海!!」として進める方が良い。 ○サーフィンやご当地グルメを売りにする。
		C	○旭市が取り組んでいる洋上風力を、環境面だけではなく観光資源にすることが大切。 ○星空を楽しめるスポット、施設を作る。
◆活躍	㉒多世代の市民が、自分の“経験”や“得意”あるいは“地域や人の役に立ちたいという思い”を生かし、主体的にまちづくりに参加・チャレンジし、活躍をしている。	B	○市の実情(良いことも悪いことも)をもっと公開し、市民の意識改革を進める。

「旭市のまちづくり」 事業者意見交換会 開催結果

実施概要

開催目的	第3期旭市総合戦略の策定にあたり実施したアンケート結果を基に、官民連携のまちづくりに関する事業者の具体的な声を収集し、策定に向けた基礎資料とすることを目的として実施。		
	第1回	令和5年12月21日(木)	18時半～20時 旭市役所 1階 市民ホール
	第2回	令和6年1月26日(金)	
参加者	アンケートで具体的な課題や要望、総合戦略への期待を回答していただいた企業、また、商工会の意向などを踏まえ20社を選定。		
実施方法	会議は全2回とし、旭市の課題解決及び官民連携のまちづくりに向けた取組方向、及びその実現のために取り組むべきことなどについて、グループワーク形式で検討。 ※A班・B班・C班の3班に分けてグループワークを実施		
テーマ	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者アンケート結果概要の説明 ●旭市の課題解決及び「官民連携のまちづくり」に向けた取組・方向性の検討・提案(グループワーク) <主に検討する3つのテーマ> <ol style="list-style-type: none"> ①雇用・働き方改革(人材確保、育成、福利厚生の実施など) ②商工業・農水産業の振興 ③移住・定住促進(地元の若者・移住者、U/IJターン者) 	
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ●「官民連携のまちづくり」に関する先進事例紹介 ●「官民連携のまちづくり」に関する具体的な提案(グループワーク) <主な検討事項> <ul style="list-style-type: none"> ○解決すべき(したい)地域課題 ○有効に活用できる地域資源 ○民間参画が可能な社会活動 ○官民連携で取組み可能な市の事業 ○官民連携の推進に向けて必要な役割分担 	

業種を超えて話し合った参加者



グループワークの様子



開催結果のポイント

- 実施結果のポイントとして、第1回の検討結果（旭市の課題解決及び「官民連携のまちづくり」に向けた取組・方向性の検討・提案）、及び第2回の検討結果（「官民連携によるまちづくり」に関する具体的な提案）を以下に示す。

<第1回>

分野	班	意見(課題解決及び官民連携のまちづくりに向けた取組・方向性)
魅力(食・自然) 発信・ブランド化	A	・食べ物のブランド化。
		・福井県鯖江市のデザインによる伝え方で売上20倍に、見たくなるサイト作り(設計力)。
		・旭市には既に良い物がある。価値を感じてほしい。県外からは感動してくれる。
	B	・都内に住んで旭市の食の美味しさに気づいた。
		・安心したものを食べさせたいと思う子育て世代にPRしてほしい。
		・旭市は青いイメージ、空が広く、星が見える。
		・近隣に比べ飲食店が多いのは良い。
		・旭市は、食と人が魅力的である。
		・小学校の教育の中で旭市の魅力を伝えてほしい。
C	・食べ物が高くても美味しかったら文句はない。(高い満足度)	
	・海があるので、銚子市と組んで何かできたら良い。	
	・旭市ライブカメラは高性能にして発信力向上。	
農漁業振興 (仕事・観光資源)	A	・旭市の知名度が低い。ブランディングに取り組む。
		・都内の人が旭は食べ物美味しいと言っていた。ブランディングに力を入れるべき。
	C	・永住には農業という職業が良い。
観光・商業振興	A	・農業体験やアクティビティを観光資源に、都内からは異次元な体験(農・漁)。
		・農業以外(水産業)の補助があれば。
	B	・サーファーにお金を落としてもらえるような仕組みに力を。
		・成田空港が近いが、外国人が来ない。
		・観光があれば、若い人も残る理由になる。良い宿など招致してくれたら良い。
		・常総市の道の駅は賑わっているが、旭の道の駅も魅力がある。
C	・観光面で、ペット同伴で宿泊できるホテルなどは、リピーター率が高い。	
	・民間の大型施設、商店街などの衰退を市が関わっていけると良い。	
企業業績の改善・拡大	B	・イオンタウン周辺を中心としたまちづくりが、中心市街地まで波及してほしい。
	B	・収益が増えれば、福利厚生も充実し、好循環が生まれる。
仕事の間づくり・ 企業誘致・雇用確保	A	・家など安く借りれて仕事があれば、食には困らない。
	B	・若い人が流出しないための産業づくり。
		・大企業を誘致。
		・住んでいると分かりづらいが、資源は豊富である。今の産業を生かしつつ、新しいものを取り入れて。
	C	・IT企業は開発合宿で地方へ行く。(誘致してみても、空き家、温泉もあるので、人呼びこめる。)
外国人労働者の 受け入れ	B	・個々の事業者単独でなく、旭市全体で雇用確保に取り組むことが必要。
	C	・外国人の受け入れを市でやってもらえると良い。
働き方改革、子育て・ 福祉支援	B	・外国人研修生の受け入れでアパートを1棟借りたり、購入したりしている。
		・定住・移住者促進で、両親共働きの場合、子どもを見てくれる場所や仕組みがほしい。
	C	・旭市は福祉が充実している。
		・介護現場は担い手が少ない。(ヘルパーの高齢化)
公共交通の利便性 向上	B	・子ども食堂に食品を提供している。
		・旭市は小児科が少ない。
		・旭駅に駅員が居ないため、年配の方が切符を買えない。
空き家・空き店舗の 有効活用	B	・物流の働きが起爆剤、銚子連絡道の早期完成。
	C	・公共交通機関が少ない。(車が無くても生活できれば移住者が増え高齢者の免許返納も増える。)
その他	A	・空き家の有効活用。
	C	・空き店舗は、住居と店舗が一緒になっている場合があるので、店舗のみ利用できる制度があると良い。
		・ふるさと納税のPRをもっと分かりやすく。
	C	・保健・医療面で、旭中央病院と綿密な連携をしたい。

<第2回>

分野(取組方向)	班	官民連携によるまちづくりに関する具体的な意見・提案
魅力創出・発信、 ブランド化	A	・長く安心して住める住宅の提供。安心して暮らせる家を、ポータルサイトで発信。
		・「旭はこんなに良い町」であることを子どもにアピール（大人になって思い出してもらえよう）。
		・市でバスツアーを実施するなど、市に住んでもらえるような仕組みづくりが必要。
		・ふるさと納税の返礼品に、旭市の商品をもっと取り入れてほしい。
		・旭の未来を考え、生産年齢人口の減少をどう覆すか。
		・遊休地を宅地にする取り組み、格安で住宅を提供。
		・市外に出た人が戻ってきてもいいなと思える施策をもっと必要。
		・他自治体との差別化を打ち出さないと人は来ない。
		・人口を増やす施策にお金を注ぐべき。
		・旭市は日本トップに入るものを有する、それを知る人がどれだけいるか。これらを数値化して把握するべき、市の事をもっと分かる必要がある。強みを把握するべき。
	・「旭に住むならこれを約束します」くらいの強いインパクトあるテーマを打ち出していく必要がある。	
	B	・ロケツーリズムは、メディアを使い情報発信している。旭市は劣っているところは無い。
	C	・食べ物が全ておいしい。
		・新しい人を呼ぶ時に、環境が温かい。
		・情報発信は、専門家に依頼した方が良い。市でやれる事にも限界はある。
		・旭市の売りをもっと磨いてほしい。
		・道の駅をもっとアピールするべき、地元のスーパーになっている。
		・道の駅の発信力が足りない、官民連携で、食材と情報発信できる場が必要。
		・福井県鯖江市はデザインの専門家に依頼し、ふるさと納税が約20倍になった。
		・石川県千里浜は、民家の前に車で走れる砂浜がある。
・旭市の海も努力が必要。ブルーフラッグビーチなどの国認証制度もある。		
・旭市の魅力は、自然と食。		
・安全な食をアピール。		
・中央病院の職員は、市外から来て、一緒に家族も来ている。都内に行かなくても、医療や美容は充実している。		
・道の駅は美味しいものが沢山ある。(ハマグリ、ピーナッツなど)		
・全国を見て回ったが、ブランディングとPRが大事。		
・インスタなど、発信力に力を入れている。そういったところからも働く場として興味を持ってもらいたい。		
観光・商業・農業振興	A	・力のある旭市の生産者をどうアピールしていくか。
		・「二世対決」のポスターを作り話題性を呼んだ(意欲のある後継者7名での取組)。
		・定住したら農作物をプレゼントするとか。農業、畜産が強いので生かしてほしい。
	B	・建設関係の友人を、補助金の相談で、商工会へ繋いだことがある。市役所は敷居が高いので、間に入るような人(旭マイスター)がいると良い。
		・農業は資金を支援してもらえるが、事業所はそうでは無い。
		・産業が足りないと感じる。海があり、丘側に産業を呼び込めれば。
C	・インバウンドへの取り組みが必要。	
仕事づくり・雇用確保	A	・結婚して、旦那さんはフルで、奥さんはパートの場合は、農業にぜひ来てほしい。(茨城から働きに来る人もいる。)
		・海までの交通手段を充実させたい。
	B	・市に任せきりにせず、企業もやっつけていかないと人は来ない。
		・地方公務員や銀行員も副業しても良いのでは。人手不足解消になる。
		・クラウドファンディングの仕組みで産業不足に取り組む。資金を集めて起業するまで、市で協力できる仕組み、失敗してもフォロー・チャレンジできる環境があると良い。
		・全国的な課題として、人材不足があり現場が厳しくなる。
C	・様々な現場で人手不足があり、市全体で取り組めるものがある。	
・合同企業説明会を発展させてみては。		
・他市の取り組みで、主婦の仕事コンビニは良い。		

分野(取組方向)	班	官民連携によるまちづくりに関する具体的な意見・提案
働き方改革、子育て・福祉支援	A	・食品のライフライン、断水した時に、病院や老人ホームに水を届けた。もっと他の企業と協力できると良い。
		・茨城県境町は、ふるさと納税額が59億円で、「干し芋」「子育て支援日本一」をアピールし、英語に力を入れている。ホノルルホームステイは無料で、すべての子どもたちが英語を話せる街を掲げている。
		・子どもたちのために、住んでもいいと思えるかどうか。
		・「子ども」は大きなテーマ、未来をつくる存在、思い切った取り組みをするべき。
	B	・今後の課題は、小中学校の統合。
		・東京から移住して感じたのは、女性が外に飲みに行ける環境があると良い。息抜きができるような（女性が月に1回飲食が無料になる取組→実施しているところもある）。
		・人口の取り合いより、出生数が増えた方が良い。
		・人口増やすために、手厚い養育が必要。
		・子どもの叱り方が難しい。学校の先生は大変そう。
		・福祉の現場では、旭市はフランクに対応できていて、自然と良い関係が築けている。
交流・繋がりづくりの促進 (イベント開催等)	A	・介護スタッフも高齢化により80歳を超える人もいる。
		・なりたい職業に介護士は入らない、よく思われていないため、イメージアップが必要。
		・友人とイベントを開催した。袋公園で飲食店やキッズダンス等を行った。
		・市の後援をもらってイベントを行うこともある。
		・移住促進のイベントに、もっと予算を使っても良いと思う。
		・成田市は小さいイベントを多くやっている。「見てみたい」と思えるイベントをもう少し増やすべき。
		・事業者のイベントを、市がサポートできる仕組み、周知など一元的に管理しPR。
		・イベントで、会社の関係者限定だったのを、一般の人も入れるようにした。
		・自分が小さい頃、町民文化祭や、体育祭、子ども会など年間を通して楽しいイベントが沢山あった。
		・子どもにとって、合併して広くなった分、旧干潟から市街地が遠い印象。地元のイベント感が無くなった。
	・子どもだけで楽しめるイベントが少ない。	
	・重機が並んでいるのを見るだけで、子どもたちは目をキラキラさせている。イベントには感謝している。	
	・大原幽学でのキャンパや町がスキーに連れて行ってってくれるなど、他校の友達もできて良い思い出になった。自分が親になり、子どもをそのようなイベントに送り出したい。	
	B	・仲間がいるから故郷に戻りたいと思う人もいる。
	C	・海上キャンプ場が閑散としている。外で食べるから一層美味しい。専門的な人を置いて、企画やイベントをしてPR。
		・砂の彫刻イベントなども、徐々に疲弊して、イベントが続かなくなり、だいたい持ち出しをしている。
・昔はキャンプ等があり、魚を取ったり楽しく交流もあった。(子どもの時の体験は大事)		
・主催が地元の人なら、縁があってイベントも続くと思う。(教育委員会が主体となって行える部分もある。)		
・ホテルが出るような場所でイベントを考えてみては。		
・カブト虫やクワガタを取れる人に場所を教えてもらう。(昆虫採集)		
移住・定住促進、人口減少対応	B	・将来人口を48,000人としているが、目標は60,000人でも良いと思う。
		・なぜ人口が減少しているのか根本原因を考える必要がある。
	C	・旧海上中学校の跡地の利用。(分譲住宅など)
		・水道管が延伸されない地域がある。
スポーツ・健康増進	A	・東総運動場では、高校駅伝や、高校サッカーが行われ有名な選手も来ている。
		・スポーツの森や、野球場など、市の施設をどう生かしていく。
	B	・地域のスポーツ関係の取り組みを充実させることが必要。
		・体力作りは大事、心の面も成長できる。
		・体力づくりは仕事と結びついている。
		・企業として存続して、税などで市に貢献することを目標にしている。若者も家を持つことにネガティブ。
その他	A	・行政と民間との溝が無い。
	B	

＜全体のまとめ＞

“旭市のまちづくり”事業者意見交換会 官民連携のまちづくりの実現に向けて

第1回意見交換会の結果

経営課題	人材確保・育成 (含:学校教育)	市の魅力発信・地 域資源の有効活用	原材料価格・人件 費等コスト上昇	デジタル化・脱 炭素・働き方改革
	従業員の 高齢化対策	人口減少・流出 (担い手不足・ マーケット縮小)	各種助成・補助金 等の支援	交通アクセス・ 利便性
官民連携 まちづくり	魅力(食・自然) 発信・ブランド化	観光・商業・ 農業振興	企業業績の 改善・拡大	空き家・空き店 舗の有効活用
	取組が考 えられる 分野	仕事の場づくり・ 企業誘致・雇用確保	外国人労働者の 受け入れ	働き方改革、 子育て・福祉支援

第2回意見交換会の結果

取組テーマ	主な意見・提案	取組方向・取組例
魅力創出・ 発信及び ブランド化	<ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全な暮らしと住まいをPR。 ○ふるさと納税の返礼品に市の特産品を多数採用。 ○魅力の磨き上げとブランド化(他地域との差別化)。 ○魅力の強力な発信 (SNS・メディア発信+バスツアー等のリアル発信、対象:都市住民+市民・特に子ども)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業が自社のホームページ等で発信・PR ●特産品や商品・技術等を開発・提供、発信・PR ●特産品を贈答で活用
交流・繋がり づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○個別企業のイベント・催事を近隣住民にも開放(企業のPR+コミュニティの醸成、子育て支援・教育)。 ○企業のイベントを市が支援する仕組みがあるとよい。 ※昔は地域でイベント(文化祭・体育祭・子供会等)が多数あり、そこでの家族や友だちとの楽しい思い出が財産。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自社のイベントを近隣住民等に開放(交流促進) ●近隣企業と連携・共催 ●市は情報発信や集客、各種調整等で協力
仕事づくり・ 雇用創出・ 働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ○企業自らが自社のアピールと従業員募集に取り組む。 ○合同企業説明会の充実と市を挙げた取組(参加企業増加、多様な雇用ニーズの収集・発信)。 ○起業・創業及び副業・兼業の推進と支援。 ○子育てママのちょっとした仕事づくり(お仕事コンビニ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自社の従業員募集サイト(自社のPR)の拡充 ●合同企業説明会参加 ●多様な働き方の実践(子育てママ支援他)
子育て・福祉 の支援及び 災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援と教育面(英語教育日本一など)での特徴的な魅力創出・差別化。 ○女性・子育てママの「息抜き」の場・環境」の創出。 ○災害時における物資提供等の協力体制の確立(協力企業とできること等の情報共有)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自社で取組可能な子育て支援や子ども・学生への職業教育等の支援 ●災害時対応の協力体制への参画と情報共有
観光・商業 ・農業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○農畜産業の強みを移住者誘致に生かす(移住者への特典(農畜産物)供与など)。 ○「旭マイスター」(仮):移住・就業希望者と市・地域(自然・名所旧跡・住宅等)・企業等との橋渡し役が必要。 ○インバウンド誘致への取組。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自社サイトでの魅力発信(市のサイトともリンク) ●取引先へのPR ●「旭マイスター」(仮)への登録(含:社員)

2 策定組織

(1) 旭市総合戦略推進委員会

◎旭市総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭市総合戦略の推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、旭市総合戦略推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関する事項
- (2) 総合戦略の効果の検証に関する事項
- (3) 定住自立圏構想に関する事項
- (4) その他総合戦略の推進に必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の情勢に精通している者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(旭市総合戦略懇談会設置要綱の廃止)
- 2 旭市総合戦略懇談会設置要綱(平成27年旭市告示第106号)は、廃止する。
(旭市総合戦略評価委員会設置要綱の廃止)
- 3 旭市総合戦略評価委員会設置要綱(平成28年旭市告示第169号)は、廃止する。

◎旭市総合戦略推進委員会委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	鎌田元弘	学識経験者 (千葉工業大学教授)
2	副委員長	柳明美	市民代表 (旭市保健推進員会長)
3		鈴木正雄	行政機関代表 (海匠地域振興事務所所長)
4		加瀬哲郎	産業界代表 (旭市商工会青年部部長)
5		林千夏	市民代表 (旭市男女共同参画推進懇話会委員)
6		伊藤直美	市民代表 (旭市子ども・子育て会議委員)
7		嶋田隆	金融機関代表 (千葉銀行旭支店支店長)
8		奈良暁子	産業界代表 (地独)総合病院国保旭中央病院職員)
9		石毛良樹	産業界代表 (JAちばみどり青年部委員長)
10		佐藤勝彦	市民代表 (旭市消防団副団長)
11		梅田和男	労働関係代表 (銚子公共職業安定所(ハローワーク銚子)所長)
12		宮内夏子	産業界代表 (旭市介護認定審査会委員 東風荘松里館職員)
13		飯田周作	産業界代表 (旭市雇用対策協議会 北総通運(株)社長)
14		嶋田明範	産業界代表 (旭市飼料米生産者協議会会長)
15		加瀬修一	市民代表 (旭市PTA連絡協議会顧問)
16		花香真菜	市民代表 (旭市学校再編地域検討会議委員)
17		西坂重信	市民代表 (デジタル分野)
18		水野竜也	産業界代表 (観光物産協会 事務局長)

(2) 旭市行政改革推進委員会

◎旭市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の行政改革の推進に当たり、幅広い見地から意見を求めるため、旭市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革アクションプランの策定に関し必要な事項を調査及び検討すること。
- (2) 行政改革アクションプランの推進について必要な提言等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた見識を有する者その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政改革推進課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第67号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第70号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日告示第8号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成30年4月22日から施行する。

◎旭市行政改革推進委員会委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	高 根 雅 人	市政について優れた見識を有する者
2	副委員長	齋 藤 広 一	市民代表
3		石 毛 佐 和 子	市民代表
4		岩 井 義 正	市民代表
5		大 塚 成 男	市政について優れた見識を有する者
6		加 藤 信 行	市民代表
7		金 杉 光 信	市民代表
8		小 関 友 紀 子	市民代表
9		多 田 典 子	市民代表
10		浪 川 勝 子	市民代表
11		平 野 優	市民代表
12		宮 嶋 弘 美	市民代表

(3) 旭市国土強靱化地域計画検討委員会

◎旭市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭市国土強靱化地域計画を策定するにあたり、旭市国土強靱化地域計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、旭市国土強靱化地域計画に関する事項について検討、提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 各種団体を代表する者 7人
- (3) 市民 4人(うち、2人は公募による。)
- (4) 関係行政機関の職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

◎旭市国土強靱化地域計画検討委員会委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	飯島 茂	旭市副市長
2	副委員長	船倉 武夫	千葉科学大学名誉教授
3		野口 欣一	旭市都市計画審議会会長
4		薄田 勝弘	ちばみどり農業協同組合 営農センター旭センター長
5		高埜 正人	(地独)総合病院国保旭中央病院 経営企画室長
6		海上 敏子	旭市赤十字奉仕団委員長
7		加瀬 真知子	旭市民生委員児童委員連絡協議会 高齢者・障害者問題対策部会長
8		加瀬 正彦	旭市区長会会長
9		伊東 幸子	主任介護支援専門員
10		鈴木 正雄	千葉県海匠地域振興事務所所長
11		岩井 克彦	千葉県海匠土木事務所所長

3 今後の財政見通し

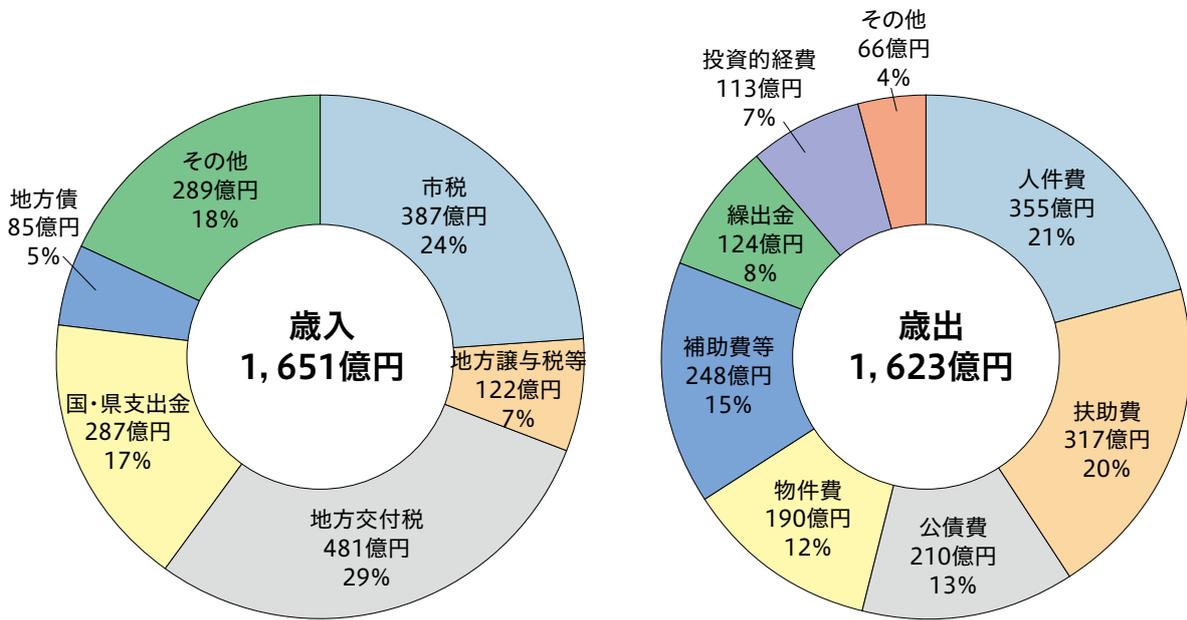
本市では、合併以降、国や県からの各種財政支援を活用し、健全な財政運営に努めてきました。今後の財政見通しについて、歳入は、最低賃金の引上げなどの賃金上昇による所得の増加から、市税の増収が期待できるものの、物価上昇や世界情勢などが景気を下押しする可能性もあることから、決して楽観視できる状況ではありません。

一方、歳出面については、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新にかかる支出の増加が避けられない中、エネルギー価格や労務単価の高騰、物価高などによる経常経費の上昇が想定されることから、以前にも増して財政負担が増えていくことが強く懸念されます。

そのため、今後とも持続可能な財政運営を行うためには、歳入については、財源確保に向けた一層の努力と限りある財源の徹底した有効活用に取り組み、歳出については、今以上に徹底した効率化、事務改善などによる支出の抑制に取り組む必要があります。

財政推計

総合戦略計画期間（令和7年度～令和11年度）の5か年の財政見通しについては、市独自推計の場合、歳入総額1,651億円、歳出総額1,623億円と見込んでいます。



※本推計は決算額をベースに推計しています。

■用語解説

	用語	解説
あ 行	空家等	建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
	アクションプラン	戦略や改革の具体的な施策を進めるための計画のこと。
	歩きたくなるまちチーム	適度なウォーキングは健康に良いとされている。歩きやすい環境を整備することによって、運動を始める、あるいは続けるきっかけになることを働きかける取組を行う。
	RPA (Robotic Process Automation)	人が行う定型的な作業を、人が実行するのと同じかたちで自動化するシステムのこと。これにより、効率向上やエラー削減が可能となり、業務効率が大幅に改善する。
	アンコンシャス・バイアス	無意識の偏見・思い込み。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに認知や判断を自動的に行き、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していない。
	EVバス	電気自動車（EV）の一種で、電気駆動するバスやタクシーを指す。EVバス・タクシーに移行することで、排出ガスによるCO2の削減や、騒音の低減効果などのメリットがある。
	ウェルビーイング（Well-being）	心身の健康に加え、感情として幸せを感じたり、社会的に良好な状態を維持していること。世界保健機関（WHO）憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。
	海業（うみぎょう）	海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、国内外からの多様なニーズに応えることで、水産物消費の拡大、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す事業のこと。
	AI-OCR	人口知能技術を活用した光学文字認識（OCR）システムで、PDFや画像に書かれている文字列を、デジタルなテキストデータに変換する技術のこと。これにより、業務の効率化やデータ入力の自動化が可能になる。
	AED（Automated External Defibrillator）	自動体外式除細動器のことで、突然心停止状態に陥ったとき、機器が自動的に判断し、必要に応じて心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。
	ALT（Assistant-Language Teacher） TA（Teaching-Assistant）	ALTは外国語を母国語とする外国人英語等教育補助員で、TAは日本人英語指導助手。ともに学級担任や英語担当教員と協力し、英会話の練習相手になったり発話を促したりするなど、さまざまな形で子どもたちの学習をサポートする。
	SNS (Social-Networking-Service)	インターネット上で他人とつながり、情報を共有するなど交流できる仕組み。X（旧Twitter）やFacebook、Instagramなどがある。
	SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)	「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
エリアビジョン	生涯活躍のまち・みらいあさひ周辺エリアの地域活性化を実現させるための指針で、コミュニティ参加と協働、経済・文化の振興、居住環境の向上、地域ブランディングの構築など、地域の将来の方向性や発展戦略を示したものの。	

	用語	解説
あ 行	LGWAN (Local Government Wide Area Network)	自治体間を相互につなげる行政専用の広域ネットワークで、自治体間の安全で効率的な情報共有を目的としており、行政サービスのデジタル化や業務効率化を支援している。 ※J-LIS(地方公共団体情報システム機構)が運営している。
	LGWAN-ASP (LGWAN-Application Service Provider)	地方公共団体向けに提供されるサービスプロバイダーのこと。行政専用の閉域ネットワークであるLGWANにおいて、安全かつ効率的に行政事務を支えるソフトウェアやサービスを提供し、自治体の業務効率化やコスト削減を支援する。
	LGWAN回線	地方公共団体間や地方公共団体と政府機関間の通信を行うためのインターネットから分離された行政専用ネットワーク。
か 行	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。
	観光DX	デジタル技術を活用することで、観光という非日常体験の魅力や観光サービスの質をより高めるとともに、観光客の諸データに基づく観光地経営を行い、来訪者の利便性と観光産業の生産性の向上を図ること。
	教育DX	教育分野におけるDXを進めること。単なるデジタル化・ICT化ではなく、ITツールやICT機器、システム等の新しい技術を活用し、効率的・効果的な教育・指導の実施など、教育モデルや指導自体を改革すること。
	業務継続計画(BCP)	行政や公共機関等が、大規模災害などが起きた場合に業務の継続、早期回復を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと。企業等が作成する事業継続計画と同様にBCP(Business Continuity Plan)と略される。
	業務継続マネジメント(BCM) Business Continuity Management	業務継続計画を策定し継続的に運用していく活動や管理の仕組みのこと。(1)事業の理解、(2)BCPサイクル運用方針の作成、(3)BCPの構築、(4)BCP文化の定着、(5)BCPの訓練、BCPサイクルの維持・更新、監査といった活動が含まれる。
	kg-CO ₂	CO ₂ 排水量で、ガソリン、ガス、電気などの使用量に係数をかけて算出するもの。
	区等	一定地域内の大多数の住民が参加して自主的に結成され、住民福祉の向上を目的として結成された区、自治会等これらに類似する組織のこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
	KPI(重要業績評価指標) (Key Performance Indicator)	各施策の進捗状況を客観的に検証するための定量的な指標のこと。
	交通DX	自動運転やMaaS、AIオンデマンド交通など、デジタル技術を活用した移動手段やサービス提供により、快適で利便性の高い地域交通と持続可能な地域社会を目指す、交通面におけるDXのこと。
交通GX	EVバス・タクシー導入や太陽光パネル設置、蓄電池・充電設備の共同利用など、化石エネルギーからグリーンエネルギーの利活用に転換し、環境にやさしい公共交通と持続可能な地域社会を目指す、交通面におけるGXのこと。	

用語		解説
か 行	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	コミュニティ・スクールは学校運営協議会が設置された学校のこと。学校運営協議会制度は、保護者や地域住民、学校の先生などが集まり、地域の学校に通う地域のこどもたちがどのように育ってほしいか、そのために何ができるかを話し合い、知恵を出し合う合議制の組織で、本市では、令和6年度から市内全小・中学校が「コミュニティ・スクール」となっている。
さ 行	災害弱者	①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難な者 ②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動を取る事ができない、または困難な者 ③危険を知らせる情報を受取る事ができない、または困難な者 ④危険を知らせる情報を受取る事ができても、それに対して適切な行動をとる事ができない、または困難な者のいずれかに該当する人のこと。
	災害派遣医療チーム (DMAT)	医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
	3T(トリアージ:選別、トランスファー:搬送、トリートメント:治療)	Triage(選別)、Treatment(治療)、Transportation(搬送)の3要素からなる、災害時に怪我人など大量の医療需要が発生し、医療供給を上回っている状況下で医療行為をする際に重要となる原則のこと。
	CCDプロジェクト (Cities Changing Diabetes)	本市と千葉大学医学部附属病院、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究のこと。2024年からCCDはCBH(Cities for Better Health ~まちが元気を創り出す~)に再構築されている。
	GX (グリーントランスフォーメーション)	石油等の化石燃料に頼らず、太陽光や水素などのクリーンエネルギーを活用して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組のこと。
	シティセールス	「まちを売り込む」ことであり、都市としての魅力を地域内外へ効果的にアピールすることで、人・モノ・お金・情報を呼び込み、都市を活性化し持続的に発展させようとする方策のこと。
	シビックプライド	「地域への誇りと愛着」を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという市民の“思い”を指している。地域の構成員であることを自覚し、地域課題を自分ごととして捉え、さらにまちをよくしていこうとする「意志」が含まれる。
	生涯活躍のまち	本市の宝であり診療圏人口90万人を誇る旭中央病院を核とし、同院から連携拠点である道の駅季楽里あさひを一体的にとらえて構想エリアとし、元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致と若年世代の流出抑制と流入促進、及び仕事づくりを実現させ、本市全体の活性化につなげるための拠点としての「新しいまちづくり」を行うもの。
	数値目標	将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標のこと。
	スポーツ実施率	20歳以上の週1回以上の運動・スポーツの実施率のこと。
スマート農業	ロボット技術やICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)などの先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。	

用語		解説
さ 行	3R	Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の頭文字を取った3つのアクションの総称。持続可能な未来のためには、「リデュース=ごみの発生や資源の消費自体を減らす」、「リユース=ごみにせず繰り返し使う」、「リサイクル=ごみにせず再資源化する」という3つの考え方へ意識を転換し、実践していくこと。
	生分解性マルチ	マルチとは作物を育てている畑の畝 ^{うね} を覆う被覆資材のこと。生分解性マルチは、土壤中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後のマルチの回収作業や廃プラスチックの処分が不要であり、環境負荷の低減とともに作業の省力化、それによる生産規模の拡大が期待できる。
	性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	仙台防災枠組2015-2030	2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において採択された、現在の国際的な防災対策の指針。同枠組では、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力等を規定している。
た 行	多面的機能支払交付金事業	多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、水路の清掃や除草など、地域の皆様が地域資源を適切に保全管理するために日頃行っている共同活動を支援するものです。交付金の使い道は地域で話し合い、活動参加者の日当や資材の購入費に充てるなど、それぞれの地域にあった取り組みに活用することができる。
	DEI (ディーイーアイ) (多様性・公平性・包摂性)	Diversity (ダイバーシティー)・Equity (エクイティー)・Inclusion (インクルージョン) の頭文字を取った言葉で、多様性などの実現に向けた取組のこと。
	DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用し、業務効率化やサービス改善を進めて住民の利便性向上を目指す取組のこと。
	DV	配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力のこと。
	TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)	自然災害などが発生した時に、被災自治体にむけて技術的な支援を行う部隊のこと。
	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として指定された区域のこと。
都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市が主体的に策定するもので、今後、市で行うさまざまな都市計画の指針となるもの。	

用語		解説
な 行	南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944年の昭和東南海地震及び1946年の昭和南海地震）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。
	2050年ゼロカーボンシティの表明	地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう努めるものとされている。こうした制度も踏まえつつ、自治体が脱炭素社会に向け、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ（CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）に取り組むことを表明すること。
	農業DX	スマート農業も含め、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革のこと。
は 行	Park-PFI	都市公園法の改正により新しく創設された公募設置管理制度のこと。 公園管理者が設置する都市公園内で飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）と広場や遊具等（特定公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定することで、都市公園の利便、魅力の向上を図るもの。
	8050問題	80代の親が50代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。
	パンデミック	感染症の世界的大流行のこと。
	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人。
	プライマリーバランス	社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税金等で賄えているかどうかを示す指標のこと。
	平均自立期間	日常生活を自立して暮らせる生存期間の平均のこと。
	ヘルシーナッジチーム	健康になるには、まずは家庭からということで、「知らないうちに健康になっている」を目標にした、誰もが気軽に取り組める健康メニューを日常に浸透させる取組を行う。
	防災行政無線（移動系）	車載型や携帯型の移動局と市役所との間で通信を行うもので、同報系が市役所行政機関と住民との通信手段であるのに対して、移動系は主として行政機関内の通信手段。
	防災行政無線（同報系）	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。
	防災DX	デジタル技術を活用して災害対応の効率化と高度化を図る取組のこと。
	ぼるぼる （事業名：日本一身近な海づくり 推進事業）	地域資源である海や海岸で遊びながら、自然を学び、守り、海を身近に感じながら暮らし続ける取組「Play（遊ぶ）、Learn（学ぶ）、Protect（守る）and Live（暮らす）with the Ocean（海）」にある5つのキーワードの頭文字「Plplo」から名付けられた。

用語		解説
ま 行	MaaS (Mobility as a Service)	地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものこと。
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者のこと。子ども・若者育成支援推進法は、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としている。
	ユニサポチーム	職場、家庭などの集団(ユニット)へアプローチし、運動・食事の改善を働きかける取組を行う。
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢・言語などに関わらず、すべての人に使いやすいようにつくられたもの。
	要配慮者	災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人。(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人など)
ら 行	リエゾン (災害対策現地情報連絡員)	大規模災害の際に、被災自治体へ情報収集、連絡要員として職員を派遣すること。リエゾン(Liaison)は、仲介、橋渡し等という意味のフランス語。
	レジリエンス(Resilience)	ストレス「ひずみ・ゆがみをもたらす外圧」に対して折れず曲げられず跳ね返すパワーのこと。「しなやかさ」とも訳す。「脆弱性」は反意語。
	ローリングストック法	普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法のこと。
	ロケツーリズム	映画やドラマなどのロケ地を訪ね、風景や食を堪能し、その地域のファンになっていただくことで、地域の経済効果を上げるとともに、観光客や移住者を増やし、また、ロケを受け入れることによりシティブランドの向上やシビックプライドの醸成を図る取組のこと。

第3期 旭市総合戦略

みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭
～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～

発行日 令和7年3月

発行 旭市

編集 企画政策課

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

TEL:0479-62-5307

旭市ホームページ

<https://www.city.asahi.lg.jp/>



